

まちづくり公益信託研究

トラス60研究叢書

まちづくり公益信託研究会

目次

まちづくり公益信託研究
1994年

序	1
第1部 まちづくり公益信託の位相	2
第1章 まちづくりにおける国家型と信託・財団	3
第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体 －日本におけるナショナルトラスト運動との関連で－	5
第3章 都市計画制度とまちづくりへの住民参加・住民自治	23
第4章 企業のまちづくりへの係わり方 －資金的支援を中心に－	40
第2部 まちづくり公益信託の展開	51
第5章 まちづくり公益信託の方法	52
第6章 まちづくり公益信託の分類と評価	88
第7章 まちづくり公益信託の誕生と展開	100
第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み －その構想、実際と課題－	143
第9章 まちづくり公益信託への提案	163
第3部 海外における市民のまちづくり活動と信託	174
第10章 イギリスにおけるボランティア活動の歴史と概要	175
第11章 アメリカのコミュニティ財団とまちづくり	182
資料編	194
各章担当執筆者	223

序

序

まちづくりはトラブルから始まる。視覚的にはそうである。ある朝、ディーゼル・エンジンの轟音で夢を破られる。クレーン車・ダンプカー・パワーショベル・コンクリートミキサーの集結に動転する。頭に血が上り、理性を失う。

役所に電話を入れても、応答がない。それもそのはず、日曜の朝である。びっくり仲間の近所の人達が集まり工事人から事情を聴こうとするが、知らない分からないの一点張り。とりつく島もない。一時間もすれば「着工完了」。緒戦の完敗。あとは、「絶対反対」の鉢巻組と「お上頼り」の訴訟組、それに腰を引く君子組。

開発と同義語化したまちづくりを見ると、良い開発・悪い開発・どうでもよい開発の3つに分けられる。良い開発とは、その地域の住民が望み、環境も改善され、その上、地域の経済に活力を与えるというものだと思う（A型）。反対に、悪い開発とは、その地域の住民に嫌われ、環境も破壊し、地域の経済も衰退させてしまう、そういうものではないだろうか（C型）。この2つのどちらにも入らないのが、どうでもよい開発だといえよう（B型）。やや誇張していえば、住民はA型を望み、開発業者はC型を目指し、行政はB型に落ち着きやすい。この3つの型は、先進資本主義諸国が、この50年間で経験したものである。

まちなみは全体として調和が必要である。そこに加えられる開発の手には、この調和を崩さない配慮が必要である。もっとも、一見雑然として調和なぞ何処にもなさそうな街も少なくない。そのような場合には、思い切ったニューモデルの建築も、将来への種をまく意味がありえよう。10年後、あるいは20年後、かつての住民が訪れた時、いい街になりましたねと、感心され、時には戻ってきたい、というような讃美の声が洩れるようになれば、その開発はA型だったことになる。

難しいのはここである。開発の計画の段階ではC型に見えても、結果においてA型になる！反対した人もじくじたる開発、――これがありうると思う。これを事前に理解する方法はないものか。結果良ければ全てよし！とうそぶくわけにも行くまい。何故なら、それでは結果を見ずに反対され、つぶされてしまう計画を救えないからだ。そこに住民参加の役割が浮上する。もともとA型かC型かの評価は住民が行う。そうであれば、その住民が、初めから計画に関わるのが良いに決まっている。これが住民参加の本来の意味である。しかし、住民参加と言っても、いろいろな形と内容が考えられる。単純に見て、直接参加と間接参加があろう。しかし、もう一つ、受働型と能働型がある。

かつては、受働型で且つ間接型だった。それが今日では逆転した。能働型で且つ直接型の時代が始まった。まちづくりに対する住民の地位が最終のレベルに近づき始めた。

公益信託は、それを制度的に支える為に登場した。まだ未成年者だが、間もなく成人に達しよう。1994年7月15日の進歩充夢がその象徴たる成人式になり得ればと願っている。本書は過去2年間、（財）トラスト60をバックに続けられた、まちづくり公益信託研究会の真剣な研究の成果である。

第1部
まちづくり公益信託の位相

第1章 まちづくりにおける国家型と信託・財団

都市計画の権原を国家が独占していた時代がある。各国家間の軍事的競合が激しい時代、都市は有機化した城である。中国でははっきりと、都市のことを城市と呼んでいる。北京の城壁は6頭の馬車が並走できることで知られていたが、十数年前、全て取り壊され、車道となった。しかし、西安では復元された。独仏も似ている。南仏カルカソンヌの城壁は、ほぼ完全な形を残している。アッピア街道に通じるローマの城門は、その名残を止めている。

都市は常に戦場になることを想定して計画されてきた。都市計画は国家主権の枢要な一部であり、計画高権とも言われる。宮本武蔵のまちづくりも有名である。最近まで建築法規は警察法の枠内に在った。

まちづくりを住民自身が行えば、住みよいまちが出来るのは当然である。多少のエゴも許されよう。経済も程よく循環する。太陽と緑、水と空気に恵まれる、住みよいまちの理想図が描き易い。しかしそのためには、何よりも平和が必要である。今日、先進資本主義国で、住民主体のまちづくりが一斉に広がった背景には、もう二度と大戦はないという人々の楽天的な予感があるように思われる。

1. まちづくりにおける国家型

上記のように、まちづくりにおける国家のリードは、平和世界の拡大とともに、次第に住民の意向を反映するものになりつつある。そのきっかけは、1968年のフランスにおける5月革命ではないかと思う。

当時私は、家族とともにフランスに住んでいたが、各大学における学生のスローガンは participation であった。パリではカルチュ・ラタンで銃撃戦まであり、私は一時、イタリアのベネツィアに避難したが、ドゴール大統領が学生の要求を丸呑みし、事態は収まった。この時から、「参加」は東欧を除く全ヨーロッパの合言葉となり、大学の運営における学生自治会の参加、企業の役員への労組の参加、そして都市計画における住民の参加が保障されるに至ったのである。参加といっても傍聴型ではない。決定への参画である。単に意見を述べ得る日本的公聴会方式ではない。

この様な決定参加型は、同時に住民自身の責任も要求されることになる。思い付きの言いっ放しは許されない。実際には、地方自治体の性格によって、各国ごとの特色が出る。首長が民選か官命かである。自治の伝統がある独仏では、いずれにせよ、参加の哲学は支持され易い。仮に首長が官命の場合にも、官すなわち中央政府が参加型になれば、官命首長と住民の摩擦は起こりにくい。5月革命の時、私は急にルソーの社会契約論を想起した。参加はその実践であろう。国家型と言っても、中央政府が参加型になりさえすれば、住民サービスは徹底し、まちづくりにおける民意の反映は高まる。現在の独仏はその水準に在る。

第1章 まちづくりにおける国家型と信託・財団

2. まちづくりにおける信託・財団

国家による都市計画の独占が続けば、まちづくりは国家目的に集約され、住民の意向は無視されよう。それにも拘わらず、住みよいまちづくりを住民が目指そうとすれば、国家目的と対立し、権力による弾圧を招来する。命賭けの運動となり易い。trustは信頼と言う意味だが、私の感じではフランス語の *solidarite* に近い。信頼して連帯し、少しでも人間的な都市空間を生みだそう！これがナショナル・トラストの始まりではないだろうか。権力の介入を招かぬよう、慎重な組織・行動が必要だったに違いない。この組織を法人にすれば、財団（法人）となる。そうしなければ信託である。前者はドイツ型、後者はイギリス型である。前者は責任の主体が明確で、基金の管理も目が届く。相応の事務所やスタッフも持てよう。反対に後者はフレキシブルである。要するにグループである。厳密な組織でもないから国家の介入もない。止めたい時はいつでも止められる。これがメリットであろう。しかしその反面、基金の管理がルーズになり易い。大きな企画を立てにくい（大きい計画は国家の手中に在る）。これが難点である。これを改善することは不可欠である。

第1に、基金の管理を銀行に依頼する（公益信託）。

第2に、大きな計画にも参加出来る道を開く（まちづくり基本法制定）。

第3に、基金に公財政の協力を義務付ける（基金と非課税）。

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体 —日本のナショナル・トラスト運動との関連で—

I はじめに

1. 「まち」とまちづくり

今日において、わが国の大部分の人々は、「まち」に住んで生活している。「まち」は、生産および消費の場であり、そこには人が集中し、生産および消費のための構築物が集積している。すなわち、生産活動・消費活動のための建物や施設、人々の生活の本拠である住宅、および道路・鉄道・上下水道等の社会資本が「まち」を構成している。これらの構成要素は、今日生活するうえで何らかの経済的有用性が承認された人工物である。しかし、「まち」を構成しているのは、これらのいわゆる「人工的（経済的）環境」部分だけではなく、緑・河川・湖沼などの自然環境や伝統的な建築物などの歴史的文化的環境もまた「まち」の重要な構成要素である。

今日では、コミュニティ（地域における人々間のあたたかなつながり）とともにアメニティ（地域における住民の精神的な快適さ・やすらぎ）や「景観」が、都市に住む者にとって重要なものとして意識されている。このことは、「まち」を構成する自然環境や歴史的文化的環境のあり方に大いに関係がある。すなわち、近年、「人工的（経済的）環境」部分により自然環境部分や歴史的文化的環境部分が徐々に、または急激に侵食されていることを経験して、人々は、アメニティや景観が「まち」にとって重要なものであるということ意識してきているのである。

「まち」は、全体的には、人によってつくられる人工的空間である。自然環境も「まち」にあっては古来の姿がそのままの形で維持されていることは少なく、その多くがここ数十年程の間に変化したり変化させられたりして人工的空間のなかに組み込まれた「自然」である。また、全く新たに人工的につくられた「自然」もある。その意味で、「まち」は、常に人の手によってつくられてきたものであり、将来も、つねにつくり続けられていくものである。

「まちづくり」の成否は、「人工的（経済的）環境」部分の整序だけにかかっているのではなく、「自然」や「歴史」・「文化」といった環境部分を、「人工的（経済的）環境」部分と調和させて、いかに巧みに「まち」という人工的空間の中に組み込んでい

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

くかということにかかっている。このような「まちづくり」を具体的にどのように行うかは、国・地域により、また、時代により異なっている。例えば、ヨーロッパの諸都市とわが国のそれとは歴史的に異なってきたし、また、わが国においても時代により地域により異なってきた。

2. まちづくりの主体

以上でみてきたように「まちづくり」は人の手でおこなわれるが、それでは、「まちづくり」はどのような主体によっておこなわれるのか。今日のわが国においては、基本的に、行政が「まちづくり」の主たる担い手であり、「まちづくり」の最終的責任者でもあるといえよう。行政が「まち」全体を見渡せる地位にあり、「まちづくり」のための財源と組織とを有しているからである。行政は、都市計画法、建築基準法、都市再開発法、国土総合開発法、国土利用計画法、生産緑地法、都市緑地保全法、文化財保護法などの法律や各自治体の条例に基づいて、「まちづくり」を具体的に実施しなければならない。

しかし、行政が「まちづくり」の主たる担い手であるといっても、「まちづくり」は、本来、その「まち」に暮らす市民のために行われるものであり、市民を無視したかたちで行政が「まちづくり」を行うことがあってはならない。先に掲げた現行の「まちづくり」に関する法は、必ずしも市民のための「まちづくり」が行政によって実施されることを保障する体系および構造にはなっていない。1992年の都市計画法の大改正によって、この点がどの程度実現されたかについては議論があるところである。

一般的にみた場合に、わが国のこれまでの「まちづくり」は、法の不備、経済的有効利用に力点を置く企業や行政、および「まちづくり」に対して関心のない市民の存在などによって、必ずしも成功をおさめてきたとはいいがたい。その最大の責任は、法の不備の改善に努めず、また、経済的有効利用に力点を置く企業や個人の行動を規制できなかった行政にある。

しかし、個別的にみた場合には、「自然」や「歴史」・「文化」といった環境部分を「人工的（経済的）環境」部分と調和させて「まちづくり」を成功させつつある地域もみられる。そこでは、行政がリーダーシップを取ったところもあるが、その多くは、その地域の市民が行政を突き動かし、また、行政と協力をしているのである（後述のナショナル・トラスト運動の事例参照）。

自然のままにしておいて、「まち」ができるのではない。人が「まち」をつくるので

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

ある。しかし、専ら行政に任せたままで美しいあるいは快い「まち」ができるのではないことは、わが国のこれまでの経験から実証済みである。美しい快い「まち」をつくるには、行政と共に、それを突き動かし、または独自に運動を展開する市民が必要である。そして、そのような市民の意思は、「まちづくり」団体というかたちで一つの理念のもとに組織化されることによってより強力なものとなる。

そこで、本稿では、このような市民による「まちづくり」団体のあり方について考察してみたい。そのために、まず最初に、地域の自然環境ないし歴史的文化的環境の保全をめざしているわが国でのナショナル・トラスト運動の展開を概観して、そこでの「まちづくり」団体の組織の現状を探ることにする。本来ならば、行政の「都市計画」に直接対抗ないし対応する形の、市民による「まちづくり」団体を考察すべきであろう。しかし、わが国においては、このような総合的かつ創造的な運動はいまだ未成熟であるように思われる。わが国における市民による「まちづくり」と関連する運動といわれるものの主流は、なお、マンション等の建設反対運動にみられるような個別具体的な「住民運動」であると思われる（このような運動も住民の「まちづくり」のひとつの意思表示として意義はあると思われる）。そこで、ここ20年ほどの間に各地で自然環境ないし歴史的環境の保全に限定されたものではあるが、特定の目的をもって市民の側から継続的、積極的に「まちづくり」にかかわっている地域のナショナル・トラスト運動団体を取り上げることにした。

そのうえで、現行の制度のもとで、市民の意思を最も有効に発揮できるような「まちづくり」団体・組織のあり方をやや一般化して考える。そして最後に、公益信託の活用の可能性について検討を加える。

II 日本のナショナル・トラスト運動と地域の組織・団体

1. 日本におけるナショナル・トラストの特徴と先駆的運動

(1) 日本のナショナル・トラストの特徴

日本におけるナショナル・トラスト運動は、ここ30年ほどの間に主にイギリスのナショナル・トラストにヒントを得て展開してきた。そこには、破壊の危機にある歴史的環境や自然環境を市民による募金によって地主から買い取るなどして保全しようという基本理念においては共通するところがあるが、イギリスのものとは異なる点もみられる。日本のナショナル・トラスト運動は、全国的規模で、全国民の遺産というべき歴史的名勝

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

や自然的景勝地の保全をめざすものとして展開してきたわけではない。どちらかという
と、その地域にある身近な自然環境や歴史的・文化的環境を地域の市民だけでなく広く
国民から寄金を募って保全しようというものである。その意味では、国民レベルの自然
環境・歴史的文化的環境の保全運動というよりも、地域の市民レベルの「まちづくり」
運動という側面を有しているといえよう。

それでは、次に、このようなわが国のナショナル・トラスト運動の展開を具体的にみ
ていくことにしよう（以下のナショナル・トラストに関する記述は、木原啓吉『ナシ
ョナル・トラスト』三省堂・1992年、同『暮しの環境を守る』朝日新聞社・1992年、社団
法人日本ナショナル・トラスト協会『ナショナル・トラスト・ガイドブック』1992年を
参照したが、個々の引用の注記は省略した）。

(2) 日本のナショナル・トラストの先駆的運動

イ. 鎌倉御谷の保存運動

わが国のナショナル・トラスト運動のさきがけをなしたのは、1964年（昭和39年）の
鎌倉市の市民による「財団法人鎌倉風致保存会」の運動であるといわれている。この運
動の発端は、同年、鎌倉の鶴岡八幡宮の裏山にある御谷（おやつ・都市計画法上は風致
地区）が不動産業者によって宅地造成の計画対象地となり、行政（鎌倉市および神奈川
県知事）にそのための手続きがなされたことによる。行政としては、業者の申請が現行
法上合法である以上、これを認めざるをえない状態であった。しかし、もしこのような
開発が認められると、若宮大路から鶴岡八幡宮の社殿をのぞむ、古都鎌倉の景観が破壊
されてしまうということで、鎌倉市在住の文化人（作家の大仏次郎氏ら）や財界人が中
心となって、開発対象地の買取り運動がおこり、前記「財団法人鎌倉風致保存会」を設
立して、1966年（昭和41年）には御谷の開発予定地の山林の一部1.5ヘクタールを1500万
円で買い取ることに成功した。同財団の募金運動は、1964年（昭和39年）から1968年

（昭和43年）までの約4年間で総額3137万余円を集めた（内訳は、個人が64件336万余円、
団体法人分が700万余円、鎌倉市から2100万円）。なお、1966年（昭和41年）には古都保
存法が制定され、同法によって、同財団の買取り候補地の一部が「特別保護地区」に指
定され、国により買い上げられたり、現状変更がきびしく規制されることになった。

この運動は、古都鎌倉という「まち」において、古都の自然および歴史的景観の保存
を文化人が中心となって呼掛けをして、行政の積極的協力を得て、財団法人を設立し、
短期間で多額の募金を集めるとともに、保全のための法律の制定を導きだしたものであ
った。

ロ. 天神崎の海浜の自然保全運動

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

和歌山県田辺市での天神崎の海浜保全運動は、鎌倉御谷の保存運動が「古都鎌倉」を背景として文化人の呼掛けと行政の積極的な協力によって、即刻、「財団法人」を設立することによって運動を展開したのとは対照的であった。天神崎の運動は、1974年（昭和49年）に同地が別荘地として不動産業者より和歌山県知事に対し開発許可申請が出されたことに端を発する。別荘予定地は、県立自然公園の区域内ではあるが、海辺の岩礁部が第二種特別地域、陸の部分が第三種特別地域に指定されているため、法的には（条例上）開発許可申請が認められてしまうことになる。そこで、同年、天神崎の近くに住む市民が「天神崎の自然を大切にす会」を組織して署名を集め県知事と田辺市長に陳情・請願をするとともに、さらに、「熱意表明募金」により同地を買い取る運動を進めた。同募金は、1974年（昭和49年）から1976年（昭和51年）までで393万余円が集まり、これにより天神崎の東側の岩山の山林2390平方メートルを350万円で買い上げた（第一次買取り）。その後、1978年（昭和53年）には、募金のほか一部の市民が個人的に銀行から融資を受けるなどして岬の中央部の湿原と山林6176平方メートルを5000万円で買い取った（第二次買取り）。市民の献身的な運動と行政への働きかけにより、1982年度（昭和57年度）には県と市の双方の予算に買取り資金が計上されることになり、また、全国各地からも募金が集まり始め、同年度後半の半年間で4000万円が寄せられるに至った（それまでの7年間での募金総額は2400万円）。第一次、第二次買取りに加えて、1983年（昭和58年）には自然観察施設をつくる予定地の1024平方メートルを買取り（第三次買取り）、1985年（昭和60年）には25969平方メートル（第四次買取り）を、1988年（昭和63年）には3752平方メートル（第五次買取り）を入手した（この時点までの入手は買い上げ計画全域13万平方メートルの34.3パーセントにあたる。なお、運動が始まってから1992年3月までの募金総額は延べ4万6000人からの3億7300万円に達する）。

天神崎保全の市民による運動は任意団体としてスタートしたが、その後、行政を巻き込むなど運動の広がりの中、多額の募金の管理、大口の募金の受付け、税制上の優遇といった点から財団法人化が準備され、1986年（昭和61年）に財団法人「天神崎の自然を大切にす会」が設立認可された。そして、1987年（昭和62年）には、税制上の優遇が得られる自然環境保全法人の第1号認可団体となった。

ハ、知床の自然保全運動

知床の自然を保全しようということで募金型で土地買取り運動を行ない、わが国のナショナル・トラストの代表的活動とされている「知床国立公園内100平方メートル運動」は、市民の団体が行った活動ではなくて、自治体が行ったものである（また、この運動は、「まちづくり」運動というよりも「大自然保護」のための国民的規模での運動とい

う性格を有するものであろう)。しかし、ここでは、後述の公益信託による「まちづくり」との関連から、その概略を示すことにする。

「知床国立公園内100平方メートル運動」の対象となった地域は、国立公園の第三種地区内にあり、もともとは入植地であったが厳しい気候等のため農業の継続が断念された離農地であった。開拓地450ヘクタールの一部は不動産業者の手に渡り始めたが、対象地120ヘクタールの土地所有者は、斜里町の勧告に従って不動産業者に売却せず、国立公園の乱開発に抵抗してきた人々であった。斜里町としても、この者たちを何とか救済したいと考え、最終的には、市町村振興基金から4000万円の低利の融資をうけ、とりあえずこれで対象地120ヘクタールを買取り、その借金を返済するために全国から寄金を募ることにしたのである。募金の方法は、「知床で夢を買いませんか」というキャッチフレーズのもとに、対象地を100平方メートル単位にして1口8000円で募金者に形式上分譲することにした。しかし、分譲した土地は分筆せずに所有権登記名義は斜里町のままとし、町が一括管理して植林して、将来的にも伐採することなく原生の姿にかえすことにした。この運動は、マスコミで大きく取り上げられたこともあり、大きな反響を呼び、1977年（昭和52年）から1980年（昭和55年）までの間に、はじめの目標である120ヘクタール分の土地取得費（融資金返済分）と植林事業費9600万円を集めた。その後、町は、買取り対象地を拡大して、1992年（平成4年）3月末までに全国の約4万人から約4億の募金を集め、買上予定面積471ヘクタールの約81パーセントにあたる合計383ヘクタールの土地を買い上げることに成功した。

知床斜里町の運動における今日の課題のひとつは、全国から寄せられる募金の管理とそのための人件費・事務費の負担および植林地の将来にむけての維持・管理に関する点である。植林地は、全国の不特定多数の人々から委託を受けて管理している財産なので、本来は、町の事務および財政から独立して保全がはかられていくのが望ましいというのである。町当局は、公益信託などの利用を考えているらしいが、自治省がこれには難色を示しているとのことである。この点については、後に触れることにする。

2. 地域のナショナル・トラストの現状と組織・団体

(1) ナショナル・トラストの現状

以上の先駆的な運動につづいて、ナショナル・トラスト運動は、その後も各地で自然環境や歴史的文化的環境を保全する運動として展開していった。そして、1983年（昭和58年）には、各地のナショナル・トラスト間の相互の情報交換などの連絡組織として、任意団体である「ナショナル・トラストを進める全国の会」が結成された。同会は、そ

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

の後、毎年1回、全国大会を開催したが、1992年には、環境庁の許可を得て、社団法人「日本ナショナル・トラスト協会」となった。しかし、運動の主体は、従来どおり各地の組織・団体であり、現在、同社団法人の会員となっている各地の組織・団体は30余りある（具体的な組織・団体名については後述（2）参照。その他、同社団法人の正式な会員とはなっていないが、これらの組織・団体と同様な活動をしているものも多くある）。

これら各地の組織・団体は、一般的にいうと、その地域の貴重で身近な自然環境ないし歴史的文化的環境を保全することによって、「まちづくり」を市民の手で行おうとする（一部の組織・団体においては、行政が市民と協力してこれを行おうとする）という点で共通するものがある。2、3のものを除いては、必ずしも遠方から観光客が訪れるような自然環境や歴史的文化的環境ではない（もっとも、このような運動と共にマスコミ等で紹介されたために、観光地となったところもある）。

このような各地の運動は、広く募金を集める点ではほぼ共通しているが、先の先駆的なナショナル・トラスト運動のように、環境を保全する方法として必ずしも土地の買取りだけを進めているわけではない。土地の賃借や地主との環境保全契約の締結によって当該環境を保全しているところもあるし、また、当該地域での観察会や実習・学習会などを定期的で開催しているところもある。このような意味で、当該地域の環境の保全や活用を通じて、さまざまな方法で「まちづくり」を行っている。

（2）運動の主体

すでに述べたように、日本におけるナショナル・トラスト運動は、各地域においてそれぞれの団体が独自に「まちづくり」を行っているが、「まちづくり」の担い手たる各団体ないし組織は、どのようなものであろうか。これを法的観点から分類すると、任意団体（組合ないし権利能力なき社団または財団）、自治体、公益法人（社団または財団）および公益信託の4つにわけることができる。各団体の活動の実例や法的な相違は、後に述べることにして、上記「社団法人ナショナル・トラスト協会」の会員となっている団体を中心に、その名称を次に示しておこう（1992年10月現在のものである）。

①任意団体

このような団体としては、「霧多布湿原ファンクラブ」（北海道浜中町）、「トラストサルン釧路」（北海道釧路市）、「トトロのふるさと基金」（東京都・埼玉県狭山丘陵）、「川越蔵の会」（埼玉県川越市）、「小網代の森保全運動」（神奈川県三浦市）、「稲村が崎古戦場・市民の会」（神奈川県鎌倉市）、「大平宿を残す会」（長野県飯田市）、「信太の森のシリブカガシを守る会」（大阪府和泉市）、「エコシステム」（熊本県阿蘇郡）、「美々津の歴史的町並みを守る会」（宮崎県日向市）などがある。

②自治体

自治体が運動をすすめているものとしては、前述の北海道斜里町の「しれとこ100㎡運動」（知床国立公園内開拓地跡地）がある。

③公益法人

このような団体のうち、財団法人としては、「小清水自然を語る会」（自然環境保全法人、北海道小清水町）、「前田一步園財団」（北海道阿寒町）、「足利市民文化財団」（栃木県足利市）、「埼玉県生態系保護協会」（埼玉県「見沼田んぼランドトラスト」、「上尾・桶川ランドトラスト」）、「佐倉緑の銀行」（千葉県佐倉市）、「せたがやトラスト協会」（東京都世田谷区）、「みどりのまち・かながわ県民会議」（神奈川県「葛葉緑地」、「泉の森」、「片瀬・川名緑地」「大崎緑地」）、「鎌倉風致保存会」（神奈川県鎌倉市）、「柿田川みどりのトラスト」（静岡県清水市）、「妻籠を愛する会」（長野県木曾郡）、「大阪みどりのトラスト協会」（自然環境保全法人、大阪府）、「天神崎の自然を大切にする会」（和歌山県田辺市）などがある。

なお、財団法人日本野鳥の会は、全国に72の支部がある（1992年10月10日現在）が、「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」（北海道鶴居町）、「ウトナイ湖サンクチュアリ」（北海道苫小牧市）、「オオセッカ村づくり」（青森県三沢市）においては、相対的に独立してナショナル・トラスト運動を行っているようである。また、財団法人日本ナショナル・トラスト（旧名称・観光資源保護財団）は、昭和43年に設立された運輸省所管の財団法人であるが、「天心遺跡記念公園」（茨城県北茨城市）、「大井川鉄道トラストトレイン」（静岡県金谷町）、「奥飛驒・白川郷」（岐阜県大野郡）などにおいて広汎な活動を展開している。

以上の財団法人としての団体ではなくて、社団法人として活動している団体としては、「トンボと自然を考える会」（高知県中村市）などがある。

④公益信託

このような団体としては、「遠藤基金・三多摩環境保全基金」（東京都）や「函館色彩まちづくり基金」（函館市）などがある（なお、両団体とも「社団法人ナショナル・トラスト協会」の会員ではない）。

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

図表2-1 主なまちづくりの担い手である社団法人ナショナルトラスト協会会員

①任意団体	霧多布湿原ファンクラブ	北海道浜中町
	トラストサルン釧路	北海道釧路市
	トトロのふるさと基金	東京都・埼玉県狭山丘陵
	川越蔵の会	埼玉県川越市
	小網代の森保全運動	神奈川県三浦市
	稲村が崎古戦場・市民の会	神奈川県鎌倉市
	大平宿を残す会	長野県飯田市
	信太の森のシリブカガシを守る会	大阪府和泉市
	エコシステム	熊本県阿蘇郡
	美々津の歴史的町並みを守る会	宮崎県日向市
②自治体	しれとこ100m ² 運動	北海道斜里町
③公益法人 (財団法人)	小清水自然を語る会	北海道小清水町
	前田一步園財団	北海道阿寒町
	足利市民文化財団	栃木県足利市
	埼玉県生態系保護協会 見沼田んぼランドトラスト 上尾・桶川ランドトラスト	埼玉県
	佐倉緑の銀行	千葉県佐倉市
	せたがやトラスト協会	東京都世田谷区
	みどりのまち・かながわ県民会議 葛葉緑地 泉の森 片瀬・川名緑地 大崎緑地	神奈川県
	鎌倉風致保存会	神奈川県鎌倉市
	柿田川みどりのトラスト	静岡県清水市
	妻籠を愛する会	長野県木曾郡
	大阪みどりのトラスト協会	大阪府（自然環境保全法人）
	天神崎の自然を大切にする会	和歌山県田辺市
	日本野鳥の会 鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリ ウトナイ湖サンクチュアリ オオセッカ村づくり	北海道鶴居町 北海道苫小牧市 青森県三沢市

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

	財団法人日本ナショナル・トラスト (旧名称・観光資源保護財団) 天心遺跡記念公園 大井川鉄道トラストトレイン 奥飛騨・白川郷	茨城県北茨城市 静岡県金谷町 岐阜県大野郡
③公益法人 (社団法人)	トンボと自然を考える会	高知県中村市
④公益信託	社団法人ナショナル・トラスト協会非会員	
	遠藤基金・三多摩環境保全基金	東京都
	函館色彩まちづくり基金	函館市

Ⅲ まちづくり団体・組織の種類と法的意味

すでに述べたように、市民によるまちづくり団体ないし組織は、法的には、任意団体、公益法人たる団体および公益信託たる組織の3つに分けられる。まちづくりの担い手たる集団の性格や目的などに応じて、団体・組織の法的形態が選択されうる。ここでは、これら3者のそれぞれについて、代表的な団体・組織の活動の概略を紹介するとともに、各団体・組織が有する法的性格を一般的な形で述べたうえで、特に、市民の意思が法制度上どのように当該団体・組織の活動となって「まちづくり」に反映するかについて考察を加えることにする。

1. 任意団体（組合、権利能力なき社団・財団）

(1) 任意団体の活動の事例および特色

市民による「まちづくり」団体のうち、任意団体とは、当該団体が行政から法人（公益法人）としての許可を得ていないものをいう。このような団体の数が全国にどれくらいあるかについての統計的資料は存在しないと思われるが、かなりの数の団体が存在するものと思われる（このような団体は、絶えず成立する一方で絶えず消滅し、また、「まちづくり」団体の目的や性格等も多様でありうるので、その実数の把握は困難と考えられる）。

「社団法人ナショナル・トラスト協会」に属している団体のうち、前掲「トトロのふるさと基金」も任意団体である。同団体は、東京の都心から約40キロのところにある狹

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

山丘陵の自然（雑木林）を開発から守ろうと1990年（平成2年）に発足した。その後、アニメーション「となりのトトロ」のキャラクターの使用許可を無償で得たこと等により爆発的な反響があり、1年足らずの間に約1万人から合計1億円以上の基金が寄せられ、1991年8月には、「トトロの森1号地」の買取りを達成した。

ところで、任意の「まちづくり」団体には、公益法人の前段階のもの（ないし公益法人化を望んでいるもの）と現時点では公益法人となることを予定していないものがある。現時点で公益法人となることを予定していないと思われる「まちづくり」団体を、上記のナショナル・トラスト諸団体についてみた場合、一般的に、その団体の構成員（ないし会員）が少なかったり、団体の財産が比較的少額であったりする場合が多い。また、当該「まちづくり」活動にそれ程資金を必要しなかったり、あるいは、当初の目的のかなりの部分がすでに達成された場合などもある。

(2) 任意団体の法的性格と課題

構成員（ないし会員）が少なく、団体の既存財産も少ない場合で、将来的にもこのような状態が継続することが想定されるような団体は、一般的に、法人格を取得する必要はない。これに対し、構成員（ないし会員）が多いか、または団体の既存財産が多くあり、また、将来的にも多額の活動資金を得ようとする場合には、法人格を取得した方が好都合である。ところで、任意団体のうち、公益法人の許可を受ける前段階の団体、あるいは実質的にみた場合には公益法人と変わらない団体については、法律学上「権利能力なき社団」または「権利能力なき財団」と呼ばれ、公法上は（例えば、登記手続や税制等の面で）、公益法人として扱われることはないが、私法上では（当該団体と第三者との取引等の面で）、基本的に民法上の法人に準じて扱われる（裁判所の判決も同様）。

このような「権利能力なき社団」または「権利能力なき財団」ではない一般的な任意団体は、法的には「組合」として扱われ、民法の組合に関する規定（667条～688条）によって法律関係が処理される。

「組合」としての「まちづくり」団体は、数人の当事者が出資して「まちづくり」に関する共同事業を営む約束をすれば、それだけで成立する（民法667条）。構成員各自が出資義務を負うが、これは共同事業のための会費の支払いでよく、また、それに代えて労務の提供でも足りる。当事者間で約束される共同事業の内容については制約はなく、「まちづくり」団体にあっては、どのような「まちづくり」活動でも（例えば、地域の緑化活動・ゴミ回収運動や自然観察会など）共同事業の内容とすることができる。この点で、構成員たる市民がその合意によりさえすれば（組合の意思決定は基本的には組合員の過半数で行う（民法670条1項））、団体についての何の制約もなく、自由に「まち

づくり」活動が展開できる。

しかし、その団体自体が法人格をもたない（個々の組合員＝構成員が権利・義務の最終的な帰着点となる）ことから、大きな財産の取引や管理（たとえば土地の取得や管理）など、大規模な安定した事業の遂行にとっては一般的に適するものではない。したがって、たとえば、上記の「トトロのふるさと基金」についても、多くの寄金を集めて土地を取得することはできたが、任意団体たる組合のままでは、団体名義で登記することができず（組合の代表者名義で登記せざるを得ない）、法的外観上はそれを団体の財産とすることはできない。それを団体の財産とし、将来にわたって当初の目的（自然の保全）を貫くためには、公益法人化が必要となる。しかし、後に述べるように、当該団体が公益法人となるためには行政上の許可を得なければならず、そのための様々な制約がある。なお、「トトロのふるさと基金」のような場合において、組合として取得した土地を県や市町村の関係自治体に寄付等をおこなって自治体に管理を委ねることも考えられるが、その場合には、組合員（ないし当該組合に寄金をなした一般市民）の意思が十分に生かされるような工夫が必要となる（公益信託の活用の可能性については後に述べる）。

2. 公益法人（社団法人、財団法人）

(1) 公益法人の性格および活動の実態

公益法人は、人の集団である社団法人と財産の集合体である財団法人とに分けられるが、共に主務官庁の許可が必要な公益・非営利を目的とした団体である点で共通している

（民法34条）。法人格を取得すると、それ自体が独立の権利・義務の主体となる。主務官庁の許可を得るためには、その目的とする「まちづくり」についての公益性（主務官庁が要求する「公益性」）が必要とされるとともに、その団体が持続的に公益活動を行うために、団体がある程度の基本的財産を有していることが要求される。

公益法人の実態をみると、行政主導型ないし行政事務補完型のものと、市民主導型のものとがみられる。この点を「社団法人ナショナル・トラスト協会」に属している団体についてみると、前者の代表的なものとしては、「せたがやトラスト協会」、「みどりのまち・かながわ県民会議」、「埼玉県生態系保護協会」などがあり、後者の代表的なものとしては、「天神崎の自然を大切にする会」や「柿田川みどりのトラスト」などがある。そのほとんどは財団法人であり、市民主導型の財団法人の場合には、前述した「天神崎の自然を大切にする会」に典型的にみられるように、任意の「まちづくり」団体から出発して、任意団体として募金により広く市民から資金を集めて保全すべき財産を取得し、その後、取得財産および募金による基金をもとに寄付行為（民法39条）をなし

て財団法人化するという過程をたどるのが一般的である（ただし、「前田一步園財団」のように一人の篤志家の寄付行為により財団が設立される場合もある）。次では、この市民・募金型の団体についてのみ言及する。

(2) 市民・募金型の財団法人の法的性格と活性化の課題

市民・募金型の任意団体の場合においては、その団体が掲げる「まちづくり」のための募金が集まり、その額が相当な額になったり、あるいは募金によって不動産等の財産を取得したときには、募金の趣旨を生かした形での財産の安定的・継続的管理が必要となってくる。また、将来にわたりさらに広範な募金活動により公益的「まちづくり」活動を展開していくためには、受け皿となるべきしっかりとした団体が必要である。ここに、構成員である各市民とは法的に独立して存在することができ、構成員の入れ替わりとは無関係に存続しうる団体が要請される。市民・募金型の「まちづくり」団体の財団法人化（ないし社団法人化）は、このような理由により一般的になされる。

ところで、財団法人は、寄付行為に基づく財産の集合体である。母体となった任意の「まちづくり」団体が財団法人化されると、法的には、母体たる「まちづくり」団体とは別の存在となり、そこには、「まちづくり」を熱心に推進した市民は構成員としては存在しないことになる。財産の集合体である財団にあっては構成員は存在せず、ただ寄付行為に基づく業務を執行する理事のみが存在する。したがって、財団法人化された「まちづくり」団体は、安定的ではあるが、後向きで静的な「まちづくり」団体となってしまう可能性を構造的に宿している。

そこで、従前の任意団体の精神（それは財団法人の根本規則である寄付行為に規定される）を受け継いで、なお活発な「まちづくり」活動を展開するためには、寄付行為（それには、財団の目的や理事の任免に関する事項等が規定される。）の作成に工夫をなし、また、適切な理事を据えて従前の市民の情熱を存続させることはもちろんであるが、場合によっては、母体となった「まちづくり」団体をなお任意団体として存続させて、財団の活動をさまざまな面で支援するとともに、見守っていく必要もあろう（その場合には、財団法人とこのような任意団体との適切な協力のあり方が問題となる）。

3. 公益信託

(1) 公益信託の性格と活動の事例

公益信託とは、委託者より受託者にその対象たる財産権を移転し、形式上受託者名義に移したうえで、受託者がその名義を用いて、あらかじめ委託者が設定した公益の目的に適合するように財産管理をなすものである（信託法1条、66条）。

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

「まちづくり」のために公益信託が利用されるようになったのは、信託法が1922年（大正11年）に制定されてから半世紀以上経過した1983年（昭和58年）の千葉県の「佐倉街づくり文化振興臼井基金」が最初であるといわれている（田中實『公益信託の現代的展開』勁草書房1985年。なお、他の分野での公益信託の最初の成立は1977年とのことである）。その後、今日に至るまで全国で30件程発足したが、そのほとんどは公的団体や行政が設立したものとのことである（日本経済新聞1993年10月3日の記事「文化を支える」）。市民主導型の「まちづくり」公益信託はまだ少ないが、ここでは、前掲の「遠藤基金・三多摩環境保全基金」（東京都）と「函館色彩まちづくり基金」（函館市）を簡単に紹介する。

「遠藤基金・三多摩環境保全基金」は、個人が退職金の一部100万円を信託銀行に委託し、その利子を毎年、地域の自然保護運動にたずさわっている団体や個人に助成する目的で1981年（昭和56年）12月に発足したもので（主務官庁である東京都知事の許可は翌1982年1月）、環境保護運動を助成する公益信託としては最初のものであった（その詳細については、前掲の木原啓吉『ナショナル・トラスト』187頁以下参照）。

「遠藤基金」は、環境保全という「まちづくり」のために個人が委託者となって設立した公益信託であるが、「函館色彩まちづくり基金」は、市民からなる任意団体が委託者となったものである。同基金は、色彩を中心として函館の昔の町並みを調査していた「元町倶楽部」が、ある財団の研究コンクールで研究奨励金2000万円の助成を受けたことをきっかけとして、この2000万円を出資して「まちづくり」公益信託を1993年に設立（北海道知事より許可も同年）したものである。2000万円という原資の運用益（利率を3%とした場合に年間60万円ほど）だけではなく、市民や企業から募金を集めて活動資金とし、地域の歴史的建造物の保存や各種のまちづくり運動を資金面で支援していくものである。

(2) 公益信託の法的性格

公益信託は、一定の財産を活用して公益活動をするという点で、前述の財団法人と共通するが、法的構成において財団法人と次の点で異なる。

すなわち、財団法人においては、出資された一定の財産を基礎として寄付行為により法人の組織を設立し、これをもって財産の帰属主体とし、理事がその法人の機関として公益活動を行うのに対し、公益信託では、出資された一定の財産を対象とする委託者と受託者間の信託契約に基づき、受託者が信託財産の帰属主体として契約内容たる公益活動を行うことになる。なお、一般に、公益信託の場合の方が少額の出資でも主務官庁の許可を得ることができるのが実状である。

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

公益信託の対象となる財産は、金銭はもとより、動産でも不動産でもよい（信託法14条参照）。信託財産は、受託者の名義に属し、受託者の管理に服するが、受託者自身の固有財産および他の信託財産とは区別され、特定の公益目的のみに適するように管理される（同4条）。不動産については、特別の登記手続がなされることによって信託財産である旨の対抗力を生ずる（同3条1項、不動産登記法110条ノ5）。

公益目的のための財産の拠出者である委託者は、個人でも法人でもよく、信託設定後も、なお特別の利害関係人として、信託管理人の選任申立（信託法8条1項）、信託財産に対する執行の異議申立（同16条2項）、管理方法変更の申立（同23条）、受託者解任の申立（同47条）などの関与権が認められている。受託者も、個人でも法人でもよい（今日は、受託者の多くは信託銀行がなっている）。公法人や自治体なども信託法上は受託者となれると解される（田中・前掲書104頁、165頁以下）。公益信託の受益者は、不特定多数の者（公衆、地域の市民一般）である。このような不特定多数の受益者の利益を保全するために、実務上、当初の信託行為において信託管理人が指定されるのが一般的である（信託法8条参照）。また、信託管理人のほか、公益信託の活動のために受託者に代わって実質的な運営に関わる運営委員会が設けられることが多い（岩田恒男「公益信託に関する実務」田中實編『公益信託の理論と実務』93頁以下）。

IV むすびにかえて

1. まちづくり団体・組織の必要性

今日の日本においては様々な分野でボランティアな市民活動がなされている。これは、人間の一面である利他心に根ざしながらも日本が経済的に「豊か」になり人々に「ゆとり」がでてきた結果でもある。他方、これは、今日の日本において、行政に期待できない「社会的貧困部分」がなお多く存在することの表れでもある。「まちづくり」にあっても、このことは例外ではない。行政に期待できない「まちづくり」の部門が存在することや、行政による「まちづくり」がかえって地域のためになっていないことなどの理由から、今日、各地で「まちづくり」に関連する市民運動や市民活動がおこっている。このような市民による「まちづくり」が、広範かつ持続的に活動するためには、しっかりした団体・組織または「装置」が必要である。単なる市民の情熱だけでは、運動が空回りしたり、長続きせず散発的で終わってしまうことにもなりかねない。

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

各地で「まちづくり」に関連する市民運動や市民活動がおこっている一方で、今日においては、自分の住む地域で直接的に「まちづくり」運動に携わっているわけではないが、自然環境や歴史的環境の保全を含めた「まちづくり」に関心を示し、さまざまな情報を通じて知りえた遠隔地の「まちづくり」運動に対し資金面等の協力をするることによって間接的に「まちづくり」に参加する市民が多数存在する事実もみられる。このことは、すでに述べた、知床、天神崎、柿田川、「トトロの森」などのナショナル・トラスト運動で実証済みである。このような広範な市民の資金面での協力・熱意を吸収するためにも、その受け皿としてのしっかりとした団体・組織ないし「装置」が必要となる。

本稿では、以上のような観点から、ナショナル・トラスト運動を中心に、わが国の「まちづくり」団体・組織の現状およびあり方についてみてきたが、最後に、今後の、市民による「まちづくり」の「装置」としての公益信託の可能性と課題について述べることにしたい。

2. 市民による「まちづくり」の「装置」としての公益信託

「まちづくり」の精神と理念を具体的な形で実現し、長期的に持続し発展させていくためには、しっかりした団体ないし組織が必要となることはすでに述べたが、しかし、市民による「まちづくり」の基本は、まちを見つめる地域の市民・住民の存在が基本である。これがなければ、いくらりっぱな「まちづくり」団体・組織を設立しても、それは形骸化したものになる。その意味では、市民の集合体である任意団体（組合）が、常に、「まちづくり」の出发点であり、「まちづくり」の理念と精神において中心的地位を占めていなければならない。この点に関しては、すでに公益法人（財団法人）について述べたところであるが、公益信託についても同様なことがいえる。

公益信託においては、委託者の財産が受託者に移転し、受託者がその信託財産をもって一切の公益活動を行うことになる。このことから、「まちづくり」公益信託の制度自体は、これにより特定の市民が直接に自分たちで「まちづくり」運動を展開していくための装置ではなく、特定の市民の「まちづくり」の思いが託されてはいるが、あくまでも受託者によって行われる不特定多数の一般市民のための「まちづくり」の装置である。今日ある「まちづくり」公益信託も、このような意味で、「市民による『まちづくり』」公益信託ではなく、「市民のための『まちづくり』」公益信託となっている。

筆者は、先に掲げた「函館色彩まちづくり基金」のような「市民のための『まちづくり』」公益信託の存在意義は大きく、今後も、さらにこのような「まちづくり」公益信託

託が多く成立されることを期待するものであるが、なおそれと並んで、「市民による『まちづくり』」公益信託を提唱したい。

「市民による『まちづくり』」公益信託は、信託制度を利用するが、基本的には、市民からなる任意団体（組合）がその目的たる一定の「まちづくり」活動を信託設定後においても自ら持続的に行うものである。ただその財産管理の側面についてのみ信託契約に基づいて受託者に任せるのである。そして、これは、主として日本各地のナショナル・トラスト運動において今後、利用しうるものとする。すなわち、市民からなる任意団体が、自然環境・歴史的環境の保全を目的として、広く寄金を募って保全すべき土地・建物を買収するという「まちづくり」運動を展開するが、その募金の管理および取得不動産の管理については受託者にその名義を移転して委せるのである。

ナショナル・トラスト運動において、信託制度を利用すべきだとする理由は、次の点にある。第1に、寄金によって土地や建物を取得した場合に、現行の法制度のもとでは、ナショナル・トラスト団体が法人でない限り、取得した土地や建物の所有名義をナショナル・トラスト団体の代表者などの個人名義とするか複数の者の共有名義とせざるを得ない。これは、外観上、名義人となった個人や共有者の固有の財産と区別することができず、また、相続等において問題を生じさせる可能性がある。この点で、いったんは個人や複数の者の名義とすることになろうが、これを信託財産の目的として受託者に所有権を移転してその名義としておけば、これらの心配がなく、当該ナショナル・トラストの財産であることが、より明確となる。第2に、しっかりした受託者が存在することにより、その後において寄金を募りやすいという利点もでてこよう（特に、企業や行政による大口の寄金については、このことがいえるのではないだろうか。なお、信託設定後の寄金は、当初信託財産に対する追加寄付ということになろう。）。第3に、上の2つのこととの関連で、ナショナル・トラスト団体が必ずしも財団法人等の法人格を取得する必要がなくなる。公益法人になるためには、前述のように、ある程度の基本財産が必要であり、また、法人格を取得した場合には、その法人を維持するための経費が必要となる。また、その設立時および設立後において行政の監督を受けるために、市民による活力が阻害されるおそれがないとはいえない。

ところで、ナショナル・トラスト団体によるこのような信託の利用においては、必ずしも公益信託である必要はないかもしれない。しかし、上記の3点との関連を考えると、公益信託である方が望ましいであろう。信託財産の受益者は、不特定多数の公衆であるし、その受益の内容（公衆が自然環境または歴史的環境の保全・利用によって利益を受けるといふ受益）も公益なのであるから、いくつかの乗り越えなければならない課題

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

(受託者が行いうる公益活動とは何か、受託者に信託財産たる自然環境や歴史的環境の管理能力があるか、信託財産の管理について委託者と受託者とはどのような関係に立つか、といった問題など)もあると思われるが、基本的には、このような信託についても公益信託として許可されるべきであろう。また、受託者については、現状ではそのほとんどが信託銀行であるが、公益信託についての行政上の許可の面において、信託銀行よりもその地域により密着をしている地方銀行などを受託者として認めるとともに、市町村などの自治体を受託者として認めるべきであろう(基本的には自治体を受託者となることが望ましい)。自治体が公益信託の受託者として認められることによって、前述した「トトロのふるさと基金」や「知床100㎡運動」が抱えている問題が解決しうるようになると思われる。

以上で、いまだ未熟なものではあるが、「市民による『まちづくり』」公益信託について提唱した。「市民による『まちづくり』」公益信託の活用によって、ナショナル・トラスト運動を含む、各地の市民による「まちづくり」活動がいつそう活発になることが期待できよう。最後に一言述べると、市民による「まちづくり」活動に対して、行政による資金面での補助(任意団体および公益法人や公益信託に対する補助)がいつそう望まれる(なお、環境基本法26条は、国は、民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする、と規定している)。

第3章 都市計画制度とまちづくりへの住民参加・住民自治

I はじめに

平成4年6月19日に成立した改正都市計画法は実に22年ぶりの大改正であった。従来のがわが国の都市計画制度は、広域のマスタープランあるいは土地利用計画とその実施手段としての用途地域制が主たるものであり、例外的に地区計画制度が利用されるシステムであった。ドイツにおけるFプラン、実施段階でのBプランをフレームとしてみると、わが国では、Bプランが例外的なものにすぎず、したがってFプランそのものも、たんに指導的な意味合いしかなく、その実施手段が極めて弱体であったことが特徴的であった。改正都市計画法はこうした制度的な欠陥を改善しようとするもので、市町村マスタープランの制度を導入したほか、用途地域の見直し、地区計画の推進方策、白地地区、都市計画区域外での規制措置の強化を行っている。

以下では、まず市町村マスタープランの意義および住民自治についてふれたいと思う。またそれらとの関連で、参加デモクラシーの問題について分析し、住民自治の実効性確保のための方策について述べることにする。都市計画制度は技術的な体系であるとともに、その策定過程、執行過程は現代のデモクラシーの問題とも深く関わっているからである。また制度の評価もどのようなデモクラシー観をもつかによって大きく左右される。したがって、ここではやや迂遠な感じもあるが、こうした原理的な問題についても述べることにしたい（改正都市計画法の概要については本稿末のコメント参照）。

II 市町村マスタープランの策定の義務づけ

1. まちづくりの計画的誘導

改正都市計画法では、その18条の2で市町村マスタープランを策定することを市町村に義務づけた。市町村マスタープラン（法律上の文言としては「基本方針」という）は、わが国の都市計画が用途地域制を中心にし、例外的に地区計画などを使うという従来の制度を反省し、文字どおり、まちづくりが計画的に誘導できるよう制度システムを変えようとするものである。ただ開発不自由の原則、建築不自由の原則を一挙に実現することは困難であることから、マスタープランというかたちでこれを段階的に誘導しようと

第3章 都市計画制度とまちづくりへの住民参加・住民自治

するものである。いわばソフトランディングのための方策といえよう。したがって、不十分なが、この市町村マスタープランが全国津々浦々策定されるようになれば、わが国にでも「計画なければ開発なし」の原則が実現するようになり、そうした意味では画期的な制度といえよう。

2. 都市の成長管理の原則

改正都市計画法によれば、市町村マスタープランは地方自治法を根拠とする市町村の「基本構想」（実際は基本構想にとどまらず、総合計画を策定しているところやこれに基づく基本計画、実施計画等が体系化されているところも多い）および都道府県の定める「整備、開発、保全の方針」（以下、「整開保」という）に即して定めることとされている。この市町村マスタープランの特徴の一つは、その範囲が「近隣住区」にちかい小学校区一つないし二つであり、その地区の将来像を明らかにすることとされていることである。ここでいう将来像とは「人口、土地利用、整備方針、誘導手法など」であり、それが将来的には地区計画にドッキングすることがねらわれている。

都市計画に際して、計画人口をどのように扱うかはきわめて困難な問題であり、都市の成長管理に関わるものとして、従来、重大な関心をもたれてきたものである。開発を優先する論者は人口抑制につながる「計画人口」論には反対であり、これに対し、主として先進的自治体では計画人口問題は「人口抑制」を帰結するところの、開発の抑制につながる論理として援用されていた。宅地開発指導要綱において「人口抑制」や計画人口をうたうことに対して、強力な反対論があったのもこうした文脈からである。今回の市町村マスタープランは、こうした争いに決着をつけて、計画区域の人口をどのようにするかを基本的に住民の意向や自治体の意向に委ねたものである。これによっていわゆる「計画人口」問題は住民、自治体の意思決定によることになり、開発自由の原則はそのかぎり、大幅な制限が行われることになった。その限り、改正法は都市の成長管理の原則を掲げたともいえよう。

3. 市町村マスタープランの公表

また改正法によれば、市町村マスタープランはその公表が義務づけられ、都道府県知事に「通知」することとなっている。都市計画決定は原則として都道府県知事の承認を受けることとなっているが、マスタープランは市町村が自主的に策定するものであるところから、承認ではなく、「通知」ということになっているものである。ここでも（あるいは法的には）、市町村自治体の主体性が肯定された意義は大きいといえるべきである。

う。むろん、都道府県は「整開保」をつうじて（おそらくは従来の都道府県の開発の方針があるので、「整開保」よりは詳細で図面化された都市マスタープランとか都道府県マスタープランが策定されるであろう）、市町村との「調整」を行うことになり、また個々の市町村マスタープランについても「調整」過程を通じて、関与してくることになるのであるから、市町村のマスタープランが都道府県知事の「通知」されるといっても、実際には「調整」済みの結果の「通知」となる公算も強い。そうした意味で、この「通知」の制度が形骸化する可能性もある。しかし、市町村と都道府県とが、市町村マスタープランについて調整がつかない場合、合意が出来ない場合、あるいは困難となった場合は、法律上は都道府県よりは市町村の判断が優先されるのであるから、その権限を認めた意義はきわめて大きいというべきである。この点は強調しても強調しすぎということはないであろう。本来のあり方は市町村にもっと実質的な権限も認めるべきであるが、今回はその第一歩というべきである。

さらにこうして策定された市町村マスタープランは、市町村の都市計画を拘束することになり、たんなる目標ではなく、実質的にマスタープランを担保するものとなっている。この点は緑のマスタープランよりは数段強力なものといえるであろう。

なお改正都市計画法の文言上は明示されていないが、白地地区、都市計画区域外においても、マスタープランが策定することができる旨の国会答弁がなされている。したがって、こうした地域を有する自治体は積極的にマスタープランを策定すべきであろう。マスタープランの策定には時間がかかるであろうが、すくなくとも数年後には、マスタープランも策定せずに開発指導要綱により指導をおこなっているような自治体がなくなることを期待したい（むろんマスタープランが策定されても指導要綱は内容の改正はなされるが、存続はするであろう）。

Ⅲ 市町村マスタープランにおける「住民参加」

1. 住民参加の方法

市町村マスタープランについては、公聴会など住民参加のための措置をとることが法律上も明示されている。しかもその参加のあり方については建設省もモデルを示すことなく、それこそ各自治体の自主性に任されている。自治体によっては地区協議会のような組織を設けて、マスタープランを策定する自治体も出てこよう。そしてこうした自治体では計画策定にむけた条例なども制定されていくことになると思われる。これに対し、

従前の如く、形式的な審議会等ですます自治体もあるとおもわれるが、こうした自治体の場合は地区計画までに発展させることは極めて困難になることが予想され、マスタープランの機能を生かしきれていないことになる。

2. 「住民参加」と「住民自治」

市町村マスタープランにおける住民参加については、議論の筋道として二つほど注意すべき点がある。ひとつはマスタープランの策定が果して住民「参加」にとどまるものであるかどうか、「住民自治」まで要求しているのではないかということである。いまひとつは、住民参加にしる住民自治にしる、これに消極的な自治体が多いが、そもそも住民をこうしたマスタープランに参加させることの必要性なり、正当性はどこにあるかという問題である。

第一の問題は、市町村マスタープランにおける「住民参加」の意味をどのように捉えるのかという問題である。従来、自治体行政について住民参加が必要であることは種々の局面で強調されたし、また一定程度、それが実現されたところも多い。しかし、その建て前はともかく、住民参加の内実についてはほとんど論究されていないことが一般的であるし、また実証的な研究も多くない（住民参加の分類として「住民自治」にふれるにとどまっている）。しかし、よく考えてみると「住民参加」と「住民自治」とは性格がまるで異なっているのであって、住民参加の延長上に「住民自治」を展望するのは一つの政治理論的な切口でしかないことに留意すべきである。まず挙げられるのは、住民参加の場合は住民には計画についての決定権限がないことである。住民参加については、参加の態様も程度も千差万別ありえるであろうが、最終的な決定権限が与えられていないことは共通しているのである。決定の主体はあくまで行政機関の長か議会ということであり、住民の主体性は原則的に認められていないわけである。

これに対し、住民自治の場合は、意思決定の主体が住民にあることになる。この場合、重要なことは、住民主体といった政治スローガンとして抽象的に捉えられた住民ではなく、計画区域に住む具体的な住民による意思決定が行われることである。つまり住民自治とは、その地域に具体的な生活をしている、固有名詞をもった住民が近隣の人たちと討論し、研究し、自ら意思決定をすることなのである。

3. 自治体政府の役割

ところで、ここであえて住民参加と住民自治が次元を異にするほどちがうといったのは、意思決定を誰が行うかということが、じつは自治体政府のあり方をも規定するから

である。住民参加の延長上に住民自治を展望する多くの政治理論は、住民自治が自治体やひいては国のあり方までもかえるような、システムの変化をとまなうところまで意識していないように思われる。おそらく住民自治といっても公民館の住民管理とか、コミュニティ施設の住民委託などがイメージされているからであろう。こうした住民管理とか住民委託は、実際のところ、一部のリーダー的な住民によって担われていることが多く、「住民自治」といっても「強められた住民参加」的な意味あいしかないからである（公の施設の住民委託は法的な規制や予算制約もあってあまり自主性が働く余地が大きい）。

「住民自治」の本質的要素は、当該地域に住む住民の利害が相対立することを前提に、それを調整する過程にある。それを自治体の行政担当者が行うのではなく、住民自ら行うところにあるのである。したがって、住民がみずからの利害のみずから調整するという過程を直接に含まないものは「住民参加」ではありえても、「住民自治」ではありえないことになる。

住民自治がこのようなものであるとすると、自治体政府の役割はこうした住民の自主的決定を支援する行政でなければならなくなる。財政的な援助のみならず、専門的知識の面でも、また重要な情報についても（多分に加工が必要であろうが）支援するシステムが確立されていなければならない。そして自治体政府がこうした「支援型システム」へ祖替えされることによって、住民自治は真に生きたものとなっていくであろう。

4. 住民自治に基づく個別の利害調整

市町村マスタープランに即して考えると、この計画策定において重要なことは、計画区域が非常に小さいこと、個々の生活者たる住民に直接の利害関係があること、しかも全員の利害が関係していることである。ここに行政の担当者が関与するとすると、それは個々の権利者の利害調整ということになるが、行政の関わり方は通常、もっと一般的なものであるから、この調整には当然限界があることになる。つまり自治体政府の役割は通例、一般的な公益の増進にあるから、個別の利害調整には向かないのである。したがって、本質的に行政的決定をすることは困難であることになる。市町村マスタープランのような小地域の将来計画を策定を強権的に行うことは不可能であるし、行政側は原案すら作成できない可能性があるのである。また議会も事情は同様であり、いやむしろ利害が直接的であればあるほど、タッチしたくないということになろう。住民自治ということが前面に出ざるを得ないというのは、こうしたコンテキストがあるからである。いずれにしても、改正都市計画法における市町村マスタープランは、たんなる「住民参

加」ではなく、「住民自治」に基づくものでなければならない。少なくとも住民自治の系列のなかで、取り扱うことをしなければ、この計画は、逆に自治体行政に相当重い負担を残すことになる。

ところで、こうして住民自治が重要ということになるが、それは現代の民主主義との関連ではいかなる意味、いかなる機能を有しているのであろうか。市町村マスタープランという計画を対象にした場合でも、何故に住民自治まで行かなければならないか、それを正当化し、根拠づけるものはいったい何なのか。ここでは原理的な問題が提起されていることになる。

IV 住民参加・住民自治の原理論－参加民主主義の理論－

1. 現代の民主主義理論の二つの潮流

そこで、ここではやや原理的な問題にたちかえって、住民参加や住民自治が現代の民主主義理論の下でいかなる位置づけをもっているかということを取り上げてみたい*1)。民主主義といえば代議制民主主義、代表民主主義と理解されるが、なぜ住民参加や住民自治なのかということである。住民参加が主張されて久しいが、いったいいかなる根拠で住民参加や住民自治が正当化されていたのか。代表民主主義ではなぜダメなのか。これをもういちど整理することによって住民参加、住民自治の原理をもう一度確認しておきたいのである。

問題は民主主義とはいったい何か、ということである。まず現代の民主主義理論の中ではふたつの大きな潮流があることに注意しなければならない。ひとつはリーダーなし政治的エリートがいかに多くの投票を獲得するかの競争こそがデモクラシーの本質であるとする考え方である（競争的民主主義）。これによれば「選挙」こそ民主主義の第一義的な要素であり、この選挙をめぐるリーダー達が競争するところに民主主義が成立するとするものである。いまひとつは参加民主主義といわれるもので、デモクラシーにおいては選挙民による問題の決定こそが重要であり、ふつうの市民が政策決定に参加することがノーマルでかつ正当であると主張するものである。

2. 競争的民主主義

競争的民主主義といわれる現代の代表民主制理論は、民主主義を、リーダー達が人民の投票を求めて競争的戦いを行うことによって、政治的決定をおこない、ものごとを決

定する力を獲得する制度装置であるとするものである。いいかえれば人民の役割は、政府を作りまたは交代させることにあるのであって、個々の政治的決定に参加することではないとするわけである。この見解は大規模でしかも価値の多様化の下にある現代社会の政治理論として確かに妥当な見解である。

3. 政治的無関心の機能

ところで注意すべきは、現代の代表民主制を強調する理論のもうひとつの根拠として、政治的無関心の役割を強調する立場があることである。それによれば、平均的市民は政治に関心がなく、また政治に参加しようとするものではない。むしろ少数のリーダーと多くの政治的無関心こそが体系としての民主主義を安定させているとする。政治的無関心こそが社会の中の不一致や変化のショックをやわらげ、社会を安定させる機能を有するとするわけである。いわば制限された参加と政治的無関心が異質な構成をもつ政治社会では統合的機能を果たすというものである。

4. 代表民主主義の理論

こうして、現代の代表民主主義の理論は、競争的民主主義と政治的無関心の機能を根拠として主張されている。参加の側面から重要な問題を提起しているのは政治的無関心の機能を積極的に評価する考え方である。競争的民主主義の考え方は、リーダーの競争によって市民の要求がより満足に近づくテーゼを出しているが、それは必ずしも参加の要求と矛盾しないからである。これに対し、政治的無関心の機能論は、参加民主主義の主張と真っ向から矛盾することになる。参加を強調する側からいえば、こうした考え方は「参加の行き過ぎ」が政治の安定を阻害するという理論に基づくのであるが、それが必ずしも実証的でないと反駁するのである。そして政治的無関心層が権威主義的、反自由主義的な態度をとりやすいこと、政治的エリートのほうがより自由主義的であるとはいえないことを批判している。さらにこのような政治理論の前提として、民主主義の条件が調っており、誰も政治から疎外されないことが前提とされるが、歴史的にみて、こうした条件が調ったことはなかったとしている。ここではなぜ人々が政治に無関心なのか、無関心が果たす機能は結局何なのかが問われているといえよう。

5. 参加民主主義の理論－「発達理論」

以上のような代表民主制の理論に対して、参加民主主義の理論は主として「発達理論」を根拠に主張されている。この考え方によると、民主主義は政治の機能としてたんに良

い政府を作るということだけでなく、「人間教育ないしは人間改革」的側面をもつものであるとされている。つまり人間は参加の過程をとおして、自由に目覚めると同時に、その過程によって自己の利益とは異なる「公益の存在」にめざめ、他者との協同の重要性を知ることによって、「公民」となると考えるわけである。参加民主主義の理論によれば、政治的無関心は人間の本来の性格ではなく、原因は社会や政治的な条件にあるのであって、こうした条件が調えば、参加は同時に教育的機能を果たし、個人の人格的表現が参加によってあらわになるとする。こうして参加民主主義の理論は、たんに政治的なものだけでなく、人間のあり方、個人のあり方、その背後にある社会的、文化的な改革をめざすものとして主張されているところにその特徴がある。

6. 参加と規模

もっとも古来からいわれているように、参加の問題は「規模」の問題から免れているわけではない。いくら参加といっても国家的規模や国際的な規模での参加に限界があることは、いうまでもないからである。そこで、最近の政治理論は、政治の基礎単位では参加民主主義、国家レベルでは競争的民主主義（代議制）と和解型代議制、国際レベルでは和解型代議制という区別をしている。和解型代議制とは社会が多極的構造をもち、個人は自己の集団に対する忠誠心が強く、たとえば国全体としては弱い合意しか存在しない場合である。多党化が固定しているような社会ではこうした和解型の代議制（一方のリーダーと他方のリーダーとの合意）によって合意を調達しないかぎり、政治的決定は不可能になる。いずれにせよ、こうした最近の政治理論からすると、基礎的な単位では参加民主主義が、住民参加とか住民自治が最も適切な制度として主張されていることになる。住民参加や住民自治はこうして「発達理論」によって基礎づけられることになる。

問題はどの程度の規模が適切であるかということであるが、少なくとも人口が8000人以下がもっとも参加率が高いとされており、コミュニティ規模ということになる。こうした規模で参加の条件が調えば、まさに「住民自治」が可能ということになる。

V 住民参加・住民自治の条件

1. 理念としての草の根民主主義

住民参加は現代のアモクラシーを再構築し、都市における人間的生活を復権する重要

な契機となるものである。「発達理論」が人間教育、人間改革を内蔵していることは前述のとおりである。こうした考え方はしばしば「草の根民主主義」（グラス・ルーツ grass roots）とよばれるが、いままで議論してきた住民参加はこうした草の根レベルのデモクラシーであったといえよう。しかしこうした住民参加についても批判がないわけではない。草の根の参加が呼びかけられているにも関わらず、それがgrass rootsまで浸透せず、grass topsで停止している例が多いからである。つまり、理念としては草の根レベルのデモクラシーがいわれても、実際は地域の有力者や一部のリーダーに運動が牛耳られてしまい、末端の住民までおよばないこともあるからである。こうしたことから、住民参加といっても結局、別の形でのリーダー間競争に過ぎず、政治的エリートの権力闘争との見方もある。これに対し、参加民主主義を標榜する理論家たちは、先に述べたとおり、条件が整わないためにそうした結果を招くことになっているとして、住民参加についての基本的な条件について論究している。それは次のような条件である。

2. 計画の早期段階での住民参加

第一は問題領域に住民参加の気風を作り、同時にリーダーを醸成することである。そのためには政策原案の作成に参加させる必要がある。その手法はたとえば原案を複数用意し、これについての意見を広く求めることである。住民参加の場合、公聴会が開催されることも多いが、たいてい基本的な政策は行政内部で決定済みであり、そうした変更をとまなう意見はたとえ正論であっても、通りにくい構造となっている。したがって住民に政策案を提示するときは、つねに代替案を示すべきであり、できればその各案についての評価、とくにそのコスト面での言及が望ましい。さらに住民への関心を引き起こすには、世論調査、意向調査を行うことが有効であることが多い。たんに政策に対する住民の反応をはかるためだけでなく、リーダー発見やその育成のために有効であることも多い。こうした観点からは世論調査も意向調査もサンプル数は大きいほどよい。もっとも世論調査や意向調査に対して、議会が積極的に反対をすることがあるし、消極的にも協力的でないことを認識しておくべきである。議員にしてみれば、世論調査や意向調査の結果に議会がしばられるおそれがあり、また、それがしばしば行政側の議会に対するコントロール手段として使われることを警戒するからである。極端な反応の場合には、世論や住民の意向の把握は自分たちが行うべき職分であるとし、行政側が議会の権能を侵害している、あるいはその恐れがあると主張する場合もある。ましてその調査がリーダーの発見・育成のためとなるならば、議員の他にいかなる意味で政治的リーダーが必要なかを追求されるであろう。したがってこうした調査を行う場合は、議員の役割、

調査の結果の資料の使い方等について十分、準備が必要である。これらは「素案の投げ込み」と調査とに定式化される。

3. メディエーターの育成

第二は自治体が住民の声を組織化するために、メディエーターを配置することである。まちづくりに市民参加の気風をつくり、地域の計画をつくりだして行くには、まず、市民に関心と呼び起こす必要があるが、そのために行われなければならない作業としては計画の早期の段階での市民参加とともに、こうした市民参加を促進するためのメディエーターの育成が必要である。通常、計画の策定段階ではニーズ調査をはじめとする各種の調査がおこなわれるが、その際、重要なことはたんに市民の意識を数量的に調査するだけでなく、調査の趣旨を具体的に説明し、また市民の質問にも応えられるような調査者が必要である。市民はこうしたインタビューを通じて自己の関心と呼び覚まされ、積極的に参加の契機を持つことになる可能性があるからである（こうした世論調査のあり方を参加的ポーリングと呼ぶことがある）。参加的ポーリングの調査者として自治体の職員が配置されたこともあるが、こうした場合は職員の教育、研修としての機能をも合わせ持つことになる。ただ、こうした新規の施策のために職員を配置する場合には、現在の自治体職員のルーティンワークの実際からみると、そうした訓練を受けていないことも含めて、かなり慎重に対応すべきである。むしろ懇談会や協議会、審議会などある程度の受け皿を準備したうえで、そこでの報告や意見に反映するという目的で、行政内部で浮き上がることを防止することが必要である。職員がこうした市民参加のために突出しないためには、通常の指揮監督とは別の横断的な組織による、あるいは外部からのサポートが必要である。

4. community development officerの役割

次に重要なのは、メディエーターとしてcommunity development officer（以下、CDOという）を置く場合である。イギリスなどでは議会制民主主義が新たな極面を迎えているという認識から住民参加が新たな位置づけがなされているが、そこでは地域問題に影響力をもつ積極的な少数者によるコミュニティ・フォーラムの形成とともにsilent majority の声を吸い上げるためにCDOを積極的に配置すべきであるとされている。CDOは声なき市民に情報を提供し、その反応をキャッチして、市民の自律的な組織を育成することを目的として活動する者である。また既存の組織との連絡調整やネットワーク化を図ることにより、「自前の福祉」の視点に立ったコミュニティを育成することにその

主眼がおかれる。CDOは地域連絡員として、一時期わが国にでもさかんに行われたことがあったが、その際はコミュニティの育成よりも「市民参加」にウエイトが置かれたため、市民の自主的な決定組織が根付かなかった恨みがある。今日の社会状況は、こうした状況と異なり、マスタープランや高齢者保健福祉計画のボランティア組織のように、行政のあり方が「支援型」にならざるをえないところきている。したがって、こうした状況においてこそ、CDOの役割は極めて大きくなる可能性がある。この関連で従来のCDOには職員が配置されていたが、今日では御用聞き風のCDOではなく専門的な知識と技術をもつCDOが必要であることにも注意する必要がある。というのは、まちづくりにしる福祉ボランティアにしる、特定の目的を持った機能的なコミュニティを育成していくには、ジェネラルな知識と経験を持つ自治体の職員よりは、その分野での専門知識と技術、経験を有している者による教育なり、指導が決定的に重要な要素となるからである。自治体における専門技術職員の地位の低さについては検討を要すべき場面が多いが、それはともかくとして、専門家によるCDOがどのように活動するかが、コミュニティの育成ひいては住民自治にとって決定的に大事なこととなることを認識すべきである。したがってこうした要員をどのように確保するかが自治体にとって重要な施策とならざるを得ないことになる。

5. *advocate*（専門的助言者）の育成

第三は、*advocate*（専門的助言者）の制度化の問題である。アメリカに始まったこの制度はもともと都市計画の分野で、専門家が無償で援助したのが始まりと言われている。「都市計画関係の在野の専門職業家が無償で住民団体の依頼に応じ、この住民団体に代表されている集団利益を弁護するために、公共機関が作成した計画に批判をくわえ、あるいは代替計画を立案し、さらにはこのような計画扶助活動を媒介にして住民運動の基盤をひろげ、その政治的影響力を補強していく運動」（西尾勝「行政過程における対抗運動」年報政治学1974・p123）である。

*advocate*の形態としてはコミュニティから委任を受ける場合と雇用される場合もあるが、いずれにしても市民、住民の声を反映させるシステムとして各国から高い評価を得ているものである。もっとも、わが国では、財政的な問題からこうした専門的助言者が市民、住民団体から委任を受けたり、雇用される可能性は極めて少ない。わが国では地域のコミュニティや住民団体が独自に財政的基盤を有しているところは極めて少なく、その団体性も、もっぱらプレッシャーグループとしてしか位置づけられていないところが多いのであるから、これは当然のことといえよう。

わが国で行われている専門的助言制度としては自治体が専門家を雇って、住民の意向を汲み上げ、場合によっては、行政側の意を体して市民、住民への説得をも行うというものが多し。行政と住民との緩衝剤として利用されているわけである。住民団体に財政的な基盤がないことからする帰結なのであるが、その独立性に問題があるという指摘も十分なり立ち得よう。しかし、住民サイドにおける住民運動のコストからしても、またそれに対応する行政側のコストからしても何らかのメディエーターがいるほうが便宜的であるから、可及的に独立性を確保させる努力をしながら、コミュニティを育成する方向で考えるべきである。そうした意味でわが国における専門的助言制度は、数は少ないながら、それなりに機能しているとみるべきであるし、その育成を図るべきで、拙速な評価はかえってマイナス効果となることを銘記すべきである。

VI 市町村マスタープランと公益信託

ところで、以上述べたような住民参加、住民自治を真に実現するためには、住民、市民サイドの財政的基盤づくりが重要である。行政に依存している住民自治は真の意味の住民自治ではありえないし、行政と住民とが協調関係にあるときでも、その主体性が財政的な事情によって左右されることの危険は常に存在している。したがって住民や市民サイドの財政的な基盤づくりは不可欠なことである。こうした観点からは公益信託が極めて有効な制度として考えられる。わが国にでもすでに「まちづくり公益信託」の実験が試みられているが、拡大の傾向はあまりみられない。原因は自治体の対応が基金に片寄りすぎること、自治体の行政が完全に支援型になっておらず、公益信託への資金供与が全体の公益でなく、一部の住民や市民に対する利益供与とみられがちであることにある。しかし、公共事業にみられるように、公共性をどのように認識するかは、相対的な問題あるいは程度問題であり、基本的には自治体の政策の範囲内で十分対応できる事柄であるはずである。自治体行政も、たとえば体育館の建設をとってみても政策の選別、優先順位をつけているのであって、受益者の範囲をあまり厳格に考えるべきではない。要は活動内容の公益性であり、ある地域の公益信託がケースとしてモデルになるような場合は、これに対して補助や資金援助することは決して平等原則や公共性に反するものではない。したがって、今後、自治体は支援型行政を創出するためにも、積極的に公益信託への援助を試みるべきであろう。また曲がり角にきている開発負担金の問題も公益信託への寄付という形でクリアできるものが多いと思われる。こうして公益信託が住民、

市民サイドのものとなるならば、市町村マスタープランに際して専門家を依頼することもできるようになり、より一層主体性が高められることになろう。

Ⅶ 都市計画と住民自治

以上、改正都市計画法のもとでの市町村マスタープランの意義およびそれを支えるべき参加デモクラシーの問題についての原理的考察を行ってきた。やや迂遠な方法でデモクラシーの原理的考察を行ってきたのは、市町村マスタープランが日本の民主主義、法治主義の問題と深く関わっているからである。「親切行政」といわれる日本の行政が、世紀末に至って、ようやく制度的にも参加型、自治型にシフトしてきたということが、ここでも重要であり、こうしたパターンが自治体行政のあり方にも強い影響を与えることになるであろう（支援型行政への転換）。

自治体政府のつくり方とまちづくりの自由が自治体に認められたときに、真の地方自治が実現するということがいわれるが、そうした意味での地方自治が実現する第一歩がまさに市町村マスタープランである。その意味で自治体関係者も都市計画の関係者も自治体の住民や市民が「人間改造」を含めて、参加ないし自治、そしてコミュニティの形成に向かっていることを強く認識すべきであろう。今後、市町村マスタープランを住民、市民のものとして展開して行くためには、既に述べた住民参加、住民自治のための基礎的な条件を充実させる必要がある。自治体がこうした参加や自治のための支援をどれほど準備するかによって、市町村マスタープランの善し悪し、あるいはその成否が決まることになる。参加や自治の問題が人間教育という側面をもつものである以上、そのプロセスは決して平坦ではありえない。種々の緊張関係が発生するというのが正直のところであろう。リーダーをどう育成していくか、第三者たる専門家をどのように使いこなして行くか、住民自治との関わりで検討すべき点は多いが、こうした点を乗り越えて自治体においてまちづくりのためのコミュニティが成立しなければならない。こうしたコミュニティをとおして、市町村マスタープランは住民自治を体現するものとして定着するものとなるであろう。

[注記]

1)以下の叙述については、篠原一著『市民参加』（岩波書店、1977）に依拠するところが大きい。約20年ほど前に出されたものであるが、今日でもその基本的な視角は鋭さを

失っていない。むしろ研究者を含めて、こうした成果がどのように生かされたかを論究すべき時期にきていると思われる。なおアメリカの住民参加については西尾勝『権力と参加』（東大出版会）が極めて有益である。

[コメント]

改正都市計画法の意義ないし限界についてのコメント（以下は、1993年11月の日本地方自治学会での報告要旨である。）

(1) 市町村マスタープランの意義

- ・基本構想と都道府県の定める整備、開発、保全の方針に即して。
- ・「定めるものとする」=策定の義務化
- ・住民参加=公聴会、地区協議会、審議会
- 市町村をいくつかの地域に（小学校区一つないし二つくらい）分け、将来像をあきらかにする（人口、土地利用、整備方針、誘導手法など）。
- ・マスタープランの公表、知事への通知
- ・市町村の都市計画はマスタープランに即したものでなければならない。
- ・法律上は明らかでないが白地地区についてもマスタープランを策定できる。運用としては都市計画区域外でもマスタープランを策定できる余地もある。この場合はまちづくり条例によって、マスタープランをオーソライズするとともに都市計画区域外でもマスタープランを作ることも考えられる。

(評価と対策)

ドイツのFプランとBプランをフレームとしてみるものが有効

- ①ドイツの制度に近づこうとしている。都市マスタープラン、市町村マスタープランはFプランに近いものと評価されている。
- ②しかし県の「整開保」がボトムアップの場合は問題がないが、上からのものであるときは矛盾衝突がおこる可能性がある。いくつかの先進都市では土地利用計画やマスタープランより拘束力のある計画を定めているが、こうした自治体との調整が問題となる。たとえば、神奈川県の実鶴町ではまちづくり条例の下で、風致地区に準じた規制を行っているが、こうした規制が神奈川県の「整開保」と矛盾しないかは今後の調整の問題となる。
- ③市町村マスタープランは法的拘束力のないプランであり、都市計画決定も行われない。市町村に実施手段はない。わが国の制度ではBプランレベルの実施手段は用途地域制と地区計画であるが、市町村には用途地域についての権限がないこと、地区

第3章 都市計画制度とまちづくりへの住民参加・住民自治

計画は住民の合意に基づく極めて困難な制度である。県が用途地域を決定する場合は、市町村の意向を聞くのが実態であり、市町村の意見が反映することは疑いないが、用途地域制が極めて複雑となったことから、市町村や住民がこうしたしくみにたえられない。使いこなせないことも考えられる。また、用途地域は規制の範囲内では自由に建てられるのが原則であり、詳細なデザインなどの規制はやはりしにくい(消極的規制)。

④メリット

- ・開発や建築許認可について事実上の基準となる。
- ・法律上は明かでないが、都市計画区域以外でもマスタープランを策定する。

(2) 用途地域制の見直し

①住居系が3種類から7種類へ

- ・第2種低層住居専用地区ではコンビニなどの店舗が可
- ・1、2種低層、1種中高層まで建築規制は限定列挙
(問題点)
- ・都心部の空洞化の激しい商業地域の見直しが行われなかった。
- ・2種中高層地域、住居地域では容積率が高く相当規模の大きいオフィスビル等可能
- ・用途地域のメニューが増えても、帯に短し、たすきに長しだとすると利用しにくい。
→地域の実状に応じた「自治体への規制緩和論」

②特別用途地区が8種類から10種類へ(条例で定める)

- ・中高層住居専用地区と商業専用地区の追加
- ・中高層専用地区による立体用途規制(例:3階以上は住居など)
- ・商業専用地区はショッピングモールやホテル=低層住宅の追い出し
(問題点)
- ・中高層住居専用地区は「げたばき型」住宅を誘導するものであるが、画一的であり、これからのところはともかく、商業ビルとマンションが別々にたっているところではなじまない。→住宅条例、住宅付置条例を殺しはしないか。

③用途地域の規制事項の見直し

- ・1、2種低層地域では200平方以内であれば、都市計画で敷地面積の最低面積を定めることが出来る。ミニ開発禁止。
これによって用途、容積率、建ぺい率、斜線制限、壁面後退、高さ制限、敷地面積の制限がそろったことになる。
- ・商業地域の容積率を多様化=400%から200、300、400%

・その他の規制

(3) 地区計画制度の推進

①誘導容積率制度（ダウンゾーニング、ダブルゾーニング）

目標容積率と暫定容積率（公共施設の整備後、目標容積率）

用途地域内の指定容積率 \geq 目標容積率 $>$ 暫定容積率

（評価）

地権者は指定容積率で建てられるのに、わざわざ暫定容積率を選択して、地区計画に賛成するか。ダウンゾーニングは成長管理のためのものがあるが、改正都市計画法では、高度利用地区、特定街区、住宅地高度利用地区などの高度利用を誘導するための手段に使われる可能性がある。そうだとすると「アップゾーニングになる可能性がある。

②容積適正配分制度（空中権移転制度）

③市街化調整区域における地区計画

旧法前から住宅地であったところや農業集落、漁村等で住環境を保全すべき場所
→市街化の危険

④地権者要請制度

地区計画（地区計画の方針と地区整備計画からなる）地区計画の方針だけが定められており、地区整備計画が定められていない地区の地権者が市町村に地区整備計画を策定するよう要請する制度

マスタープラン策定後、地区計画で方針のみ定め、地区整備計画は合意が図れた土地から。ボーナス型、住民発意による保全型（運用が重要）

⑤予定道路容積率緩和制度

指定容積率（用途地域内の容積率）200%、予定道路6m（地区整備計画で定める）

現在の道路4mとすると、現在は道路幅員による容積率制限により $4m \times 40\% = 160\%$ であるが予定道路がある場合は $6m \times 40\% = 240\%$ となり指定容積率いっぱい建てられる。

(4) 白地地区の規制・都市計画区域外の区域の規制

①白地地区の規制＝特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て、区域、規制値を決める。

湯沢町：都市計画区域が15.2%

このうち用途地域は0.7%白地地区に25棟6700戸

のマンション、24棟13000戸が計画中

従来は容積率400%、建ぺい率70%

改正後は100、200、300%建ぺい率50、60%

第3章 都市計画制度とまちづくりへの住民参加・住民自治

→300%は大きすぎるという批判

②都市計画区域外の区域の規制

建築基準法68条の9 →接道義務や容積率、高さ制限、敷地や構造も規制

第4章 企業のまちづくりへの係わり方 —資金的支援を中心に—

I 民間企業の地域社会への貢献方法

民間企業が地域社会に貢献する方法には、次の6種類が考えられる。

1. 企業本来の活動として

まず基本的な方法は、本来の営利を目的とした企業活動においてしっかりと地域社会に貢献することである。一般に企業の活動はその地域の雇用を増やし、地域の消費を増やし、地方税を増やすことで地域に貢献するが、さらに地域の資源を発掘活用し、地域の誇りとなるような製品やサービスを供給したり、障害者の雇用を進める等といった企業活動上の工夫によって、地域づくりにいっそうの貢献をすることが出来る。一方、直接的な営利追求に走りすぎると、公害の発生や環境の悪化など地域に対して悪い影響を及ぼすことも多い。そのような好ましくない影響は、企業の社会的責任として極力防止する努力が必要なことは言うまでもない。

2. 施設の開放を通じて

次にもう少し具体的な企業市民としての役割がある。本来の企業活動で用いる施設を積極的にその地域社会のために役立てることである。銀行などで休日にその駐車場を地域の商店街に解放することもその一例であるが、工場敷地を緑化し、外周部を生け垣にし、建物の外壁のデザインを工夫したりするだけでも、地域の景観や環境に大きく寄与する。さらに企業が持つ興味ある資料や美術品などを展示・閲覧し、ホールやグランドなどの施設を公開・利用できるようにしたり、これらの施設を用いて催し物を開催するなど、さまざまな地域への働きかけが考えられる。

3. 独自の非営利の社会文化事業を通じて

さらに積極的な活動としては、企業活動に必要な施設を有効に活用するだけでなく、営利事業としては成り立ちにくい福祉工場や地域福祉施設の経営、あるいは博物館・美術館、劇場・ホールなどの文化施設の運営を自ら行うことも、これからの企業には大いに期待される。これらの運営は、利益が上がらないことを覚悟の上で営利事業の延長上

第4章 企業のまちづくりへの係わり方

にその一事業部門として行うこともあるし、営利を目的としない独立した公益法人を設立して行うこともある。現在の税制上では前者の方がやりやすいと思うが、その目的や内容によってどちらが適切か判断されよう。またショールームなどと兼ねて広告宣伝活動の一貫として展示室や画廊を経営するようなこともありえよう。

4. 就業者のボランティア活動を通じて

企業周辺の清掃やゴミの回収など、企業がその従業員の役務を地域社会のために無償で提供することは従来からよく行われているが、最近では就業者個人の自発的なボランティア活動のために一定の有給休暇を認める企業も増えている。それは必ずしも企業の立地する地域での活動に限られるわけではないが、そのことを通じて社会全体のボランティア風土が育ち、その地域社会へも何らかの好ましい貢献をすることになるだろう。

5. 企業寄付を通じて

さらに重要な企業市民としての貢献が、市民・住民のまちづくり、地域づくり活動などに対する資金提供、すなわち企業寄付である。これまでもお祭りなどの町内会の寄付や自治体の施設整備への寄付はいろいろと行われてきたが、独自の方針で継続的・組織的に民間の地域づくりに資金援助する例は必ずしも一般化されていない。しかしこの数年の間にこのような寄付への認識も高まり、これからさまざまな試みが予想される。なお、地域のイベントへの協賛金など、経理上は広告宣伝費扱いであるが、実質的には寄付と同じ効果を持つ支出もあり、これらを地域社会のために有効に用いることも、重要であろう。

6. 助成財団や公益信託を通じて

同じ資金面での貢献でも、より専門的、組織的、継続的に実施するのが助成財団や公益信託の設立を通じて助成する方法である。助成財団が一定の基本財産を基に新たに組織を作るのに対して公益信託は新たに組織は作らず、信託銀行などの既存の組織に一定の資金を信託すればよい。どちらの場合も主務官庁の許可とその後の監督が前提になるから、企業の直接寄付のように自由自在にはできないが、景気に左右されず安定した資金支援ができる。また企業内の短期的な思惑や評判、あるいは時流にとらわれないで決断できる点で、独自の活動が展開しやすい。

II 直接寄付か、助成財団か、公益信託か

以上のように、企業の地域社会への貢献には多様な方法があるが、今回のテーマである「まちづくり公益信託」との関係という観点から、次に企業の資金支援に的を絞り、前項の5. と6. について少し詳しく検討しておこう。ここでは6. を助成財団による場合と公益信託による場合に分け、あわせて3つのケース、すなわち、A. 企業の直接寄付、B. 助成財団設立による支援、C. 公益信託設定による支援、についてみることにする。これらのそれぞれの要点と特徴は図表4-1 (p.49) の上段に整理した。以下、これに従って説明を加える。

1. 企業が直接寄付を行う場合 (A)

毎年度の利潤の中から随時、民間の公益団体等に寄付するもので、その寄付についての制度的な制約はほとんどない。株式会社等の企業の行為は基本的には商法（有限会社の場合には有限会社法）によって規制されるし、また業種によってそれぞれの監督官庁の指導や法的規制はあるが、一般的には寄付に関してはいずれも特別な制約はない。企業の直接寄付は、助成財団や公益信託を通じて行う助成という行為と比較すると、もっとも自由度が高い。また財団等の助成金は一般に基金の運用益で行うために、企業が出した金額に比べて個々の支援に回る金額は小さくなるが、直接寄付は支出全額がそのまま個々の寄付になるわけで、大きくまとまった支援が可能である。

企業の直接寄付は、さらに2種類に分けられよう。ひとつは一定の内部基金や毎年の予算によって、特定のプログラムに基づいて計画的に行うもので、もうひとつはその都度の募金の要請に応じて臨機に判断して対応するものである。直接寄付の金額は一般に年々の営業成績に左右され、長期的・計画的な視点に立った援助が難しいが、特に後者の臨機の寄付においてはそれが著しい。後者の場合にはまた、寄付の内容も企業との何らかの関係があって短期に社内で理解され評価されやすいものに流れがちである。ただし最近では従業員の個人寄付とのマッチングによる企業寄付も出現しており、このような寄付では組織による判断よりも個人的な関心が優先し、企業寄付にも新しい特徴が生まれてくるように思われる。

2. 助成財団を設立して行う支援 (B)

財団法人は民法に基づき主務官庁の許可によって設立されるが、その財団の中でも助成活動を主とするものを一般に助成財団という。景気に左右されないで、長期的・計画

第4章 企業のまちづくりへの係わり方

的に一定の目的を持つ資金支援を行う場合には、助成財団をつくるか、事項に述べる公益信託を設定して行うのがよい。景気が良くて利潤があがった時にまとまった基金をつくっておけば、景気が低迷して利潤が少なくなったりしても、一定の助成が可能である（ただし金利の動きには左右される）。これらの基金は、いわば、上流から流入する不安定な水量を貯留して下流の安定した流れを確保するダムのような役割を果たすもの、ともいえる。

助成財団の設立による支援では一定の目的のために長期的・計画的な資金支援ができるが、助成内容は主務官庁の許可を得た「寄付行為」の目的に縛られる。また助成対象は一般に選考委員会で選考して理事会で決定するため、直接寄付のように企業の自由にはいかない。企業の思惑や評価にとらわれない独立した長期的判断による資金的支援が可能という長所を持つが、それだけに企業の従業員にとっては「自分たちの社会貢献」という実感が持ちにくいという問題もある。

1. 公益信託を設定して行う支援（C）

公益信託は信託法に基づく制度で、委託者（寄付者）と受託者（信託銀行）の交わした信託契約を主務官庁が許可することによって設定される。現在は資金助成を目的としたものだけしか認められていない。助成の実施は受託者の信託銀行等が行うが、その内容や対象を決めるのは運営委員会で、その業務全体の管理責任は信託管理人が負う。公益信託の法的な定めは大正時代に遡るが、実際に適用されるようになったのは1977年からで、企業の社会貢献の手法としてはまだ助成財団ほどには普及していない。

公益信託の特徴は、基本的には助成財団と同じであるが、財団の設立に比べると基金規模も小さくてよく、新たに組織を作る必要がないから運営に関する負担は少ない。しかしその分、専門的な事務局がないために助成内容は固定化しやすく、受託者（信託銀行等）以外に助成内容面をサポートする仕組みをつくっておかないと、ダイナミックな運用は難しい。いったん設定してしまうと企業の従業員にとっては自分たちの社会貢献という実感が持ちにくいという点は、助成財団の場合と同様である。

Ⅲ 企業の寄付に関する税制上の特徴

次にこれらの3種類の方法に関連する寄付金の免税制度について、その特徴を比較しておこう。各方法の主な特徴は図表4-1（p.49）の中段に示してある。

《損金参入限度額》

企業の寄付金は、制令で定める損金参入限度額までは損金扱いとなって、法人課税が免除される。ただし公益信託の場合には、それが特定公益信託でなければ信託金は寄付金にならない。損金加入限度額は資本金の0.25%と年間所得の2.5%の和の2分の1となっている。直接寄付や公益信託の設定などのそれほど多額でない支出の場合にはこの枠内で収まるが、財団設立時の出捐などのまとまった寄付をする場合には、その枠に収まりにくい。このような場合には基本財産の出捐を何度かに分けて行うような工夫も必要だろう。

《特定公益増進法人・認定特定公益信託》

もし創設する財団や公益信託あるいは寄付先の団体等が特定公益増進法人や認定特定公益信託に認定されていれば、上記の損金算入限度額と同額までが別枠で損金に認められる。したがって、設立当初にまとまった基金を寄付する場合には、特定公益増進法人や認定特定公益信託に認定されると都合がよい。しかしその認定は法人税法施行令に定める「主たる目的」に該当するものとして主務官庁が行うが、一定の地域に限ったまちづくり活動や地域づくり活動でその「主たる目的」に含まれるものは非常に限られる。自然環境保護などの場合は可能性があるが、生活環境や都市環境をテーマとする活動では無理であろう。さらに現状では財団設立後一定の実績があり、複数の寄付者からの寄付が予定されるものでないと、その設定は難しくなっている。（なお、社会福祉法人や学校法人は自動的に特定公益増進法人になっている）

《指定寄付》

寄付する企業の立場から見て税制上もっとも都合がよいのは、大蔵省の認定する指定寄付金で、この場合には企業なら寄付金の全額が損金として扱われる。しかし指定寄付金は広く一般に募集されるもので公益の増進に寄与し、かつ緊急を要するものとされており、その認定は大変厳しく毎年の認定数も決して多くはない。特にまちづくりや地域づくりといった、その受益範囲が全国でなく特定の地域に限られるような場合には、その認定はほとんど不可能に近い。しかし行政主導の財団や公益信託への寄付の場合には、直接の寄付の対象を地方自治体とし、その自治体を通じてそれぞれの組織を支援すれば、指定寄付と同様にその全額が損金扱いになる。この場合、公金としての収支となるため、さまざまな制約もでてくることになる。

《広告宣伝費による支出》

ただしその費用を会計上の寄付としてではなく広告宣伝費として出すなら、その全額が経費として処理できる。従って指定寄付金と同じ効果を持つ。それゆえ、広告宣伝費として支出できるような、いわば一定の広告効果があるような寄付なら、税制上はもっとも有利でしかも制約が少ないという、やや矛盾した状況を生み出している。財団法人の設立や公益信託の設定のための支出は広告宣伝費で出すわけにはいかないから、その点で税制的には不便である。

《金融収益非課税》

なお助成財団や公益信託の基金の金融収益に対しては、所得税は非課税となっており、その点では企業の内部に保有する基金に比べて有利である。

IV 企業のまちづくり支援に関する具体事例の検討

次にこれらの具体的な支援内容について検討してみたい。前記の3つの方法（A. B. C.）のいずれについても、支援には2つのパターンがある。企業または企業グループが独自の企画や判断で単独に実施する場合（Ⅰ）と、ある主体の企画に対して複数の企業が募金に応ずる場合（Ⅱ）で、これに先の3つの方法を組み合わせると、計6つの場合を想定することができる。その各々の支援の事例を示したのが図表4-1（p.49）の下段である。

1. 企業または企業グループが独自に企業寄付を行う場合（A-Ⅰ）

自治体の建設する文化施設や福祉施設などに対する特別の寄付や新聞社等の主催するイベントへの協賛（＝費用負担）が主なもので、民間団体、特に市民団体や住民団体に対して支援する例はまだ少ない。単独の企業からの直接寄付を受けることに躊躇する団体が大きいであろう。まちづくりの概念からやや離れるかもしれないが、トヨタ自動車（株）とその系列の販売会社が提携して各地のアマチュア交響楽団の演奏活動を支援するコミュニティ・コンサートの支援などは、市民の活動と結びついた資金支援の好例としてあげられよう。今後は自然保護活動や芸術文化活動あるいは国際交流活動などの分野で、このような特定の企業と市民団体・住民団体との協力関係ももっともっと増え

るかもしれない。

2. 民間団体等の募金への複数の企業等での対応 (A-II)

地域の民間団体が行う施設の整備やイベントの実施などへの資金協力を、募金に応じて多数の企業で行うもので、もっとも典型的・伝統的なものは「〇〇まつり」への協賛寄付であろう。もう少し発展したものとしては社会文化施設の建設や市民の森づくりなどの募金への対応、あるいは国際会議や国際交流イベントへの協賛などがあげられる。従来から行われていた商店会で行うアーケードの建設や歩道・広場・緑地の整備などのための分担金の支出も、ひろくとらえれば、この範疇にはいる。なお特別の事業などでまとまった募金が必要な場合にはその地域の経済団体を通して寄付のとりまとめが行われる場合が多く、個性的な寄付にはなりにくい。

3. 企業または企業グループが独自に助成財団を設立する (B-I)

企業や企業グループが財団を設立して助成事業を行うことは、企業の社会貢献の典型的な例として数多くあるが、これまではそのほとんどの活動が専門研究者を対象とした研究助成で、市民・住民の行うまちづくり活動への支援といった、企業をとりまく地域社会の民間活動に助成するものは、それほど多くはない。しかし近年、一定の地域を市場とするローカルな企業が財団を設立する傾向が増えつつあり、そのようなまちづくりを支援する財団も増えてきつつある。早い時期のものとしては、東急電鉄(株)が設立した、とうきゅう環境浄化財団(多摩川流域の市民の環境研究に助成)が、近年設立の例では福岡シティ銀行が設立した福岡文化財団(芸術活動への支援)がある。またトヨタ財団のように、直接企業の立地する地域とは関係なく、全国的に地域に密着した市民の活動を支援する財団もある。近年の例では、第百生命保険が設立した第百生命フレンドシップ財団(地域団体の活動を助成)や長谷工コーポレーションが設立したハウジング・アンド・コミュニティ財団(住民に住まいとコミュニティづくり活動を助成)がある。

4. 多数の企業が資金協力して助成財団の助成事業を支える (B-II)

地域の活動を支援するための基金に複数の企業が資金を出し合うことは、都市緑化基金、ボランティア振興基金、文化振興基金など、自治体の設立する基金への協力としてはこれまでも例は多かった。しかし民間の発意で設立される財団で複数の企業が資金協力する例は、あまりない。その点で、大阪商工会議所の呼びかけで最近設立された大阪

第4章 企業のまちづくりへの係わり方

コミュニティ財団は先駆的な実験であろう。小規模な企業や個人でも、その意志を生かした助成ができるような仕組みになっている。その目的は、多くの個人や企業が参加しやすいように大変多岐にわたっていて、必ずしもまちづくりや地域づくりを中心としたものではないが、今後日本の各地に同じようなコミュニティ財団が普及していくとしたら、市民・住民のまちづくり活動のような分野が中心になってくるのではないかと思われる。日本青年会議所が設立したまちづくり市民財団も多数の各地の企業や個人の寄付を基盤にしたものである。

5. 企業または企業グループが独自に公益信託を設立する（C-I）

公益信託は助成財団設立ほどの資金がなくても設定できる点に特徴があり、ローカルなものでは数千万円規模で設立可能であり、地方の中小の企業が単独で社会貢献活動を実現するのに適している。このような事例として鹿児島相互信用金庫が設立した公益信託そうしんまちづくり振興基金や仙台銀行が設立した公益信託仙台銀行まちづくり基金がある。いずれも1千万円の基金でスタートしており、それぞれ鹿児島県内、宮城県内を対象に助成活動を行っている。

このほか、本来なら助成財団を設立することも可能な基金を持ちながら公益信託にする例もある。公益信託富士フィルム・グリーンファンドは、緑化事業を中心とした自然環境の保全と創出に関する事業を総合的に推進・助成することを目的としているが、当初の基金は10億円であった。この場合には、助成に必要な調査や企画を既存の公益法人である（財）日本野生生物研究センターに委託しており、実質的な活動内容は財団法人と同じである。設立者（寄付者）の目的とするような事務局業務を委託できる既存の公益法人が見つかる場合には、新たに財団法人のような組織をつくるよりは、このような方法をとる方が無駄は少ないかもしれない。

6. 多数の企業が資金協力して公益信託の助成事業を支える（C-II）

一定の地域社会を対象とした公益信託で民間主導の公募型のものは、それほど多くはない。あったとしても育英基金が中心で、まちづくりに関するものはまだその例が乏しい。民間企業等へも広く募金を呼びかけているまちづくり公益信託としては、公益信託あだちまちづくりトラストや公益信託世田谷まちづくりファンド、公益信託函館色彩まちづくり基金があるが、前二者については、それぞれ（財）足立区まちづくり公社、

（財）世田谷都市整備公社が当初基金を出して設定したもので、いずれも行政の指導によっている。これに対して後者は純粹に民間の発意と資金によるもので、（財）トヨタ

第4章 企業のまちづくりへの係わり方

財団の市民研究コンクールの最優秀賞を得てそのフォローアップ助成によって市民団体が設定したものである。これらについてはこの報告書の別のところで詳しく述べられるので、ここでの説明は省略する。

V まちづくり公益信託への企業協力の課題

企業の立場から見ると、募金型のまちづくり公益信託への資金協力には、どのような課題があるだろうか。特に協力を難しくしている点に着目してみると、まちづくり公益信託には次のような課題がある。

ひとつは公益信託というものの分かり難さである。一般の日本人には「信託」という概念自体が日常的に馴染んでいないということもあるが、実用化されて歴史の浅い公益信託はほとんどの企業人にとってその名称すら耳新しく、その理解にはかなりの努力が必要であろう。その点、財団法人ならより理解しやすいように思われる。

第2点は、助成という行為の分かり難さである。直接何らかの活動を行う団体へ必要に応じて寄付するならイメージしやすいが、具体的にはまだ見えない活動に助成するための基金に寄付するというのは、そういった日常的な伝統のない日本社会では、その意味を理解するのはかなり難しい。一定の助成実績が上がって例示できればともかく、実績のない初期の段階では特に困難を伴うことと思われる。

第3点は住民団体や市民団体の「まちづくり活動」という行為の重要性を理解することの難しさである。今では広い意味での「まちづくり」という行為自体の重要性は、それほど理解の困難なことではないかもしれないが、それを行政ではなく民間の団体が行う必要性については、まだ多くの人々が納得しているとは言いがたい。その根拠を学問的にも制度的にも明確にしていくとともに、具体的な担い手の体験を通じて心情的にも理解を深めていく過程が、今後さらに必要なものかもしれない。

個々の概念がそのように理解しにくいものであるから、「公益信託を通じての市民・住民のまちづくり活動に助成する」という行為に企業が関わらねばならない根拠は一層わかりにくい。これが第4の課題である。すなわち企業社会の中では、まちづくり公益信託への寄付に対しては感情移入しにくいのである。そのための税制上のメリットがないことも、それを一層困難なものにしているだろう。

まちづくり公益信託に企業がどれだけ財政支援できるかは、以上の4点をどう克服するかにかかっている。そのためには一方では税制その他の制度的な条件整備も必要であ

第4章 企業のまちづくりへの係わり方

るが、それよりもあらゆる機会にその助成決定のプロセスや助成対象となった活動を公開し紹介していくとともに、企業の人々に具体的にそのような活動の場に参加してもらい、場合によっては互いに議論してみることが重要であろう。概念の世界を越えて理解を深めるためには、時間をかけ、工夫を凝らした企業社会との対話が欠かせない。しかし独自の事務局を持たない公益信託にあっては、そのような対話を誰が務めるかが大きな課題である。これを第5の課題とすると、これがもっとも基本的な、そしてもっとも難しい解決すべき課題といえるだろう。

第4章 企業のまちづくりへの係わり方

図表4-1 企業のまちづくり活動への資金援助の方法比較

比較項目	企業の直接寄付を通して	助成財団の助成を通して	公益信託の助成を通して
1. 内容	毎年度の利益の中から随時または一定の方針に従って寄付	原則として出払した基本財産の運用益によって助成	原則として信託した基金の運用益によって助成
2. 制度 (1) 準拠法 (2) 規則 (3) 決定 (4) 指導監督	商法（特別の制約なし） 社内の規則 社会貢献委員会などの内部組織 各業種の監督官庁（殆ど自由）	民法（第34条） 寄付行為 運営委員会 主務官庁	信託法（第66条） 信託契約 選考委員会・理事会 主務官庁
3. 特徴と問題点	臨機に自由な寄付ができるが、営業成績によって左右されやすく、長期的・計画的な支援は難しい。安全で短期に社内の評価が得やすい寄付になりがち。	寄付行為の目的に縛られるが、専門スタッフのもとに独自の長期的・計画的な支援を、企業の利害や社内の評価と独立して行うことができる。	信託契約の目的の範囲で長期的・計画的な支援ができるが、事務局がなく企画専門スタッフがいないから、何らかの工夫がないと助成活動が固定しやすい。
4. 税制上の特典	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損金算入限度額内の寄付なら損金（法人課税免除） ・ 特定公益増進法人への寄付なら損金算入限度額は倍に ・ 指定寄付なら全額が損金 ・ 地方自治体への寄付なら全額が損金 ・ 広告宣伝費支出なら全額損金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損金算入限度額内の出払金なら損金（法人課税免除） ・ 助成財団が特定公益増進法人なら損金算入限度額は倍に ・ 指定寄付による財団設立なら出払金は全額損金 ・ 財団の金融収益は非課税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公益信託でない信託金は損金算入限度額内でも損金（法人課税免除）にならない ・ 認定特定公益信託への信託金なら損金算入限度額は倍に ・ 信託金の金融収益は非課税
事例 参考	Ⅰ. 単独企業またはグループ企業で独自に実施	Ⅱ. 複数企業による直接寄付や協賛	Ⅲ. 単独企業またはグループ企業での助成財団設立
	Ⅳ. 複数企業で募金に応ずる場合	Ⅴ. 複数企業等の助成財団設立または支援	Ⅵ. 単独企業またはグループ企業での公益信託設定
	<p>地域の社会文化施設の寄付（アサヒビール茨城工場の国際研修センターの寄贈など）、地域イベントへの協賛（トヨタ・コミュニティ・コンサートなど）</p>	<p>とうきゅう環境浄化財団、トヨタ財団、第百生命フレンドシップ財団、ハウジングアンドコミュニティ財団など</p>	<p>そうしんまちづくり振興基金、仙台銀行まちづくり基金、富士フィルム・グリーンファンド、横浜野毛地区まちづくりファンドなど</p>
	<p>一般のまつりの寄付、地域の社会文化施設の募金への対応、各種地域イベントの募金への対応など</p>	<p>大阪コミュニティ財団、まちづくり市民財団など</p>	<p>あだちまちづくりトラスト、世田谷まちづくりファンド、函館色彩まちづくり基金など</p>

第2部 まちづくり公益信託の展開

第5章 まちづくり公益信託の方法

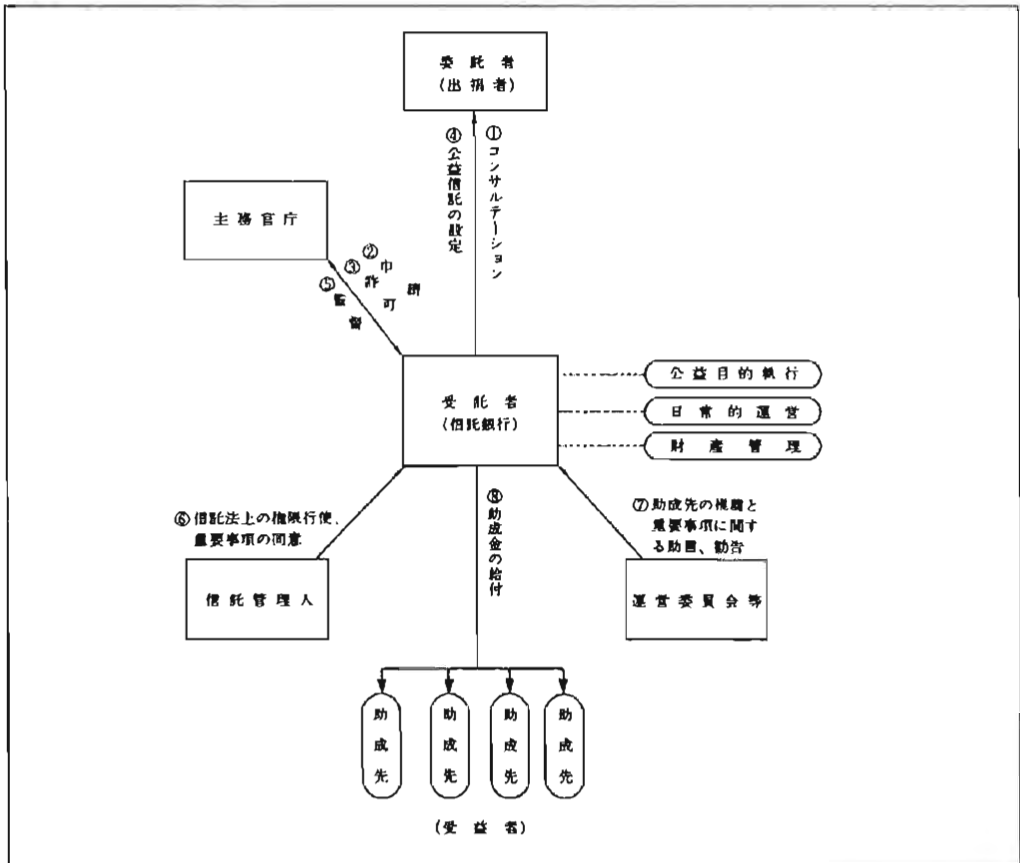
I はじめに

1. 公益信託とは

公益信託は、法理上では、「委託者が信託行為によって受託者に信託財産を帰属させつつ、同時に、その財産を一定の公益目的に従って、社会のために管理・処分を加えるところに成立する法律関係」*1)であるとされている。

ここでは、公益信託の実務面を説明する立場から、「篤志家などが一定の公益目的のために自己の財産を委託出捐、これを信託銀行などが主務官庁の引受け許可を得て信託財産として受託するとともに適切に管理運用し、信託管理人の同意承認や運営委員会の助言勧告のもと、その収益や元本をもって所定の公益活動を行うことを主旨とする信託」としていきたい。公益信託の組織図は次のとおりである。

図表5-1



第5章まちづくり公益信託の方法

2. 法的根拠と法規制

(1) 法的根拠

公益信託は、信託法（大正11年法律第62号）の〔一般法的規定〕（第1条～第65条）及び「（公益信託に関する）特別法的規定」（第66条～第74条）をもってその法的根拠としており、後者の規定に該当しない事項については、前者の規定を適用するという構成をとっている。

そして、後者の冒頭には、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後6条ノ規定ヲ適用ス」との規定が置かれている。

(2) 法規制

行政面及び実務面から公益信託を規制する法令には、次のものがある。

- イ. 主務官庁の主（所）管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令・規制
 - ロ. 公益信託に係わる主務官庁の権限の委任に関する政令
 - ハ. 信託業法並びに同施行令及び施行規制（営業受託者—信託銀行—に適用）
 - ニ. 所得税法、法人税法、相続税法及び租税特別措置法並びに各同施行令、施行規則及び基本通達

3. 機能—財団法人制度との比較—

公益信託は、民間公益活動の主体として、財団法人と類似した機能をもっているが、組織や管理の面でかなり大きな差異があるので、ここでは、財団法人と比較して、その特色を述べてみたい。（p.53・図表5-2）

4. 現況

わが国では、大正11年（1922年）に信託法で公益信託が法制化されてから、永い間公益信託の実例は誕生しなかった。その原因は、民法に基づく財団法人制度が先行して普及、定着したこと、公益信託の主務官庁である行政当局の許可、監督態勢が未整備であったこと、受託者となるべき信託会社の受入体制が不十分であったことなどが挙げられる。

しかし、昭和30年（1955年）から、昭和40年（1965年）代の高度成長期とこれに続く安定成長期には、国民の所得水準の向上、個人の保有資産の増加、企業の業績好調などを背景に、社会公益活動への関心が高まり、社会貢献意識や、財産を社会公益のために役立てたいとするニーズが増加してきた。

一方、これら善意の寄附を適切に受け入れ、円滑に活用する制度面での整備充実の必要性や、財団法人設立許可の厳正化（基金の零細化により休眠法人となって悪用されるケースを排除するための措置）に対応して、公益信託制度が着目されるようになった。

そこで、昭和50年（1975年）前後に、総理府をはじめ（財）公益法人協会、信託協会などが中心となって公益信託の実用化への研究を進める一方、主務官庁においても、

第5章まちづくり公益信託の方法

図表5-2 財団法人との比較

	財団法人	公益信託
根拠法令	民法	信託法
定義	公益に関し、かつ営利を目的としない財団 (第34条)	公益を目的とする信託(信託法第66条)
基本規定	寄付行為(民法第39条)	信託行為(信託契約又は約定) (信託法第1条)
当初所要 基金額	相当多額(数億円以上) 但し明確な基準なし	比較的少額(数千円以上) 但し明確な基準なし
基金の弾力性	収益活用(基金据置)方式であるため、元本の取り崩しには厳しい制限がある。また将来基金が零細化して休眠法人となる懸念あり	収益活用方式の他、元本取り崩し方式があり、信託財産の元本を取り崩しながら事業を行い、その消滅とともに信託を終了させることができる
基金の種類	金銭、有価証券、不動産など	主に金銭、まれに有価証券がある(不動産は管理面や税政面から信託財産とするのは困難である)
事業方式	資金助成型、事業執行型のいずれの活動にも適する	資金助成型の活動に適するが、事業執行型の活動も不可能ではない
設立・設定の 企画推進主体	設立者が組織する設立発起人会が申請原案(寄付行為を含む)を立案作成する	信託銀行(受託者)が設定者と協議し、申請原案(信託行為を含む)を立案作成する
申請・許可・ 発足	・設立発起人会で選任した設立代表者が当事者となり、申請原案に基づき、主務官庁と折衝する ・設立代表者が主務官庁に設立許可を申請し、許可書を受ける ・その後設立者または設立発起人会から財産の移転を受けて発足する	・信託銀行が申請原案に基づき、設定者と協議しつつ主務官庁と折衝する。 ・信託銀行が主務官庁に引受け許可を申請し、許可書を受ける ・その後設定者(委託者)との間で信託契約を締結し、財産の移転を受けて発足する
登記の要否	法人のため設立登記が必要	法律行為のため登記不要
機関構成	会長・顧問 理事：理事会(議決機能) 理事長(執行機能) 監事：(監査機能) 評議員：評議員会 (理事会の諮問機関・理事任免機能)	信託銀行：受託者・執行機能 運営委員会：事業執行に関する受託者の諮問機関・助言助告機能・無報酬 信託管理人：受託者に対する監査機能及び受益対象となる社会公益の代理機能・無報酬
事務局	法人として事務所及び事務局(事務員)の設置が義務づけられる	信託銀行の店舗が事務所となり、その職員が事務局を担当する
事業の執行及び 財産の管理	・法人の事務局が事業の執行(事務の運営)を行うとともに基金を管理運用し、そのための帳簿や書類を常備する ・基金の運用収益は非課税(法人税法第7条)	・信託銀行が信託報酬を受受して事業の執行(事務の運営)を行うとともに信託財産である基金を管理運用し、そのための帳簿や書類を常備する ・信託財産の運用収益や非課税(所得税法第11条)
公告義務		年1回事業の概況及び財産の状況の公告義務あり(信託法第69条第2項)
検査	主務官庁	主務官庁及び大蔵省(信託銀行の業務検査)
税制上の措置 による分類	1 特定公益増進法人(注2) 2 その他の財団法人 その他：指定寄附金該当法人(注3)	1 認定特定公益信託(注4) 2 特定公益信託(注5) 3 その他の公益信託

第5章まちづくり公益信託の方法

引受けの許可及び監督に関する態勢が整備され、昭和52年（1977年）5月、ここによりやく第1号の公益信託が発足した。

以降、公益信託についての知識やこれに対する理解の普及、運営実績への高い評価、信託銀行の積極的な受託姿勢、主務官庁の前向きな対応、税制優遇措置の整備などが促進要因となって、公益信託は順調に発展している。

信託銀行（含む兼営銀行）の公益信託の受託実績〔平成5年（1993年）3月末現在〕は、以下のとおりである。

イ 受託件数	441件	信託財産残高	約297億円
ロ 信託目的別（件数の多い順に）			
1 奨学金給付		5 社会教育振興	9 芸術振興
2 国際協力・交流促進		6 都市・自然環境の整備保全	10 文化振興
3 医学研究・医学教育振興		7 学校教育活動振興	11 社会福祉
4 学術研究助成		8 障害者教育振興	12 その他

[注記]

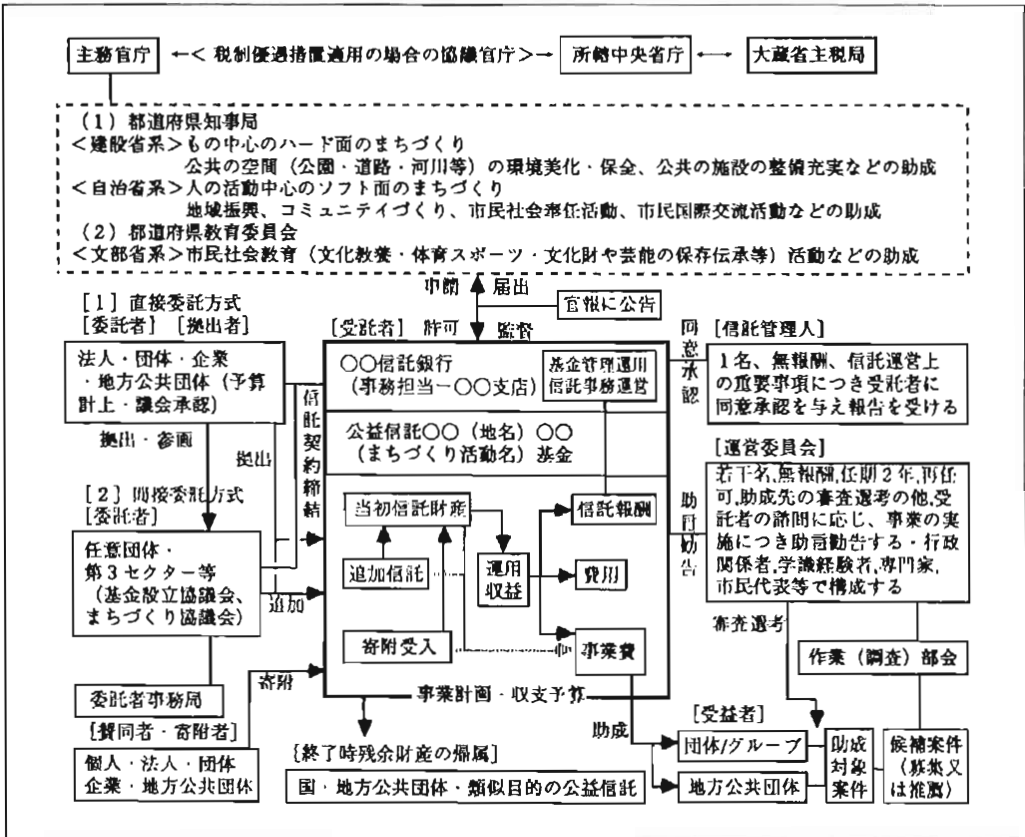
- 1) 四宮和夫・信託法（新版）7頁
- 2) 所得税法第78条第2項第3号 同施行令第215条
法人税法第37条第3項第3号 同施行令第77条の2
租税特別措置法第70条第2項
- 3) 所得税法第78条第2項第2号 同施行令第213条
法人税法第37条第3項第2号 同施行令第75条
- 4) 所得税法第78条第3項 同施行令217条の2
法人税法第37条第5項 同施行令第77条の2
租税特別措置法第70条第3項 同施行令第40条の4
- 5) 所得税法第78条第3項
法人税法第37条第5項
租税特別措置法第70条第3項

Ⅱ まちづくり公益信託の概要

1. まちづくり公益信託とは

公益信託のうち「まちづくり事業又は活動に対する助成」を目的とするものをいい、基本は一般の公益信託と同じであるが、組織・機能がやや複雑かつ多様化している点に特色がある。まちづくり公益信託の組織図は次のとおりである。

図表5-3 まちづくり公益信託の組織図



2. 特色—まちづくり公益信託の条件—

(1) 地域特性に適合した設定と運営

地域には、その風土、歴史、文化、経済などの諸環境に根ざした、さまざまな特性があり、これがその地域の独自性を形成している。従って、まちづくりも、その目的や事業内容などは地域ごとに異なっており、決して画一的なものではない。まちづくり公益信託においても、信託の設定（目的・事業内容の策定、信託財産の確保、受託者・信託管理人・運営委員会委員などの決定等）や事業の運営などについては、その地域特性に適合したかたちをとる必要があり、その結果、まちづくり公益信託の類型は、自ずと多様化してゆく傾向となる。

(2) 住民の自主性と行政の施策との調整

そもそも、まちづくりは、地域住民にとっては、明るく豊かでうるおいのある居住・生活環境を維持し、あるいは創造してゆくことであり、行政（地方公共団体）にとっては、憲法、地方自治法その他の法により付与された権限、課せられた義務などに基づき、公的な資金、施設、人員をもって、これらの環境を整備し、充実してゆくことである。

まちづくり事業においては、このような住民の自主性と行政の施策の調和が、事業の成否の重要なキポイントとなる。そして、まちづくり公益信託においても、住民と行

第5章まちづくり公益信託の方法

政のどちらが主導するかによって、その立場の相違から、両者の間にギャップが生じるときもあるが、その場合においても、公益信託の設定や運営に際して綿密な意志疎通と調整を行い、相互に補完しあるいは協力することが、成功のための条件である。

(3) 地域重点志向と公益性との調和

公益信託における「公益」については、抽象的には、一般に「不特定多数の利益」とされているが、具体的かつ客観的な基準は、当該公益信託を所管する主務官庁の裁量的判断に委ねられている。とくに、まちづくり公益信託については、その特性上、受益の対象となる地域をどのように定めるかが問題となる。

一般的には、「首長が公選により選出される地方自治体（＝市町村及び特別区）」をその最小範囲とする事例が多いが、とくにまちづくり公益信託で、地域住民が委託者や財産拠出者である場合、上記受益対象地域を範囲とした上で、さらにその中に存する地域住民の該当地域に重点化することを認める事例も生じている。

これは、まちづくり公益信託に対する地域住民の親近感や参画意識を醸成し、当該地域の住民の協力が得られる点に大きな長所があるが、一方、自分たちが居住する地域に重点化して助成を行うことが周辺の住民にとって「地域エゴ」として批判されるようになると、地域社会の連帯感の亀裂という憂慮すべき事態をもたらすことになる。まちづくり公益信託においては、地域重点志向を容認しつつも、公益性の確保を基調として、両者の調和による公正な運営を行うことが重要な条件となる。

3. 現況

かねて、建設省都市局及び（社）信託協会は、まちづくり事業に公益信託制度を導入すべく、都市工学や信託法を専攻する研究者、都市行政担当者、信託銀行の実務担当者などをメンバーとする「まちづくり公益信託委員会」を設置し、実用化のための調査研究を行ってきたが、その結果をまとめた報告書「まちづくり公益信託」「まちづくり公益信託Ⅱ」が昭和59年及び60年に作成提出された。また、自治省では、昭和60年にコミュニティづくりへの公益信託制度の導入を検討した。

以降、まちづくり公益信託は、引受けの許可及び監督の権限をもつ上記両省及びその権限の委任を受けた都道府県、提唱者や設定者となる団体、法人等並びに受託者となる信託銀行の積極的な取組みにより、現在〔平成5年（1993年）9月末〕29件に達している。

第5章まちづくり公益信託の方法

図表5-4 まちづくり公益信託の設定状況

発足年 昭和・平成	名称	当初信託財産 (100万円)	事業内容			委託者の類型				基金管理形態		受託形態	
			ハード	ソフト	社会教育	1 地方公共団体	2 土地区画整理組合	3 団体・法人	4 企業	基金型	募金型	単独受託	共同受託
			主務官庁の系列										
			建設省系 (知事局)	自治省系 (知事局)	文部省系 (教委)								
58	佐倉街づくり文化振興白井基金	100	○					○			○		
59	京都ライオンズクラブ地域社会奉仕活動助成基金	20		○				○			○		
59	豊が丘コミュニティ基金	20		○				○			○		
60	ヨコハマ中区まちづくり本牧基金	20	○					○			○		
60	今津まちづくり文化振興基金	74	○					○			○		
60	越谷まちづくり基金	70	○					○			○		
60	羽咋市市民憲章推進基金	12		○				○			○		
60	佐倉都市環境整備白井基金	96	○					○			○		
60	佐倉都市環境整備生谷基金	64	○					○			○		
61	信越化学地域文化振興基金	20			○				○		○		
62	多摩まちづくりファンド	15		○				○			○		
63	堺市榎まちづくり文化振興基金	280	○					○			○		
63	あだちまちづくりトラスト	190	○			○					○		
1	こうべまちづくり池上基金	50	○					○			○		
1	くまもと21ファンド	2100		○		○					○		
1	こうべまちづくり岩間基金	50	○					○			○		
2	あがしん地域文化振興基金	100			○				○		○		
2	そうしんまちづくり振興基金 (特定公益信託)	100	○						○		○		
2	横浜市野毛地区まちづくりトラスト	1500		○		○					○		
2	大阪市平野区長原まちづくり基金	1300	○			○		○			○		
3	しまね文化ファンド	2200		○		○					○		
3	チヨタ遠越準一文化振興基金	500			○				個人	○	○		
4	仙台銀行まちづくり基金	10	○						○		○		
4	しまね女性ファンド	200		○		○					○		
4	世田谷まちづくりファンド (特定公益信託)	30	○				○				○		
5	おおかわしんきん地域振興基金	100		○					○		○		
5	春白井市東野コミュニティ基金	60		○				○			○		
5	函館色彩まちづくり基金	20	○					○			○		
5	太子町聖和白まちづくり基金	70	○					○			○		

Ⅲ まちづくり公益信託の構成

ここでは、まちづくり公益信託を構成する重要なポイントについて説明する。これは、後に述べる公益信託要項における主要な項目となるものである。

1. 名称

公益信託＋地域名＋まちづくり、地域振興、文化振興等＋基金、トラスト、ファンド等とする。

2. 主務官庁

[単独所管と共同所管]

すでに述べたとおり、信託目的や事業内容に関する類型により、主務官庁は、次の地方行政庁となる。

(1) 都道府県知事－建設省系（担当：都市計画関係部局）

自治省系（担当：市民生活関係部局）

なお、類型が複合している場合は、主たる類型に係わる部局が担当する。

(2) 都道府県教育委員会－文部省系（担当：社会教育関係部局）

また(1)(2)に係わる類型が複合している場合は、主たる類型に係わる地方行政庁の単独所管、又はまれに両者の共同所管となる。共同所管は、主務官庁が複数となることから、設定や運営に係わる事務量が多くなり、かつ、主務官庁からは、引受けの許可及び監督に係る行政事務の遂行上、できるだけこれを回避するよう指導されることが多い。そこで、主務官庁については、単独所管となるよう、当初の事業内容の策定段階から、あらかじめ配慮しておくことが望ましい。

3. 委託者

[直接委託（設定）方式と間接委託（設定）方式]

まちづくり公益信託の委託（設定）方式には、直接委託（設定）方式と間接委託（設定）方式がある。直接委託（設定）方式は、資金の拠出者がそのまま委託者となって設定する方式であり、委託者としての構成が簡素で、意向が的確に反映できる利点がある。これに対して、間接委託（設定）方式は、資金の拠出者が団体や法人に資金を支出し、これを受けた当該団体などが委託者となって設定する方式であり、構成が二重となるため、設定手続は複雑となるが、運営上、団体メンバーによる衆知の結集や協力支援が期待できる利点がある。

間接委託（設定）方式においては、委託者として、例えば、基金設立協議会などの名称で、拠出者関係者、賛同者・協力者、地域住民（受益層）の代表などをメンバーとする任意団体を組織するケースが多い。そして、後に述べる設定準備会も、資金収支機能の付与やメンバー構成の変更などにより、委託者となり得る。

第5章まちづくり公益信託の方法

また、これらの団体が任意団体の場合には、団体としての適正かつ円滑な意志決定や財産処分などのため、会則や規約の制定、重要な会議の開催、議事録の作成常備などの措置を必要とする。

〔単独委託方式と共同委託方式〕

公益信託では、委託者が単独で信託する単独委託方式が一般的であるが、複数の委託者が共同で信託する共同委託方式もある。まちづくり公益信託において、これを想定するとすれば、例えば、まちづくり事業や活動を推進する複数の団体などが共同委託者となって、単一の公益信託を設定するケースである。

ただし、基金の管理上混同を避ける必要があるときや、資金の拠出に時差があるときは、単独委託方式で個別に設定するか、又は先行して設定されたまちづくり公益信託に、委託者としてではなく第三者（寄附者）として財産を寄附する方法をとることになる。

4. 受託者

まちづくり公益信託の受託者は、一般の公益信託と同じく、信託銀行が最も適当である。それは、信託銀行が公益信託の受託者に必要な信託についての知識や公益活動に関する経験、信託財産の管理運用上の信頼性、事業の永続的な実施能力などを備えており、信託業法や銀行法の規則を受けて営業し、大蔵省の許可監督に服しているからである。

〔単独受託方式と共同受託方式〕

公益信託では、次の二つの受託方式、すなわち、単独の信託銀行が受託する単独受託方式と、複数の信託銀行が共同で受託する共同受託方式とがあり、前者が一般的である。

共同受託方式は、次の場合に適している。すなわち、

- (1) 取引関係その他で信託銀行を一つに絞りにきれないとき
- (2) 信託銀行に募金取扱い窓口を委嘱する公益信託で、多くの信託銀行に協力を求めるとき
- (3) 機会均等など行政上の配慮を受けて、その地域の複数の信託銀行が受託に参加するとき

まちづくり公益信託においても単独受託方式が多いが、共同受託方式をとるいくつかの事例がある理由は、まちづくり公益信託が上記のケースに適合していることによるものである。

共同受託方式においては、代表受託者として指定された信託銀行（幹事信託銀行）が、共同受託協定書に基づき、重要な信託事務を処理するとともに、共同受託者である他の信託銀行との連絡や調整を行う。また信託財産は、委託者との協議により定められた比率で各信託銀行が分割受託するとともに、幹事信託銀行は、事務運営負担などの調整のため、他の信託銀行から所定の割合で信託報酬の付替を受けることになっている。

5. 設定趣旨及び信託目的

信託法（大正11年）には、公益信託の目的として、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他」が挙げられている。しかし、法制定当時からすでに約70年も経過しており、とくに近年の社会の変革、発展に伴い「公益」についての認識や解釈も著しく多様化し

第5章まちづくり公益信託の方法

てきている。まちづくり公益信託の公益性もまさにその多様化の一環として社会に認知されたものといえる。

まちづくり公益信託における公益の範囲については、主務官庁となる地方行政庁（都道府県知事又は同教育委員会）やその所管する行政領域、中央省庁からの許可監督権限の委任のあり方などによって、その具体的な解釈はさまざまである。例えば、対象地域の限定（最低どの程度の地域をカバーすべきか）や助成対象の資格要件（特定の公益的対象を指定して助成することの可否）などについては、それぞれの主務官庁から各様の判断が示される。これがまちづくり公益信託の当初の設定趣旨や希望する事業内容などから離れる場合が往々にしてあるので、まちづくり公益信託の実現に至るまでには、受託者である信託銀行を介して、主務官庁との綿密な意志疎通による調整を行う必要がある。

6. 事業内容

「資金助成型（直接助成方式、間接助成方式）と事業経営型」

一般に、公益活動には次のタイプがある。

(1) 資金助成型

i) 直接助成方式 資金を助成対象に直接交付して助成する方式

ii) 間接助成方式 資金を助成事業を行う他の公的団体に交付し、助成対象にはその団体を通じて資金が給付される方式

(2) 事業経営型

自らが主体となって事業を経営する方式

そして、公益信託はそのほとんどが資金助成型で直接助成方式であり、まちづくり公益信託もその例外ではない。その理由としては、受託者である信託銀行が資金の管理、運用、配分（助成）などの機能を高度に備えていることに加えて、直接助成方式を是とする主務官庁の見解――公益信託は公益活動の主体として自らが直接的な助成を行うべきであり、そうでなければ公益信託の設定に代えて助成すべきその公的団体に資金を直接寄附すべしとする――が支配的であることなどによる。

しかし、間接助成方式については、その長所――例えば、特殊かつ専門的な分野においては、その分野にすぐれたノウハウをもち、かつ公益性の高い助成団体に資金を交付して助成を委嘱する方がはるかに効率的であること、公益信託を設定したいとする委託者の希望と直接寄附の効果を同時に実現できることなど――も捨て難いので、前向きに検討されて然るべきであろう。

事業経営型についていえば、これは財団法人に適しており、公益信託には適していないとするのが通説である。その理由には、財団法人の特質――独立した法人格をもち、金銭をはじめ不動産など事業経営に適した財産と執行能力のある専門の事務局スタッフを保有して、主体的な運営が可能であること――が挙げられている。

しかし、公益信託においても、その事業に関する知識や経営技法が信託銀行に蓄積され、活用できるような場合や、信託銀行による実施が困難な事業の一部を他の専門的かつ公益的な団体や機関に委託できる場合には、事業経営型による運営が可能である。

そもそも、まちづくり事業においては、資金の助成と事業の実施の二つの側面が含まれており、これが相互に補完し、又は相乗的に作用して効果を発揮するものである。まちづくり公益信託においても、特殊なケース（大阪市平野区長原まちづくり基金）ではあるが、両類型の併存が実現しており、なお今後も事例の増加が推測される。

7. 信託財産

信託財産については、信託法（第1条）により、移転その他の処分が可能なすべての財産権と解されているが、信託銀行が引受けることのできる信託財産は、信託業法（第4条）により、次のものに限定されている。

- (1) 金銭
- (2) 有価証券
- (3) 金銭債権
- (4) 動産
- (5) 土地及其ノ定著物
- (6) 地上権及土地ノ賃借権

公益信託においても、理論上は上記の財産であれば信託財産とすることができるが、実際には管理運用面にすぐれている「金銭」の事例がほぼすべてであって、まちづくり公益信託の場合もその例外ではない。

〔不動産と信託財産〕

不動産を公益信託の信託財産とすることについては、税制面（収益財産として運用する場合における課税上の問題）や管理面（管理のための多大な事務負担）などから、信託銀行の対処方針も慎重である。

しかし、とくにまちづくり公益信託において、地域の街並みを構成する重要な建造物、景観の一部となる貴重な樹林などを末永く保存するため、所有者がこれらの不動産の信託を受け、信託財産として適切に管理してゆくなど、不動産を信託財産とする方式の実現を今後期待したい。

8. 管理運用

信託財産である金銭は、信託銀行により「指定単独運用金銭信託」（指定された運用法によって、他の信託金と独立して個別に、又は単独に運用する金銭信託）の方式で管理されるとともに、通常、その信託銀行の貸付信託などに運用（二重信託）され、有利で安定した収益の確保が図られる。

〔収益活用方式、元本取崩方式、事業資金寄附方式〕

公益信託には、事業資金を創出する方式として、次の三つがある。

(1) 収益活用方式

元本を据置いて毎年度の運用収益を事業資金に充当する方式であり、永続的な事業活動が可能である反面、事業規模の維持のために多額の信託財産が必要である。さらに、運用利率が低下した場合には収益の減少により、また、長期的には貨幣価値の下落に基づく信託財産の実質的な零細化により、それぞれ事業規模の縮減を迫られる。これに対

第5章まちづくり公益信託の方法

応してゆくためには、追加信託又は寄附受入による信託財産の増額や、それまで据置いていた元本の一部取崩しなどの方法をとることが多い。

(2) 元本取崩方式

元本を毎年度ほぼ一定額ずつ取崩して事業資金に充てる、信託独特の方式である。信託財産が比較的少額ですみ、かつ、事業資金の需要に応じて取崩額の変更もできる反面、追加信託又は寄附受入により信託財産を補充しない限り、その消滅とともに公益信託は終了する。

(3) 事業資金寄附方式

元本は据置き、その運用収益に加え、毎年度追加信託又は寄附受入により得た金銭を事業資金に充てる方式である。追加信託などが保証されれば事業資金が確保できる反面、事業規模の安定性を重視する主務官庁との事前協議（審査）をクリアーするためには、追加信託などについての信頼性や具体性が重要なポイントとなる。

[基金型と募金型]

公益信託には、寄附受入を前提とするか否かによって次の二つの類型があり、これはまちづくり公益信託においても同じである。

(1) 基金型

公益信託としては一般的なタイプであって、委託者からの追加信託は予想するものの、第三者からの寄附受入は前提としていない。（ただし、信託契約書には、寄附があれば受入れる旨の条項を予備的に挿入している。）

(2) 募金型

信託財産の造成や事業資金の確保のため、寄附の受入を当初から前提とするタイプであって、募金活動を積極的に行う。

9. 信託管理人

信託管理人（信託法第8条）とは、不特定未存在の受益者がある場合に選任することができ、受益者の利益を守るとともに、受託者の職務執行を監督する機関である。公益信託においては、主務官庁が信託管理人の設置を引受許可の要件としている。

信託管理人は、通常1名で無報酬とし、その公益信託の設定の趣旨を熟知していて、適正な判断力をもつ学識経験者の就任が適当であって、実際には、弁護士、公認会計士、税理士などの公的資格の所有者が就任している事例が多い。

また、まちづくり公益信託のうち、行政指導型（地方公共団体が委託者となり、公金を拠出して設定するもの又は地方公共団体からの交付金を原資とし、団体など委託者となって設定するもの）の場合においては、当該地方公共団体の役職者（又は旧役職者）が信託管理人に就任している事例もある。

なお、死亡又は辞任により信託管理人が欠けることとなったときは、信託銀行が、委託者及び運営委員会の意見を聴取の上、新たに信託管理人を補充して主務官庁に報告し、又はその選任を主務官庁に請求することとされている。

[信託管理人の職務]

信託管理人の職務として信託契約書に規程される主なものは、次のとおりである。

(1) 受託者に対し同意又は承認を与える事項

- ・ 信託財産の元本の取崩しに関する事項
- ・ 運営委員会委員の委嘱、補充及び解任に関する事項
- ・ 事業報告及び収支決算報告に関する事項
- ・ 借入に関する事項
- ・ 信託財産の固有財産化に関する事項
- ・ 費用の支弁に関する事項
- ・ 信託の決算に関する事項
- ・ 信託の終了及び残余財産の寄附に関する事項
- ・ 信託終了時の最終計算書の作成に関する事項
- ・ 信託条項の変更に関する事項

(2) 受託者から報告を受ける事項

- ・ 事業計画及び収支予算に関する事項
- ・ 関連諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ・ 受託者の辞任に関する事項

10. 運営委員会

運営委員会とは、信託銀行が公益信託の受託者としての職務を公正、適正かつ円滑に遂行するために設置する諮問機関であって、その公益活動の分野や事業に関する専門家、学識経験者などをもって構成する。運営委員会の設定及びその構成員については、公益信託の事業運営の公益性を担保するものとして、主務官庁との事前協議（審査）に際しての重要な指導事項とされている。

運営委員会の委員は、通常若干名（例えば5名以上9名以内など）で無報酬とし、任期は2年（再任可）が普通である。また、委託者やこれと特別の関係にある者の委員への就任は妨げないものの、その合計数が委員現在数の3分の1を超えないこと（税制優遇公益信託－特定及び認定特定公益信託－の場合はその就任は不可）とされている。

信託銀行は、公益信託の事業の実施に際して運営委員会の議決を遵守、尊重しなければならず、そのため、信託契約書に運営委員会に関する規定が置かれている。

運営委員会委員について、死亡、辞任又は解任による欠員の補充や増員をするときは、信託銀行が信託管理人の同意を得て新たな委員を選任し、これを主務官庁に届け出ることとされている。

[運営委員会の職務]

運営委員会の職務として信託契約書に規定されるものは、次のとおりである。

- (1) 助成対象の審査選考に関する事項
- (2) 事業計画や収支予算その他事業の実施に係わる重要事項に対する同意承認又は助言勧告に関する事項

なお、事業の執行に関する最終的な責任は、信託銀行にある。

11. 作業部会（調査部会）

第5章まちづくり公益信託の方法

まちづくり公益信託の場合、運営委員会に加えて、さらに作業部会又は調査部会を設置するケースがある。公益信託の事業運営における信託銀行と運営委員会の関係について考察してみると、信託銀行は運営委員会に対する諮問者であると同時に運営委員会の事務局的機能を持ち、この点で、両者は、相互に垂直的な補完関係にあるといえる。そして、とくにまちづくり公益信託のごとく、事業分野が広汎で、事業内容が多岐かつ専門的な場合には、両者の諮問に応じて助言勧告し、又は両者の実務面を補佐する組織を設置することが有効であり、この組織が作業部会（調査部会）といわれるものである。

作業部会（調査部会）は、まちづくり事業に関する地方自治体の担当者や実務精通者、まちづくり事業に参画し又はその受益層となる地域住民の団体の関係者、信託銀行の実務担当者などで構成され、その委員は運営委員会により選考、委嘱される。

作業部会（調査部会）は、運営委員会に付属してこれで補佐しつつ、信託銀行からの協力要請にも応えるかたちで、次のような職務を行う。

- (1) 事業の実施に係わる基礎調査及び意見具申
- (2) 資料の作成、発足の告知及び資料の配布、助成対象候補条件の収集などに対する協力
- (3) 運営委員会での選考を控えての、助成申込案件に関する予備審査及び意見具申
- (4) 助成対象に関する効果の事後測定及び結果報告

1 2. 事業の執行運営

信託銀行の担当支店がまちづくり公益信託の事業運営上の事務局となり、委託者事務局（後述）や作業部会（前述）などの協力を得つつ、次の職務を行う。

- (1) 当初事業
 - ・ 助成の対象となる事業や活動を行っている団体などの基礎調査
 - ・ 広報、申込などの資料の作成、まちづくり公益信託の発足の告知及び前記団体などへの資料の配布
- (2) 経常事業
 - ・ 募集又は推薦による、助成対象候補案件の収集、運営委員会における選考のための予備調査及び書類整備、運営委員会の開催準備、当日運営、議事録の作成など
 - ・ 翌事業年度の事業計画、収支予算及び前事業年度の事業報告、収支決算の立案作成、信託関係者への報告、諮問及び承認受、対主務官庁届出、折衝、官報への公告など
 - ・ 寄附受入、信託財産の管理運用、助成金給付などの事務
 - ・ その他まちづくり公益信託の事業の運営上必要とされる事務

1 3. 事業年度

まちづくり公益信託に限らず、公益信託の事業年度は、原則として、会計年度（当年4月1日から翌年3月31日まで）とされるが、とくにやむを得ぬ事情があれば、それ以外の年度設定も認められる。

14. 解除

公益信託は途中で解除することができず、まちづくり公益信託もその例外ではない。信託の解除について、信託法は、委託者が信託利益の全部を享受する場合における、委託者又はその相続人からの解除権（第57条）と、同じ場合において、やむを得ない理由による受益者又は利害関係人の請求に基づく裁判所の解除命令権（第58条）を認めつつ、なお、これらにかかわらず、信託行為に別段の定めるときはこれに従う（第59条）と規定している。

公益信託についてこれを検討すると、まず、前段については、該当しない。すなわち、公益信託の受益対象は委託者でなく社会公共であり、信託財産は公益信託の設定と同時に委託者の手を離れ、社会公共の財産に属すると考えられるからである。次に、後段については、公益信託の事業の確実かつ永続的な実施を保証するため、信託行為（信託契約書）に解除不能の条項を設けるよう主務官庁から指導が行われているので、公益信託は解除できないことになっている。

15. 終了

信託は、終了原因の成立とともに終了する。終了原因としては、次の事項が挙げられる。

- (1) 信託行為をもって定める事由の発生（信託法第56条）
- (2) 信託目的の達成又は達成不能（同上）
- (3) 信託の解除に相当したとして終了する場合

公益信託の場合には、(1)及び(2)を終了原因とし（(3)は前述のとおり該当しない）、これに関する条項を信託行為（信託契約書）の中に設けて対処しており、まちづくり公益信託においても同じである。

とくに(1)については、「信託財産が消滅したとき」としているが、これは、一方で、公益活動の継続実施を前提としつつ、他方で元本取崩しによる有期終了が可能という効果が得られるもので、これにより、公益信託は次のような特色を備えることになる。

- (1) 小規模な基金の引受けや限られた期間（例えば10年間）での助成に適した、元本取崩方式の採用が可能になること
- (2) 収益活用方式においても、将来、信託財産の実質価値の下落により運営収益のみでは事業の実施が困難となった場合、これを途中から元本取崩方式に変更することにより、休眠化の事態を回避できること

16. 残余財産の帰属

公益信託の終了時に残余財産がある場合、信託法では、その帰属権利者がいないときは、類似の目的の信託への継続命令権を主務官庁に認めている（第73条）。これは、いわゆる「シプレー原則」（予定された方法による財産処理の実行が不能又は不適当な場合において、これとできるだけ近似した合法的かつ妥当な方法により実行すること）に基づくものである。

公益信託の信託行為（信託契約書）では、残余財産について次の条項を設けて予めそ

第5章まちづくり公益信託の方法

の帰属権利者を定めており、上記の趣旨はその中にも生かされている。

- (1) 国又は地方公共団体への寄附
- (2) 類似の目的を有する公益信託への寄附
- (3) 類似の目的を有する公益法人への寄附

上記のうち(1)又は(2)は、税制上の優遇措置のある公益信託(特定公益信託)の要件の一つであり、(3)については、その他の公益信託の場合にのみ選択的に記載することが可能である。

17. 信託報酬

信託法では、営業としての信託の引受けを行う場合、又は信託行為に収受について特約がある場合に、信託報酬の収受を可とする規定(第35条)があり、これにより、公益信託においても、信託銀行が信託報酬を収受することが可能である。

まちづくり公益信託に限らず、公益信託の信託報酬は、信託事務運営上の事務量、信託財産の金額などを勘案し、委託者と信託銀行との協議により策定されるが、社会公益を受益対象とする公益信託の特質上、主務官庁の重要な指導事項となっている。

そして、現在の標準的な信託報酬の定め方及びその割合は、次のとおりである。

- (1) 信託財産残高(その事業年度の各月末現在の残高の平均)に対して年1000分の15
- (2) 信託財産が受託者である信託銀行の信託などに運用されている場合には、その部分の残高に対して年1000分の5(いわゆる「二重信託」の部分についての信託報酬の重複適用を避けるための措置であって、ほとんどの公益信託がこれに該当している。)

信託報酬は、毎事業年度及び信託終了時又は信託銀行としての任務の終了時に、信託財産のなかから差引くかたちで、信託銀行に支払われる。

18. 費用

公益信託における費用は、信託事務の処理の上で実費補償的な性格をもち、信託報酬とは区別して、毎事業年度にわたり、信託財産のなかから支払われる。

公益信託においては、信託行為(信託契約書)に費用に関する条項を設けてその項目を次のとおり列挙しており、これは、まちづくり公益信託も同じである。

- (1) 運営委員会の開催に係わる費用(会場費、食事費など)
- (2) 信託管理人及び運営委員会委員に対して支払う費用(職務執行のための費用)
- (3) 公告費(事業概況などの官報への掲載費)
- (4) 租税公課
- (5) 送金手数料、運送費、交通費、通信費、印刷費など
- (6) その他信託管理人の承認を得た費用

19. 発足希望時期

まちづくり公益信託は、一般の公益信託と同じく、その企画設計から、発足に至るまで、最短でも約半年を要するのが普通である。これを段階別に分析すると

- (1) 提唱、企画設計、関係者意見調整段階 約2ヶ月

第5章まちづくり公益信託の方法

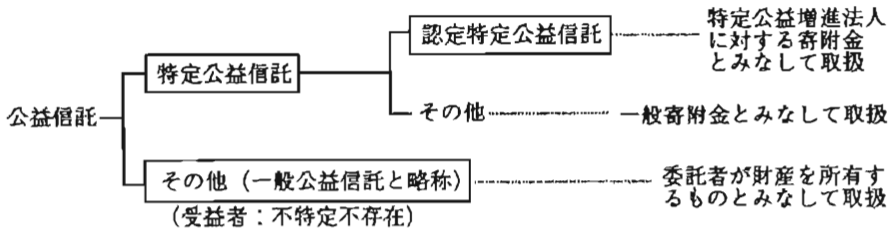
(2) 対主務官庁事前協議（審査）段階 約3ヶ月

(3) 正式申請、引受許可取得、発足段階 約1ヶ月

さらに、税制措置の適用を受ける特定公益信託とする場合は、所管中央省庁を経由して大蔵省（主税局）との協議を要するため、約3～6ヶ月の期間が上記に加わることになる。

20. 税制措置

税制は、法理面や実務面とは別の立場から、公益信託を次のとおり分類し、それへの拠出金に対する課税を定めている。（その詳細については〔資料4〕を参照）



特定公益信託とは、信託銀行が引受ける公益信託で、信託行為（信託契約書）において、信託終了時の信託財産が委託者に帰属しないことその他税法で定める要件（信託事務要件）を満たすことにつき、主務大臣（主務官庁である中央省庁または地方行政庁）が大蔵大臣と協議（主務官庁が地方行政庁の場合は、公益信託の事業を所管する中央省庁を経由）して証明しものをいう。

認定特定公益信託とは、前記の特定公益信託のうち、その目的が公益の増進に著しく寄与するものとして税法で定める要件（目的事業要件）に該当することにつき、前記と同じ方法により認定したもの（認定日の翌日から、5年を経過していないもの）をいう。

そして、それ以外の公益信託は、実務上、一般公益信託と略称している。

特定公益信託に対する拠出金については、みなし寄附金として、法人税では一般寄附金損金算入限度額の枠内での損金算入が認められる。

認定特定公益信託の場合には、みなし特定寄附金として、法人税では前記限度額とは別枠で、かつ同額までを限度とする優遇枠内での損金算入が認められ、所得税では寄付金控除の適用があるほか、相続税では、課税価格計算基礎不算入の優遇措置がある。

一般公益信託の場合には、前二者のような優遇措置の適用はない。

また、公益信託の信託財産の信託財産につき生じる所得（運用収益）は、非課税とされている。

まちづくり公益信託については、特定公益信託としての証明を取得することは可能であるが、認定特定公益信託としての認定は、現在のところ受けられない。それは、まちづくり公益信託の目的や事業――都市や地域における公共の空間の美化保金、公共の施設の整備充実、住民のまちづくり活動などの対する助成――が、税法に定める目的事業要件にまだ加えられていないためであり、まちづくり公益信託の今後の発展のためには、税制の改正による優遇措置の拡大が是非とも必要である。

IV 設定の方法

ここでは、まちづくり公益信託の設定のプロセスを、順を追って説明する。主としてこれを担当し、又はこれにかかわる関係者は、各ステップに応じ、次のとおりである。

- ①提唱者（推進母体）
- ②設定準備会
- ③委託者
- ④信託銀行
- ⑤主務官庁
- ⑥信託管理人及び運営委員会委員の各候補

ステップ1. 企画の提唱、主導と設定構想の策定

(1) 企画の提唱、主導

まちづくり公益信託は、まず、その地域の特性を生かしたまちづくりの構想のもと、提唱者が公益信託の設定を発議、提唱し、企画立案に着手することから始まる。

まちづくり公益信託は、その推進母体により次の二つの型に大別される。

[住民（民間）主導型]

地域住民や民間（団体・法人、企業など）が構想（アイデアなど）を策定し、資金を拠出して設定するもので、地域住民の広汎な参加により、運営に当たって自主性、ノウハウ、活力などの結集が期待できる反面、資金を寄付金などに依存することが多いため、助成事業の規模と持続性を保証する資金の確保（実質的価値の維持のための基金の増額など）に懸念がある。

そのため行政支援（行政が補助金や広報などの面でこれを支援するもの）との組み合わせが有効であるが、一方で、その結果として事業運営に課せられる行政からの制約も想定しなければならない。

[行政主導型]

地域の行政主体である地方自治体が構想を策定し、公金を支出して設定するもので、資金は予算への計上により確保されるのでまず問題はないが、反面、行政の特質上、助成がとかく総花的になったり、行政の意向を優先するあまり、地域住民の要望に沿った事業運営が行われにくいなどの懸念がある。

(2) 設定構想の策定

イ 地域特性の重視

まちづくり公益信託の設定に当たっては、まず、その目的や事業内容などの構想を策定する必要があるが、その際、最も重要なことは、これらがその地域の特性に適合したものでなければならないということである。

ここでいう地域の特性とは、その地域の生活、文化、風土、歴史、社会、経済、産業など、住民の居住・生活環境に大きな影響力をもつ要素をいい、その地域の独自性を構成するものである。

ロ 構想の内容

設定構想のなかで重要な事項は、信託目的、事業内容（助成事業の分野、対象など）、信託財産（当初資金の額、調達方法など）、設定予定時期などである。

すでに述べたとおり、まちづくり公益信託の事業内容は、その助成事業の分野や対象により、次の三つに大別される。

①もの中心のハード面のまちづくり（建設省所管 主務官庁：都道府県知事）

”公共の空間（公園・道路・河川等）の環境美化・保全、公共の施設の整備充実などの助成

③人の活動中心のソフト面のまちづくり（自治省所管 主務官庁：都道府県知事）

地域振興、コミュニティづくり、市民社会奉仕活動、市民国際交流活動などの助成

④市民の社会教育・中心のまちづくり（文部省所管 主務官庁：都道府県教育委員会）

文化教育活動、体育スポーツ活動、文化財や芸能の保存・伝承活動などの助成

いうまでもなく、まちづくり事業の多くは、これらの類型に特定されることなく、これらの類型を総合した幅の広い内容をもって展開されるものであるが、まちづくり公益信託の事業内容として構成する場合は、

i) 主たる事業としていずれの類型をとるか

ii) 従たる事業として、他の類型をとるか否か

について決定しておかなければならない。けだし、主たる事業内容として、選択する類型により、まちづくり公益信託を所管する中央省庁及びその権限の委任を受けて主務官庁となる地方行政庁が確定するからである。

ハ 信託銀行の選定

提唱者は、まちづくり公益信託の構想を具体化するための企画立案について協議すべく、受託者となる信託銀行を選定する。

信託銀行の選定に当たっては、まちづくり公益信託に係わる受託熱意、企画設計能力、受託運営実績、地域社会への貢献度などを検討して内定の上、受託を要請するのが妥当である。

ステップ2. 設定準備会の組成と企画立案への意見調整

(1) 設定準備会の組成

提唱者は、まちづくり公益信託の設定構想を具体化するための企画立案を信託銀行に委嘱し、信託銀行と意見調整を行う。信託銀行との協議及び意見調整については、提唱者が直接行う方式と、設定準備会を組織してこれにより行う方式があるが、ここでは後者の方式について説明する。

設定準備会は、提唱者から委嘱されたメンバーにより組織され、提唱者や賛同者・協力者、地域住民（受益層）の代表、学識経験者などにより構成されるとともに、これに信託銀行の担当者もオブザーバーとして加わる。

また、設定準備会は、まちづくり公益信託の発足後は解散するが、そのメンバーには、委託者事務局への参加又は信託管理人、運営委員会委員、作業部会委員などへの就任を委嘱するのが望ましい。

(2) 企画立案への意見調整

設定準備会は、設定者（委託者）の母体として、会議を継続的に開催し、信託銀行との協議及び意見調整を行って、決定事項を確認する。信託銀行は、これに基づいてまちづくり公益信託の企画立案を進め、後に述べる公益信託要項の策定に結び付ける。

ステップ3. 公益信託要項（案）の策定と主務官庁への事前打診

(1) 公益信託要項（案）の策定

まちづくり公益信託に係る企画立案は、設定準備会における協議結果に基づき、信託銀行により、公益信託要項（案）としてまとめられる。公益信託要項（案）は、すでに述べた公益信託の構成に関する諸項目ごとにまちづくり公益信託の内容となる基本的事項を簡記したもの〔資料5〕で、以降は、対主務官庁事前打診のほか、信託契約書（案）の作成（ステップ4）、発足時パブリシティ（ステップ10）などの各段階において、基礎資料として活用する。

(2) 主務官庁への事前打診

信託銀行は、主務官庁に公益信託要項（案）を提出し、説明するとともに、主務官庁としてどのように対処するか、その意向を打診する。主務官庁からは、この段階で積極的に対応するか否かの方針がある程度明示され、積極方針の場合には、さらに詳細な質疑応答や具体的な修正指導がある。

〔主務官庁の権限〕

信託法は、主務官庁に、公益信託を監督し（第67条）、また、その引受けを許可する（第68条）権限を与えており、公益信託においては、これが信託行為の効力発生の要件ともなる。

主務官庁にこれらの権限が付与されている根拠としては、公益信託と行政の間の目的の共通性や事業の類似性、公益信託の受益対象が社会公共であることによる影響の重大性、同じく受益対象が不特定多数であることによる受託者に対するチェックの不能などが挙げられる。

主務官庁は、公益信託の引受けの許可及び監督に関して幅広い裁量権をもち、自らの所管に属する公益信託について、「引受けの許可及び監督に関する府省令や規程、規則など」を制定してその手続きを定めるとともに、審査の基準となる事務取扱要領、通達などを内部に備え、事前打診や事前協議に対処している。

ステップ4. 人事の策定と申請原案の作成

(1) 信託管理人及び運営委員会委員の候補者の人選

まちづくり公益信託の設定を是とする主務官庁の方針を確認し、修正指導があった場合にこれについての諾否など、主務官庁との意見調整が終わった段階で、設定準備会と信託銀行は、信託管理人と運営委員会委員を委嘱すべき適任者について協議し、候補者の人選を行う。

人選に当たっては、その後の主務官庁との事前の協議（審査）において変更などの指導を受けることもあり得るので、主務官庁の了承を得るまでは、あくまで内定にとどめておくのが無難である。

第5章まちづくり公益信託の方法

(2) 申請原案の作成

この段階で、信託銀行は、主務官庁との意見調整を経てほぼ確定した公益信託要項に基づき、申請原案を作成し、設定準備会に提出して協議する。

申請原案は、以降の主務官庁との事前協議（審査）における叩き台となるとともに、内認可取得後、正式申請への切換えの際の基礎書類ともなる。

申請原案の構成は、主務官庁によって異なるが、およそ次のとおりである [資料6]
[信託契約書]

信託銀行が信託契約を締結する場合には、書面によることを要するとともに、記載すべき事項が定められ、委託者と信託銀行の代表者が署名又は記名捺印することになっている。これが信託契約書であって、申請原案における最も重要な書類の一つとして、主務官庁との事前協議では、逐条審査の対象になる。

公益信託の信託契約書の構成を例示すれば、およそ次のとおりである [資料7]
[助成規程]

助成規程（又は事業実施規程）は、公益信託の信託契約書に記述された事業について、その実務上の取扱を具体的に定めたもので、事業の対象や助成金額の例示、候補案件の収集や審査選考の手続き、助成方法、申込書の様式などを内容としている。

とくに、まちづくり公益信託においては、規程の本文に附属する資料である「事業内容例示一覧表」が重要である。すなわち、まちづくりという表現で総括される広範囲な事業分野や助成対象をより具体的に例示するとともに、受給団体の資格要件や助成金の基準額などを明示することは、事業の適正円滑な遂行上是非とも必要である。主務官庁も、事前協議（審査）の際には、公益信託の事業を判断する資料としてこれを重視している。

まちづくり公益信託における事業内容例示一覧表の例を次に掲げる。

第5章まちづくり公益信託の方法

図表5-5 まちづくり公益信託における事業内容例示

イ.公共空間の環境美化保全助成事業

申請者（事業又は活動の主体）
①地方自治体 ②法人又は団体 ③個人又はそのグループ ただし、②③にあつては、営利を目的とする事業又は活動を行わないものであること

対象	資金の助成又は費用の負担を行う事業又は活動
道路、河川、池、公共緑地、公園、 広場 公共施設周辺地 生垣 敷地内など	緑化保全、環境美化、清掃など
史跡、文化財、伝統的街並、建物など	保全、修復、公開など

ロ.公共施設の整備充実助成事業

申請者（事業又は活動の主体）
①地方自治体 ②法人又は団体でイのただし書に該当するもの

対象	資金の助成又は費用の負担を行う事業又は活動
道路、橋梁、河川、池、公共緑地など	街灯、ガードレール、舗装、標識、ストリート ファニチュアなどの設置又は維持管理
公園、広場、公共施設周辺地など	樹木、花壇、ベンチ、遊具、噴水、水飲み場、 時計台、彫刻などの設置又は維持管理
学校、区民会館、地区会館、公民館、 集会所、図書館、資料館、体育館など	設備、器具、機器、用具、什器、備品、図書、 資料などの購入又は維持管理
上記対象の築造、造成及び事業の計画、保全等に要する費用	
資金助成に代えて、上記設備、物品などを設置又は購入の上、地方自治体などに寄付することができる	

第5章まちづくり公益信託の方法

ハ.まちづくり活動助成事業

申請者（事業又は活動の主体）
①地方自治体 ②法人又は団体 ③個人又はそのグループ ただし、②③にあっては、営利を目的とする事業又は活動を行わないものであること

資金の助成又は費用の負担を行う事業又は活動
区民祭、文化祭、運動会、展示会、展覧会、発表会、町内各種催事など 社会奉仕、ボランティア活動（含指導者研修） 青少年健全育成活動、老人会、婦人会活動（含指導者研修） 伝統技術、伝統芸能などの保持や後継者の育成 国際交流活動その他の活動

ニ.地区会館の管理運営助成事業

申請者（事業又は活動の主体）
ロの申請者の資格に同じ

対象	資金の助成又は費用の負担を行う事業又は活動
〇〇地区会館の 管理及び運営	建物、設備の更新及び修理、電気、ガス、上下水道の使用、什器、 備品、消耗品等の購入など 管理運営のための要員の雇用、要員の福利厚生、関係者の派遣、 出張、会議、会合の開催など 通信及び運搬、保険の付保、事務の外部委託など 租税公課など

ホ.地区会館の建設資金助成事業

申請者（事業又は活動の主体）
ロの申請者の資格に同じ

対象	資金の助成又は費用の負担を行う事業又は活動
〇〇地区会館の 建設	調査及び企画設計、本体及び付属施設の建設、 周辺地の整備、植栽など

へ.その他の事業

申請者（事業又は活動の主体）
口の申請者の資格に同じ
資金の助成又は費用の援助の対象となる事業又は活動
まちづくりに関する広報、調査、研修、講演会など

ステップ. 5 申請原案の主務官庁への提出と事前協議（審査）

(1) 申請原案の主務官庁への提出と説明

申請原案は、設定準備会との意見調整を終えたのち、信託銀行により主務官庁に提出され、説明される。主務官庁との事前協議（審査）はここからはじまる。

これに先立ち、設定準備会は、信託銀行に対し、事前協議（審査）における対応の弾力的委任—基本的かつ重要な事項を除いては、その都度持ち帰って相談せずに、信託銀行の判断で対応してよい旨—を行っておく。

(2) 主務官庁の事前協議（審査）

事前協議（審査）は、設定趣意書の表現の検討、信託契約書（案）及び助成規程（案）の各条項にわたる逐条検討、信託管理人及び運営委員会委員の適格性のチェック、事業計画書及び収支予算書の分析など広い範囲に亘るもので、その間、詳細な説明や質疑応答、意見交換などが行われる。

基本的な事項については、すでにステップ. 4の段階で、主務官庁と信託銀行との間で大筋が確認されているので大きな変更はないが、その他の事項については、事前協議（審査）の都度、主務官庁から細部について表現や内容を修正するよう指示、指導があるのが普通である。

このうち、付随的かつ軽微な事項については、信託銀行により即時に対応されるが、基本的かつ重要な事項については、持ち帰った上、設定準備会の意向を聴取して、その諾否が後日回答される。

ステップ. 6 必要書類の準備及び信託予定財産の手配

(1) 必要書類の準備

主務官庁との事前協議（審査）と平行して、信託銀行により、委託者、受託者（信託銀行）、信託管理人及び運営委員会委員に関する必要書類の準備が行われる。これは、後日、正式申請書に添付を要する書類であり、準備は、信託銀行が関係者に対して直接に、又は設定準備会に委嘱の上その協力を得て行われる。

団体又は法人を委託者とするまちづくり公益信託を想定した必要書類を例示すれば、次のとおりとなる。

- イ. 委託者
 - 1（団体の場合）規約（法人の場合）定款又は寄附行書 2通
 - 2（法人の場合）登記簿謄本 2通
 - 3委員会、理事会等の名簿 2通

第5章まちづくり公益信託の方法

4 公益信託の設定を議決した委員会、理事会等の議事録の写 2通

5 代表者の印鑑証明書

- ロ. 信託銀行
- 1 定款 2通
 - 2 登記簿謄本 2通
 - 3 業務の種類及び方法書 2通
 - 4 代表者の印鑑証明書 2通

ハ. 信託管理人及び運営委員会委員

- 1 略歴書 2通
- 2 就任承諾書 2通
- 3 印鑑証明書 2通

(2) 信託予定財産の手配

委託者は、当初信託財産として予定している資金を準備し、これを、受託者である信託銀行又は他の金融機関に預託する。この資金に対応する残高証明書は、「信託財産となるべきものの権利及び価格を証する書類」として後日正式申請書に添付され、また、当初信託財産は、信託契約時にこの資金のなかから公益信託に振替えられる。

ステップ. 7 許可の内示及び正式申請書の作成と提出

(1) 許可の内示

主務官庁との事前協議（審査）において、その手続きが一段落すると、主務官庁の内部稟議で引受け許可が決裁され、信託銀行に内示される。信託銀行は、これを受けて、設定準備会にこの旨を報告する。

(2) 正式申請書の作成と提出

信託銀行は、許可の内示があったのち、直ちに正式申請書の作成に着手する。正式申請書は、主務官庁との事前協議（審査）を経て最終的に確定した申請原案を遵主して作成され、信託銀行の代表者印が調印されて、主務官庁に2部提出される。

ステップ. 8 引受許可書の受領、信託契約の締結及び信託財産の移転

(1) 引受許可書の受領

正式申請書を提出後、通常2～3週間後に、主務官庁から引受許可書（税制優遇公益信託について同時に申請したときは、その証明書又は認定書を含む）を交付する旨信託銀行に通知があり、信託銀行は、委託者又は設定準備会関係者と同行の上、これを受領する。

(2) 信託契約の締結及び信託財産の移転

信託契約書は、事前に信託銀行により用意される。引受許可書の日付の日（引受許可日）以降は、信託契約の締結が可能となるので、委託者と信託銀行は、即日又はなるべく早期に信託契約書に記名捺印の上、資金の信託財産への移転を行う。これにより、まちづくり公益信託は正式に発足する。

(3) 事後手続

発足後の事務手続として、信託銀行は、「信託財産移転完了報告書」（信託財産受領証の写、信託契約書の写、及び信託財産の残高証明書を添付）を主務官庁に提出するとともに、「信託に関する受益者別（委託者別）調書」を所轄税務署に提出する。

第5章まちづくり公益信託の方法

ステップ 9 信託関係者への報告並びに広報及びパブリシティ

(1) 信託関係者への報告

信託銀行から、信託関係者（委託者、設定準備会、信託管理人、運営委員会委員など）に対して挨拶状が出状され、まちづくり公益信託の発足が報告される。

(2) 広報及びパブリシティ

まちづくり公益信託は、その特質上地域社会の生活に密接に関連することから、その発足は、住民にとって大きなニュースヴァリューをもつ。そのため、委託者又は設定準備会と信託銀行は、主務官庁の了承を得た上で、地域の新聞や放送（TV、ラジオ）などに対して、まちづくり公益信託の発足についてのニュースリリースを提供し、パブリシティを企画する。

このパブリシティには、次のような効果が期待される。

- ①まちづくり公益信託を設定したことが、地域社会から高い評価をもって迎えられること
- ②助成希望団対などに対するまちづくり公益信託の内容の告知に役立つこと
- ③募金型のまちづくり公益信託にあつては、募金活動を展開する上で、有力な手段となること
- ④公益信託制度そのものに対する一般の理解が深まることなど

V 運営の方法

ここでは、まちづくり公益信託の運営の方法（信託事務の処理）を説明する。運営は、基本的には受託者である信託銀行の責務であり、信託事務の処理は、その担当店が行う。これにかかわる関係者は、次のとおりである。

- 1 委託者
- 2 委託者事務局
- 3 信託管理人並びに運営委員会及び作業部会（調査部会）
- 4 主務官庁
- 5 助成対象団体など

なお、信託事務は、必ずしも下記の順を追って処理されるものではなく、毎事業年度定期的に、かつ、相互に関係して行われるものや、事態発生時又は運営の終了時に行われるものがあることを付記しておく。

1. 発足披露信託関係者会議（兼第1回運営委員会）の開催

信託銀行及び設定準備会は、発足後できるだけ早期に、まちづくり公益信託の設定にかかわった関係者を招いて、信託関係者会議を開催する。

ここでは、まちづくり公益信託の委託者の挨拶、発足までの協力に対する信託銀行からの謝意の表明、信託銀行による設定趣旨、発足経緯、事業内容などの説明及び今後の

運営に対する協力の要請などが行われる。信託関係者が一堂に会することにより、相互に面識を深め、意思の疎通を図ることができるので、今後のまちづくり公益信託におけるこの会議の意義は、極めて大きい。

また、この会議と同時に、信託銀行は、第1回の運営委員会を開催することが多い。この運営委員会では、運営委員長の選出、まちづくり公益信託の運営に関する基本方針や当面の事業計画などに対する助言勧告、作業部会（調査部会）を設置する場合はその委員の選考などが行われる。

2. 委託者事務局の設置と設立準備会の発展的解消

(1) 委託者事務局の設置

まちづくり公益信託のような、地域住民の生活に直結した幅広い事業を行う公益信託にあつては、運営段階において、委託者事務局を設置するのがよい。

委託者事務局は、委託者及びまちづくり公益信託の趣旨に賛同してその事業にボランティア的に参加する協力者をもって構成し、次のような役割を果たすものである。すなわち、

- ①まちづくり公益信託の委託者として、信託銀行との間の意志疎通を緊密に保つとともに、その要請を受けて、事業の実施に側面から協力する。
- ②発足後のまちづくり公益信託の広報やパブリシティ活動を主体的に行う。
- ③募金型のまちづくり公益信託の場合、基金の造成や事業資金の調達のための募金活動を主体的に行う。

(2) 設定準備会の発展的解消

設定準備会は、まちづくり公益信託の設定によりその役割を終え、発足ともに解散する。そして、設定準備会のメンバーには、運営委員会の委員（すでに就任）、作業部会（調査部会）の委員、委託者事務局のスタッフなどへの就任を委嘱し、引き続きまちづくり公益信託の運営に協力願うのが望ましい。

3. 広報資料の作成、配付と助成対象候補案件の収集

(1) 広報資料の作成、配付

信託銀行は、作業部会（調査部会）及び委託者事務局の意見を聴取して、まちづくり公益信託の設定趣旨、事業内容、助成要項などを記載した広報資料（リーフレットなど）を立案し、運営委員会に諮って決定の上、これを作成する。

広報資料は、パブリシティを委嘱するために、地域の新聞や放送などの媒体に送付されるほか、まちづくり公益信託の照会窓口となる委託者事務局、信託銀行の担当店、地方自治体の関係窓口などに常備され、これを希望する団体などに配付される。

(2) 助成対象候補案件の収集

まちづくり公益信託の助成対象の候補となる案件は、信託銀行が収集する。その方法については、信託銀行が、作業部会（調査部会）の意見を聴取の上、運営委員会に付議して決定するが、これを例示すれば、次のとおりとなる。

- ①募集 ・地域の新聞、公報などへの募集要項の掲載や放送（TV、ラジオ）による

第5章まちづくり公益信託の方法

案内

- ・地方自治体の関係窓口や信託銀行の店頭への募集要項（ポスター）の掲示
- ・助成対象の候補となる団体などへの募集要項の送付など

②推薦 ・運営委員会の議を経て委嘱した推薦委員（原則毎年交代）への推薦の依頼
なお、収集に当たっては、公益信託としての公益性に鑑み、信託契約の定める範囲内で、機会均等や門戸解放を原則とし、意図的に特定の対象や地域に偏ることがあってはならない。

4. 助成の申込みと作業部会（調査部会）による予備調査

(1) 助成の申込み

まちづくり公益信託の助成を希望する団体などは、申請書（助成規程所定）及び関係書類—当該団体などの活動状況、助成金について、これを必要とする理由、希望する金額及び時期、助成金の使途などを記載—を信託銀行に提出する。

(2) 作業部会（調査部会）による予備調査

信託銀行は、提出された申請書などをチェックするとともに、これらについての調査と確認を作業部会（調査部会）に帰属する。これは助成対象の審査選考の際の資料とするためであり、調査と確認の結果は、信託銀行を経由して、運営委員会に提出される。

5. 運営委員会による審査選考と助成の実施

(1) 運営委員会による審査選考

信託銀行は、助成対象の審査選考のための運営委員会の開催について運営委員長と協議し、会議の日時、場所、議案などを決定の上、運営委員に案内状を発送する。当日の運営委員会は、信託銀行が事務局となり、信託契約書の該当条項の規定に従って運営されるが、その大要は、次のとおりである。

すなわち、まず、定足数と会議成立の確認、運営委員長の議長就任、議事録署名人の選任などの手続きが行われ、続いて助成対象の審査選考に入り、前記の申請書その他の書類及び予備調査資料に基づき、その事業年度の事業計画及び収支予算の範囲内で助成対象、助成金額、助成時期などが審議され、その結果が信託銀行に示される。そして、議事録の作成が信託銀行に委嘱されて会議が終わる。

(2) 助成の実施

信託銀行は、運営委員会の指示に基づき、まちづくり公益信託のその事業年度における助成を決定し、その結果、申請団体などに通知するとともに、地域の新聞や放送（TV、ラジオ）にこれを公表して、パブリシティを依頼する。

また、助成金は、銀行などの口座への振込その他の方法により、信託銀行から、助成対象となった団体などに交付される。

助成金の使用状況や助成の効果については、一定期間経過後、団体などから信託銀行に報告されるほか、信託銀行からの委嘱を受けて、作業部会（調査部会）がこれらの調査や確認を行う場合もある。

6. 基金の管理運用と募金

(1) 基金の管理運用

すでに述べたとおり、まちづくり公益信託の基金は、信託財産として、信託契約書に定められた方法により、信託銀行が管理運用する。まちづくり公益信託の決算は、毎事業年度1回、信託銀行により行われ、収入面では運用収益、追加信託金、受入寄付金などが、また、支出面では、事業資金、費用及び信託報酬がそれぞれ計算される。

(2) 募金

募金型のまちづくり公益信託においては、募金活動をどのように展開するかが重要な課題である。募金活動は委託者事務局が中心となり、受託者である信託銀行と協議して企画で推進する。信託銀行は、募金取扱窓口としてこれに協力するほか、委託者事務局の要請を受けて、地域の他の金融機関も窓口に加わることがある。

募金活動の成否を左右する重要な要件は、寄附金に対する税制措置であり、これについてはすでに述べた。(Ⅲまちづくり公益信託 20 税制措置参照)

以下において、試みに募金活動のシステムを図表5-6に図示して、参考に供したい。

7. 事業の計画及び報告に関する書類の作成など

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成と主務官庁への提出

信託銀行は、毎事業年度開始前に、委託者事務局及び作業部会（調査部会）の意見を聴取の上、その事業年度の事業計画書と収支予算書を立案作成し、運営委員会に諮問して決定する。そして、これらの書類は、同じく年度開始前に、信託銀行により主務官庁に提出され、あわせて、信託管理人にも報告される。

(2) 事業報告書、収支予算書及び財産目録の作成と主務官庁への提出

信託銀行は、毎事業年度終了後に、その事業年度にかかわる事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、信託管理人の承認を得た上、同じく年度終了後3ヶ月以内に、主務官庁に提出する。そして、これらの書類は、信託銀行により、運営委員会及び作業部会（調査部会）に報告される。

(3) 事業の概要などの官報への公告

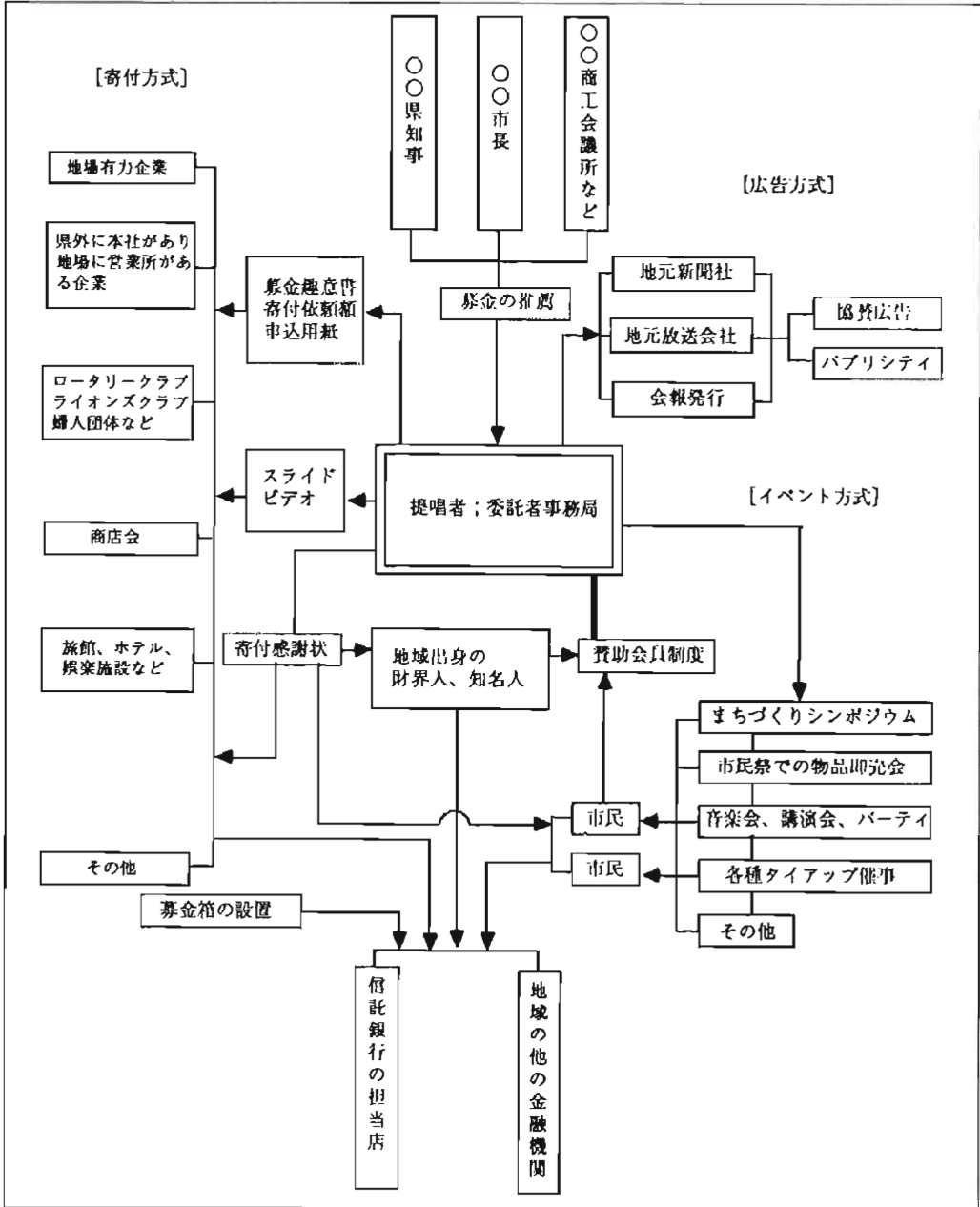
信託銀行は、事業報告書及び収支決算書を主務官庁に提出した後、事業の概要や信託財産の状況などを官報に公告する。

8. 重要事項についての報告、協議、届出、折衝、申請など

(1) 信託関係者に対する報告、協議

まちづくり公益信託の運営及び事業の実施の上で重要な事項が生じたときは、信託銀行は、委託者をはじめ信託管理人や運営委員会に報告するとともにその対応について協議し、さらに特に必要と認める場合には、主務官庁にも報告して、その意見を聴取する。

図表5-6 募金活動のシステム



(2) 主務官庁に対する届出、折衝、申請など

まちづくり公益信託の運営段階における主務官庁の許可監督権限を例示すれば、およそ次のとおりとなる。

①届出又は報告に関する事項

- ・事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書、収支決算書及び財産目録

第5章まちづくり公益信託の方法

- ・委託者及び信託銀行の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務の変更
 - ・信託管理人又は運営委員会委員の氏名、住所又は職業の変更
 - ・信託終了に関する報告書
 - ・関連諸規程の制度又は改廃
- ②許認可又は職権の行使に関する事項
- ・受託者の辞任、委託者又は信託管理人の請求に基づく受託者の解任及び利害関係人の請求に基づく新受託者の選任
 - ・受託者による信託管理人の補充又は利害関係人の請求に基づく新信託管理人の選任
 - ・信託条項の変更
 - ・信託財産の固有財産化（受託者による信託財産の取得）
 - ・信託終了時の残余財産の処分（帰属）
 - ・公益信託の継続の指示
 - ・公益信託の事務処理に関する検査
 - ・財産の供託及び処分の指示など

まちづくり公益信託において、これらに該当する事態が生じたときは、信託銀行は、主務官庁に対して届出若しくは申請を行い、又は主務官庁と協議、折衝の上、その指示に従わなくてはならない。

9. 信託条項の変更と関連諸規程の制定及び改廃

(1) 信託条項の変更

公益信託は、長期にわたる信託であり、その間の社会、経済情勢の変動などにより、設定時には予見することができなかつた事態が生じる可能性がある。そして、そのような場合において、公益信託を適切かつ円滑に運営してゆくため、信託契約書の条項（信託条項）の変更の必要を認めるときは、信託銀行は、運営委員会の承認及び信託管理人の同意を得た上、主務官庁の認可を受けて、これを行うことができる。

さらに、公益信託が社会公共の利益を目的とすることから、信託法は、主務官庁が職権をもって信託条項の変更を指示することができる（第70条）旨を定め、主務官庁の裁量の余地を大幅に認めている。

(1) 関連諸規程の制定及び改廃

助成規程（事業実施規程）などの関連規程については、信託契約書に附属して、該当条項の実施に当たっての細目を定めているという特質から、信託銀行は、委託者と協議の上、運営委員会の承認を得てこれを制定又は改廃することができ、あとは信託管理人及び主務官庁に報告することで足りる。

10. 信託財産の固有財産化（信託銀行による信託財産の取得）

信託法は、受託者による信託財産の固有財産化を原則的に禁止（第22条第1項）するとともに、裁判所〔公益信託の場合は主務官庁（第72条）〕の許可を受けた場合を

第5章まちづくり公益信託の方法

例外（同条同項但し書）として認めている。これは、受託者による信託財産との間の利益相反取引の禁止及び信託財産のために行動する忠実義務を前提としている。

一方、信託業法（信託会社が受託者となる場合に適用される）は、信託法の上記但し書を信託会社には適用しない（第10条第1項）と定めつつも、一方では、特定の場合に、条件付きで、信託会社による信託財産の固有財産化を認めており（同条第2項）、公益信託の受託者である信託銀行にも、これが適用される。特定の場合及び条件とは、次のとおりである。

- ①信託財産が金銭で、その運用により取得した財産が取引所の相場のあるものであること
- ②受益者に対し負担する債務の履行に必要な場合に限ること
- ③信託行為（信託契約書）に別段の定めがあること

すなわち、公益信託の場合には、信託契約書に該当条項を設けてこれを明記（通常は、信託管理人の承認と主務官庁の許可を条件に加えている）しておくことを前提に、助成金に充当するために緊急かつ必要な場合に限り、公正な価格をもって、信託銀行が信託財産を買取ることができるようになっている。

11. 信託の終了と残余財産の処分（帰属）

(1) 信託の終了

まちづくり公益信託に限らず、一般に公益信託の信託期間については、信託契約締結の日からこの信託の終了の日までと定め、また終了についても信託目的の達成若しくは達成不能又は信託財産の消滅に該当する場合を定めて、信託契約書にそれぞれの条項を設けている。

公益信託を終了させるに当たっては、信託銀行は、事前に委託者をはじめ信託関係者や主務官庁とも十分に協議の上、合意を図る必要があり、実際に手続きを進める場合にも運営委員会への付議、信託管理人の同意及び主務官庁への報告を要する。

まちづくり公益信託が終了したときは、信託銀行は、速やかに最終報告書を作成して、信託管理人の承認を得る。

(2) 残余財産の処分（帰属）

信託終了時に残余財産がある場合、その処分については、予め信託契約書に該当条項を設け、そのなかで、国若しくは地方公共団体又は類似の目的を有する他の公益信託などへの寄付を定めている。

信託銀行は信託管理人の承認を得、かつ、主務官庁の許可を受けた上、該当条項に従って、残余財産の処分の手続きを行い、信託の終了を主務官庁に報告する。

VI おわりに

－まちづくり公益信託の展望と課題－

1. 展望

結論的にいえば、まちづくり公益信託は今後一層発展、普及し、設定件数は著しく増加するであろう。その根拠としては、地域の社会貢献意識の向上、まちづくり事業への関心の高まり、公益信託制度に対する理解の浸透、主務官庁の積極的対応などが背景にあるからであり、さらに、その運営実績に対する高い評価が他の地域の需要を誘発、創造するなどの相乗効果があるからである。

そのなかで、特徴的な傾向を挙げれば、次のとおりである。

(1) 委託者や事業内容などの多様化

まちづくり公益信託の設定件数が増加し、事業運営について開発されたノウハウが信託銀行などに蓄積されるに伴い、委託者や事業内容などが多様化してきており、この傾向は今後も続くであろう。

例えば、委託者については、基金設立協議会やまちづくり協議会などの任意団体、土地地区画整理組合などの法人のほか、地方公共団体又はこれが出資する第三センター、地域金融機関である銀行などの企業にまで拡大してきている。また、事業内容についても、地域の特性や、まちづくり公益信託の引受けを許可する主務官庁の縦割り行政の影響から、これまでもの中心のハード面、人の活動中心のソフト面又は市民の社会教育中心のいずれかの分野に限定されがちであったが、総合的なまちづくり事業への地域住民の期待を反映して、これらの分野を複合させた、多角的かつ多様なものが生まれてきている。

(2) 地方公共団体の積極的姿勢

地方公共団体は、住民税、地方交付税交付金その他を主要財源とし、住民や潜在者の安全、健康、福祉の確保その他に関する行政事務を行う（地方自治法第2条）とされており、まちづくりは、地方公共団体自らが充足すべき基本的、義務的な行政需要（例えば、道路、上下水道、学校、病院、福祉事業など、いわゆるシビル・ミニマムに属するもの）のなかでも重要な事業である。従って、まちづくり公益信託については、たとえこれが住民（民間）主導型で行われる場合においても、その事業と行政施策との調整や、相互補完による相乗効果などの側面から、密接な関係が地方公共団体との間に生じ、その関係は、これが行政主導型で行われる場合には、さらに緊密なものとなる。

地方公共団体のまちづくり公益信託に対する積極的姿勢を示す事例としては、外郭団体や第三セクターを委託者とし、これらの資金を拠出してまちづくり公益信託を設定〔間接委託（設定）方式〕するケースに加えて、自らが委託者となり、公金を拠出してこれを設定〔直接委託（設定）方式〕するケース（例えばくまもと21ファンド、横浜市野毛地区まちづくりトラストなど）が実現するに至っている。

そして、後者の場合、地方公共団体において、上位行政庁（市町村の場合は都道府県、都道府県の場合は自治省）への事前の協議と了解の取得、拠出すべき資金についての子算への計上と議会の承認、信託管理人や運営委員会などの行政関係者の参画などの措置を経た上で設定されたものである。

まちづくり公益信託は、簡素な設定手続き、民間のノウハウとエネルギーを活用しての事業の実施、公正かつ機動的、効率的な運営、信託事務の厳密な処理などが高く評価されており、これを検討し、推進しようとする地方公共団体が今後も増加するものと思

われる。

(3) 地域金融機関など受託窓口や受託能力の拡大

これまで公益信託を受託してきた金融機関は、信託銀行（含む信託兼営銀行）8社であった。わが国においては、長期信用銀行、都市銀行、地方銀行などの他の金融機関には、信託業務そのものを行なうことが認められていなかったからであり、これが公益信託の普及、発展にとって大きなネックの一つになっていた。

ところが、近年の金融の自由化、国際化、証券化などの進展を背景に、金融・資本市場における有効かつ適正な競争の促進、市場の効率化や活性化の推進及び利用者本位の金融サービスの提供を図るため、平成4年（1992年）6月、「金融制度改革法（金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律）」が成立、公布され、平成5年（1993年）4月から施行された。

これにより、信託業務については、銀行等及び証券会社は業態別子会社方式により、また、とくに地方銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用金庫などの地域金融機関は、これに加えて本体又は信託代理店方式により、公益信託を含む限られた信託業務を行なうことができるようになった。これは、公益信託についていえば、受託者の窓口と受託能力の飛躍的な拡大を意味しており、まちづくり公益信託にとっても、画期的なことである。

すなわち、地方銀行などにとっては、公益信託、そのなかでも地域における社会貢献として重要なまちづくり公益信託を受託することにより、まちづくり活動を推進し、又はこれを支援する住民団体との取引やコミュニケーションなどが図れるほか、地方公共団体に対しても、これまでの指定金融機関としての関係を、まちづくり公益信託を通じて一層緊密化することができる。従って、今後、地方銀行などがまちづくり公益信託を戦略的に重要な業務として積極的に推進してゆくことは明らかであり、これがまちづくり公益信託の普及、発展に大きく寄与するものと予測されるからである。

2. 課題

まちづくり公益信託については、前項のとおり、今後一層の普及、発展が予測されるものの、他方では解決すべき課題も少なくない。そのなかでいくつかを挙げれば、次のとおりである。

(1) 地域住民の参画意識の醸成

まちづくり事業についての地域住民の意識は、これまで、まちづくり事業は行政の義務として、財政資金をもって行なうべきもので、住民は、その成果や利便を享受すればそれでよいとの考え方が、とかく支配的であった。そして、近年わが国の成熟化を背景に、住民が、身近な生活の充実や快適性の向上を目指して、地域社会に目を向けるようになり、行政のまちづくり事業に対して意見や要望を述べ、あるいはさらに一歩進んで、これに参加、協力する動きが活発化にきているものの、なお、まだこれが必ずしも大勢を占めるまでには至っていない。

まちづくり公益信託において望まれることは、その助成事業が呼び水となって、行政と連携しての地域の住民によるまちづくり活動が一層活発となることであり、とくに募

第5章まちづくり公益信託の方法

金型で住民主導のまちづくり公益信託においては、これに加えて、公益信託の運営にボランティアとして参加し、あるいは、募金に賛同してこれに応じる篤志の住民を支援者としてできるだけ多く確保することである。その意味で、地域住民の参画意識の醸成というハードルをいかにクリアーしてゆくかが、まちづくり公益信託の事業の成否を決める重要な課題の一つである。

(2) 税制優遇措置の拡充

すでに述べたとおり、一定の条件を備えた公益信託については、これを特定又は認定特定公益信託として、拠出金には税制上の優遇措置が講じられているが、まちづくり公益信託の事業分野――都市景観や居住環境の保全、整備及び充実、地域の活性化のための住民によるまちづくり活動の振興などに対する助成――については、まだ税制優遇措置が適用される条件に加えられていない。

そのため、まちづくり公益信託に対する拠出金（当初の拠出金並びに発足後の追加信託金及び篤志の第三者による寄附金）については、税制上の優遇が受けられず、とくに募金型のまちづくり公益信託においては、募金活動の上で、これが大きなネックとなっている。

まちづくり公益信託の公益性は、すでに税制優遇措置が適用されている他の事業分野――科学技術にかかわる学術研究、学校教育、奨学育英、芸術の普及向上、文化財の保存活用、開発途上国への経済協力、野生動植物の保護繁殖、自然環境の保全活用、緑化事業の推進及び社会福祉事業に対する助成――のそれに較べて決して劣後するものではなく、むしろ、地域住民の生活に直結しているだけに、より重要な意義をもっている。

まちづくり公益信託の設定が増加し、その運営実績が認められてきている昨今、その一層の普及発展のためにも、税制優遇措置の実績が強く望まれるゆえである。

(3) 受託者において信託事務を担当する専門職の確保と育成

公益信託の事務は、信託銀行（又は、この業務に参入する地方銀行など）の担当者により行なわれるが、これらの担当者には、信託理論に関する知識、信託関係者や主務官庁との折衝力などに加えて、その公益信託の事業分野に関する専門知識、運営実務――財団法人の事務局運営に類似している――に関する経験の蓄積や技法の開発などが必要とされる。そして、とくに幅広い事業分野をもち、数多くの信託関係者とのコミュニケーションを要するまちづくり公益信託の担当者には、これらが必須の要件となる。従って、これら担当者は、必然的に長期間の在任を前提とした専門職的な職種とならざるを得ないが、一方で、公益信託業務が信託銀行などの業務のなかでは異質で、かつ、収益に直結しないことを考えると、今後増加を予測される公益信託についての需要を充足するに十分な程度まで、これら担当者が果たして確保され、育成されるのか、その状況が注目されるところである。

まちづくり公益信託の普及発展に当たっての大きな課題の一つは、運営担当者の確保や育成について、信託銀行などが今後いかに積極的に対処してゆくかにある。

（以上、文中意見にわたる部分は、筆者の私見であることを念のため申添える）

(2) 税制優遇措置の拡充

すでに述べたとおり、一定の条件を備えた公益信託については、これを特定又は認定特定公益信託として、拠出金には税制上の優遇措置が講じられているが、まちづくり公益信託の事業分野――都市景観や居住環境の保全、整備及び充実、地域の活性化のための住民によるまちづくり活動の振興などに対する助成――については、まだ税制優遇措置が適用される条件に加えられていない。

そのため、まちづくり公益信託に対する拠出金（当初の拠出金並びに発足後の追加信託金及び篤志の第三者による寄附金）については、税制上の優遇が受けられず、とくに募金型のまちづくり公益信託においては、募金活動の上で、これが大きなネックとなっている。

まちづくり公益信託の公益性は、すでに税制優遇措置が適用されている他の事業分野――科学技術にかかわる学術研究、学校教育、奨学育英、芸術の普及向上、文化財の保存活用、開発途上国への経済協力、野生動植物の保護繁殖、自然環境の保全活用、緑化事業の推進及び社会福祉事業に対する助成――のそれに較べて決して劣後するものではなく、むしろ、地域住民の生活に直結しているだけに、より重要な意義をもっている。

まちづくり公益信託の設定が増加し、その運営実績が認められてきている昨今、その一層の普及発展のためにも、税制優遇措置の実績が強く望まれるゆえんである。

(3) 受託者において信託事務を担当する専門職の確保と育成

公益信託の事務は、信託銀行（又は、この業務に参入する地方銀行など）の担当者により行なわれるが、これらの担当者には、信託理論に関する知識、信託関係者や主務官庁との折衝力などに加えて、その公益信託の事業分野に関する専門知識、運営実務――財団法人の事務局運営に類似している――に関する経験の蓄積や技法の開発などが必要とされる。そして、とくに幅広い事業分野をもち、数多くの信託関係者とのコミュニケーションを要するまちづくり公益信託の担当者には、これらが必須の要件となる。従って、これら担当者は、必然的に長期間の在任を前提とした専門職的な職種とならざるを得ないが、一方で、公益信託業務が信託銀行などの業務のなかでは異質で、かつ、収益に直結しないことを考えると、今後増加を予測される公益信託についての需要を充足するに十分な程度まで、これら担当者が果たして確保され、育成されるのか、その状況が注目されるところである。

まちづくり公益信託の普及発展に当たっての大きな課題の一つは、運営担当者の確保や育成について、信託銀行などが今後いかに積極的に対処してゆくかにある。

（以上、文中意見にわたる部分は、筆者の私見であることを念のため申添える）

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

I まちづくり公益信託事例の概要

はじめに、まちづくり公益信託として建設省が所管する19事例（1993年7月時点）の概要を述べる（図表6-1参照）。

1. 設定時期

まちづくり公益信託の第1号として考えられるのは1983年につくられた「佐倉街づくり文化振興臼井基金」である。まちづくり公益信託について本格的に議論されたのは、1984年度に建設省都市局と（社）信託協会が設置した「まちづくり公益信託委員会」においてであるが、それに先駆けてつくられた事例である。

委員会の影響のためか85年には6件つくられたが、その後は年1～2件のペースに減少した。しかし、着実に数を増やしているといえる。

2. 委託者及び設定契機

まちづくり公益信託も公益信託の一形態であることから、一定規模の資金が必要であるが、それを誰がどのような契機で出捐したかを次にみってみる。

(1) 住民型

住民組織が委託者となり主体的に公益信託を設定した「住民型」の例が最も多く、19事例中13となっている。その内訳をみると、土地区画整理事業終了時の残余金を契機とした事例が10あり、まちづくり公益信託事例全体でも過半数を占めている。この分類のものは全て80年代にできている。

その他の契機としては、地域で共有する土地の売却費を資金とした例（大阪市平野区長原まちづくり基金）、住民グループが得た奨励金を資金とした例（函館色彩まちづくり基金）、自治体と市民グループがパートナーシップを組み、自治体が資金を拠出した例（羽咋市市民憲章推進基金）があり、いずれも住民が一定規模の資金を得た場合の活用方法として画期的な試みといえる。

(2) 自治体型

自治体および第3セクターが委託者となっている「自治体型」は3件ある。このうち2件は自治体が主体的に住民主体のまちづくりを推進するために公益信託を設定した例である。残る1例は自治体が企業からの寄付金の受皿となった例であり、実質的には「企業型」といえる例である。

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

図表6-1 まちづくり公益信託の事例

No.	名 称	契約時期	委 託 者	設 定 契 機	設定資金(当初)
1	佐倉街づくり文化振興臼井基金	83. 6. 21	佐倉市臼井駅南土地整理組合	区画整理終了時の残余金	10,000 万円
2	ヨコハマ中区まちづくり本牧基金	85. 4. 24	新本牧地区土地管理組合	区画整理終了時の残余金	2,000 万円
3	今津まちづくり文化振興基金	85. 11. 1	今津坊火り文化振興基金運営委員会	区画整理終了時の残余金	7,494.3 万円
4	越谷まちづくり基金	85. 11. 25	越谷市南部土地地区画整理組合	区画整理終了時の残余金	7,000 万円
5	佐倉市都市環境整備臼井基金	85. 12. 8	佐倉市臼井生谷土地地区画整理組合	区画整理終了時の残余金	9,600 万円
6	佐倉市都市環境整備生谷基金	85. 12. 8	生谷公益信託設定委員会	区画整理終了時の残余金	6,400 万円
7	羽咋市市民憲章推進基金	85. 12. 18	羽咋市市民憲章推進基金協会	市の拠出	1,277 万円
8	多摩まちづくりファンド	87. 7. 28	桜ヶ丘駅南第一土地地区画整理組合	区画整理終了時の残余金	1,500 万円
9	堺市榎まちづくり文化振興基金	88. 3. 31	堺市榎土地地区画整理組合	区画整理終了時の残余金	28,000 万円
10	あだちまちづくりトラスト	88. 4. 5	働足立区まちづくり公社	区の拠出及び企業の寄附金	19,030 万円
11	こうべまちづくり池上基金	89. 1. 19	神戸市池上特定土地地区画整理組合	区画整理終了時の残余金	5,000 万円
12	こうべまちづくり岩岡基金	89. 7. 20	神戸市岩岡特定土地地区画整理組合	区画整理終了時の残余金	5,000 万円
13	そうしんまちづくり振興基金	90. 10. 25	鹿兒島相互信用金庫	企業の創立60周年記念拠出	10,000 万円
14	横浜野毛地区まちづくりトラスト	90. 11. 13	横浜市	私鉄廃線に伴う企業の寄附金	150,000 万円
15	大阪市平野区長原まちづくり基金	91. 8. 1	大阪市平野区長原まちづくり基金設立協議会	自治会財産(溜池)の売却費	130,000 万円
16	チヨタ遠越準一文化振興基金	91. 9. 3	個人	工場進出に伴い個人が拠出	50,000 万円
17	仙台銀行まちづくり基金	92. 7. 20	仙台銀行	企業の創立40周年記念拠出	1,020 万円
18	世田谷まちづくりファンド	92. 12.	働世田谷区都市整備公社	区の拠出	3,000 万円
19	函館色彩まちづくり基金	93. 7. 3	元町倶楽部函館の色彩を考える会	住民グループが企業財団から得た研究奨励金	2,000 万円

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

(3) 企業型

企業活動の一環として公益信託を設定したのは3件となっている。このうち2件は地域の金融機関が創立周年を記念して設けたものであり、地域貢献の新しいあり方として注目される。残る1件は工場進出に伴い、地元で役立ててもらおうと個人として設定した例である。これも企業の地域貢献のあり方として先進的な例といえる。

図表6-2 委託者および設定契機による分類

委託者分類	事例数	設定契機による分類	事例数
住民組織 「住民型」	13	区画整理終了時の残余金	10
		その他	3
自治体等 「自治体型」	3	自治体等の拠出	2
		企業の寄付金	1
企業等 「企業型」	3	企業創立記念	2
		工場進出	1

3. 設定基金

公益信託の特徴は小額でも基金が設定できる点である。事例もこれを反映して、1000万円台のものもいくつかみられる。一方、10億円台の規模のものもある。19事例の当初設定資金の平均は約2億3600万円であるが、これを委託者や設定契機との関係でみると以下ようになる。

(1) 住民型

住民型の当初設定資金平均は約1億7000万円であり、全体の平均と比べると低くなっているが、13億円のものもあり必ずしも住民が設定するから小額となっているわけではない。

土地区画整理事業を契機とする事例は1500万円～2億8000万円であるが、5000万円～1億円のもの7件あり、規模が似通っているものが比較的多い。その他の事例では羽咋市と函館が2000万円以下と小額なのに対し、大阪市平野区の例は13億円となっており、住民が設定する場合でも資金獲得の方法により、様々な資金規模となることがわかる。

(2) 自治体型

自治体型の資金規模も様々である。自治体のみが拠出した世田谷の例が最も少なく3000万円、自治体と企業の開発協力金を合わせた足立区の例で2億円、企業が私鉄廃線に伴い補償金のような形で自治体に寄付した横浜市の例が15億円となっている。

(3) 企業型

企業型の3例も1020万円、1億円、5億円とその規模は様々である。公益信託として地域のまちづくり活動を助成するという趣旨を達成するためには年間数百万円の運用益

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

を出すことが必要と考えられるが、企業が設定する場合は、これを満たす資金規模とすることが望ましいだろう。

図表6-3 委託者および設定契機と当初設定資金の関係

委託者分類	事例数 当初資金平均	設定契機による分類	事例数	当初資金 平均
住民組織 「住民型」	13 16,559千円	区画整理終了時の残余金	10	8,199 千円
		その他	3	44,426
自治体等 「自治体型」	3 57,343千円	自治体等の拠出	2	11,015
		企業の寄付金	1	150,000
企業等 「企業型」	3 20,340千円	企業創立記念	2	5,510
		工場進出	1	50,000

II 助成内容および助成対象による分類と評価

先の19事例のうち、アンケートおよびヒアリングを行った13事例について、助成事業および助成対象による分類と評価を行う（図表6-4参照）。

1. 助成事業の内容

信託契約書に書かれた助成事業の内容から、どのような活動に対して助成を行うかという観点から分類を行った。

(1) ハードとソフト

まず、まちづくりというと、物的な環境を整備するいわゆる「ハード」と調査研究や記録作成、活動費助成、管理運営等のいわゆる「ソフト」に大別することができるが、公益信託の助成事業を上記の観点から分類してみた（図表6-5参照）。

信託契約の文面からは読み取りにくい面もあるが、13のうち11の公益信託は、物的環境整備もそれ以外の活動にも助成を行うことになっており、ハードもソフトもまちづくりという考え方が出てきている。

明らかにハード事業を対象としてはいるのは、佐倉市にある2件の公益信託で、両方ともかなり対象を限定していることが特徴的である。

また、B（図表6-5参照）に分類した羽咋市の公益信託は、環境整備について言明はしていないが、それに助成を行うことも可能だと思われる。また、この公益信託はコミュニティの様々な活動を視野に入れている点で、他のまちづくり公益信託とは若干性格が異なる面がある。

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

図表6-4 信託契約における助成事業の内容および助成対象

No.	名称	信託契約等における助成事業	信託契約等における助成対象
1	佐倉市街づくり文化振興基金	<ul style="list-style-type: none"> 研究、その他実践的な活動を行う個人 実践活動を行う個人又は団体に対する助成金の交付 研究、その他実践的な活動を行う個人又は団体に対する助成金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 佐倉市日井地区の個人及び団体
2	今津まちづくり文化振興基金	<ul style="list-style-type: none"> 実践活動を行う個人又は団体に対する助成金の交付 実践活動を行う個人又は団体に対する助成金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 今津地区
3	佐倉市都市環境整備基金	<ul style="list-style-type: none"> 立地の補助 立地の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 日井地区
4	佐倉市都市環境整備基金	<ul style="list-style-type: none"> 立地の補助 立地の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 生谷地区
5	羽作市市民憲章推進基金	<ul style="list-style-type: none"> 研究、出版、製作等の活動に対する助成金の交付 研究、出版、製作等の活動に対する助成金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 羽作市
6	堺市復興まちづくり文化振興基金	<ul style="list-style-type: none"> 事業の補助 事業の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 覆地区
7	あだちまちづくりトラスト	<ul style="list-style-type: none"> 都市景観の整備 都市景観の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 区内 個人及び団体
8	もうしんまちづくり振興基金	<ul style="list-style-type: none"> 事業の補助 事業の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 区内 個人又はグループ
9	濱野毛地区まちづくりトラスト	<ul style="list-style-type: none"> 個人又は団体の活動に対する助成金の交付 個人又は団体の活動に対する助成金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 野毛地区 個人及び団体
10	大阪市平野区長原まちづくり基金	<ul style="list-style-type: none"> 事業の補助 事業の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市平野区長原地区 個人及び団体
11	子ヨク遠越一文化振興基金	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流活動への助成 国際交流活動への助成 	<ul style="list-style-type: none"> 遠州地域(静岡県西部17市21町村) 個人及び団体
12	仙臺行まちづくり基金	<ul style="list-style-type: none"> 実践活動を行う個人又は団体に対する助成金の交付 実践活動を行う個人又は団体に対する助成金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県 個人又は団体
13	世田谷まちづくりファンド	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり活動の実施 まちづくり活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区(以下世田谷区)の手引によるまちづくり活動の実施 世田谷区(以下世田谷区)の手引によるまちづくり活動の実施

図表6-5 物的環境整備とそれ以外の活動による分類

助成事業の内容	該当する公益信託（数字は図表6-4参照）
A 物的な環境整備に対する助成	3、4
B それ以外の活動に対する助成	5
C A+Bに対する助成	1、2、6、7、8、9、10、11、12、13

(2) 特徴的な助成内容

助成事業の中から以下、特徴的なキーワードを羅列的に紹介する。

佐倉街づくり文化振興臼井基金では「歴史、文化財等」という言葉があり、郷土史研究等も助成事業に含んでいることに特色がある。

あだちまちづくりトラストは、「公開性の高い民地」での環境整備についても助成対象としている。行政では整備できないが公益性の高い寺社地の整備に実際助成しており、公益信託の長所を活かした助成と言える。

大阪市平野区長原まちづくり基金は、共有地の売却費をもとにつくった公益信託で、その中に「地区会館の建設資金助成、管理運営助成」が掲げられている。共有地をもっている地域や、活動拠点を住民の資金により建設する例は全国的に見られるが、この基金はその2つを公益信託という制度で結び付けており、今後、全国的に波及する可能性がある。

世田谷まちづくりファンドでは、「まちづくりハウス」という専門的な立場から住民のまちづくり活動を援助する団体に対しても助成を行うことに特徴がみられる。

2. 助成対象

助成対象については、信託契約書に言明していないものもあるため、一部ヒアリング等での情報を加えた概要を以下に示す。

人的な資格について個人及び（又は）団体という書き方が一般的である。世田谷まちづくりファンドは、応募の手引の中で3人以上の団体とすること（個人は不可）が書かれている。また、そうしんまちづくり振興基金では法人や団体の場合は、鹿児島県内に本社や本部を置くものに限っている。

地域的な範囲については、地域レベルが6、区市町村レベルが4、それ以上の広域レベルが3となっている。

区市町村レベルの4件のうち3件は、自治体が設立に関わったものとなっている。また、残りの1件は「～地区を中心とした区内」という表現となっており、取り方によっては地域レベルと行うことができる。そうなると、住民が設立に関わったものはいずれも地域限定型と言える。また、広域レベルの3件はいずれも企業が設立に関わったという点も特徴的である。

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

図表6-6 過去4年間の助成実績

No.	名称	一昨年度	一昨年度	昨年度	今年度
1	佐倉街まちづくり文庫 当初基金額 10,000万円 現在 10,000万円	89年：総額406万円 ・井筒半蔵文庫 ・井筒半蔵文庫 ・その他 272	90年：総額474万円 ・井筒半蔵文庫 ・井筒半蔵文庫 ・その他 124	91年：総額480万円 ・井筒半蔵文庫 ・井筒半蔵文庫 ・その他 140	92年：総額480万円 ・井筒半蔵文庫 ・井筒半蔵文庫 ・その他 50
2	津島まちづくり文庫 基金額 7,494.3万円 現在 8,494.3万円	88年：総額410万円 ・津島まちづくり文庫 ・その他 360	89年：総額440万円 ・津島まちづくり文庫 ・その他 300	90年：総額50万円 ・津島まちづくり文庫 ・その他 50	88年：総額50万円 ・津島まちづくり文庫 ・その他 50
3	佐倉市都市整備 基金額 8,600万円 現在 8,200万円	88年：総額580万円 ・佐倉市都市整備 ・その他 500	89年：総額580万円 ・佐倉市都市整備 ・その他 500	90年：総額80万円 ・佐倉市都市整備 ・その他 30	91年：総額80万円 ・佐倉市都市整備 ・その他 20
4	佐倉市都市整備 基金額 6,400万円 現在 6,400万円	88年：総額200万円 ・佐倉市都市整備 ・その他 100	89年：総額200万円 ・佐倉市都市整備 ・その他 100	90年：総額2,100万円 ・佐倉市都市整備 ・その他 2000	89年：総額1,100万円 ・佐倉市都市整備 ・その他 1000
5	羽咋市市民会館 基金額 1,277万円 現在 2,469万円	88年：総額100万円 ・羽咋市市民会館 ・その他 20	89年：総額90万円 ・羽咋市市民会館 ・その他 50	90年：総額130万円 ・羽咋市市民会館 ・その他 50	91年：総額135万円 ・羽咋市市民会館 ・その他 20
6	堺市文化振興 基金額 28,000万円 現在 24,500万円	88年：総額100万円 ・堺市文化振興 ・その他 100	89年：総額1,300万円 ・堺市文化振興 ・その他 600	90年：総額5,400万円 ・堺市文化振興 ・その他 500	91年：総額8,900万円 ・堺市文化振興 ・その他 1000
7	あたりまちづくり 基金額 19,030万円 現在 44,530万円	88年：総額320万円 ・あたりまちづくり ・その他 100	89年：総額1,020万円 ・あたりまちづくり ・その他 100	90年：総額1,708万円 ・あたりまちづくり ・その他 210	91年：総額2,000万円 ・あたりまちづくり ・その他 495
8	そりま基金 基金額 10,000万円 現在 10,200万円	88年：総額605万円 ・そりま基金 ・その他 100	89年：総額605万円 ・そりま基金 ・その他 100	90年：総額605万円 ・そりま基金 ・その他 100	91年：総額210万円 ・そりま基金 ・その他 100
9	横野地区まちづくり 基金額 150,000万円 現在 184,100万円	88年：総額2,500万円 ・横野地区まちづくり ・その他 1100	89年：総額2,500万円 ・横野地区まちづくり ・その他 1100	90年：総額2,500万円 ・横野地区まちづくり ・その他 1100	91年：総額1,920万円 ・横野地区まちづくり ・その他 500
10	大阪市平野区長 基金額 130,000万円 現在 133,800万円	88年：総額1,400万円 ・大阪市平野区長 ・その他 300	89年：総額1,400万円 ・大阪市平野区長 ・その他 300	90年：総額1,400万円 ・大阪市平野区長 ・その他 300	91年：総額1,400万円 ・大阪市平野区長 ・その他 300
11	チヨク文化 基金額 50,000万円 現在 48,900万円	88年：総額1,020万円 ・チヨク文化 ・その他 100	89年：総額1,020万円 ・チヨク文化 ・その他 100	90年：総額1,020万円 ・チヨク文化 ・その他 100	91年：総額1,020万円 ・チヨク文化 ・その他 100
12	仙りまちづくり 基金額 1,020万円 現在 1,020万円	88年：総額1,020万円 ・仙りまちづくり ・その他 100	89年：総額1,020万円 ・仙りまちづくり ・その他 100	90年：総額1,020万円 ・仙りまちづくり ・その他 100	91年：総額1,020万円 ・仙りまちづくり ・その他 100
13	世りまちづくり 基金額 3,000万円 現在 5,912万円 (93.10時点)	88年：総額500万円 ・世りまちづくり ・その他 100	89年：総額500万円 ・世りまちづくり ・その他 100	90年：総額500万円 ・世りまちづくり ・その他 100	91年：総額500万円 ・世りまちづくり ・その他 100

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

3. 助成実績

アンケートやヒアリングにより、助成実績をまとめたのが図表6-6である。最近設立されたものもあり、揃ってはいないが、過去4年間の実績を調査した。

(1) 年間平均助成額等の助成総額

年間平均助成額は図表6-7のとおりであり500万円未満と1000万円以上に2分されている。

基金額との関係を見ると、年間平均助成額500万円未満の場合、基金の最高額は1億円であり、利回りから考えると妥当な額だと言える。一方、年間平均助成額1000万円以上の場合には基金が2億円以上のものが多い。1億円未満は佐倉市の生谷基金のみで、これは元本の取崩しを行っている。

また、各年の助成総額をみると、最大年と最小年で2倍以上の差があるものが、複数年の実績がある公益信託9のうち6あり、運用益を使い切らなかつたり、それを越えたりと、柔軟な運用をしていることがわかる。

図表6-7 年間平均助成額による分類 下線付数字は年間総額で2倍以上の差があるもの

年間平均助成額	合計	該当する公益信託（数字は図表6-6参照）
500万円未満	5	1、 <u>2</u> 、 <u>3</u> 、5、 <u>8</u>
500～1000万円未満	1	13（単年）
1000万円以上	6	<u>4</u> 、 <u>6</u> 、 <u>7</u> 、9、10（単年）、11（単年）

(2) 個別の助成事業

個別の助成事業については、アンケート結果では助成の事業名と団体名が混在していたり、小額の助成をその他としてまとめたりしており、分類が難しくなっている。総じて、物的環境整備への助成も活動等への助成も実績が豊富で、信託契約書の事業内容を実現していると言える。

1000万円以上の助成に限ってみると、お寺の改修、道路整備、標識設置、会館建設のための遺跡調査、お祭りの開催という内容になっており、高額の助成では物的環境整備への助成の例が多くなっている。

III 運営方法による分類と評価

先のアンケートおよびヒアリングを行った13事例について、運営方法による分類と評価を行う（図表6-8参照）。

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

図表6-8 公益信託の運営方法

No	名称	運営委員会の構成					助成交付の 成り立ち	事業の 趣向	取り組み の概要	助成交付の 成り立ち	助成交付の 成り立ち	基金額の増減 (基金の有無)
		合計	学歴	行政	企業	住民						
1	佐倉市まちづくり基金 倉敷市まちづくり基金 倉敷市まちづくり基金 現在	7	1 元副理事長	2 現役	0	4 会代区議員 町の+整合	等 町	● 市の一般市民の少運のり	● 市の一般市民の少運のり	● 市の一般市民の少運のり	● ある ・報告義務を課する	● ない (10周年記念事業で考案中)
2	今津市まちづくり基金 今津市まちづくり基金 今津市まちづくり基金	10	1	4 現役+OB	0	5 会代区議員 町の	等 町	● 一般市民の少運のり	● 一般市民の少運のり	● ある ・広報の長を訪ね ・委託機関を訪ねる	● ない (基金が回る)	
3	佐倉市まちづくり基金 倉敷市まちづくり基金 倉敷市まちづくり基金	11	0	1 現役	0	10 地動者 地動者	活 地動者	● 一般市民の少運のり	● 一般市民の少運のり	● ない	● ない (取崩しがない)	
4	佐倉市まちづくり基金 倉敷市まちづくり基金 倉敷市まちづくり基金	9	0	1 現役	0	8 地動者 地動者	活 地動者	● 一般市民の少運のり	● 一般市民の少運のり	● ない	● ない	
5	羽市まちづくり基金 羽市まちづくり基金 羽市まちづくり基金	7	0	0	0	7	活 地動者	● 市の一般市民の少運のり	● 市の一般市民の少運のり	● ある ・市民の少運のり ・協賛会等	● ある ・協賛会等	
8	堺市まちづくり基金 堺市まちづくり基金 堺市まちづくり基金	9	1 都市計画専門	3 現役	0	5 会代区議員 町の	等 町			● ある ・官報に公告	● ある ・5300万円の追加金 ・取崩しによる助成	
7	ありまちづくり基金 ありまちづくり基金 ありまちづくり基金	10	1 建設者	5 現役	0	4 会代議員 町の+2	等 町	● 市の一般市民の少運のり	● 市の一般市民の少運のり	● ある ・広報の長を訪ね ・委託機関を訪ねる	● ある ・協賛会等	
8	そりまちづくり基金 そりまちづくり基金 そりまちづくり基金	6	0	3 OB	3 建設者等	0	活 地動者	● 市の一般市民の少運のり	● 市の一般市民の少運のり	● ある ・委託機関を訪ねる ・パンフレットをみる	● ない (基金額は増加)	
9	横野まちづくり基金 横野まちづくり基金 横野まちづくり基金	8	1 都市計画専門	3 現役	0	2 会代区議員 町の	等 町	● 市の一般市民の少運のり	● 市の一般市民の少運のり	● ある ・官報に公告	● ある ・2億5000万円の追加金	
10	大阪府まちづくり基金 大阪府まちづくり基金 大阪府まちづくり基金	9	3	3 現役	0	3 会代区議員 町の	等 町			● ある ・委託機関を訪ねる ・パンフレットをみる	● ない (基金額は増加)	
11	チヨバチまちづくり基金 チヨバチまちづくり基金 チヨバチまちづくり基金	14	1	2 現役	1	10 地動者+住 地動者	活 地動者	● 市の一般市民の少運のり	● 市の一般市民の少運のり	● ある ・委託機関を訪ねる	● ない (基金額は減少)	
12	仙谷町まちづくり基金 仙谷町まちづくり基金 仙谷町まちづくり基金	6	1 教育専門	2 OB	2 商店等	1 一般住	一 住			● ある ・委託機関を訪ねる	● ない	
13	世田谷まちづくり基金 世田谷まちづくり基金 世田谷まちづくり基金	7	4 都市計画等	1 現役	0	1 アンサー	一 住	● 市の一般市民の少運のり	● 市の一般市民の少運のり	● ある ・委託機関を訪ねる ・パンフレットをみる	● ある ・協賛会等	

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

1. 運営委員会の構成

運営委員会は、公益信託を運営するにあたって、その公益性を保証するという重要な役割があるが、ここでは委託者と運営委員会の構成の関係から運営委員会の特性をみることにする。

主として住民が基金を設定した「住民型」では、住民が運営委員の最大を占める例が6あり、関係の強さを表している。また、「住民型」では全てに企業からの委員が入っておらず、住民+行政による構成が多くなっている。委員となった住民が委託者である組織にも属している場合があり、公益性の点では問題があると言えるが、限られた地域でまちづくり活動を実践していく上では、限られた人材を活用するためにやむを得ない面もある。まちづくりでは多様な視点や知恵を活用することが継続につながる場合が多いので、今後の運営においては広く人材を集めることが課題といえる。

主として行政が基金を設定した「自治体型」も3件のうち2件で行政メンバーが委員会の最大を占めているが、横浜野毛地区まちづくりトラストは事実上は企業が資金を出したものである。「自治体型」の場合、住民による運営を積極的に推進することが期待される。

「企業型」はいろいろなタイプがあり、運営委員会の構成をみる限りは公益的な仕組みを実現している。

図表6-9 委託者と運営委員会の構成の関係

委託者の カテゴリー	合 計	運営委員会の構成の最大を占めるカテゴリー				
		学経	行政	企業	住民	複数が最大
住民型	7				6	「長原」
自治体型	3	1	2			
企業型	3				1	「そうしん」「仙台」

2. 助成の募集や掘り起こし、受付の仕組みと実績の情報公開

(1) 助成の募集や掘り起こし

助成対象地域の住民等に対し、公益信託で助成を行うことを広くPRしたり、掘り起こし活動を行っている例は、調査からわかった10事例のうち7件となっている。残りの3件についても、町会等の地域組織を通じて個人にPRしている例もあり、全く掘り起こし活動がないとは言えないようである。

行政の協力が無い場合、住民等に対するメディアがなく、PRしづらい面はある。しかし、任意の個人的な掘り起こし活動では、どうしても限られた人間関係の中で助成が行われる危険性がある。公益信託の趣旨からすれば、助成の成果が公益的であればいいという面もあるが、より有効に基金を活用するためには、広く知恵を集める仕組みをつくることが今後の課題といえる。

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

(2) 助成申請の受付の仕組み

一般の個人および団体から直接、信託機関に助成申請を行うことができるのは、10事例のうち2件のみで、あとは何らかの助成受付組織が存在している。数として多いのは地域組織で、これは町会等の既存の地域組織である場合もあるし、公益信託に関連してつくられた場合もある。

まちづくり公益信託は、例えば奨学金助成の公益信託とは異なり、まちづくりや地域の実情についての知識が少ない信託機関が一般の個人や団体からの申請受付を行いにくい面がある。このため、申請を受け付ける中間的な組織ができているのである。また、信託機関が直接受け付ける2事例においても中間的な受付機関もあり、受付窓口が複数ある状況となっている。

受付のための中間的な組織の必要性は認めるものの、助成先の選考にも関与している実態もみられる。選考や助成先の決定はあくまでも運営委員会や信託機関の役割であり、明確な役割分担を行うことが必要である。

図表6-10 委託者と助成受付組織の関係

委託者の カテゴリー	合計	助成受付組織				
		信託機関	運営委員	地域組織	委託者	行政等
住民型	5	1	1	3		
自治体型	3	1		2		
企業型	2				1	1

(3) 助成実績の情報公開

助成実績の情報を入手する方法についてたずねたところ、多くの公益信託で「ある」と答えているが、その内容をみると、官報への公告や運営委員会の委員長、信託機関を訪ねるといふものが多く、一般的な住民にとっては情報が入手しにくい状況にある。

自治体が設立に関与している場合は、広報紙等を使って助成実績を広くPRすることができるが、住民が設立した場合は情報を公開する具体的なメディアがない状況にある。自治体等の積極的な支援が期待されるとともに、信託機関も情報の蓄積・整理・公開を推進することが望ましい。

3. 基金額の増減

基金額については、13事例のうち10事例で当初設定額と現在額が異なっている。

基金額が増加している例は6件あり、うち積極的に増加する仕組みをつくっている例は3件ある。いずれも住民等からの募金を募っていることが特徴といえる。あだちまちづくりトラストはこれに加え、開発負担金や土地区画整理事業の残余金等の都市整備に関わる資金を公益信託に取り入れる仕組みとなっており、飛躍的に基金額を伸ばしてい

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

る。

基金額が減少している例は4件あるが、明確に元本の取崩しを答えている例は1件のみである。また、世田谷まちづくりファンドでは基金額は増加しているものの、一部を取り崩して助成を行っている。

助成内容で見たように、特に物的環境整備においては高額な助成が必要な場合がある。基金額を増やすことは、助成事業の幅を広げる上で重要な取り組みといえるが、逆に目的を遂行するために一定期間で基金を取り崩すことも考えられる。公益信託では多様な運用のあり方が可能であり、地域の特性に応じて有効な方法を実践し、よりよいまちづくりに資することが期待される。

第7章 まちづくり公益信託の誕生と展開

I まちづくり公益信託の成立

公益信託を活用したまちづくり基金、いわゆるまちづくり公益信託が、誰の発案により、どのような経緯で生まれたのかについては意外にあきらかにされていない。1983年（昭和58年）6月にわが国最初のまちづくり公益信託が千葉県佐倉市に誕生している。前例もなければマニュアルもない中でいかにして佐倉でまちづくり公益信託が生まれたのか。その経緯をたどってみよう*1)。

1. 住民の発案によるわが国最初のまちづくり公益信託の誕生

佐倉市は千葉県の北部に位置する、人口16万人弱のまちである。古くから農業のまちとして発展してきたが、首都圏内ということもあって昭和30年代後半には都市化、スプロール化の波が押し寄せてきた。首都圏の住宅問題の解決のために、土地を強制的に手放された地元の農家が犠牲になるという開発の先例を目の当たりにした臼井地区の住民は、すべての立場の人が良くなるようなまちづくりをと理想を掲げ、そのためにはデベロッパーや他人の力をあてにするのではなく、「自分達の手で街造りの総てをやってしまうこと」*2)を考えた。こうした自前精神のまちづくり理念のもとに、臼井地区の住民は1973年（昭和48年）1月に佐倉市臼井駅南土地地区画整理組合を結成し、住民主導のまちづくりにのりだすのである。

この組合の施行による宅地供給、地元商店の参加するショッピングセンターの建設、農住団地の建設、音楽ホールなどの公共施設の整備等、ハード面でのまちづくりは10年の年月をかけておこなわれた。1983年（昭和58年）1月の区画整理事業終了、組合解散の以前から、折りからの地価上昇の影響で多額の剰余金が発生し、組合員によって相当額を配分したとしても、さらに1億円の剰余金の発生が見込まれていた。組合の理事長は、この1億円の剰余金までも組合員で配分するのではなく、臼井地区の今後のまちづくりのために基金化することを発案する。ハードを整備すればまちづくりは終わりではなく、「古きものと新しきもの、地元の人々と新住民の融和」*3)というソフトの部分でのまちづくりこそ重要であること、またまちづくりは行政に頼るだけではなく、住民自らの手により、住民のためにあるべきという理念によるものであった。

基金化の方法として、財団法人と公益信託の2方式が比較検討された。その過程では、

第7章 まちづくり公益信託の展開

当時の市の都市部長や三井信託銀行千葉支店の担当者の適切なアドバイスもあった。結局、住民のために資金を使えること、財団を設立するより経費がかからず、少ない原資で効率よく活用できることが決め手となり、組合は公益信託方式を採用したのである。

しかし前例のないことでもあり、主務官庁の千葉県との設定手続きは難航する。当時千葉県には知事による公益信託の許可実績がなく、まず県に対し知事所管に属する公益信託の引受許可等に関する規則等を用意してもらうことから始まり、これに2か月を要した。

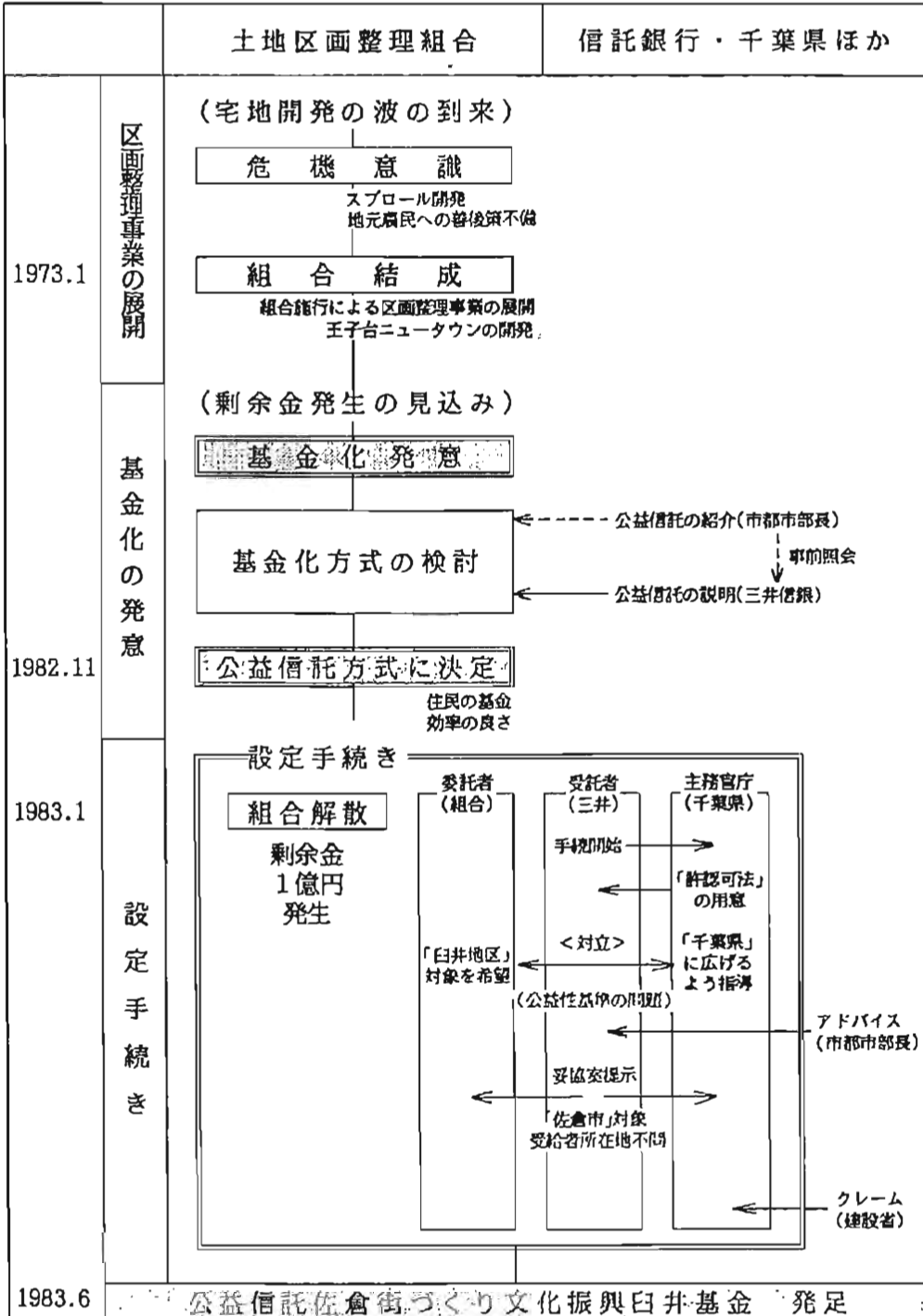
その後の本格的な設定手続きの中で、問題となったのが助成対象地域である。委託者である組合があくまでも臼井地区を対象とした基金を望んだのに対し、県から公益性の確保、すなわち不特定多数の利益確保のため対象を千葉県全域に広げるようにと指導がされたのである。しかし、対象を広げると地元のための基金という初期の目的が曖昧になるし、そもそも公益とは広いことを意味するのではなく、地区の住民のために使うことこそ公益だとする信念から組合側も譲らず、結局は両者の間をとって佐倉市を対象とし、またこのテーマにそうものであれば受益者の居住地を限定しないことでようやく妥協をみた。設定には結局7か月ほどかかったという。

また一方で、建設省からもクレームがつけられた。区画整理事業に国の補助金を受けていたのであるが、結果として剰余金が生まれ、しかも建設省に対し事前相談もなくその剰余金を原資として公益信託を設定しようとしたことが問題とされたのである*4)。これは基金設定に先立ちマスコミをつうじて世間に紹介され、それが反響をよんだために建設省側が引き下がるかたちで決着をみたが、この時点では、建設省はまちづくりに公益信託を活用する新しい試みに対して、推進するどころか逆にストップをかけようとしていたのである。

以上の経緯にみられるとおり（図表7-1）、わが国で最初の公益信託を活用したまちづくり基金は、佐倉市臼井地区の地域住民の発意によって誕生したのであった。その背景には、佐倉市臼井地区住民の自前精神によるまちづくりと、まちづくりは住民のためにこそあるべきという理念があり、その理念にもとづき、区画整理事業によるまとまった剰余金を、地域のまちづくりに対して住民が自由に使える資金として活用しようという意図があった。そのもっとも有効な方法として公益信託が選ばれたのである。

このように、地域のまちづくりに公益信託を活用した新しいまちづくりシステムが、中地域住民によって創り出されたことは興味深い。

図表7-1 公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金の設定経緯



第7章 まちづくり公益信託の展開

2. 建設省による「まちづくり公益信託」の枠組みの設定

1983年（昭和58年）6月の公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金の設定以後、地域のまちづくりへの公益信託の活用に対する建設省の取り組みは素早かった。早速、佐倉の基金の受託者である三井信託銀行にたいし、具体的内容について問い合わせをしている。そして、1984年（昭和59年）4月に社団法人信託協会と共同で、「公益信託をまちづくりに活用することについて検討するため、学識経験者、地方公共団体職員等をメンバーとするまちづくり公益信託委員会を設置」*5)した。まちづくり公益信託という言葉は、公にはこの時初めて使われたと思われる。

このまちづくり公益信託委員会は、同年7月に「中間報告書として、まちづくり公益信託の活用可能性とその方向性についてとりまとめ」*6)、翌1985年（昭和60年）1月には「最終報告書として、実際に事業を行うに当たっての留意点と取扱いの要領等についてとりまとめている」*7)。ここにいたり、まちづくり公益信託の体系的な枠組みがつくられたと同時に、許可権者である主務官庁のマニュアルがつくられたといえる。

まちづくり公益信託を広く知らしめて、その普及をはかるには、こういう体系的な枠組みづくりが必要不可欠であり、この点で中間報告書、最終報告書は大きな意味を持つ。

そこでは、まちづくり公益信託を「市民、住民、民間の篤志家や企業からの出捐によって公益信託を設定し、信託財産の運用益を、公益目的のまちづくりのために活用しようとするもので、民間が主体となって行うまちづくりを推進することのできる資金づくりの1つのしくみ」*8)として位置づけ、その意義は「住民の創意工夫によるまちづくり（地区レベルの環境整備）が実現できる点にその意義があり、住民主体のまちづくりのための制度的枠組の1つとなり得る」*9)としている。さらにまちづくり公益信託の対象とする事業内容については、「一般例のうちの全部もしくは一部またはそれらの組合せによるもののほか、まちづくり公益信託が設定された経緯・趣旨・地域の特性などによって、さらに多様なものが含まれる」*10)としている。

ここに明記されている住民の創意工夫による住民主体のまちづくりと事業の多様性は、まちづくり公益信託の非常に重要な特質であり、原点は常にここにあることを忘れてはならない。また、事業執行方法で外部機関を活用する運用方法について検討を加え、その対象の一つとして「地域の住民で構成される奉仕団体」*11)をあげていることは重要な指摘である。

全体としてとくに中間報告書は、まちづくり公益信託の論点がよく整理され、内容的に充実したものになっていると考えるが、しかし一方で、最終報告書の「まちづくり公益信託の事業（殊にその特色が最も現れるハード面）は、公共公益施設の事業に関連し

て行政側の施設設置の水準に……対象範囲・数量を補い質的な面でプラス α を加えるものである」*12)としている部分には住民主体のまちづくりといたしながら、まちづくり公益信託と行政との具体的な関係になると、行政の補完的なものとする姿勢がうかがえる。

中央官庁がつくった枠組みの限界をみるのであるが、そのことがまちづくり公益信託による住民主体、住民自治のまちづくりの幅広い活動の可能性を狭めはしないか、懸念されるところである。

とくに許可権者の主務官庁のマニュアルとして使われることによって、まちづくり公益信託が本来多様であるにもかかわらず、許可段階で結果的に画一化してしまう、いわゆるマニュアル化の弊害がおり、まちづくり公益信託に対する住民の自由な発想（とくに事業内容や運営のしくみなど）が歪められる恐れなしとしない。

これらの報告書はあくまでもひとつの手引書であって、まちづくり公益信託の具体的内容—目的、事業内容、運営のしくみ、助成活動などについては、それぞれの地域の独自の検討によるものであることが重要である。

なお、佐倉で問題となった公益性について、中間報告書で検討が加えられ、「公益性の有無については、対象エリア、人口を基準に判断することは困難であるが、まちづくり公益信託の事業内容の多様性の点から、その対象範囲を、都道府県・市町村等の行政区域とする場合のほか、それらの行政区域よりも狭い範囲を対象として設定することも妨げないと解される。従って、まちづくり公益信託の公益性の判断は、……「不特定多数の利用、受益」の有無を基準に許可権者が個別に行うこととなる」*13)としている。要するに、対象地区の範囲については明確な基準がなく、地区レベルの狭いエリアでも対象となりうるが、受益者の対象範囲については不特定多数性の有無が基準になり、その判断はケースバイケースで主務官庁に委ねられたのである。

3. まちづくり公益信託の各地への広がり新たな展開の方向

まちづくり公益信託の枠組みが建設省によってつくられた直後の1985年（昭和60年）4月、佐倉に続く第2号として公益信託ヨコハマ中区まちづくり本牧基金の設定以降、まちづくり公益信託は全国各地に広がり、多数の設定をみている。本牧基金をはじめ、当初は地価の高騰によって生み出された区画整理事業の剰余金を原資として設定されたものがほとんどで、東京と大阪の2大都市圏に限定されていた。このタイプは1989年（平成元年）1月の公益信託こうべまちづくり岩岡基金まで9件にのぼる。その後、このタイプは見かけなくなり、かわって行政、財団法人、企業、さらには個人や任意の市民団体の出資によるものなど、設定契機の多様なまちづくり公益信託が北海道から九州

第7章 まちづくり公益信託の展開

まで、日本全域にわたる各地で生まれている。

公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金のような、住民発意型のまちづくり公益信託の代表的な事例として、1985年（昭和60年）12月の佐倉都市環境整備白井基金と佐倉都市環境整備生谷基金、1990年（平成2年）11月の公益信託横浜野毛地区まちづくりトラスト、1993年（平成5年）6月の公益信託函館色彩まちづくり基金があげられる。これらの事例では、先例である公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金のいわば実験的な試みをより発展させるかたちで、運営のしくみ全体として、住民の自立的なまちづくり活動の可能性や展開性を高めるような試みがおこなわれている。

佐倉の2事例と横浜野毛では、助成対象範囲を地区レベルに限定し、事業プログラムの策定機関として地元の住民団体を位置づけるなど、地区住民による自主運営の道を切り開きつつある。佐倉の2事例ではさらに、住民団体を事業プログラムの執行機関としても位置づけ、元本の取り崩しも可能にするなど、住民活動の自主独立性や機動性をより一層高めている。函館では、市民団体によって基金の運営を支援する専門機関が設立され、それが制度の枠内に位置づけられている。

また、1992年（平成4年）12月の公益信託世田谷まちづくりファンドは、住民発意型ではないが、行政のバックアップによって設定をみた、住民・行政・企業の三者によるパートナーシップ型のまちづくり公益信託である。そこでは第3セクターの財団法人や市民ボランティアによるファンド運営のサポート、「まちづくりハウス」とよばれる民間非営利団体の育成、本格的な募金活動による増資などの試みがおこなわれている。

佐倉から生まれ出たまちづくり公益信託は、この10年間の各地での実践の過程を経て、その意義や効果、可能性や課題が少しずつ理解され、実りあるものへと、それぞれの地域で模索している段階にあるといえる。

いずれもそのめざすところは共通して、新しい、効果的な地域のまちづくりの方法の確立と、住民主体、住民自治のまちづくりの実体化にあるように思われる。

[注記]

1) この経緯については、委託者の野口甫（元土地区画整理組合理事長）、太田勲（同副理事長、基金の運営委員長でもある）、受託者の三井信託銀行千葉支店の元担当者・萩原茂、基金の市の窓口である佐倉市都市部区画整理課・片山正広主査の各氏に対するヒアリングに主としてとづいている。

2) 野口甫「〈王子台街造り〉序章」（白井文懇創立一周年記念誌『うすむ』佐倉市／白井文化懇話会、1985年12月 所収）。

第7章 まちづくり公益信託の展開

- 3) 太田勲「佐倉街づくり文化振興臼井基金（ふるさと街づくり基金）の実践から」（臼井文懇創立・周年記念誌『うすむ』佐倉市／臼井文化懇話会、1985年12月所収）。
- 4) この建設省からのクレームについては、太田勲「公益信託「臼井基金」について」（臼井文化懇話会会誌『うすむ』第八号、佐倉市・臼井文化懇話会、1993年5月）に詳述されている。
- 5) 『信託141号』社団法人信託協会、1985年2月。
- 6) 5)に同じ。
- 7) 5)に同じ。
- 8) 建設省都市局、（社）信託協会編『まちづくり公益信託』1984年7月。
- 9) 建設省都市局、（社）信託協会編『まちづくり公益信託Ⅱ』1985年1月。
- 10) 8)に同じ。
- 11) 9)に同じ。
- 12) 9)に同じ。
- 13) 8)に同じ。

Ⅱ 住民発意型のまちづくり公益信託の展開

まちづくり公益信託が、地域のまちづくりにいかなる役割を果たし、どのような効果をもたらしてきたか。また今後の展開において、どのような可能性を秘めているのか。これらを実証的にあきらかにするには、まちづくり公益信託によって実際に注目すべき、アクティブな活動を展開しているところを事例として選び、分析するのが有効な方法であると考えられる。

ここでは、その事例として、公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金、公益信託横浜野毛地区まちづくりトラスト、公益信託函館色彩まちづくり基金の3つを選んだ。いずれも住民の発意でまちづくり公益信託を設定し、特色ある運営のしくみや活発な助成事業など、興味深い展開がみられる事例である。

それぞれのまちづくり公益信託において、設定の経緯、住民発意の動機、企画・構想づくり、運営の実態、助成の成果等を、一連の活動展開の過程としてとらえ、分析を行った。

1. 公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金

第7章 まちづくり公益信託の展開

(1) 基金の概要

公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金は、「郷土の歴史、文化財等の調査、研究及び文化的な街づくり」に対する助成をつうじて佐倉地区の「活力ある文化都市の創造」を目的とし*1)、まちづくりのソフトにかかわる「郷土の歴史、文化財等の調査、研究」（以下、「郷土史研究等」とよぶ）と、ハード、ソフト両面にかかわる「文化的な街づくりに必要な環境整備」の2つを主な助成対象事業として*2)、1983年（昭和58年）6月に原資1億円でスタートした（図表7-2）。

これまでの助成実績は、1983年（昭和58年）度から1993年（平成5年）度までの11年間で76件にたいし総額約5千万円、平均すると年約7件、450万円にのぼる。そこに基金による地域住民のまちづくり活動が活発におこなわれていることが端的にあらわれている。また、11年間概ねこのアベレージが保たれていることは、活動の持続性の高さを示すものである。総申請数は92件であり、申請者の8割余が助成を得ていることになる。一件当りの助成金額は最低4万円から最高250万円と非常に幅広い。

助成事業として実際におこなわれた住民のまちづくり活動は、ハード面のものが14件にたいし約1,300万円、ソフト面のものが62件にたいし約3,700万円と、後者の方が助成件数、助成金額ともに多い。とくに最近ハードよりもソフト、それも「郷土史研究等」の助成事業の方が活発である。

ハード面の具体的な内容は、①史跡、臼井八景、万葉歌など、郷土の歴史や文学にまつわる場所への記念碑や案内板の設置、②通りの植樹帯の土壌改良や植栽などの緑の育成、③京成臼井駅から音楽ホールにいたる通りの誘導サイン「絵タイル」の作成・設置など、区画整理事業によってできた公共施設の周辺環境、ストリートファニチュアの整備事業、などである（図表7-3、図表7-4）。

一方、非常に活発に展開されているソフト面の活動内容は、①臼井城跡をはじめとする郷土の歴史・文化財等の調査研究、②印旛沼の再生をめぐるシンポジウム・調査研究・プラン作成、③街の通りや町並みなどの都市環境に関する調査研究・プラン作成、④演奏会の開催など、臼井地区の区画整理事業によってできた公共施設の中でもとりわけ音楽ホールの運営に関する活動、⑤佐倉市の自然、歴史、文学や臼井地区のまちづくりに関する出版活動、⑥臼井地区の新旧住民の交流活動など、多岐にわたっている（図表7-5）。

これまでおこなわれてきた活動のなかでも臼井城跡と印旛沼をテーマとするものは継続して助成され、それぞれ7件・約1,100万円、9件・700万円と力を入れているのがわかる。これらは住民の身近な環境であると同時に地域のシンボリック環境でもあり、そのあり方は佐倉のまちづくりの重要なテーマになっている。最近では佐倉市ゆかりの文学

第7章 まちづくり公益信託の展開

に関する調査研究、出版活動などの新しいテーマも発掘されている。臼井城跡や印旛沼といった中心的なまちづくりテーマへの取り組みと共に、テーマの幅が広がりつつあるといえる。

図表7-2 公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金の諸元

名 称	公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金(略称：ふるさと街づくり基金)		
発 足 年 月 日	1983(昭和58)年6月21日	主 務 官 庁	千葉県(文化国際課)
設 定 趣 旨	佐倉市臼井駅南土地地区画整理事業の完成を記念して、佐倉市臼井駅南土地地区画整理組合の剰余財産を公益のために提供すること。		
信 託 目 的	郷土の歴史、文化財等の調査、研究及び文化的な街づくりに活動する個人又は団体に対する助成を行い、もって佐倉地区が目指す活力ある文化都市の創造に寄与すること。		
事 業 計 画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 郷土の歴史、文化財等の調査、研究その他の実践活動を行う個人又は団体に対する助成金の給付。 2. 文化的な街づくりに必要な環境整備その他の実践活動を行う個人又は団体に対する助成金の給付。 3. その他、信託目的を達成するために必要な助成金の給付。 		
委 託 者	佐倉市臼井駅南土地地区画整理組合		
受 託 者	三井信託銀行(主たる事務所：三井信託銀行千葉支店)		
信 託 管 理 人	濱野 歳男(弁護士)		
運営委員会委員	太田 勲(会社社長、元佐倉市臼井駅南土地地区画整理組合副理事長)他6名		
当初信託財産	100,000,000円	財産管理方式	収益活用方式(取崩不可)
助 成 額	<p>助成対象1件につき、原則として以下の通り。</p> <p>事業計画の1. に該当する個人又は団体への助成は、50万円以内</p> <p>事業計画の2. に該当する個人又は団体への助成は、100万円以内</p>		

図表7-3 公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金助成事業一覧 (1983～1993年) その1

	ハード面の助成事業	受給者	助成金(円)	ソフト面の助成事業	受給者	助成金(円)
昭和58年度 (1983)	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の歴史にまつわる場所への記念碑や案内板の設置 徳川家康の茶水に供したと伝えられる権現水の記念碑設立 	福山岩雄	150,000	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の歴史・文化財等の調査研究 北総古代文化解明 臼井城跡の調査研究 臼井城跡の研究 都市環境の調査研究 臼井の街並みに関する調査・研究 都市環境のプラン作成 国鉄佐倉駅前彫刻通りについてプラン作成 臼井駅前通りについてプラン作成 	<ul style="list-style-type: none"> 石田 肇 臼井城跡研究会 高野祐之 (財)佐倉緑の銀行 臼井地区街づくり研究会 	<ul style="list-style-type: none"> 250,000 200,000 500,000 900,000 600,000
			(150,000)			(2,450,000)
昭和59年度 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の歴史にまつわる場所への記念碑や案内板の設置 お辰の碑周辺整備事業(緑の育成) 野生動物植物生息地の保護、樹木の生産配布 	石井はる	500,000	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の歴史・文化財等の調査研究 若宮地区の民俗資料の収集、公開 天辺に見られる特異な植生(シブナシワラビ)を調査、その原因を地元の伝説から探る 臼井城跡の調査研究 臼井城跡周辺の中世城郭群を調査研究、臼井城周辺の中世史解明 都市環境のプラン作成 佐倉市の快適な環境づくりのための計画書作成 	<ul style="list-style-type: none"> 鈴木雅夫 石田 肇 臼井城跡研究会 高野祐之 	<ul style="list-style-type: none"> 500,000 200,000 2,500,000 350,000
		(財)佐倉緑の銀行	1,000,000			(3,550,000)
			(1,500,000)			
昭和60年度 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> 緑の育成 樹木の生産・育成・管理 公共施設周辺のストリートファニチュアの整備 音楽ホール迄の誘導サインの作成・退名板の設置 	(財)佐倉緑の銀行	500,000	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の歴史・文化財等の調査研究 臼井城跡の調査研究 臼井城跡発掘研究(継続事業) 都市環境のプラン作成 臼井駅北側の街づくりプラン作成 印旛沼関連の活動 印旛沼浄化をテーマとしたシンポジウム開催費用 出版活動 シブナシワラビ研究成果発刊費用 臼井地区21世紀への文化の活性化育成についての提言、会誌の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 臼井城跡研究会 臼井街づくり研究会 臼井文化懇話会 石田 肇 臼井文化懇話会 	<ul style="list-style-type: none"> 1,920,000 500,000 1,500,000 250,000 1,000,000
		臼井街づくり研究会	2,500,000			(5,170,000)
			(3,000,000)			

図表7-3 公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金助成事業一覧(1983～1993年) その2

	ハード面の助成事業	受給者	助成金(円)	ソフト面の助成事業	受給者	助成金(円)
昭和61年度 (1986)	【緑の育成】 ・コブシ(臼井駅南・生谷)200本の土壌改良	(財)佐倉緑の銀行	400,000 (400,000)	【郷土の歴史・文化財等の調査研究】 ・原氏・本土寺日意・妙勝寺の調査研究(臼井城跡の調査研究) ・臼井城跡発掘研究(継続事業) 【印旛沼関連の活動】 ・西高周辺と印旛沼の生物及び生物調査 ・臼井城跡と印旛沼をとりまく公園構想の作成 【公共施設-音楽ホールの運営活動】 ・佐倉室内オーケストラ楽器の購入 【出版活動】 ・臼井文化懇話会、提言書の作成(第1回) ・絵図の作成 ・佐倉市植物目録の作成	松裏善亮 臼井城跡研究会 佐倉西高等学校科学研究部 臼井文化懇話会 佐倉室内オーケストラ 臼井文化懇話会 まさご地図の会 佐倉野草会	400,000 2,300,000 200,000 800,000 500,000 350,000 100,000 200,000 (4,850,000)
昭和62年度 (1987)	【緑の育成】 ・臼井コブシ通りの植樹帯に草花の球根を植付	花の銀行	200,000 (200,000)	【郷土の歴史・文化財等の調査研究】 (臼井城跡の調査研究) ・臼井城跡の研究と昭和58年度から継続中の調査成果の公開 【出版活動】 ・臼井文化懇話会提言誌「うすむ」の刊行(第2号) 【その他】 ・佐倉城址公園・諏訪尾余緑地(厚生園)にリスを放す	臼井城跡研究会 臼井文化懇話会 リスとみれあう会	2,000,000 500,000 350,000 (2,850,000)
昭和63年度 (1988)	【緑の育成】 ・昭和64年5月開催予定オランダフェスティバルに向け伏路に花を植栽する	花の銀行	480,000 (1,500,000)	【郷土の歴史・文化財等の調査研究】 ・岩倉地区の民俗資料の収集、公開 【印旛沼関連の活動】 ・印旛沼臼井地区湖岸及び臼井城跡整備計画の構想 【都市環境のプラン作成】 ・佐倉市の快適な環境づくりのための計画書作成 【出版活動】 ・「佐倉の女」刊行 ・臼井文化懇話会提言誌「うすむ」の刊行(第3号)	鈴木雅夫 臼井文化懇話会 高野祐之 松裏善亮 臼井文化懇話会	500,000 1,000,000 350,000 450,000 500,000 (3,550,000)

図表7-3 公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金助成事業一覧(1983～1993年) その3

	ハード面の助成事業	受給者	助成金(円)	ソフト面の助成事業	受給者	助成金(円)		
平成元年度 (1989)	<ul style="list-style-type: none"> 【郷土の歴史にまつわる場所への記念碑や案内板の設置】 (印旛沼関連の活動) ・白井八景の案内板を印旛沼周辺に設置し、佐倉の歴史や文学を知ってもらう 	佐倉市歴史顕彰会	1,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 【郷土の歴史・文化財等の調査研究】 ・内郷地区郷土史を編纂し、冊子を発行 ・白井郷土史講座資料の作成 ・江戸時代の上勝田村年貢割付状を分析し、藩政及び村の状況を明らかにする (印旛沼関連の活動) ・21世紀の街づくり構想として印旛沼周辺の開発プランを創出する 【公共施設-音楽ホールの運営活動】 ・東京交響楽団の団員を迎え演奏会を開催 【出版活動】 ・提言誌「うすみ」の刊行(第5号) ・佐倉地域文庫連絡会10周年記念の冊子発行 	<ul style="list-style-type: none"> 内郷郷土史編纂委員会 中村 正 松裏善亮 白井文化懇話会 佐倉フィルハーモニー管弦楽団 白井文化懇話会 佐倉地域文庫連絡会十周年記念実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 150,000 120,000 450,000 1,000,000 400,000 500,000 430,000 	(1,000,000)	(3,050,000)
平成2年度 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> 【郷土の歴史にまつわる場所への記念碑や案内板の設置】 ・泉史跡指定の堀田正俊・正睦・正倫の墓所の整備及び案内板の設置 (印旛沼関連の活動) ・白井八景の案内板を2か所及び八景全体案内板を京成白井駅と竜神橋付近に設置 	佐倉市歴史顕彰会	1,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 【郷土の歴史・文化財等の調査研究】 ・内郷地区郷土史を編纂し、冊子を発行(継続事業) 【印旛沼関連の活動】 ・印旛沼の写真展を開催する 【出版活動】 ・提言誌「うすみ」第6号の発行 ・郷土史「江原新田」の発行 ・戦場における体験を記録集「死線を超えて(戦中記)」にまとめ発行 ・冊子「千代田散策ガイド」を発行 ・冊子「白井とかかわりのある社寺人々」の前年追加申請 	<ul style="list-style-type: none"> 内郷郷土史辺郷委員会 内田儀久 白井文化懇話会 郷土史「江原新田」を作成する会 佐倉市和田郷友会 千代田地区を知る会 中村 正 	<ul style="list-style-type: none"> 400,000 500,000 500,000 500,000 500,000 300,000 40,000 	(2,000,000)	(2,740,000)
平成3年度 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> 【郷土の歴史にまつわる場所への記念碑や案内板の設置】 ・佐倉藩刀剣殿治細川忠義の墓所の整備 (印旛沼関連の活動) ・万葉歌碑建立 【ストリートファニチュアの整備】 ・絵タイルの追加整備 	佐倉市歴史顕彰会	1,000,000	<ul style="list-style-type: none"> 【郷土の歴史・文化財等の調査研究】 ・内郷地区郷土史を編纂し、冊子を発行(継続事業) 【印旛沼関連の活動】 ・印旛沼の写真展を開催 【出版活動】 ・提言誌「うすみ」第6号の発行 ・「和田の養豚-戦後の変遷」を発行 	<ul style="list-style-type: none"> 内郷郷土史編纂委員会 内田儀久 白井文化懇話会 池田 稔 	<ul style="list-style-type: none"> 400,000 500,000 500,000 500,000 	(1,000,000)	(1,900,000)

図表7-3 公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金助成事業一覧(1983～1993年) その4

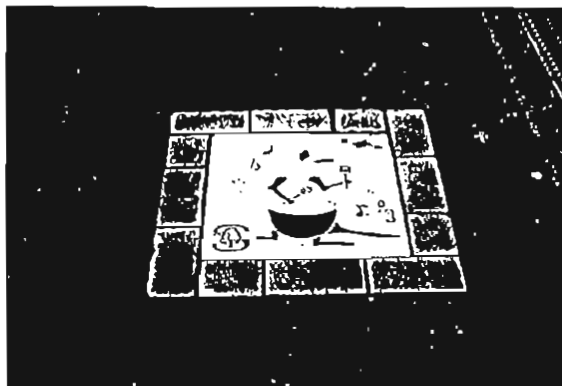
	ハード面の助成事業	受給者	助成金(円)	ソフト面の助成事業	受給者	助成金(円)
平成4年度 (1992)				【公共施設-音楽ホールの運営活動】 ・第17回定期演奏会に指揮者及びピアニストを迎え演奏会を開催する	佐倉フィルハーモニー管弦楽団	500,000
				【出版活動】 ・佐倉市に分布する野草の紹介と地方名の伝承をするため圖文集を出版する	味村英子	500,000
				・提言誌「うすむ」第7号を発行する	白井文化懇話会	500,000
				・弥富地区における戦争体験記「命をかけた記録」を発刊し弥富地区各戸に配布	弥富地区「戦争体験記」を作成する会	500,000
				・佐倉市ゆかりの文学、島尾敏雄作『死の棘』について調査研究し出版	高比良直美	500,000
				・市内の社寺や公共機関の花や緑を調査しそれらを地図に落とし案内図を作成	佐倉花の愛好グループ	500,000
平成5年度 (1993)				【新住民との交流】 ・白井地区の新住民を対象に郷土史講座と現地学習会を開催する	中村 正	130,000
						(3,130,000)
				【郷土の歴史・文化財等の調査研究】 ・西南戦争と佐倉との関係を調査研究し冊子『西南戦争と佐倉』を出版する	八重尾等	500,000
				・内郷地区郷土史の編纂をし冊子を発行する	内郷郷土史編纂委員会	400,000
				【印旛沼関連の活動】 ・印旛沼広域公園整備計画基本構想案の作成	印旛沼広域公園整備構想研究会	500,000
				【公共施設-音楽ホールの運営活動】 ・第19回、第20回定期演奏会に専門講師を招き演奏会を開催する	佐倉フィルハーモニー管弦楽団	500,000
				【出版活動】 ・提言誌「うすむ」第8号を発行する	白井文化懇話会	500,000
				・佐倉市を代表する文学者の「依田学海」作品集を刊行、図書館、学校等に配布する	「依田学海」作品刊行会	500,000
			【新住民との交流】 ・白井地区の新住民を対象に郷土史講座と現地学習会を開催する	白井文化懇話会	220,000	
					(3,120,000)	

なお、この表は主として、「ふるさと街づくり基金」運営委員会編『10年のあゆみ-「ふるさと街づくり基金」10周年記念誌』公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金、1993年5月及び白井文化懇話会会誌「うすむ」第8号、佐倉市・白井文化懇話会、1993年5月によっている。

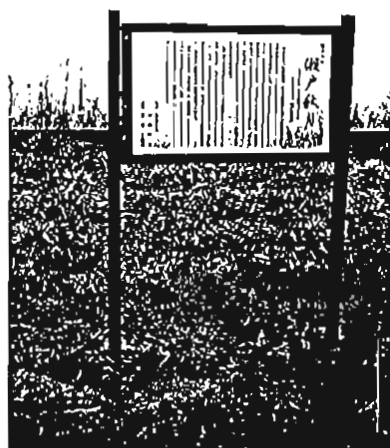
第7章 まちづくり公益信託の展開

図表7-4 公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金助成事業例-ハード面

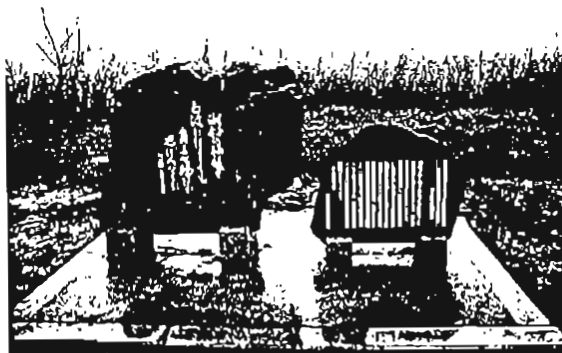
音楽ホールまでの誘導 →
サイン「絵タイル」
(1985年度)



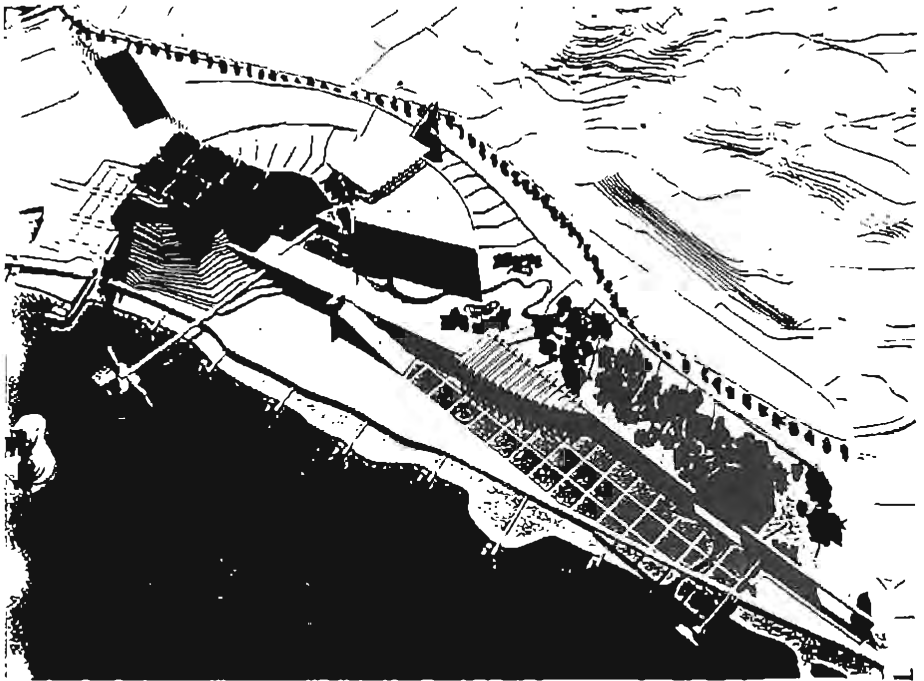
白井八景の案内板の位置 →
(1990年度)



万葉歌碑の建立 →
(1991年度)



図表7-5 公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金助成事業例ーソフト面



↑ 印旛沼広域公園整備計画基本構想案の模型（1993年度、出典：印旛沼広域公園整備構想研究会『印旛沼広域公園整備計画基本構想案』1993年8月）



↑ 出版刊行物（出典：「ふるさと街づくり基金」運営委員会編
『10年のあゆみー「ふるさと街づくり基金」10周年記念誌』1993年10月）

第7章 まちづくり公益信託の展開

(2) 新たな活動主体の形成とネットワークの広がり

まちづくり公益信託の設定からちょうど1年後の1984年（昭和59年）6月、地元有志が区画整理事業後の臼井のまちづくりに対し協議をおこなう。そこでは、新旧住民の交流・協同にもとづく活動と、臼井城や印旛沼をはじめとする歴史・文化の次代への継承が重要であるとの認識にたち、そういうまちづくり活動の担い手として新しい文化団体の設立の必要性、緊急性が議論された*）。こうして翌1985年（昭和60年）9月、元区画整理組合のリーダー、学校校長、団体役員、芸術家、病院院長、弁護士、主婦などの幅広い、新旧の住民層からなる臼井文化懇話会が設立される。

この会は、臼井地区のまちづくりに関する活動テーマとして、①印旛沼の自然や景観の整備・活用、②都市的機能、緑の保護と育成、人々の交流等を考慮した21世紀に向けた街づくりの構想、③歴史的風土の保存・継承、の3つを具体的に掲げ*4)、まちづくりの提言誌としての会誌の発行、シンポジウムや講座・学習会の開催、プラン作成など、精力的に活動を展開している。それを支えているのは、1985年度から以降毎年継続的におこなわれている基金からの助成である。これまで14件の事業に対し、総額937万円の助成を受けている。

後に詳述する「印旛沼広域公園整備計画基本構想案の作成」については会員の一人である環境デザイナーがプラン作成の中心的な役割を担い、これをめぐる新しい住民団体の発足についても会員の他の一人が中心となって活動するなど、とくに重要なまちづくりテーマに対しては、柔軟で機動性のある活動を展開している。

また、基金の個人受益者が助成を受けたことを契機にこの会に入会するなど、基金によって発掘された新しい人々を巻き込む、人的ネットワークが生まれている。基金の受益者となった他団体の代表も会員として参加するなど、他の活動団体との連携もおこなわれ、シンポジウムや学習会の開催をつうじてまちづくりに関心のある住民とのネットワークも広げようとしている。

このようにまちづくり公益信託の設定を契機に、まちづくり活動の新たな主体が住民によって発意、形成され、その主体が公益信託からの資金援助を受けてさまざまな活動を展開し、同時に多様な主体者間をつなげ、臼井地区のまちづくりのセンター的な役割を果たすようなネットワークの核を築きつつあるといえる。

(3) 地域の中心的なまちづくりテーマをめぐる活動の展開

このネットワークのひろがり、地域のシンボリック環境である印旛沼の再生をめぐる、住民が行政に先んじて整備構想を提案するという活動へと展開した。1993年（平成5年）度助成事業のひとつ、「印旛沼広域公園整備計画基本構想案の作成」がそれである。こ

第7章 まちづくり公益信託の展開

これは臼井文化懇話会が中心となり、他の住民諸団体との共同で新たに結成された団体・印旛沼広域公園整備構想研究会によっておこなわれた。

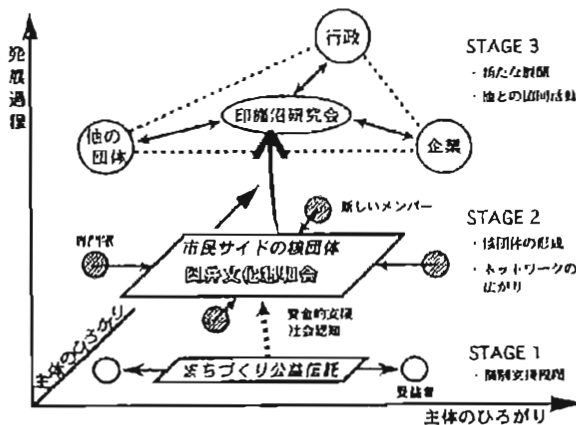
この事業は公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金からの助成金50万円に加えて、これとは別の公益信託佐倉都市環境整備臼井基金からも150万円の助成金を得ておこなわれたものである。必要な時に必要な資金を投入し、住民がタイミングよく、機敏な活動ができるよう、柔軟な基金の運営がおこなわれた。

印旛沼をめぐることは、それまでもシンポジウム、調査研究、プラン作成などの諸活動に対して基金の助成を受け、さまざまな団体、個人が活動を実施してきた。この事業は一連の継続的な助成の成果の蓄積の上になつ、ひとつの到達点として位置づけられるものである。

研究会は、既存類似事例の手賀沼の整備をみて、行政だけに任せておいては良い環境がつかれないと判断し、住民側からのイメージづくりと住民参加の計画づくりのしくみをつくるための契機として、この構想案を作成したという。

この案は、行政の整備計画に先行して作成することが至上命題であった。わが国では、行政による計画が一旦できてしまうと、それを変更することは難しい。逆に行政に先んじて住民側から計画案が提案されると、行政も無視することはできず、住民参加の道が開ける可能性がある、という住民の戦略がある。研究会ではこれをきっかけとして新たに住民主体の組織をつくり、今後の計画づくりへの住民参加の展開を考えているという。

これまでの基金の助成活動によって、人のネットワークがひろがり、一方では、まちづくりの中心的なテーマに対して継続的、集中的に助成することによって知恵も集積された。それがさらに、まちづくりの中心的なテーマをめぐる新たな活動主体の形成、実現に向けての体制づくりへと発展してきているといえる（図表7-6）。



図表7-6 佐倉における活動展開のモデル

(4) 住民サイドに立った運営－運営委員長の活動と役割

佐倉では基金によって、住民主体のまちづくり活動のダイナミックな展開が生まれつつあるが、それを支えている背景として、住民サイドに立った運営のしくみがあげられる。とりわけ基金の運営委員長の活動によるところが大きい。

基金設定当初から運営委員長には、委託者である佐倉市臼井駅南土地地区画整理組合の元副理事長の〇氏が就任している。〇氏は基金の設定過程に直接たずさわり、その経緯をよく知っている。また、地域のまちづくり課題や活動グループの実態などの地元の実状への理解も深い。自身が臼井文化懇話会をはじめとするさまざまな地元住民団体の会員となり、それらの団体の活動を主体的におこなうなど、住民のまちづくり活動の実践者でもあり、諸団体を束ね、ネットワークをつくる活動もおこなっている。佐倉のまちづくり公益信託は全国第1号とあって、各地からの問い合わせが後をたたないようであるが、それに対応する窓口としての役割も引き受けるなど、運営事務の機能の一部も担っている。

一般に運営委員長には中立性を重んじて学識経験者や公共機関に携わる方が就任するケースが多い。佐倉では、第3者ではなく、住民主体のまちづくりの当事者である民間人がまちづくり公益信託の運営をリードする地位にあり、運営全体をスムーズにはこぶプロデューサー的な、実際的な役割を担っているといえる。

現在の運営委員会の構成も、全7名のうち、〇氏のほかに委託者の佐倉市臼井駅南土地地区画整理組合の理事長、臼井地区の文化団体、町内会の代表各1名が加わり、基金の運営に委託者の志や地元住民の声を十分に反映できるようになっている。

一方では、助成申請の広報や受付窓口など、公募にともなう事務的な諸機能を行政に分担してもらうという体制がとられ*5)、住民サイドの運営の中で、市行政の協力をうまく引き出している。

なお、公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金の姉妹とでもいうべき佐倉市の他の2つのまちづくり公益信託、公益信託佐倉都市環境整備臼井基金と公益信託佐倉都市環境整備生谷基金では、住民サイドに立った運営をより徹底しておこなうことのできるしくみがつくられている。これらはまず助成対象範囲をそれぞれ臼井地区、生谷地区という佐倉市の一地区に限定している。そして公募の方法をとらない。その代わりに、地区住民で組織された「環境整備委員会」をつくり、そこが住民の意見を集約して毎年度のまちづくり活動の内容、費用などの事業計画を作成し、自ら実行するのである。しかも基金の元本を取り崩すことができる。もちろん受託者に助成申請し、運営委員会の審査を受け、信託管理人の監査と主務官庁の監督を受けるという、一般的な公益信託のルール

に従っているのはいうまでもない。

こういう地区限定型で、公募をせずに、地元住民団体が助成事業のプログラム策定・執行機関として位置づけられ、元本を取り崩すことによって必要な時に必要な費用を投入できるというしくみは、まちづくり公益信託の実質的な運営を住民に委ね、機動性と実効性に富む運営が可能な、先駆的な試みとして注目される。

(5) 基金の評価と課題

助成を受けて、実際にまちづくり活動をおこなってきた受益者は、基金をどのように評価しているのか。図表7-7のとおり、受益者の生の声にあらわれた基金の意義や効果は、以下の5点にまとめることができる。

- 活動資金が必要という住民の切実な要求に対応
 - ・自分の作品を本として出版するには高額の費用が必要で、そのねん出のために当初は自ら働きにでたが、知人、友人の紹介や勤めて基金に応募し、助成金を得た
 - ・この基金があったからこそ、本というかたちで残すことができた
- 活動のエネルギー源
 - ・助成を受けたことで、本の出版をなんとしても実現させるのだという決意が固まった
 - ・自分自身の研究意欲が高められた
 - ・心強いこの支えが励みとなり、小さな力が何倍にも膨らみ、目標にむかって頑張ることができた
- 活動の結果に対する満足感、達成感、夢の実現
 - ・自分の作品を本というかたちで残すことができた満足感
 - ・自分自身の勉強になった
 - ・自分の本を持つ夢が実現した
 - ・自分の住む「まち」に寄せる「ひとつの夢」をプランとして語り、示す
- 人的交流の生成と拡大
 - ・助成を受けたことがきっかけで、白井文化懇話会の会員になるなど地元佐倉市のまちづくりを考える新しい人達とのネットワークができた
 - ・佐倉の人だけでなく、いろいろな地方の人が噂を聞いて本を送ってくれといってくれている。佐倉からの文化の発信に、いくばくかの貢献をしているように感じる
 - ・刊行の結果、新しい友人をたくさん得ることができた
- 行政の手の届かない地域のまちづくりニーズに対応
 - ・佐倉のような新しく移住してこられる人々の多い地域では、街の歴史を知りたいという人々がたいへん多い
 - ・歴史遺産の保全について、民間の個々の声というものは疎遠にされがち。この様な隙間を埋めて市民による歴史遺産の顕彰が「基金の」積極的な提唱により更に進められれば、「歴史の街佐倉」の街づくりも前進する
 - ・失われていく佐倉市の自然、風土の一面である野草の姿を残すことができた

図表7-7 基金に対する受益者の評価

第7章 まちづくり公益信託の展開

第一に、主婦の方で自分の作品の出版費用をねん出するために当初は自ら働きにでたという例にみられるとおり、明確な活動テーマをもっている住民にとって、費用のねん出は大きな問題である。基金は、そういう住民の切実な要求にこたえる資金源となっている。第二に、基金からの助成は、個々人にとって活動の大きな励みとなり、活動意欲、目標に向かって遂行する気力や責任感が高められるなど、活動のエネルギー源となっている。第三に、活動の結果に対して「夢が実現した」といわしめるほど大きな満足感、達成感が得られていることである。これは次のステップの活動への動機づけとなる可能性がある。第四に、助成を受けたことそれ自身や助成の成果品をつうじて、地域の内外の人々との交流が生成し、受益者を中心とする人的ネットワークがひろがっている。第五に、基金による助成事業が、行政の手の届かない地域のまちづくりニーズにこたえていることである。

一方、基金の運営上の課題として、第一に、まったくの素人にとって助成申請の手続きが容易ではないことがあげられている。第二に、まちづくりは継続性が重要なので、ある程度特定の人々のために助成することはやむをえないとするも、一方では新規事業への助成がおろそかになると運営が硬直化する危険性もあるとの指摘があり、継続事業と新規事業にたいする助成バランスの問題があげられている。また、助成事業の成果に対する課題として、ハードの物件が壊された際に、受益者でもなく受託者でもない、他の公的機関がたまたま修理費を拠出したという例にみられるとおり、第一に、ハードの成果の維持管理の責任の所在が不明確なことがあげられる。第二に、これまでの助成事業でおこなわれたプラン作成や提言などのソフトの成果の多くは、その後実現に向けて着実に展開しているわけではない。提案をフォローし、実現化する体制として、住民と建築家等の専門家から構成され、推進母体となる民間の専門機関づくりと、行政の積極的対応の必要性があげられている。

このソフトの成果をフォローする専門機関への適切な資金援助や、応募需要の増加への対応など、ダイナミックな運営を展開する上で、基金の増資は必須であり、それが最重要課題であるとしている。

2. 公益信託横浜野毛地区まちづくりトラスト

(1) 設定の経緯—地域住民が団結してかちとった最大規模のまちづくり公益信託*6)

野毛地区は横浜市のJRおよび東急の桜木町駅の西南にひろがる、面積約30ha、人口約4,300人の地域である。戦後復興の頃、めざましい賑わいをみせた繁華街であるが、その後横浜駅が栄え、JR桜木町駅が通過駅となってしまい、かつての活気は失われつつ

第7章 まちづくり公益信託の展開

ある。地区の商店主たちは、今後JR桜木町駅をはさんで反対側にあるMM21地区の整備が進むと、野毛地区の衰退に一層拍車がかかるという危機意識をもっていた。この商店主たちが中心となり、地区の9町内会、商店街協同組合、飲食業協同組合と連帯し、かつての賑わいを取り戻すべく、1984年（昭和59年）12月、野毛地区街づくりを考える会（現野毛地区街づくり会、以下街づくり会とよぶ）を発足し、まちづくりの勉強会や祭などのイベントの実施、ニュースの発行等、さまざまなまちづくり活動を展開する。

この頃の街づくり会の最大テーマは、JR桜木町駅舎の移動（100mほどMM21よりに移動）計画にともない、野毛方面へのアクセスを確保することにあつた。この問題については1986年（昭和61年）2月に街づくり会と横浜市による協議会が設置され、そこで検討されることになった。これは同年11月、新駅舎と野毛を結ぶペDESTリアン・デッキの設置を、当初予定の1本から3本に増設するという実行プランが市側から提示されるというかたちで決着をみる。

このように地区活性化に向けての具体的な動きが軌道にのりかけたころ、1987年（昭和62年）6月、それに逆行するような構想が市から出される。MM21新線計画に東急が乗入れし、それにともない東急横浜駅－桜木町駅間を廃線にするというのがそれである。多くの乗降客を抱える東急桜木町駅の廃線は、桜木町のターミナル性をさらに失わしめることになり、野毛地区にとって死活問題である。しかもこの構想は地元には寝耳に水のことであった。野毛地区住民は市にたいし猛反発し、廃線反対を訴える。

この問題は、市と街づくり会、地元が選んだ学識経験者からなる野毛地区MM21線問題研究会の協議に委ねられた。市はMM21新線の推進にあたり、それを運営する第3セクターの設立を計画し、それには野毛住民の合意を得ることが必須条件であった。そのため、第3セクターの設立＝東急廃線の見返りとして、8項目からなる「野毛地区振興に向けた提案」*7)を地元提示した。この中の「今後の地域振興事業を資金面から援助する方策を検討していく」*8)という1項目は、後に街づくり資金制度とよばれ、現在の公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストにつながるのである。

街づくり会は第3セクター設立＝東急廃線に断固反対か、それに同意して振興策を打ちとるかとの選択をせまられることとなった。1988年（昭和63年）1月、街づくり会は条件付きでMM21線の第3セクターの設立を承認し、4月には市、東急、街づくり会の3者が振興策の覚書・確認書を交わす。

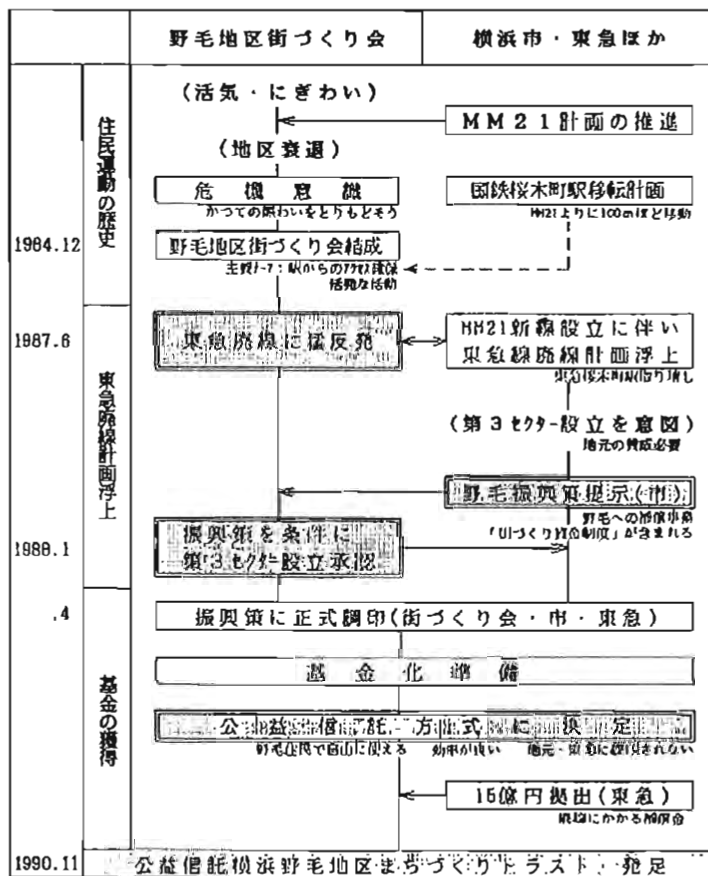
ところが、1989年（平成元年）12月、MM21線の免許申請がおこなわれたことが問題となる。街づくり資金制度をはじめとする野毛地区振興策の短期課題が具体化しない時点での免許申請が、先の確認書に反するものであり、街づくり会はあらためてその具

第7章 まちづくり公益信託の展開

体案の提示を市と東急に求めたのである。

その後、街づくり資金制度の具体化がはかられ、資金は東急から15億円が提供されることとなる。その受け皿については協同組合方式、公益信託方式の2者が検討される。市や地元の協議をへて、地元住民によって自由に効率よく資金が使い、しかも東急および地元で課税されない方式として公益信託方式が選ばれる。東急から横浜市へ寄付をし、それを原資として横浜市が委託者となり、1990年（平成2年）11月、公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストとして正式に設定された。

以上の設定経緯にみられるとおり（図表7-8）、このまちづくり公益信託の委託者は横浜市、原資の拠出者は東急であるが、その実体は地区の衰退に対する住民の危機意識を契機とし、市行政と大企業を相手に、紆余曲折を経ながらも住民が団結してパワフルなまちづくり活動を展開してかちとったものにほかならないのである。



図表7-8 公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストの設定経緯

第7章 まちづくり公益信託の展開

(2) トラストの概要

横浜野毛地区では、繁華街として衰退しつつある状況に歯止めをかけ、いかにして再生するかがまちづくりの最も大きなテーマとなっている。公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストは、このテーマに即し、「野毛地区の振興と活性化」を目的に*9)、まちづくりのハード面にかかわる「まちづくりに必要な環境整備など」と、ソフト面にかかわる「まちづくりに関する調査研究、計画の立案など」及び「まちづくりに関するイベント及び広報活動など」の3つを主な助成対象事業としている*10) (図表7-9)。

名 称	公益信託横浜野毛地区まちづくりトラスト		
発 足 年 月 日	1990(平成2)年11月13日	主 務 官 庁	神奈川県
信 託 目 的	住民の創意工夫による自主的なまちづくりを行う個人又は団体に対して助成を行うことにより、横浜市中区野毛地区の振興と活性化を図り、快適で文化的なふれあいのあるまちの創造に寄与すること。		
事 業 計 画	まちづくりに必要な環境整備等及び調査研究、広報活動の事業を行う個人又は団体に対する助成金の交付。		
委 託 者	横浜市		
受 託 者	住友信託銀行、日本信託銀行、三井信託銀行、三菱信託銀行、安田信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行、大和銀行 (共同受託)		
信 託 管 理 人	本田 豊明(横浜市代表監査委員)		
運 営 委 員 会 委 員	加川 浩((有)加川設計事務所代表取締役)他5名		
当 初 信 託 財 産	1,500,000,000円	財 産 管 理 方 式	収益活用方式(取崩不可)
助 成 額	事業目的にしたがい費用の70~80%を限度として、 1件につき最高2,000万円まで		

図表7-9 公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストの諸元

第7章 まちづくり公益信託の展開

1990年（平成2年）11月に原資15億円でスタートし、後に2億5千万円が増資され、基金規模は総額17億5千万円と大きい。助成対象地域は面積約30ha、人口4,300人ほどの野毛地区（野毛町1～4丁目、桜木町1～3丁目、花咲町1～3丁目、宮川町1～3丁目、日ノ出町1～2丁目）に限定されている。助成金の額は費用の70～80%を限度として、1件につき最高2,000万円までとしている。

これまで1990年（平成2年）度から1992年（平成4年）度のわずか3年間ではあるが、合計27件にたいし約2億円という巨額の助成金が支給されている（図表7-10）。一件あたりの助成費用は200万円以上がほとんどであり、最高は限度額一杯の2,000万円である。このように野毛地区という地区レベルの狭い、限定されたエリアに、多額の助成費用が投入されているところに大きな特徴がある。

助成事業による住民のまちづくり活動は、ハード面のものが7件にたいし約6,300万円、ソフト面のものが20件にたいし約1億3,500万円と、ソフトの事業により多く助成されている。

その具体的な内容をみると、ハード面では、①野毛地区の各通りにおける街路灯の設置、②案内板の設置、③いくつかの通りにおけるペープヤストリートファニチュアの整備など、これまでは歩行者環境の整備事業が集中的におこなわれている（図表7-11）。

ソフト面では、①歩行者環境整備や大道芸国内外都市に関する調査研究、②まちづくりの基本構想づくり、商店街振興プラン作成などの計画の立案、③大道芸ふえすていばる、年末統一催事などのイベント、④ミュージョンへの情報登録、タウン誌の発行などの広報活動がおこなわれている。

(3) アクティブなまちづくり活動の展開

多額な費用が継続して助成されることによってアクティブに展開されている、いくつかの特徴的な活動がみられる。

その一つは大道芸ふえすていばるである（図表7-12）。これは、基金設定前の1985年（昭和60年）から始められ、以降毎年おこなわれているのであるが、日本の主な芸人のもとより、海外からの参加もあり、年々発展をとげて、いまや全国的にも国際的にも注目されている。その企画・プロデュース・運営のすべては野毛住民の活動によってささえられ、「大道芸によって街が一体となれた」「すべては大道芸から始まった」と言わしめるほど、大道芸は野毛にとってまちづくりのバックボーンとなっているという*11）。

春と秋の年2回開催のこの大道芸ふえすていばるにたいして、1990年（平成2年）から毎年継続して助成がおこなわれ、この他、大道芸に関する国内外都市調査、写真集制

第7章 まちづくり公益信託の展開

図表7-11 公益信託横浜野毛地区まちづくりトラスト助成事業例-ハード面



↑ 案内板の設置(1991年度)



↑ 宮川岡街路灯設置(1991年度)



↑ 横通り歩行者環境整備(1990,1992年度)

作にも助成されている。大道芸関連の事業への助成金額は、延べで6,000万円をこえている。公益信託による手厚い助成が、野毛住民のまちづくり活動のシンボルともいえる大道芸の継続的な活動の展開に大きな役割を果たしている。

二つは、タウン誌「ハマ野毛」の発行である（図表7-12）。これは野毛の情報発信、伝達的手段として、野毛の街の魅力を盛り込んだガイド誌である。自らB級タウン誌となりの、徹底的に野毛にこだわり、野毛の強烈なエネルギー、自己表現を感じさせる、独特のタウン誌である。執筆陣には街づくり会のメンバーはもとより、平岡正明氏、田中優子氏他の著名人も名を連ねている。1991年度以降継続して、創刊企画と年4回の発行費に1,500万円余の助成がおこなわれている。

三つは、ハード面において、街路灯の設置や歩道の修景など、歩行者空間の整備に関する事業の展開である。1990年度以降、野毛地区の各通りを対象に、毎年継続して助成がおこなわれ、その総額は6,300万円にもなる。なお、これらの事業には、市や県からの助成金も同時に受けており、費用の面でトラストと行政との共同負担としていることが特徴である。まちづくり公益信託によるハード面の事業をおこなう際の、新しい試みとして注目される。

特定の対象にたいして、継続的に、集中的に助成をおこなうことによって、野毛ならではのユニークな、地域独自の活動が展開され、大きな効果をあげているように思われる。

(4) 住民による自主的な運営のしくみ

まちづくり公益信託の助成申請窓口はあくまでも受託者である信託銀行にあるが、公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストでは、この制度上の受付に先立ち、地元の住民団体である野毛地区街づくり会を窓口として、地区内からの案件を予備申請として受け付ける方法をとっている（図表7-13）。これは野毛地区街づくり会の機関誌「野毛地区ニュース」で広報され、公募されている。寄せられた予備申請案件は、街づくり会の中の「受付選考委員会」によって多面的に検討され、「調整に時間をかけて、より良い案件にし、地区内でとりまとめ」*12)られるのである。この「受付選考委員会」では地区外からのアイデアも受け付けている。ここで検討された案件は、街づくり会の「理事会」に諮問され、そこで決定されたものを受託者に申請することになっている。

街づくり会の中にはもう一つ、トラスト運営のための機関として「公益信託野毛街づくり資金制度検討委員会」が設置されている。これは基金の運営にかかわる全般的なことを街づくり会として把握し、基金運用の円滑化や問題点の解決を図ることをねらいとしている。

第7章 まちづくり公益信託の展開

図表7-12 公益信託横浜野毛地区まちづくりトラスト助成事業例ーソフト面

野毛大道芸ふいえすていはる →
 (出典：森直美『写真集
 野毛大道芸』1992年)



タウン誌「ハマ野毛」→
 の表紙(1992年度)
 (出典：野毛地区街づ
 くり会内タウン誌編集
 委員会『ハマ野毛』創
 刊号、第4号)

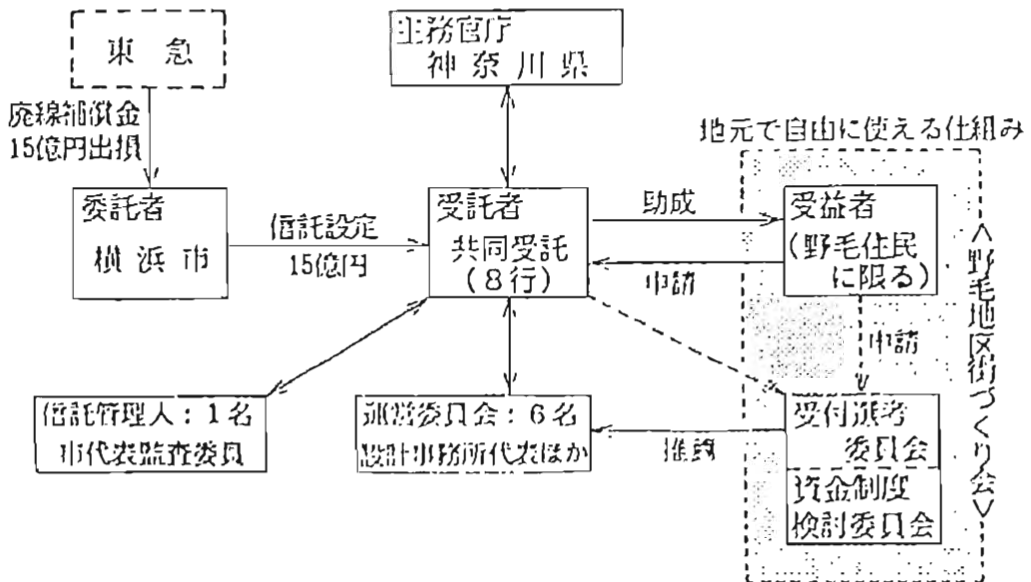


第7章 まちづくり公益信託の展開

野毛地区街づくり会は、野毛地区の活性化と振興を目的に、現在10町内会と7商業団体による、住民と商人が一体となった、「野毛全体を網羅する組織」にほかならない*13)。この野毛地区街づくり会が、地区内に対する予備申請の広報・公募・受付、予備申請案件の内容検討・調整、地区外からのアイデア募集、受託者への本申請案件の検討・決定といった一連の運営過程に直接かかわることによって、助成事業プログラムの策定において地区住民の総意が反映できるようになっているといえる。

これは、先述した公益信託佐倉都市環境整備臼井基金や公益信託佐倉都市環境整備生谷基金とよく似ており、地元住民による自主的な運営のしくみがつくられているのである。

図表7-13 公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストの運営のしくみ



3. 公益信託函館色彩まちづくり基金

(1) 設定の経緯—市民自前の活動が生み出したまちづくり公益信託*14)

函館市の西端、陸繋島の地形を示す函館山麓一帯は、幕末にわが国最初の開港場の一つとしてひらけた地域である。面積約200ha、人口約2万人の、西部地区とよばれるこの地域には、開港場として諸外国文化の影響を受けた明治・大正・昭和初期の洋風建築物が今でも数多く残っている。これらの歴史的建築物群と港の水辺、函館山、坂道が一体となった町並みは、ひろく市民に親しまれ、その保全・再生がまちづくりの中心テーマとなっている。

このまちづくりテーマに対して、行政に先んじて市民が主体的に問題提起をし、実践活動を展開してきた歴史がある。1970年代初めからの歴史的建築物の再利用、1970年代末からの歴史的景観の保存・再生、1980年代末のチンチン電車の復元・動態保存、バブル経済期の高層マンション建設の規制等、その具体的事例は枚挙にいとまない。

その中で、1987年（昭和62年）末、地元市民らによって西部地区の町並み、まちづくりに関する新しくておもしろい、市民の自主的な活動テーマが模索され、戦前の歴史的な木造下見板建築のペンキの色に着目した色彩文化の研究が発意される。これが公益信託函館色彩まちづくり基金の契機となる。

1988年（昭和63年）1月、それ以前から西部地区の町並みを巡り歩くハウスウォッチングや冬のまつりなど、さまざまなまちづくり活動を展開していた市民グループ・元町倶楽部と、西部地区の町並み研究や景観形成基本計画づくりなどに携わった札幌の都市デザイナー、大学研究者ら専門家が共同で「元町倶楽部・函館の色彩文化を考える会」（以下、元町倶楽部とよぶ）を結成する。と同時に、財団法人トヨタ財団の第5回研究コンクール“身近な環境をみつめよう”に「港町・函館における色彩文化の研究—下見板のペンキ色彩の復元的考察を通して—」のテーマで応募する。同年4月、元町倶楽部はトヨタ財団からの研究助成金を獲得し、以降1990年（平成2年）10月の2年半にわたって調査研究活動をおこない、「こすり出し」や「時層色環」というまちづくりのキーワードを発見する。同時に、研究の知見を生かして、実際の建物へのペイント実験やペンキ塗り替えのコンサルティング、ペンキ・ワークショップなどの実践的なまちづくり活動も展開する*15)。

この研究活動の成果が高い評価を受け、研究コンクールの最優秀賞を受賞することになる。それにともないフォローアップ助成として、トヨタ財団から元町倶楽部に2,000万円の研究奨励基金が拠出されることになった。トヨタ財団からのアドバイスもあって、この基金を元町倶楽部は自分たちのグループだけで使うのではなく、西部地区のまちづ

第7章 まちづくり公益信託の展開

くりにかかわる幅広い市民の自主的、自立的な研究や活動が可能なくみとして、まちづくり公益信託の設定を発意する。

元町倶楽部が委託者となり、1991年（平成3年）11月から主務官庁の北海道庁との間で本格的に開始された設定手続きは難航した（図表7-14）。

まず、委託者が現に資金を保有せず、トヨタ財団という別の組織からの寄付の見込みがあるという新しいケースであったため、内容以前の設定可能性自体が問題とされた。これについては過去に前例があったということで認められたのであるが*16)、あいまいな前例主義にとどめるのではなく、こういうケースの制度化が必要であろう。

まちづくり公益信託の内容に関し主務官庁との間で問題となったのは、第一に、対象地域の範囲と事業テーマについてである。委託者は対象地域を主として西部地区に、またそこでのテーマを主として町並み色彩にしほりこみ、そこから西部地区の中心テーマである歴史的環境の保全・再生にかかわる景観問題や住環境整備などの諸課題に展開していくという、独自の構想、プログラムを描いていた*17)。しかし、それが公益性の確保＝不特定多数を対象とすることに抵触すると判断された。佐倉と同様のことが問題となったのである。結局、対象地域を函館市全域とし、まちづくり公益信託の事業内容を建設省の手引書に沿った文言—例えば色彩をテーマとしたペンキエイド、カラークリニクを「都市景観の改善事業」等*18)へと変更することになった。

第二は、信託財産の運用についてである。委託者は、信託財産が2,000万円と小さいために運用益だけでは不十分と判断し、とりわけ立ち上がりの当初数年間の事業予算をできる限り確保するために、信託財産を取り崩しのできない「基本財産」の他に、取り崩しができて自由な運用が可能な「運用財産」を設けるという2本立ての方法を考えた。これに対して主務官庁は、建設省の手引書に記載された「事業の永続性」を根拠としてまちづくり公益信託では一般に元本取り崩し方式をとらないこと、また、法人の寄付金に対して税の優遇措置が得られる「特定公益信託」への将来の昇格のためには元本取り崩しのできない収益活用方式が条件となることを理由に、上記の方法を許可しなかった。まちづくり公益信託の制度上、取り崩しは可能であるし、先例として佐倉都市環境整備白井基金などの3例ですでに実施されていたにもかかわらず、その可能性は追求されずに終わってしまったのである。

第三は、運営委員会のメンバー構成についてである。委託者は実際の運営に自身のまちづくりへの思いが直接反映するよう、とりわけ設定当初から運営が軌道にのるまでの間は運営委員会に参加することを強く望んでいた。しかし主務官庁から、原資の規模が小さいので増資に有利な特定公益信託への早期昇格をめざすべきであり、その特定公益

第7章 まちづくり公益信託の展開

図表7-14 公益信託函館色彩まちづくり基金の設定経緯

－主務官庁との主要な折衝過程

1991（平成3）年 6月5日 「元明倶楽部・函館の色彩文化を考える会」（以下「会」とする）が、まちづくりをテーマとする公益信託の許可業務をおこなう主務官庁の担当部局の所在について、北海道教育庁総務課に対してヒアリングをおこなうが、明らかにされず。	まちづくり」の研究テーマで申請書を再提出。
9月17日 「会」が、北海道教育庁総務課および知事部局の住宅都市部まちづくり推進室へのヒアリングをつうじ、まちづくりをテーマとする公益信託の許可業務をおこなう主務官庁の担当部局は住宅都市部まちづくり推進室であることを確認。さらに、総務部文書課より、平成3年7月15日公布の「知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」の条文及び公益信託契約書例を入手。	1992（平成4）年 1月24日 住友信託銀行札幌支店との協議。
9月19日 トヨタ財団 第5回研究コンクール“身近な環境をみつめよう”第7回選考委員会において、「会」がフォローアップ等助成申請の趣旨説明をおこなった。審議の結果、同会を研究奨励基金の助成対象候補とすること、また、①申請計画書の練り直しをおこなうこと、②公益信託設定に関する主務官庁との折衝、実現可能性・具体的問題点の把握、の2点に関する要件が満たされれば、委員会に諮り、理事会の推薦を確定することが決定。	4月2-4日 「会」が公益信託、まちづくり公益法人の先駆的事例の調査をおこなう。公益信託アジア・コミュニティ・トラスト、社団法人奈良まちづくりセンター、世田谷まちづくりセンター及び公益信託世田谷まちづくりファンドを対象。
11月13日 「会」が、主務官庁の担当部局・北海道住宅都市部まちづくり推進室と正式な折衝を開始。	5月6日 北海道庁の4月の人事異動によって、まちづくり推進室の担当官が入れ替わったため、「会」は、新しい担当者との折衝をおこなう。
11月26日 トヨタ財団事務局および研究コンクール選考委員が来道し、「会」と共に主務官庁との折衝をおこなう。	5月7日 住友信託銀行札幌支店との協議。この時、本店営業企画部福祉信託室の岩田慎男氏も同席。この時点で受託者を引き受けてもらえることがほぼ確定。
12月18日 「会」が、受託者候補の住友信託銀行札幌支店と協議。「会」が作成したまちづくり公益信託企画書と信託契約書（案）に基づき意見交換をおこなう。	5月14日 委託者（「会」）、受託者（住友信託銀行札幌支店）、主務官庁（北海道庁住宅都市部まちづくり推進室）、トヨタ財団事務局の4者による協議。
12月20日 「会」が、トヨタ財団へのフォローアップ等助成申請書の練り直しをおこない、「（仮称）公益信託函館色彩まちづくり基金」の具体的な事業内容、事業計画のスケジュール、事業予算プログラム、基金設定の方針と基金運用管理の主体（運営形態とお金の仕組み）等、公益信託設定に関して詳細な検討をおこない、「函館色彩	7月6日 受託者との協議。主務官庁との事前協議に必要な設定打ち合せ書一式を取り揃えるために、設定趣意書の作成、元明倶楽部・函館の色彩文化を考える会の規約・会員名簿・議事録の作成、函館市および北海道渡島支庁との協議、運営委員会の委員名簿の作成、等が求められる。
	8月11日 委託者が、北海道渡島支庁との協議をおこなう。
	9月9日 委託者が、函館市との協議をおこなう。
	9月24日 受託者が申請原案を主務官庁に提出し、事前協議を正式に開始。主務官庁から、①収支予算計画の変更（運営委員会のメンバーの変更をとまなう）、②信託契約書の設定趣旨、目的等の文案が町並み色彩に限定されすぎており、あくまでも不特定多数が対象なので、より一般的なまちづくりへと内容を修正、③信託財産の運用について、「事業の永続性」を根拠としてまちづくり公益信託では一般に元本取り崩し方式を

第7章 まちづくり公益信託の展開

とらないこと、また、法人の寄付金に対して税の優遇措置が得られる「特定公益信託」では元本取り崩しのできない収益活用方式が条件となることを理由に、取り崩しができて自由な運用が可能な「運用財産」を設けることは不可能、④まちづくり活動をおこなう地元の組織が存在するのか、元町倶楽部だけということはないのか、⑤委託者の代表が一度主務官庁へ出向いてほしい、といった疑問、要求が出された。

12月 3日

委託者、受託者、主務官庁の3者協議をおこなう。委託者、受託者から、①運営委員会メンバーの変更、収支予算計画の変更、②信託契約書、設定趣意書の文案の修正、③助成を受ける団体、個人（候補）のリストの作成、④会の会員一同がトヨタ財団から拠出される2,000万円を公益信託設定以外に使用しないことを明記した誓約書の作成、⑤平成5年度発足をめざすスケジュールの都合から、特定公益信託から一般公益信託への格下げ、等について報告、提出。とりわけ、トヨタ財団側のスケジュールからみて、平成5年2月までに許可がおりるよう、協議を急いでほしいことを要請。

主務官庁側からは、①本申請時に委託者が2,000万円を保有していることが必要で、これについてはトヨタ財団との協議が必要、②色彩文化、国際交流といったことは教育委員会の所管なので、この公益信託をまちづくり推進室で扱うべきか、教育委員会で扱うべきか、どちらがよいか。これについては、あくまでも「まちづくり」がテーマなので、まちづくり推進室で扱うべきこととして了承、ただし、助成規程等において、色彩に限定することなく、まちづくり一般の、建設省のマニュアルに沿った文言に修正を、③運営委員会には函館市行政から1名は入れるべき、等の指導があった。

12月11日

委託者が現に資金を保有せず、別の組織からの寄付の見込みがある場合に設定許可が認められた前例として、財団法人助成財団資料センターの事例があげられ、トヨタ財団事務局から、主務官庁及び受託者あてに、財団法人助成財団資料センターの設立に際しての設立許可申請書表紙と、添付書類「財産の権利及び価格を証する書類」としてトヨタ財団理事長からセンター設立代表者あてへの「寄付申込書」とトヨタ財団の「残高証明書」を送付。

1993（平成5）年

1月13日

委託者、受託者、主務官庁の3者協議において、主務官庁から、現在懸案となっている、①基金の拠出手続きの問題（トヨタ財団から委託者への拠出手続き）と、②許可の続き上の問題については、総理府と協議し、その結果判断することになると報告。この他に、③函館市の積極的な係わりが必要で、その証として運営

委員会のメンバーに必ず1名は参加してもらうこと、また、運営委員会の各委員候補の履歴書の作成が必要、④将来、特定あるいは認定特定への昇格をめざすなら、運営委員会のメンバーに委託者である「会」の会員は加わることができないので、現在委員候補のY氏は、「会」の会員なので、今からはずしておいた方が望ましい。これについて、委託者としては今のところ、一般公益信託でスタートする設定当初は事情に詳しいY氏が運営委員会に加わっていた方が何かと望ましいし、問題はない、ただし1、2年後には委員をやめ、特定公益信託への昇格をめざしたい意向であると返答、⑤信託管理人（候補）の人选、⑥事業計画内容が色彩に限定することなく、より一般的な「まちづくり」に見合うものへ、具体的には助成規程の修正が必要、とくに今後特定、認定特定への昇格に向けては一般的な「まちづくり」の方が認可を得やすい、といった指導を受けた。

1月13日

「会」の代表が、函館市及び北海道渡島支庁に対し、公益信託設定手続きの推進に関して協力、支援を依頼。両者はいずれも了解。

1月18日

北海道庁総務部文書課が、「公益信託函館色彩まちづくり基金」に関する、①基金の拠出手続きの問題と、②認可の続き上の問題について、総理府と協議をおこなう。

1月21日

主務官庁より、去る18日の総理府との協議結果に基づき、財団法人助成財団資料センター設立に際しての前例を確認し、懸案となっていた基金の拠出の問題に関しては、この前例にならない、同様の方法で今回のケースもできる、すなわち、公益信託引受許可申請にあたり、添付書類として、トヨタ財団理事長名で委託者（村岡武司）宛に約束した寄付申込書とトヨタ財団の残高証明書が有効である、という判断を下したとの報告を受ける。については、下記3点の書類を取り揃え、添付書類として提出要請があった。①トヨタ財団 第5回研究コンクール“身近な環境をみつめよう”フォローアップ等助成の応募要領……研究奨励基金として2,000万円を拠出することが明記されているもの、②選考委員会の議事録……現時点においても、「元町倶楽部・函館の色彩文化を考える会」が研究奨励基金2,000万円の助成対象候補であることが明記されているもの、③寄付申込予定書。また、認可の続き上の問題については、北海道庁の規程どおり、本申請、契約、その後認可という順序でおこなうこととし、これに関しては、受託者も了解し、その方向で今後の手続きを進めていく方針である。

第7章 まちづくり公益信託の展開

信託の場合には委託者が運営委員となることの禁止規定があるため、設定当初から運営委員会に委託者を加えないほうがよいとの指導が入った。また、建設省の手引書に則り、運営委員として函館市行政から必ず加えることも指導された。

結局1年8か月をかけ、1993年（平成5年）6月ようやく設定をみる。1992年（平成4年）4月に北海道庁の人事異動があり、担当官が入れ替わったため、それまでの半年間がふいになり、手続きが振り出しに戻ってしまうという、スタート時点のつまずきもあった。また、北海道ではじめてのまちづくり公益信託ということもあって手続きが慎重におこなわれたとはいえ、佐倉が7か月でできたのとくらべて、あまりに時間がかかりすぎているように思われる。まちづくり公益信託の特色として、設定手続きの簡便さがよく指摘されるが、そのメリットが生かされたとは言いがたい。

以上のように（図表7-15）、この函館の事例は、まちづくりにかかわる幅広い市民の自主的、自立的な研究や活動が可能なくみとして、市民の発意により、市民の手づくりあげられたまちづくり公益信託にはかならない。市民の自主的なまちづくり活動が契機となって財団法人の活動資金援助をひきだし、それを原資として設定するという、市民と財団法人のパートナーシップによる新しいモデルタイプを示したことは、設定に際しての資金拠出の契機の幅をひろげた点で意義深いものがある。

しかし、設定の過程で許可手続きが非常に手間どり、主務官庁のマニュアル主義とでもいうべき硬直的な対応によって、委託者である市民の当初の志、構想が変質させられ、その独自性が希薄化されたことは、大きな問題を残したといえる。

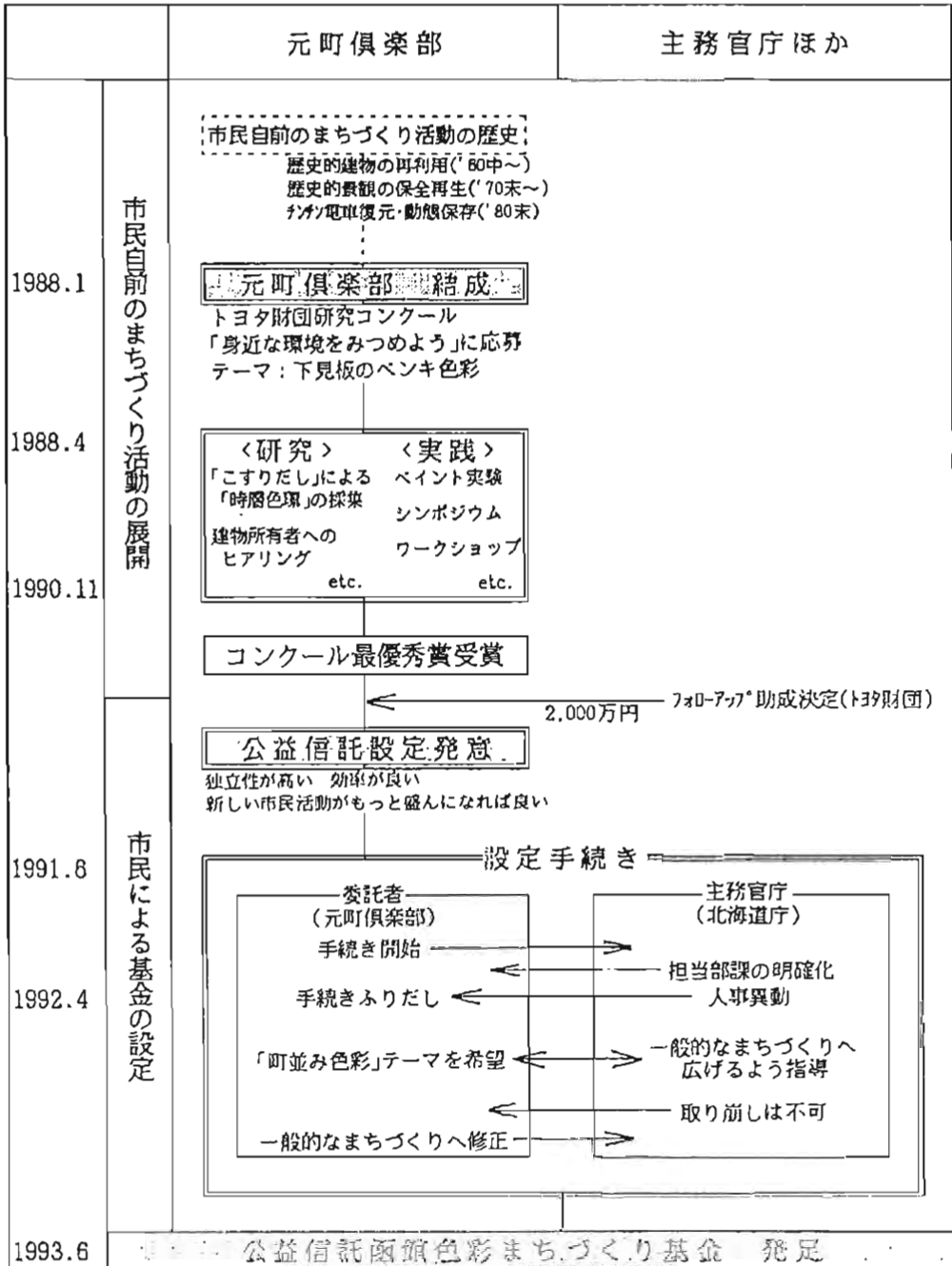
(2) 基金の概要

公益信託函館色彩まちづくり基金は、「函館市内におけるまちづくり及びまちの色彩文化に関する事業又は活動に対する助成を行い、もって美しく、個性的で、魅力あふれるまちづくりに寄与すること」を目的とし*19)、1993年（平成5年）6月に原資2,000万円ですタートした。

助成事業の主な対象として、「都市景観の改善」、「歴史的町並みの保全」、「公共的施設の整備」、「まちづくり及びまちの色彩文化に関する調査、研究等」の4点があげられている*20)（図表7-16）。

目的、事業共に、やや抽象的、一般的な表現が多くみられる中で、まちの色彩文化を明確にうたっているのが特徴である。そこには、市民が主体的に町並みづくり、まちづくりに取り組むことのできる素材として町並み色彩、まちの色彩文化があるのではないかという、委託者の思いが込められている。

図表7-15 公益信託函館色彩まちづくり基金の設定経緯



第7章 まちづくり公益信託の展開

図表7-16 公益信託函館色彩まちづくり基金の諸元

名 称	公益信託函館色彩まちづくり基金(略称：函館からトラスト)		
発 足 年 月 日	1993(平成5)年6月29日	主 務 官 庁	北海道(まちづくり推進室)
設 定 趣 旨	函館におけるまちづくりを市民が主体となって自発的に行うことの意欲と特色あるまちの色彩文化や町並みの重要性を認識し、これらに関する事業を支援するとともに、趣旨に賛同する社会一般からの資金の寄付を期待して、この公益信託を設定する。		
信 託 目 的	函館市内におけるまちづくり及びまちの色彩文化に関する事業又は活動に対する助成を行い、もって美しく、個性的で、魅力あふれるまちづくりに寄与すること。		
事 業 計 画	<p>1. 函館市内におけるまちづくり及びまちの色彩文化に関する次に掲げる事業又は活動を行う個人又は団体に対する助成金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 都市景観の改善 ロ 歴史的町並みの保全 ハ 公共的施設の整備 <p>ニ まちづくり及びまちの色彩文化に関する調査、研究等</p> <p>2. その他目的を達成するために必要な事業</p>		
委 託 者	元町倶楽部・函館の色彩文化を考える会		
受 託 者	住友信託銀行		
信 託 管 理 人	末長 仁宏(公認会計士)		
運営委員会委員	足達富士夫(北海道大学教授)他6名		
当初信託財産	20,000,000円	財産管理方式	収益活用方式(募金型)
助 成 額	助成対象1件につき、その上限を100万円とする。		

(3) 市民の自主的な支援による初動期の活動展開

この基金にかかわる活動の特徴として、基金設定前後に助成事業ではない、市民の自主的な支援による独自の活動がおこなわれていることがあげられる。

一つは、主務官庁との設定手続きの段階で、委託者である元町倶楽部・函館の色彩文化を考える会が母体となって「公益信託函館色彩まちづくり基金」設定準備委員会を設立し、そこが1992年（平成4年）7月に、基金に関する情報を盛り込んだニュースレター「から」を発行している（図表7-17）。このニュースレターは第2号以降、設定準備委員会から発展した函館からトラスト事務局へとバトンタッチされ、現在第4号まで発行されている。地元函館市民はもとより、まちづくりにかかわる全国の建築家、都市計画プランナー、研究者などにも配布されている。

もう一つは、基金設定直後の1993年（平成5年）7月に、函館からトラスト事務局の主催で記念イベント一式典、シンポジウム、レセプション、ワークショップなどがおこなわれている（図表7-18）。

これらの経費については、函館からトラスト事務局がニュースレター「から第2号」をつうじて募った寄付金でまかなわれた。その後作成された基金のカラーパンフレットもこの寄付金でまかなわれ、その余剰金は基金に組み込むという方法がとられた。

まちづくり公益信託の初動期には、その内容を広く市民に知らしめる広報活動やイベントが必要である。また、一般に最も寄付金を集めやすいのは基金設定直後であるといわれているが、募金活動のためには地元市民はもとより、広く全国の賛同者に対する広報も必要である。函館では、こういうまちづくり公益信託の初動期に必要な諸活動、すなわち自前のメディアの活用による基金設定前からの広報活動とイベントの開催、それをつうじての募金活動、さらには基金設定後のパンフレットによる広報活動が、財政面での運営を含め、市民の支援団体の自主的なボランティア活動によっておこなわれたのである。

(4) 運営事務局・函館からトラスト事務局の設立

函館では、まちづくり公益信託の運営を支援するために、地元市民と専門家との協同による運営事務局「函館からトラスト事務局」が設立されている（図表7-19）。背景には、受託者である信託銀行の事務所が函館にはなく、遠隔の札幌支店が運営事務の執行をおこなわざるをえないという事情もあるが、なんといっても函館の地域のまちづくりのノウハウをもった外部機関がぜひとも必要であるとする、委託者の主体的な働きかけによるところが大きい。

図表7-17 基金のニュースレター「から」の発行

からは公益信託函館色彩まちづくり基金を応援するニュースレター。函館のカラーにかかわる情報をあちこちから集め、函館からトラスト事務局から発行されています。各号からの情報はもちろんからからのご意見もお待ちしています。



HAKODATE
から
TRUST

から

November, 1993 No. **4**

基金が助成活動公募を開始



公益信託函館色彩まちづくり基金
設立記念シンポジウム



6月末に設定された公益信託函館色彩まちづくり基金は、7月初めに設定記念イベントを開催。そして12月1日いよいよ助成活動公募が始まる。
(募集のお知らせは裏表紙)

☆

ムーブメントウィーク盛況
7月3日、4日の2日間にあたって「函館からムーブメントウィーク」が函館市内で行われた。3日は基金設定記念式典と記念シンポジウムが金森ホールにおいて開催され、他都市のまちづくり活動や公益信託の仕組みなどが一般にもわかりやすく解説された。翌4日はワークショップとして町家のペンキ塗り替え、町並みウォッチングが行われた。町並みウォッチングでは現在空家となっている旧函館西警察署の建物の再利用方法が専門家から提案された。

☆

ラジオや新聞各紙でも紹介
公益信託函館色彩まちづくり基金の活動は北海道新聞をはじめ各紙で紹介されているが、10月3日付け日本経済新聞全国版でも大きく取り上げられ全国から反響を呼んだ。

☆

写真上左/金森ホールでのシンポジウム 上右/旧函館西警察署 左/10月3日付け日経の記事



SUNDAY NIKKEI

市民の募金で「函館情緒」を守る
街並み保存に公益信託を活用

図表7-18 基金設定直後の記念イベントの開催

HAKODATE COLOR MOVEMENT WEEK

函館からムーブメントウィーク

基金設定記念シンポジウム

パネルディスカッション
まちづくり公益信託の新たな展開に向けて
コーディネーター／森下諒・柳田良造

- 函館からの報告／山本真也（元町倶楽部）
- 問題提起
 - 世界のまちづくりトラス
／西村幸夫（東京大学助教授）
日本における企業の社会貢献活動と
市民活動の歴史
 - ／山崎義典（プランニング・コンサルタント）
日本のまちづくり公益信託の現状
／岩田恒男（住友信託銀行）
世田谷まちづくりファンドの実践
／別川盛夫（世田谷まちづくりセンター）
- 討論
 - 尾達富士夫（北海道大学教授） 篠塚昭次（早稲
田大学教授）の両氏を交え先の4名のパネラー
の方々との討論。会場の参加者との質疑応答。

日時：7月3日（土）午後2時45分～5時
場所：金森ホール
函館市末広町14-12 TEL 0138-23-0338

ワークショップ

町屋ペンキ塗り替え

明治34年創建の小森商店の外壁塗り替え実践
日時：7月4日（日）終日
場所：小森商店
函館市弁天町23-14 TEL 0138-22-6819



歴史的建造物のリニューアル提案と 町並みウォッチング

専門家チームによるリニューアル提案と函館西部
地区のオリエンテーリング。上記のルートで多
くの歴史的な建物を見てまわる。
日時：7月4日（日）午後1時～3時
ルート：明治館前スタート（豊川町12-37）
→ペンション古稀庵
→加藤邸（1990年元町倶楽部が晩年）
→新大町郵便局
→小森商店（今回のペンキ塗り会場）
→旧函館西警察署→明治館前解散





から第3号／函館からトラス・ニュースレター1993年7月
タイトルデザイン／渡辺謙治 イラスト／石塚雅明 編集／森下諒・柳田良造・柳田治代
函館からトラス事務局／函館市五稜街19-15 TEL 0138-52-8411
／札幌市中央区南15条西17丁目14-30（株）柳田石塚建築計画事務所内 TEL 011-513-0977 FAX 011-513-1298

第7章 まちづくり公益信託の展開

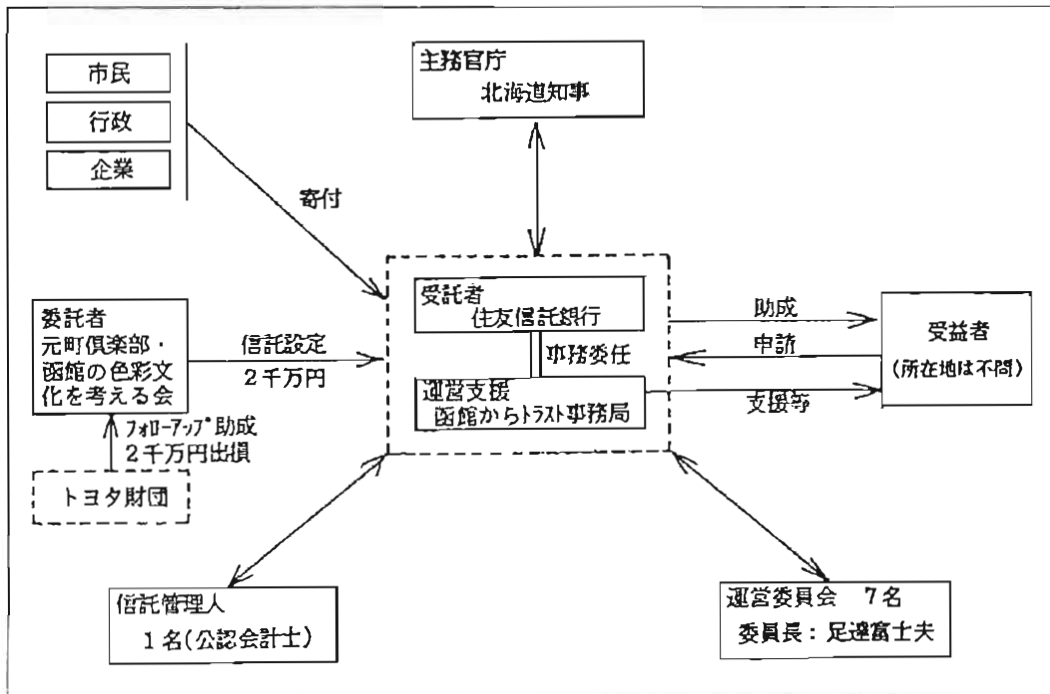
この「函館からトラスト事務局」は、まちづくりに関する調査研究や学習会などを自らおこなうことのほかに、①公益信託函館色彩まちづくり基金（以下「基金」とよぶ）の事業内容策定に必要な調査・研究・企画、②「基金」の助成を受けた受給者への指導・支援、③「基金」の活動成果の広報、④「基金」への寄付金の募金活動、といった本来は受託者がおこなうべき業務の一部を実施する役割を担っている。

この①から④の業務については、受託者と事務委任契約をとりかわし、受託者の委託機関としてその位置づけを明確にしているのが大きな特徴である。これは公益信託の受託者の委託機関という社会的な位置づけが付与されたことになり、この点で一般的な任意団体とは性格が異なる。

また、まちづくり公益信託の制度の枠内で位置づけられている点で、制度の枠外で助成事業プログラムの策定に直接関与している佐倉の「環境整備委員会」や横浜野毛の「野毛地区街づくり会」とも異なる位相にあるといえる。

地域のまちづくりにおいて、こういう社会的な位置づけが与えられた任意団体はわが国初のケースではないかと思われる。今後、受託者の委任を受けて直接事業の執行機関としての役割や、行政と住民との間のまちづくりファシリテーター（調整役）としての役割など、市民団体としていままでにない役割を担う可能性もありうる。

図表7-19 公益信託函館色彩まちづくり基金の運営のしくみ



第7章 まちづくり公益信託の展開

(5) 助成事業の実態

1993年（平成5年）12月から翌1994年（平成6年）1月にかけて、はじめてのまちづくり活動助成の募集がおこなわれた。同年2月の運営委員会の審査により、助成活動として応募8件中、図表7-20のとおり4件が選出された。運営委員長の選考結果の言にもあるように*2)、まちづくりあるいはそれに関連する具体的な形が結果としてあらわれるものとして「函館市交通局500形・1000形車両の動態保存のための車体保全」と「歴史的な下見板建築のペンキ塗り替え」の2件が、またすぐに具体的な形に結び付くものではないが具体的なイメージを描くことのできるもの、またはそういった具体的なイメージを作るための調査研究として「十字街活性化のための環境づくり、店づくりの調査・研究・提案」と「函館の景観と観光を考える」の2件が選ばれている。

このように助成事業がはじまったばかりで、その成果もまだ出ていない段階で、この基金の評価を云々することはできないが、今後、独自の運営事務局の存在を含め、全体の活動がどのように展開されていくのか、注目されるところである。

図表7-20 1994年度まちづくり活動助成団体

グループ名 ・代表者名	テ ー マ	内 容	助成金額
函館電気倶楽部 ・三留克弘	函館市交通局500形・1000形 車両の動態保存のための車体 保全	函館の市電を残された路線で存続させるために 全国の路面電車をファンと協力して活動を行っ ている。今回の助成では車両ボディの補修と 全面塗り替えを予定	10万円
ハートクロス十字街 研究会 ・船田徹夫	十字街活性化のための環境づ くり、店づくりの調査・研究 ・提案	十字街商店会のヒアリング、市民意識の把握、 他都市における類似例調査等を通じ、図面、パ ース、企画書からなる提案書を作成、関係各方 面に無償配布する	23万円
ペンキ塗り替え支援・ 札幌助手達 ・江國智洋	歴史的な下見板建築のペンキ 塗り替え	函館市西部地区の町並みの基調をなす歴史的な 下見板建築のペンキ塗り替え。作業に先だって建 物の選定、こすり出し、時層色調の分析、CG シミュレーションを行う	14万円
街づくり函館市民会議 景観分科会・函館の景 観と観光を考える会 ・清水敏行	函館の景観と観光を考える	講演会開催、アンケート調査、町並み調査、シ ンポジウム開催、提案書作成等を通じて、函館 のまちのたまたまを構想し、市民と行政、観 光業者に対して提案する	23万円

（函館からトラスト・ニュースレター「から 第5号」（函館からトラスト事務局、1994年5月）による）

第7章 まちづくり公益信託の展開

なお、本章の記述は、稲垣幸直氏（当時北海道大学大学院生、現札幌市役所勤務）との共同調査にもとづくものであり、同氏の修士論文『公益信託による市民のまちづくり活動の展開に関する研究－佐倉市をはじめとする典型事例の分析をとおして－』（1993年度、北海道大学大学院建築工学専攻住居地計画学講座）を参照しているが、個々の引用の注記は省略した。ただし、図表7-1、7-2、7-6、7-8、7-9、7-13、7-15、7-16、7-19については、稲垣氏の修士論文・同上書からの引用である。

[注記]

- 1) 公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金信託契約書（「ふるさと街づくり基金」運営委員会編『10年のあゆみ－「ふるさと街づくり基金」10周年記念誌』公益信託佐倉街づくり文化振興基金、1993年、10月 所収）。
- 2) 1)に同じ。
- 3) 太田勲「懇話会の歩み－誕生から現在まで」（白井文懇創立一周年記念『うすゐ』佐倉市／白井文化懇話会、1985年12月 所収）。
- 4) 伊藤俊一「記念誌の刊行にあたって」（白井文懇創立一周年記念誌『うすゐ』佐倉市／白井文化懇話会、1985年12月 所収）。
- 5) 受益者である三井信託銀行の支店が佐倉市にないために、千葉支店となったという事情もあり、①助成先募集の公告は佐倉市の広報誌をつうじておこなう、②受益者の応募申請窓口を、受託者の千葉支店の他に、佐倉市教育委員会文化課と佐倉市都市部区画整理課の2カ所にも置く、③運営委員会開催以前に事前に助成内容を調査・点検する、運営委員会の下部組織としての幹事会を設置し、幹事として受託者の他に佐倉市の社会教育課長と区画整理課長が担当する、としている。これらは助成細則（第3条・第4条）及び運営委員会規則（第5条・第6条）に定められている。

以上は、「公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金助成細則」（「ふるさと街づくり基金」運営委員会編『10年のあゆみ－「ふるさと街づくり基金」10周年記念誌』公益信託佐倉街づくり文化振興白井基金、1993年10月 所収）及び太田勲「公益信託「白井基金」について」（白井文化懇話会会誌『うすゐ』第八号、佐倉市・白井文化懇話会、1993年5月）に詳しい。

- 6) これらの経緯については、野毛地区街づくり会実務担当理事、渉外委員長及び公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストの受付選考委員会委員の福田豊氏に対するヒアリングと、野毛地区街づくり会『野毛地区ニュース第1号～第27号』（1985年7月～1993年4月）によっている。したがってこれはあくまでも住民側からみた経緯であることを断つ

第7章 まちづくり公益信託の展開

ておく。

- 7) 野毛地区街づくりを考える会『野毛地区ニュース 第13号』（1993年11月）。
- 8) 7)に同じ。
- 9) 野毛地区街づくり会『野毛地区ニュース』第27号、1993年4月による。
- 10) 9)に同じ。
- 11) 9)に同じ。
- 12) 野毛地区街づくり会『野毛地区ニュース』第26号、1992年10月による。
- 13) 9)に同じ。
- 14) 元町倶楽部「外壁にねむる記憶を求めて」（『建築の彩時記－港町・函館こすり出し－』[INAX BOOKLET Vol.10 No.2] INAX、1990年11月 所収）、函館からトラスト事務局・柳田良造・森下満「函館からトラスト－市民の自前精神によるまちづくりの試み」（1993年日本建築学会大会（関東）都市計画部門パネルディスカッション資料『参加型まちづくりの展望』（社）日本建築学会都市計画委員会、1993年8月 所収）、公益信託函館色彩まちづくり基金設定準備委員会『から 第1号』（函館色彩まちづくり基金ニュース・レター）、1992年7月、函館からトラスト事務局『から 第2号』（函館からトラスト・ニュースレター）、1993年6月 を参考にしている。
- 15) 詳細については、元町倶楽部・函館の色彩文化を考える会編『町並み色彩学Ⅰ－港町・函館における色彩文化の研究』トヨタ財団助成研究報告書、1991年12月を参照されたい。
- 16) 財団法人助成財団資料センターの設立に際しての例がそれにあたる。この資料センターは民間財団有志による任意団体として1985年（昭和60年）11月からスターとし、1988年（昭和63年）4月から総理府所管の財団法人となった。任意団体の時点ではセンターは基金に相当するものを持っておらず、財団法人化に際してトヨタ財団が基金の一部を拠出するという条件で、総理府からの了解を得た。
- 17) 元町倶楽部・函館の色彩文化を考える会の当初の構想は、公益信託函館色彩まちづくり基金設定準備委員会『から 第1号』（函館色彩まちづくり基金ニュース・レター）、1992年7月に詳しい。
- 18) 公益信託函館色彩まちづくり基金信託契約書（1993年6月22日付け）による。
- 19) 18)に同じ。
- 20) 18)に同じ。
- 21) 函館からトラスト・ニュースレター『から 第5号』（函館からトラスト事務局、1994年5月）。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」を ベースにしたまちづくりの仕組み

－その構想、実際と課題－

I 世田谷まちづくりファンドとその特色

1. 設立経緯と検討プロセス

(1) きっかけ：行政主導による住民参加の限界

世田谷区では1975年の区長公選以来、区民主体のまちづくりを基本計画の中に位置付けて推進してきた。

代表的事業としては、コンペ方式や住民参加による公共施設の建設、そして太子堂、北沢地区での協議会方式によるまちづくりなどが挙げられる。

これらは、ある特定の施設建設への住民参加の試みや、限定的な地区に対する専門家派遣を中心とした行政主導の事業であった。

これらの事業の実践により着実に住民のまちづくりへの参加意識が育ってきたが、同時に行政主導型の住民参加まちづくりの限界もみえてきた。

それは、行政主導では住民参加の範囲が行政目的に限定されることや、その他様々な住民発意のまちづくり活動には対応しきれないことであった。

そこで、より柔軟に住民主体のまちづくりを支援するため、公益信託を活用したまちづくりの仕組みの構想が1988年より始まった。

(2) 仕組みの構想：住民参加の話し合いとアクションリサーチ

世田谷まちづくりファンドは、その設立に至る検討過程において住民参加による話し合いを進めながら、構想が形づくられたことに特徴がある。

公益信託設立に至る4年間の検討期間中、毎月オープンな形で様々な住民グループとの話し合いを行いながら、住民主体のまちづくり活動支援のための方法や仕組みが検討された。

また話し合いのみでなく、アクションリサーチとして住民活動の場を提供し、まちづくり活動を実践しながら、望ましい住民支援の仕組みのあり方が検討された。

このような住民を交えた話し合いや実践的検討を通して、公益信託を中心とした仕組みの大枠が構想された。

なお、結果的にこれら実践的な検討は仕組みを構想するのに役立つばかりでなく、その過程の中でさらに多くの住民のまちづくり活動の担い手を育てることにつながった。

(3) ファンド運営方法の検討：助成シミュレーションの実施

公益信託を中心とした住民主体のまちづくり活動支援の仕組みが構想された後には、助成事業の運営方法を検討するため、公益信託設立に先立ってシミュレーションを行った。

その目的は、応募要綱や申請書の形式、助成決定の方法、助成部門の設定方法、助成

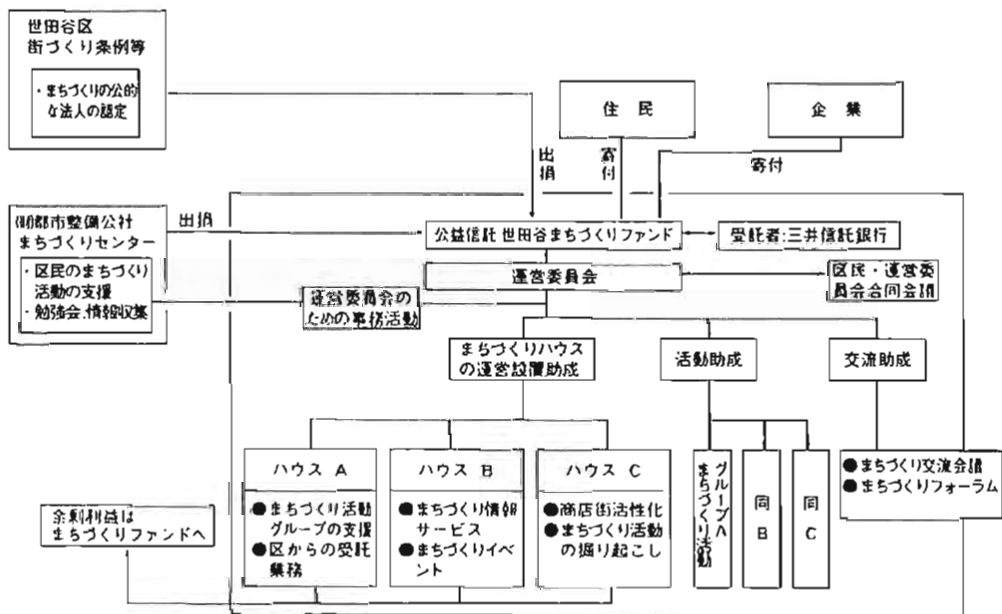
第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

決定後の活動支援のあり方などについて、実践的に検討することになった。

助成事業の運営形態は、広く住民に公平性や公益性を示すため、できるだけガラス張りにすることを旨とし、助成決定には公開審査会の実験が行われ、さらに中間、最終活動報告会が実施された。それぞれの試みの機会毎に参加者にアンケート調査を行い、その運営方法のあり方が模索された。

このようなシミュレーションの結果得られた成果や反省点は、次年度から始まった公益信託「世田谷まちづくりファンド助成事業」の運営に生かされることになった。

図表8-1 まちづくりファンドの構想ダイアグラム



世田谷まちづくりファンド・ファクトデータ

- 《設立年月日》1992年12月
- 《委託者》(財)世田谷区都市整備公社
- 《受託者》三井信託銀行
- 《出捐金》3000万円
- 《設定趣旨》

東京都世田谷区における住民主体のまちづくりの推進を図るため、中立的立場から住民主体のまちづくり活動を支援する仕組みとして、公益信託を設定するものである。

《信託目的》

住民主体のまちづくり活動を行うもの又はそれを援助するものに対して助成を行うことにより、住民の創意と工夫にあふれたまちづくりが推進され、もって住民が望む、だれもが安心して暮らせる人間性豊かで魅力的なまちの創造に寄与することを目的とする。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

図表8-2 世田谷まちづくりファンド運営委員会メンバー

役職		氏名	所属
運営委員長		延藤安弘	熊本大学工学部教授
運営委員	研究者	小野佐和子	千葉大学園芸学部助教授
		川崎あや	ALICE (まちづくりセンター・かながわ)
	区民	山根基世	NHKチーフアナウンサー
		専門家	井上赫郎
	山岡義典		プランニングコンサルタント
	行政	鈴木翁	世田谷区都市整備部長
信託管理人		金木修二	公認会計士

2. 世田谷まちづくりファンドの特色

(1) 行政から独立した中立的ファンドを日指す

《助成決定の中立性の確保》

ファンドは、行政、企業、住民三者の中立的立場を確保し、独立性を保った運営と助成決定が行えるよう構想された。

これはたとえば行政の意向に沿った活動のみに助成を行うのではなく、時には行政に反対する活動にも助成を行い得る立場を確保することを想定しているためである。

そのため運営委員の構成も、学識経験者や専門家、区民が主体であり、行政からは7人中1名のみとなっている。

《基金の中立性の確保》

行政、企業、住民の三者からの寄付を募る募金型の公益信託としてスタートし、三者によって育てられるファンドの姿を目指している。

これは、行政からも独立した中立的立場を確保するには、基金自体の中立性が重要との認識によるものである。

(2) 住民主体のやわらかい発想のまちづくりを支え育てる

ファンドは、ある事業の枠に沿った物理環境整備に対してではなく、住民ならではのやわらかい自由な発想を、まちづくりの場に反映していくことを目的に設立された。

そして助成事業を通して住民主体のまちづくりを支え育てたり、まちづくりの輪をひろげ、それを実現に結び付けることを目指している。

したがって助成対象としては、他の公益信託では助成対象になるような単発的なイベントよりむしろ、地域に根差した地道なまちづくり活動、まちづくりのネットワークを形作る活動、まちづくりを担う新たな人材の育成など、ソフトで継続的な性格をもっているものが多い。

また以上のような趣旨により、助成の判断も、優れた一発ものの企画やユニークな活動のみを重視するのではなく、活動の動機や将来への発展の可能性などが考慮されている。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

(3) 住民主体のまちづくりを継続的に支える「まちづくりハウス」の育成

ファンドは住民グループの活動に対する助成だけでなく、住民主体のまちづくり活動を専門的に支援する「まちづくりハウス」の育成を目指した助成を行うことにも特徴がある。

まちづくりハウスとは、専門的な知識や経験をもって、地域で継続的に住民主体のまちづくりを支援する非営利組織をイメージしており、そのモデルとして、欧米のまちづくりNPOが考えられている。

将来的には、このようなまちづくりハウスが区内に定着し、恒常的に地域で活動をつづけることを期待している。

このようにまちづくりファンドは、個別の住民活動のみを支援するだけでなく、それら住民主体のまちづくりを継続的に支える状況の確立を目指している。

(4) 財政面のみにおわらない支援の仕組み

世田谷まちづくりファンド自体は、助成という財政的な面での活動支援の役割を担っているが、助成決定後の活動期間中にはまちづくりセンターからの技術的支援や相談、協力など、活動を進める上での援助を受けられる仕組みが用意されている。

さらに助成期間中には、中間報告会、最終報告会など助成グループが一同に会する機会を設け、運営委員からの活動アドバイスやグループ相互の情報交換や協力など、まちづくりのネットワークをひろげる工夫がなされている。

このように単に金銭的援助のみに終わらず、助成期間中の支援体勢と一体となった仕組みに特色がある。

(5) 住民参加型のファンド運営

ファンド運営委員は、地域住民のニーズに応じた柔軟な助成を続けるため、ファンド運営について様々な住民から意見を受ける機会を設けている。

1993年9月には、住民の意見や提案をファンド運営に反映し、またファンド事業の企画提案や作業、運営へのお手伝いを期待して「まちづくりファンド協力スタッフ」を公募した。その結果19人のボラティアスタッフが集まった。

現在、ファンド協力スタッフと運営委員は月に1回定期的な会議をもち、ファンド運営の様々な企画（募集要項の作成、中間発表会、公開審査など）について話し合いを続けている。

また協力スタッフの自主的活動として、ファンドのPRや寄付集めなど、ファンドを底辺から支える活動の可能性も模索されている。

しかしファンド協力スタッフの試みは始まったばかりで、今の段階ではまだ具体的成果を上げるには至っていないが、その活動は将来のファンドの性格づけを決めていく上で重要な意味をもっている。

II 世田谷まちづくりファンド事業概要

1. 1992年度：まちづくり活動企画コンペ

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

- ・活動企画コンペは、公益信託設定に先がけて、助成事業の運営方法を実践的に検討するため、1992年度にまちづくりセンターの自主事業として行った。
- ・助成総額は500万円で、応募部門は以下の3部門が設けられた。
 - まちづくり基礎活動部門
 - まちづくり提案活動部門
 - まちづくり実現活動部門
- ・応募件数は全部で35件あり、その内の14件に助成が決まった。

《評価》

- ・予想以上の幅広い内容と数の応募件数があり、住民の自主的まちづくり活動の芽が様々な形で広がりつつあることをうかがわせた。
- ・設立に至る4年間の調査期間中にも知ることのなかったグループの応募があり、このような助成事業がまちづくりを始めるきっかけづくりとして有効であることがわかった。

《課題》

- ・応募内容に応じて柔軟に助成先の検討を行うため、応募の手引きに助成対象とするまちづくりの範囲を明確に定めた記載はしなかった。しかしながら、人によって“まちづくり”のとらえ方が大変異なり、助成の目的をもう少し事前に明確化する必要性が指摘された。
- ・助成部門を、まちづくり基礎活動部門、まちづくり提案活動部門、まちづくり実現活動部門の3部門に分けたが、その区別がわかりにくいという指摘があり、部門設定のあり方が再検討された。
- ・審査過程でのまちづくりセンターの立場や助成決定への関与について位置付けが明確でなく、助成決定が行政の意向に左右されてしまうものになりはしないかと、応募者から懸念として指摘された。

2. 1993年度：第1回ファンド助成事業：

- ・1992年12月に設立された公益信託「世田谷まちづくりファンド」による助成事業は、1993年度に第1回目を実施された。
- ・助成総額は500万円で、応募部門は以下の3部門が設けられた。
 - まちづくり活動助成部門
 - まちづくりハウス設置・運営助成部門
 - まちづくり交流助成部門

- ・応募件数：25件
- ・助成件数：15件

《評価》

- ・前年度のまちづくり企画コンペに比べ、より緊密に運営委員と応募者の意見交換が行えるよう公開審査会を進めたが、格段によくなったとの評価を得た。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

図表8-3 1992年度まちづくり活動助成団体

A) まちづくり実現活動部門

グループ名・代表者名・連絡責任者	テーマ	活動内容	対象地区
楽働クラブ ・小林松太郎 (三宿 1-21-10) ・橋本一雄 (三宿 1-29-5)	高齢者を中心とした緑のまちづくり実践 ～楽働クラブの活動を通して～	三宿、太子堂、池尻地区で樹木や草花を守り育てる実践的な活動。地域の植物図鑑も作成する。	太子堂、三宿、池尻地区
玉川コミュニティガーデン委員会 ・渡辺三郎 (玉川田園調布 2-8-21) ・小西玲子 (玉川田園調布 2-11-12)	地域の人々の手によるコミュニティガーデンによりまちづくりの和と輪を広げる	高齢者福祉施設予定地である玉川地域の空き地にコミュニティーガーデンをつくる。同時に建設予定の在宅サービスセンターの勉強会も。	玉川田園調布地区

B) まちづくり提案活動部門

グループ名・代表者名・連絡責任者	テーマ	活動内容	対象地区
三・太ワークショップ 実行委員会 ・郡山政史 (杉並区宮前 3-10-5-2)	住民参加による環境共生地区施設づくり	高齢者と若い人が共生するコミュニティのための、またリサイクルなど環境にやさしいまちづくりのための施設の提案活動。	太子堂、三宿地区
セカンドハンズ ・浪貝朋幸 (太子堂 3-4-21)	下の谷界限おもしろミュージアム構想	下の谷界限の、まちの魅力資源をワークショップ形式で探り、「下の谷界限おもしろミュージアム」として、まちづくり構想を企画提案する。	太子堂下の谷界限
子供の環境を考える会 ・鳥崎万里子 (等々力 8-1-7) ・菊地かず (等々力 3-28-21-303)	こんな児童館あったらいいな!	等々力児童館の建て替えに際し、ここを利用する子供やその親、地域の人々、施設で働く人々の要求が十分反映されるような提案づくり。	等々力地区
"21".F.F.G. (21世紀をめざす船橋未来グループ) ・駒井澄子 (船橋 5-17-26-204) ・三井勝雄 (船橋5-17-7-108)	10年後をめざすわたしたちのまちづくり	西経堂団地の建て替えに際し団地自治会と近隣住民や商店、船橋児童館利用者が集まり、住みてにとって望ましい住宅、まちづくりを提案。	西経堂団地

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

C) まちづくり基礎活動部門

グループ名・代表者名・連絡責任者活動	テーマ	内容	対象地区
玉川まちづくりハウス ・伊藤雅春(玉川田園調布 2-11-12) ・小西玲子 (玉川田園調布 2-12-6)	住民主体のまちづくりをお手伝い	玉川地域を対象として、住民主体のまちづくりを支えていく非営利の民間組織の在り方を求め、地域のまちづくり活動やワークショップを行う。	玉川地域
太子堂4丁目地区まちづくりを考える会 ・宇田川義信 (太子堂 4-6-7)	太子堂4丁目地区のまちづくりを考え進める	太子堂4丁目地区は、農道のままの道路に住宅が密集、危険性の高い地域です。地区内の住民を中心に住民主導のまちづくりをめざす。	太子堂4丁目地区
ぐるうぶ街 ・津藤千鶴子 (桜丘 3-19-22) ・岩瀬はるみ (桜丘 5-15-11)	農と緑のあるまちづくり	桜丘地域の緑を保全し、さらに増やしていくための、緑のマップづくり、ニュースづくりなどの基礎活動を行う。	桜丘地区
グループコミュニティプラン(GCP) ・大海篤子(砧 4-27-4) ・近藤幸子(砧 2-9-9)	地球にやさしい生き方を実現へ 町のリサイクルマップとカレンダー作り	砧地域の、誰がどこでどんなリサイクル活動をしているかを調査して、マップ、カレンダーを作成する。	砧地域
えき・みち・まち研究会 ・山中政樹 (多摩美術大学学生) ・鈴木一成 (杉並区荻窪 4-5-13)	二子玉川駅・水と緑の駅づくり	フィールド・リサーチ、アンケート調査、駅の新しい機能に関する調査などをもとに、サインコミュニケーション計画の基本構想を作成。	二子玉川地区
やさしいまちづくりアクセス・マップ制作委員会 ・児玉明 (太子堂 3-4-14)	アクセス・マップの制作	世田谷地域内を実踏調査して、身障者、高齢者のためのアクセス・マップをつくる。	世田谷地域
さくらの会 ・広瀬節代 (梅丘 1-49-9) ・庄子幸代 (豪徳寺 2-14-10)	世田谷線の両サイド敷地を花で飾る運動	近隣住民の参加を原則として、世田谷線の両サイド(宮坂～下高井戸駅間)の雑草地帯を花畑にする運動を展開。	世田谷線沿線
御殿山通りを考える会 ・下井佑宜子 (北沢 4-9-11)	御殿山通りを考える	北沢3・4丁目地区のほぼ中央を南北に通る御殿山通りを、安全で美しく、文化的な道にするための活動。	北沢3・4丁目

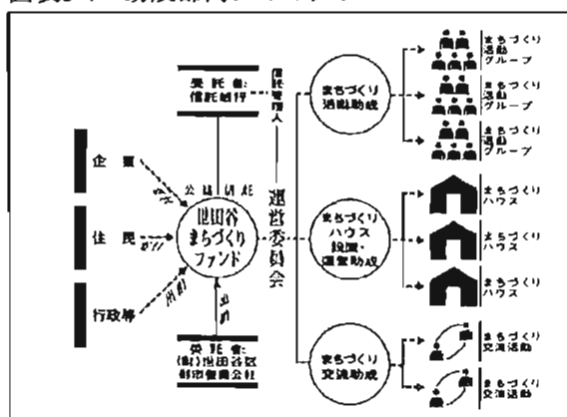
第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

・新たにまちづくりハウス設置運営部門を設けることにより、住民主体のまちづくりを支援する専門家の役割等について議論が深まり、実際にまちづくりハウスを目指す5つの活動に助成ができた。

《課題》

- ・まちづくりハウスへの助成を始めたが、それぞれに対する助成額が少なく、ハウスを担う専門家にとってはボランティア的活動を余儀なくしている。
- ・総助成額が少ないため、新規のグループを優先するか、あるいは継続グループを優先するかが問題となりつつある。

図表8-4 助成部門ダイアグラム



図表8-5 ファンド基金額

◎ファンド基金額（平成5年12月10日）

1.個人任意寄付	小計・・・1、137、000円
2.個人定額寄付	小計・・・・・・710、000円
3.法人任意寄付	小計・・・2、221、933円
4.法人定額寄付	小計・・・3、850、000円
5.書籍販売	小計・・・2、120、144円
	寄付合計額・・・10、039、077円
ファンド基金総計・・・・・・60、039、077円	

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

図表8-6 まちづくり活動助成団体

A) まちづくり活動助成

グループ名・代表者名・連絡責任者活動	テーマ	内容	対象地区
三・太ワークショップ実行委員会 ・梅津政之輔 (太子堂2-9-6)	住民参加による “三世代交流センター”づくり	住民主体で環境共生施設をつくる試み。昨年、ワークショップ形式で検討をかさね“三世代交流センター”というコンセプトを生み出した。2年目の今年には機能、管理などのソフト面を検討する。	太子堂、三宿地区
グループ・ジュアン (清島早千代 等々力6-40-4) ・小林喜美江 (奥沢1-3-12)	ふれあいのある まちづくり	玉川地域で一人暮らし高齢者と地域との関わりの問題に取り組むカウンセラーを養成する目的で生まれたグループまちづくりハウスの活動とタイアップして建設予定のデイサービスセンターを検討し、地域の精神的な支えとなることをめざす。	奥沢、玉川
楽働クラブ ・小林松太郎 (三宿1-21-10) ・橋本一雄 (三宿1-29-5)	高齢者を中心とした「みどりのまちづくり」の実践 ～楽働クラブの活動を通じて～	三宿・太子堂地区で樹木や草花を育てる実践的活動。手入れを続けてきた花壇8カ所は今年も何か所か増える予定。子供たちも巻き込んで、地域を花と緑でいっぱいにするのが目標。今年範囲を池尻地区まで広げたい。は活動を池尻地区まで広げたい。	太子堂、三宿地区
ぐるうぶ街 ・津藤千鶴子 (桜丘3-19-22)	花からはじめる まちづくり ～緑と人の生きるまち～	桜丘地域の緑や農地の確保が目的。緑のマップやニュースづくりなどの基礎的な活動を踏まえて、今年には桜丘5丁目子どもの遊び場の「花づくり」に挑戦。実践的に緑を増やすこと、地域コミュニティ形成の場作り、活動のPRなどをねらっている。	桜丘地区
フレンズオブセミナー(FOS) ・榎本正邦 (審多見5-3-23-3)	自然を活かした まちづくり	世田谷に残された、国分寺緑線や野川などのみずとみどりを守り、まちづくりに活かして行くことを目標に、自然観察会、地域勉強会、シンポジウムを企画運営していく活動。	世田谷区西部
建設ユニオン街づくり研究グループ ・千葉一明 (中町5-33-12) ・千葉和子 (中町5-33-12)	職人さんのまち づくり	1万9千人という大きな組織である建設ユニオンの世田谷、目黒、渋谷支部などの役員が参加。身近な公共施設の計画提案づくり。障害者や高齢者のための住宅改善や相談会など、住みよい環境づくりをめざす。	烏山、北沢地区
21.F.F.G.(21世紀をめざす船橋未来グループ) ・胸井澄子 (船橋5-17-26-202) ・三井勝雄 (船橋5-17-7-108)	住み手の立場に 立ったまちづくり (旧地建替住民案の実現へ)	西経堂団地の建替に際し、住み手や近隣が協力して望ましいまちづくりを提案。'92年1月住宅都市整備公団は住民の基本方針を参考にした公団修正案を提示。住民調がさらに検討を加え10項目の課題が明確化。夏までといわれる実施計画にむけて最終段階にはいつている。	西経堂団地
玉川コミュニティガーデン ・渡辺二郎 (玉川田園調布1-8-21) ・小西玲子 (玉川田園調布2-11-12)	人々の手による 地域の庭(コミュニティガーデン)づくりによるまちづくりの輪と和の拡大	地域で増えつつある空地进行を有効利用して花を育て、コミュニティの再構築をはかるという活動。今年はこの活動を地域内のほかの空地に広げて行くこと、この場所でつちかわれたコミュニティの和をもとに建設予定のデイサービスセンターへの住民からの提言をまとめていくことが目標。	玉川田園調布地区
子どもと緑を育てる会・北上竹仙 (代沢4-18-2) ・萩原礼子 (代田2-35-11-305)	北沢川緑道で子どもと緑を育てるための提案づくり	北沢川緑道と緑道に接する公園用地の改修に際し、子どもの遊び、自然体験。環境学習といった視点から、地域の大人や子ども、保育者、先生、専門家がアイデアを出し合うワークショップを開催。結果を楽しい絵本にまとめる。	北沢川緑道と緑道に接する公園用地

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

B) まちづくりハウス設置・運営助成部門

グループ名・代表者名 ・連絡責任者	テーマ	活動内容	対象地区
集合住宅デザインハウス ・野村徹也 (下馬3-30-23)	集合住宅「人生健康づくり」 パート1 公的集合住宅支援	建替、管理、改善など、集合住宅のかかえる問題を住民主体で解決するために大切な要素のひとつが情報交換。そのために私宅を開放し、情報提供、コーディネート、相談、技術的支援などを行う。	西経堂団地と世田谷区全域
等々力まちづくりハウス ・笹原克 (上野毛1-3-24 B-1) ・笹原敬子 (上野毛1-3-24 B-1)	利用者及び近隣住民参画型 公共施設づくりの支援	等々力児童館・地区会館の建替計画に関して、住民、利用者が主体的に参画できるようプランナーとして支え、協力していくことを目的とする。地元住民、利用者の合意形成に向け、アンケート調査、懇談会等を開催。望ましい公共施設づくりの在り方を探る。	等々力周辺
世田谷街並づくり支援ハウス ・小俣忠義(下馬3-1) ・菊地加代子(下馬3-1-15(株)フレイン)	街並づくりをテーマにした住民支援ハウスの設置準備	住環境悪化に対する地域住民の不安、不満、疑問に対し、住民の身近な相談窓口となり、より広い視野に立った専門知識で、不満のエネルギーを建築協定づくりや街並みづくりのエネルギーへと変えるための支援活動を目的とする。	世田谷区全域
玉川まちづくりハウス ・小西玲子 (玉川田園調布2-12-6)	アーバンハズバンドリーのまちづくりをめざして	玉川地域を対象として住民主体のまちづくりを非営利の立場で、支えていくことが目的。住民の意見をひとつひとつ積み上げていく方法の開発とまちづくりを支援していく新しい活動組織のあり方を求める。	玉川地域
の〜んびり世田谷ネットワーク ・隅山満紀 (太子堂1-12-4) ・宍戸直人 (経堂1-31-10)	介助の必要な障害者も地域の一人員として安心して生活のできるまちづくり	地域で自立生活をしている重度障害者と、その介助活動をしている健全者が自立、介助、差別を軸に共に考え、地域の人たちに働きかけていこうと活動してきた。そのための拠点づくりが目標。	世田谷区全域

C) まちづくり交流部門

グループ名・代表者名 ・連絡責任者	テーマ	活動内容	対象地区
せたがやまちづくりフォーラム ・清水透(上馬2-31-13)	みんなでつくる まちづくり活動 ネットワーク	住民の自主的なまちづくり活動相互の情報交換、相互支援、共同の企画・提案・実施、さらに国内、国外の住民主体のまちづくり活動との交流を目指し、区民自身によって設立、運営される公開の会議。	世田谷区全域

Ⅲ 公益信託運営の新しい試み

1. 助成決定プロセスと公開審査会

(1) 助成決定までのプロセス

世田谷まちづくりファンドの助成決定は、以下のようなプロセスを経て行われている。

イ. 助成事業PR及び助成の手引きと申請書の配布

年度の当初に助成事業の概要についてちらしやポスターを作成し、区の公共施設等に掲示する。また、区の広報を通じてひろく申請募集を呼びかける。助成の手引きと申請書の配布は、信託銀行と世田谷まちづくりセンターが行っている。

ロ. 応募手続きの相談

助成内容についての問い合わせや申請書の書き方、また活動企画の相談を行う。このような相談には、地域状況の把握やまちづくりの知識が必要とされるので、世田谷まちづくりセンターが携わっている。

ハ. 申請書の応募窓口

申請書の提出時に、活動企画内容の確認や申請動機などについて申請者ヒヤリングを行っている。申請書のみでは表現しきれないこれらの情報は、助成決定への参考として運営委員に伝えられる。このヒヤリングには、地域状況の把握やまちづくりの知識が必要とされるので、世田谷まちづくりセンターが携わっている。

ニ. 事前調査

まちづくり活動では、その目的によって行政機関の協力が必要になる場合も多い。そのような企画内容については関連する部署にヒヤリング調査を行い、その部署の意見を助成決定への参考として運営委員に伝える。この調査についても、地域状況の把握や行政機関の知識が必要とされるので、世田谷まちづくりセンターが対応している。

ホ. 公開審査会事前打ち合わせ

応募状況をもとに、公開審査会の進め方やプログラムについて打ち合わせを事前に行う。公開審査会プログラムは、まちづくりセンターが試案を作成し、運営委員と信託銀行、まちづくりセンターで協議する。

ヘ. 公開審査会

公開審査会は丸1日のプログラムで、前半に申請者のプレゼンテーション、後半に運営委員と申請者の質疑応答、そして助成グループの絞り込みの話し合いが行われる。話

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

し合いの進行は運営委員長が行う。

ト、運営委員会

公開審査会後に信託銀行主催で運営委員会が開催され、助成グループの決定と正式な助成額が決められる。

(2) 公開審査会

世田谷まちづくりファンドの助成決定は、他の公益信託助成の審査には見られない「公開審査会」という方法を経て行われる。

それは助成決定のプロセスをガラス張りにすることにより、ファンドの社会性や公平性、公益性を公に示していくためである。また同時に審査の過程そのものが、まちづくり学習のよい機会になるとの判断もある。

しかしながら、公開審査会は審査する側にとってもされる側にとっても未経験のことであり、その成功には運営の工夫が重要なポイントとなる。

今まで、活動企画コンペと第1回ファンド助成事業の2回行ったが、これからも試行錯誤を繰り返しながら、改善を積み重ねていく必要がある。

《評価》

公開審査会のガラス張りの主旨には住民から大きな賛同を得ており、継続して続けて欲しいという要望が強い。

今までのコンペ等の審査の不透明さに比べ、他の応募内容や審査の視点がよく分かり、納得できるとの評価を得ている。

《課題》

審査はどうしても助成予算額の枠にしばられてしまい、予算の配分に傾く話し合いになる傾向になる。もっと活動の意義の評価等に時間をさいて欲しいという要望もある。

現在でも丸1日のプログラムで、申請者にも審査員にもかなりの時間的負担となっている。将来申請数が増えた場合の時間配分についてどう対応していくかが課題となりつつある。

図表8-7 公開審査会



表8-8 公開審査会プログラム

<u>公開審査会プログラム</u> 平成5年6月12日(土)	
9:30	開場と受付 各グループの発表用模造紙(一枚)展示
10:00	開会のあいさつ(三井信託銀行)
10:05	ファンド運営委員の自己紹介
10:15	《活動助成部門》申請グループ企画内容発表(進行:三井信託銀行) ①各グループが模造紙を用いて発表(各3分×14グループ) ②運営委員との質疑(各3分×14グループ)
11:40	《交流助成部門》申請グループ企画内容発表 ①各グループが模造紙を用いて発表(各3分×2グループ) ②運営委員との質疑(各3分×2グループ)
11:55	昼食とグループ発表模造紙閲覧
1:00	《ハウス助成部門》申請グループ企画内容発表 ①各グループが模造紙を用いて発表(各3分×9グループ) ②運営委員との質疑(各3分×9グループ)
1:55	休憩とグループ発表模造紙閲覧
2:10	助成グループ選考のための話し合い(進行:運営委員) ・各部門の評価基準 ・助成グループのしほりこみ
4:30	終了

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

2. 中間報告会

- ・助成期間の中間段階に、すべての助成グループを集めた活動発表会を行っている。
- ・この発表会は、各グループ活動の進捗状況の把握という意味あいもあるが、助成グループが一同に会することで、お互いの情報交換や相互支援の機会をつくるということにより大きな意味合いをもっている。
- ・他のグループの活動状況を知ることで自分たちの活動のほりあいや参考にしたり、活動にいきづまっているグループにとっては、色々なアドバイスや協力が得られる機会とすることを意図している。
- ・中間報告会は運営委員の主催のもと、ファンド協力スタッフとまちづくりセンターが協力して行っている。

《評価》

- ・このような機会を通して助成グループがお互いの活動内容を知り合うことにより、日々の活動における協力関係や助け合いの実績が生まれてきている。

《課題》

- ・活動が順調に進んでいるグループはよいが、活動の停滞しているグループについてどう意味ある場にしていけるかについて、これからさらに検討を要する。
- ・助成グループ以外の一般の参加者が少なく内輪の会の印象がある。どう中広い人々にアピールし、参加しやすく興味のもてるものとしていくかが課題としてある。

3. 最終報告会

- ・最終報告会については、活動企画コンペでのみの1回の実績である。
- ・活動企画コンペの場合は、助成事業のシミュレーションという位置付けがあり、試行としての一年間を振り返り、その運営や改善点について話し合うことに主な目的があった。

《評価》

- ・1年の助成事業を振り返り、グループにとっての助成の意義や、より活動をしやすくしていくためのファンド運営上の改善点について話し合いができた。

《課題》

- ・助成が継続的に行われていく今年度以降は、活動報告だけでなく、次年度の助成応募PRの機会としての位置付けも与えた運営方法が検討されている。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

表8-9 中間報告会プログラム

・第1回 世田谷まちづくりファンド助成事業・	
<u>中間活動発表会プログラム</u> 平成5年10月30日(土)	
10:00~12:00	助成グループの展示ブース設置
12:30	一般参加者受付開始
<u>イントロ</u>	
1:00~1:05	あいさつ(ファンド運営委員長:延藤)
1:10~1:15	ファンド運営委員自己紹介
<u>パート1: 助成グループの活動発表</u>	
◎進行役(ファンド協力スタッフ:山中)	
1:15~1:45	〈グループ発表作戦タイム〉 1グループ毎に分かれ、20分間をどう使って発表するか相談する時間です。
1:45~2:05	〈グループ①:花と子供〉 ・楽働クラブ ・ぐるうぶ街 ・子供と緑を育てる会 ・等々力まちづくりハウス (2:05~2:10 質疑応答)
2:10~2:30	〈グループ②:施設づくり〉 ・三・木ワークショップ ・21.F.F.G. ・集合住宅デザインハウス ・セカンドハンズ (2:30~2:35 質疑応答)
2:35~2:55	〈グループ③:玉川地域/福祉〉 ・玉川コミュニティガーデン ・グループ・ジュアン ・玉川まちづくりハウス ・の〜んびり世田谷ネットワーク (2:55~3:00 質疑応答)
3:00~3:20	〈グループ④:環境づくり〉 ・建設ユニオン街づくり研究グループ ・フレンズ オブ セミナー ・街並づくり支援ハウス ・せたがやまちづくりフォーラム (3:20~3:25 質疑応答)
<u>パート2: 休憩、自由交流&各賞投票タイム</u>	
◎進行役(まちづくりセンター:浅海)	
3:25~4:00	・お茶コーナー ・展示ブースめぐり ・各賞投票コーナー
<u>パート3: 各賞発表&活動発表を聞いて</u>	
◎進行役(ファンド運営委員:井上)	
4:00~5:00	・各賞発表 (展示発表がうまいで賞、おもしろ企画アイデア賞、 役所と上手につきあったで賞、コストパフォーマンス賞) ・活動発表を聞いて(自由討議) ・ファンド協力スタッフの紹介
5:00	終わり
5:00~5:30	展示あとかたづけ
◇主 催: 世田谷まちづくりファンド運営委員会 ◇協 力: 世田谷まちづくりファンド協力スタッフ会議 ◇事務局: 世田谷まちづくりセンター	



表8-10 最終報告会プログラム

まちづくり活動企画コンベ	
最終報告会プログラム	
平成5年3月7日(日)	
(開場)	
12:00 開場、受付	
	- 活動報告パネル展示見学
(開会)	
1:00 開会のあいさつと経過説明(まちづくりセンター)	
1:10 審査委員の紹介	
(活動報告パート1)	
1:15 活動報告パート1(各グループ5分間発表+質疑応答)	
1:15 『住民主体のまちづくりを地域で支援する活動』	
	玉川まちづくりハウス、セカンドハンズ
1:35 『施設・住居づくり』	
	2IFFG、子供の環境を考える会、三・太ワークショップ
2:00 意見交換会パート1(全体討議)	
	・審査委員 ・グループメンバー ・一般参加者
2:30 休憩	
(活動報告パート2)	
2:45 活動報告パート2(各グループ5分間発表+質疑応答)	
2:45 『まちの環境その1』	
	ぐるうぶ街、グループコミュニティプラン、アクセスマップ
3:10 『まちの環境その2』	
	太子堂4丁目、えき・みち・まち
3:30 『お花三題』	
	さくらの会、玉川コミュニティガーデン、楽園クラブ
3:55 意見交換会パート2(全体討議)	
	・審査委員 ・グループメンバー ・一般参加者
(来年度助成について)	
4:30 来年度助成のスケジュール(まちづくりセンター)	
4:40 来年度助成へ期待すること(審査委員)	
5:00 閉会のあいさつ	



IV まちづくりセンターの役割

1. まちづくりファンド運営におけるまちづくりセンターの立場

以上述べてきたように、世田谷まちづくりファンドの運営はきめ細かく行われ、また新しい試みも実験的に実施されており、一年を通じて様々な準備作業や企画が必要とされる。

本来公益信託の運営事務は信託銀行が行うことになっているが、このような世田谷方式の運営には、地域状況の把握やまちづくりのノウハウなどの知識が不可欠である。

しかしながらこのような経験や知識は通常信託銀行にないし、運営委員が直接携わるには莫大な時間と労力を要して現実的に不可能である。

まちづくり協力スタッフの募集は、このような面から運営委員をサポートしていく意図があったが、ボランティアの立場や性格上すべての作業を担うことは難しい。

そこでまちづくりセンターがファンド運営の様々な作業や企画づくりに協力して、支援活動を行っている。

2. まちづくりセンターの支援活動

(1) ファンド運営支援

- ・ 応募の手引き、申請書の作成準備、印刷
- ・ 助成応募の相談、受付窓口
- ・ 公開審査会企画、準備
- ・ 中間報告会企画、準備
- ・ 最終報告会企画、準備
- ・ ファンド協力スタッフ会議事務補佐

(2) ファンド基金拡大活動

《ファンド助成基金の補填》

・ ファンドの基金拡大は、現在の最も重要な活動課題のひとつである。第1回目のファンド助成事業は総額500万円で行ったが、基金のみの利息では100万円程度にしかならず、不足の400万円を区と（財）都市整備公社の補助金で補填するよう働きかけた。

《図書販売による基金拡大》

・ 基金拡大の一環として、まちづくりセンターでは図書の作成と販売を行い、その収入をファンドに寄付している。これらの図書販売による合計額は、今までで200万円を越えている。

《企業へのPR》

・ 区内企業に対してファンド設立のお知らせとアンケート調査を実施し、寄付の意向調査を行った。

(3) ファンドPR活動

・ まちづくりファンド事業や助成グループの活動を紹介するニュース「結んでひらいて」の編集発行を行い、広くファンドの認知活動を進めている。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

- ・まちづくりファンドのちらしやポスター製作と配布を行い、区内公共施設での掲示を依頼した。

- ・新聞やテレビなどの取材窓口となり、活動グループの紹介を行っている。
- ・住民主体のまちづくりやまちづくり公益信託をテーマとしたシンポジウムを開催した。

(4) 助成グループへの技術支援

- ・必要に応じて、区と助成グループの間にたったコーディネートをを行っている。
- ・活動計画づくりやワークショップの企画相談にのっている。
- ・活動の参考になる類似プロジェクトの紹介や、活動家、専門家の紹介を行っている。
- ・必要に応じて、住民の提案づくりや計画案づくりについて技術的補佐を行っている。

(5) 助成グループへの財政支援

- ・助成グループの企画によるシンポジウムや勉強会で協力できるものについては、準備開催費用の部分負担を行っている。
- ・コピー機や会議机、文房具、電話などを完備したスペースを、作業や会議のために提供している。

V ファンドの評価と課題

1. 助成グループにとってのファンドの意義

(1) 活動の認知

助成グループにとって、助成を得ることは自分達の活動が認知されたという意味合いが大きく、それが自信、集団の結束力、責任と自覚の高まりにつながるケースが多い。

(2) 活動資金の獲得

活動を支えるのに資金は不可欠であり、また助成を受けることにより講師を招いたり資材購入など活動の幅をひろげるのに役立つ。

(3) 活動のきっかけと目標づくり

助成制度があることが住民にとって活動を始めるきっかけになったり、助成を受けることではっきりした活動目標と期限ができ、活動への励みになる場合がある。

(4) まちづくりの情報交換

助成を受けファンドに関わることで、他の様々なまちづくりグループとの交流の機会が生まれ、情報交換や相互協力を役立つ。

(5) 相談や活動支援

ファンドに関心のある専門家に知り合うことができたり、まちづくりセンターと活動の相談をしたり支援を得ることができる。

2. ファンド運営の課題

(1) ファンド基金の拡充

ファンド基金がまだまだ小さい現在は、各々の助成グループに中途半端な助成しかできない状況であり、ファンド基金の拡充が最も重要な課題のひとつである。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

(2) ファンドの認知

ファンドが支援する住民主体のまちづくりは、一般的にはまだまだ関心が低くファンドの認知度もしたがって低い。寄付を募っていく上でも、また活動に広がりをもたせていく上でも、このような人々へのPRが大切である。

(3) 助成の方針

まちづくり活動は単年度で終わるのではなく、継続的に続いていくことに意義がある。そこで助成についても継続性が望まれるが、限りある基金を考えると、新規参入者を優先するか継続グループを優先するかという問題につきあたる。

また各のグループへの助成額を削ってでも、なるべく多くのグループに広く浅く助成するのか、力のある少数のグループに十分な助成を行っていくことを重視するのかなど、その方向性の選択が難しい。

(4) 専門的アドバイス

助成グループからの要望として、活動の助言者や専門家の派遣制度が求められている。このような専門的支援は、構想の中では「まちづくりハウス」あるいは「まちづくりセンター」の活動として位置付けられている。

しかしながら「まちづくりハウス」については、まだ芽が出始めた段階であり、十分な助成もない現状ではその様な役割を担いきれない。また「まちづくりセンター」についても人員や能力面での限界があり、一部のグループにしか十分な支援ができない状況である。

(5) まちづくりハウスの展望

まちづくりハウスについては、現在5つのグループに助成を行っているが、ボランティアとしての活動なのか有償の活動なのか、行政はどうハウスを認知していくのか、活動を続ける経済基盤をどう確立していけばよいのかなど不明瞭な部分が多い。

また、まちづくりハウスという非営利のまちづくり活動組織という概念そのものが日本では新しいもので、その意味を活動地域の人々に理解してもらう事自体困難な社会状況がある。

(6) まちづくりセンターのファンド運営への関わり方

現在まちづくりセンターは様々な形でファンド運営を支援をしているが、公益信託「世田谷まちづくりファンド」の委託者である(財)世田谷区都市整備公社内の一部署であるセンターが、ファンド運営にあまり深く関わることは望ましくないという意見がある。特に助成決定面でセンターの影響を明確に切り離すことは、ファンドの中立性を確立していく上で不可欠である。

しかしながらまちづくりの成果が上がるように助成事業を進めるには、地域の実情や行政の計画など助成決定の判断材料を運営委員に提供していく必要性があり、これは信託銀行のみでは対応できない。

世田谷まちづくりファンドの趣旨を考えると、本来このような情報提供の役割は第三者的立場の何らかの機関が担っていくことが望ましいが、専門的にこのような作業を行ったり情報を収集したりする適当な担い手が他になく、まちづくりセンターが対応しているのが現状である。

実際ファンドの設立趣旨を理解し、また行政情報を得やすい立場にあるまちづくりセンターは、ファンド運営委員への補佐役としてふさわしい面もあるが、その一方住民の目から見ると、ファンドの独立性の印象が損なわれる要因ともなっている。

まちづくりセンターがどういう範囲と立場でファンド運営に関わっていくかについては、ファンドの中立性確保という観点から、これからも検討を重ねていく必要がある。

VI まとめ

以上述べてきたように、公益信託「世田谷まちづくりファンド」は、他のまちづくり公益信託に比べ、対象となる助成内容や運営の新しい試みなど様々な面で特色がある。しかしながらその歩みを振り返ってみると、最も顕著な特徴は、設立準備から助成事業に至る過程まで一環して、“歩みながら考える”姿勢を貫いていることであろう。

実際まちづくりの活動は、それぞれの目標と活動段階、地域の物的環境や社会環境、活動を担う主体のキャラクター、それを支える回りの人々、そして時代の流れ等に応じて様々な表情と動きを見せる。それゆえ、規定の判断基準のみで活動の優劣を決めるのは困難である。そのような認識に立つと、助成する側と助成される側の間に緊密なコミュニケーションがあってはじめて、本当に意義ある助成活動が可能である。これが、世田谷まちづくりファンド運営の基本的姿勢と言えらる。

世田谷まちづくりファンドのチャレンジは、住民主体のまちづくりを支え推進するために、どう公益信託をベースとしたまちづくりの仕組みを構築できるかということにある。言い換えると、まちづくりにおける公益信託の新しい活用の方法を模索する活動とも言える。その意味で公益信託設定と同時に本当の意味での実験が始まった。その試みの中で、住民主体のまちづくりとは何だろう、公益信託の果たし得る役割と限界は何だろうなど、様々な問いかけが継続的に発せられている。そしてこの“歩みながら考える”姿勢そのものが、世田谷まちづくりファンドの活力の源となっている。

《従来のまちづくり公益信託》

- ・大きな基金をもとに設立
- ・優れた活動あるいは人に助成
- ・「助成を与えてあげる」姿勢（トップダウン）
- ・確立された助成方針とルールにのった運営形態
- ・ファンド運営の目的は資金援助との認識

《世田谷まちづくりファンド》

- ・小さな基金から寄付を募って大きくする
- ・優れたものではなく、育てるために助成
- ・「一緒に考えて助成する」姿勢（ボトムアップ）
- ・状況に対応できる柔軟な助成方針と試行錯誤の運営形態
- ・ファンド運営自体がまちづくり学習の機会との認識

第9章 まちづくり公益信託への提案

I 新しいまちづくりシステムの必要性和まちづくり公益信託の意義

1. 新しいまちづくりの方向

佐倉、横浜野毛、函館、世田谷におけるまちづくり公益信託の設定経緯、活動の展開に共通してみられるのは、新しい地域のまちづくりの方向として「市民主体のまちづくり」を明確にうちだし、それを実体あるものとし、社会的に保障する一つの仕組みとして公益信託を活用していることである。

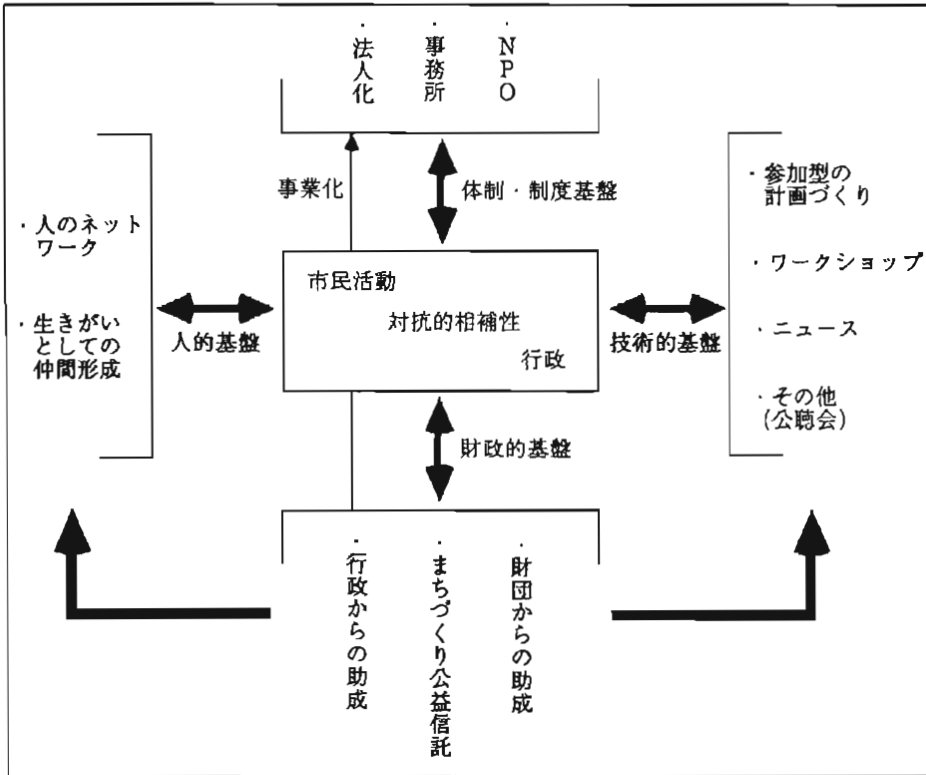
公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金は、「まちづくりは行政にたよるだけではなく、住民自らの手により、住民のためにあるべきという理念」のもとにつくられ、公益信託世田谷まちづくりファンドは、「行政主導型の住民参加まちづくりの限界に対して、より柔軟に住民主体のまちづくり活動を支援するための仕組みとして構想された」のであり、横浜野毛や函館でも同様の意図が見て取れる。

これまでの行政主導のまちづくりだけでは矛盾や限界のあることがあきらかになり、まちづくりの新しいシステムとして「市民主体のまちづくり」を希求しているのである。

ここでいう「市民主体のまちづくり」とは、自分でできることは自らの手で行うという自前精神のまちづくり意識を持った市民が意志決定の主体となり、行政はそれを支援する役割を担うものであり、行政主導市民参加の段階をこえて、市民主導行政参加あるいは行政支援のまちづくり、すなわち市民自治のまちづくりを意味するものであるといえる。

この「市民主体のまちづくり」を実体あるものとするために、市民の自発的、自立的な活動をどのように育成し、発展させていくかは重要な課題である。その条件として、市民活動と行政との「対抗的相補性」*1)の関係、市民活動の支援基盤として財政的基盤、人的基盤、技術的基盤、体制・制度的基盤の4つの基盤整備があげられる(図表9-1)。まちづくり公益信託は、基本的には市民活動の財政的基盤の一つとして位置づけられるものであるが、佐倉や世田谷などの事例でみられたとおり、それぞれの地域独自の運営によって、参加型の計画づくりやワークショップなどの技術的基盤を伴い、人のネットワークなどの人的基盤もつくられながら展開しているところに特色がある。住宅づくりなどの事業を伴う市民活動に対して、まちづくり公益信託がいかなる効果を発揮するかは現時点では未知数であるが、これも運営次第で可能性は秘めているように思われる。

図表9-1 市民活動とまちづくり公益信託の位置づけ



2. 市民のまちづくり活動に公益信託を利用する意義

地域のまちづくりに公益信託を活用した新しいまちづくりシステムが、中央官庁や地方行政の発案ではなく、地域住民によって創り出されたことはわが国のまちづくりの歴史上重要なことであるといえよう。

まちづくりに公益信託を活用するというにどのような利点があるのか、市民のまちづくり活動におけるまちづくり公益信託の意義についてまとめておく。

(1) 市民のまちづくり要求を結実させる受け皿

まちづくり公益信託は、市民サイドの活動要求を一定の社会的形態（仕組み）に結実させ、次なる展開を可能にする仕組みである。それを少ない資金で効率的に、かつ行政からの独立性を保ち設定しうることから、市民による自由な展開が可能となる。また実際の効果としても、公益信託本来の独立性によって柔軟な対応が可能となり、市民によ

第9章 まちづくり公益信託への提案

る自由度の高い活動が展開している。すでに市民が地域のまちづくり課題に対して問題意識を持ち活動を展開している地域では、まちづくりにおける自立性の高まりを把握することができる。世田谷は現時点では行政が市民サイドから支援している色合いが強いが、将来的には市民の主体的な活動への移行を目標系として定めており、活動の展開の方向性はいずれも同様である。このような市民の自立的活動に対し、まちづくり公益信託はそのうしろだてとして一定の役割を果たしている。

市民が自主的になんらかの活動をおこそうとしているときに、それに一定の社会的裏付けを与えることの意義は大きい。現状では、市民活動が社会的認知を得る上で、まちづくり公益信託はきわめて有効な手段となっている。市民のまちづくり要求を純粋にくみ取って結実させる受け皿である。

(2) 市民の創意工夫によるまちづくりの実現

現段階で行政の水準には求められない、市民の創意工夫によるまちづくりを実現することが可能である。市民主体のまちづくりのための制度的枠組の一つとなり得ると共に、地区レベルの環境整備に対する都市住民側の要請・関心を実現するものとなる。

(3) まちづくり活動の資金的裏付け

市民がなんらかの活動をおこそうとしているとき、その資金的裏付けは当然必要であり、それをまちづくり公益信託は担う。この点は、「基金がなければこのような活動はできなかった」という受益者の声にもあらわれているとおり、まちづくり公益信託のもつ基本的効果の一つである。ただし、単に資金的支援ということであれば、行政サイドからの支援でも同様であるが、まちづくり公益信託では「行政の手の届かないきめ細かな助成が可能」となっている。

(4) 「効率性」－市民による設定が可能な資金規模

公益信託方式が、公益法人に比べ本来的に少ない資金で効率的に活用が可能な手段であるという、その「効率性」が指摘される。これは、基金運用の多くを受託者をもって行わしめるというこの方式独特の仕組みからくるものであり、それによって市民による設定すらも可能となるのである。これは財団設立に相当規模の資金を必要とすることと対照的であり、わずかに数千万円からの設定も可能であることは、一つの利点といえる。

(5) 行政からの独立性

公益信託はもともと民間で公益活動を展開するためのシステムであり、行政による公益活動からは独立した位置づけにある。この独立性ゆえにまちづくり公益信託が市民サイドの基金として実現でき、それによって市民が主体となって行う活動を自由に支援しうるのである。

公益法人の場合、行政補完型のものがあつたり、政府や外郭団体から補助金や委託費をもらうケースもあるが、公益信託ではそのようなことはない。完全に政府や企業から独立した第三のセクターとして自由闊達、先導試行的な公益活動が可能である。

(6) システムのもつ柔軟性とフレキシブルな対応

まちづくり公益信託は純粹に市民サイドからの支援を行うことで、確実にまちづくり
に一定の効果をあげている。このシステムのもつ柔軟性が市民による自由な活動を可能
にし、それによる活動は、社会的にも一定の認知を受け、行政等とのパートナーシップ
形成の期待ももたれている。また、受益者間のネットワークもひろがりを見せ、市民サ
イドの活動体制も成熟しつつある。行政とのかかわりについていえば、まちづくり公益
信託の場合、「行政の枠組みにとらわれることなく、フレキシブルな対応が期待できる」
という効果もある。行政からの助成であれば、それによる活動には、なにかと規制がか
けられがちであるが、市民サイドの基金であるまちづくり公益信託の場合は、市民の意
志による自由な活動が期待される。これは、このシステムが本来的にもつ「独立性」に
よるものである。

[注記]

*1)奥田道大『都市コミュニティの理論』（東京大学出版会、1983年）参照。また、奥田
道大『都市と地域の文脈を求めて-21世紀システムとしての都市社会学』（有信堂、1993
年）によれば、“一方的に「対抗的」ということでなければ、また伝統的町内会組織の
ように一方的に「相補的」というわけでもない。相互に矛盾する「対抗的」と「相補的」
との両義性を有することになる。”とある。

Ⅱ まちづくり公益信託の問題点と課題

1. 自由度が十分にいかされない公益信託の設計

本来公益信託方式は、公益法人と比較しても非常に柔軟な対応が可能となるその自由
度に特色があり、これは建設省の「マニュアル」でも同様に説明されている。しかし実
際には設定段階でそれが十分に生かされているとはいえない。

その理由として、まずひとつには設定に関係する場面で、市民サイドのまちづくり理
念を理解する関係者が少なく、地域の課題にふさわしい創造的で個性的なまちづくり公
益信託を発想していく環境が弱いことがあげられる。次に主務官庁による許可制度のた

第9章 まちづくり公益信託への提案

め、前例主義に基づき、設定内容が一般的なもの、無難なものになりがちということがある。特に市民側が委託者の場合、まちづくりや信託目的に独自の視点をもった発想があっても、「マニュアル」に基づく指導をしがちで、監督官庁が独創的なアイデアを尊重する傾向は弱い。

さらに「公益性基準の判断が難しい」ということも、画一化傾向をもたらず一つの原因である。「公益性＝不特定多数」ということが現在その判断のよりどころとなっているため、常にその対象範囲をひろげるような指導が監督官庁によって要求されがちである。しかし、特に信託財産の規模が小さい場合、無理に対象をひろげることは、むしろ基金の目的を曖昧にし、その効果を薄めることにもなる。

また基金に「永続性を求め、元本取り崩しがなかなか認められない」ということも、まちづくり公益信託の自由度が十分にいかされない要因である。少ない資金であれば、無理に永続させてその果実のみを運用しても多くの効果は期待できない。むしろそのときの実状に応じて一部取り崩しも行えるような柔軟な姿勢が保たれば、よりまちづくりに影響力のある事業にも機動的に助成ができる。実際例としてある「取り崩し型」の場合も、公共的な空間の整備事業等に使われるケースが多く、戦略的なまちづくり活動への助成や、利率率が低い時に助成額を補うために機動的に使われるようなケースはない。より自由で、柔軟な対応が必要であろう。

「手続きの難しさ」も残っている。建設省によって「マニュアル」がつくられ、その中でも引受官庁の受入体制整備の必要性が明示されてはいるが、まだ事例が少ないこともあってか、実際の手続きには多くの苦労をとまうことが多い。法人などが設定する場合と比べ、市民グループや個人などが委託者となる場合、設定手続きが簡便とはけっしていけない。これについては、最新事例である函館でさえも、その設定手続きに2年もの期間を要したことに顕著である。今後、委託者は公共団体、事業組合、市民団体、商店街、企業、個人、商工会議所、等多様になる可能性があるが、主務官庁制を含め、受入れ体制の制度問題は大きな課題である。

2. 運営体制が十分でない

公益信託とは、少額でも基金化でき、事務費もミニマナイズ（最小限化）され、基金の果実は最大限効率的に助成に運用できる制度であるが、その分運営に必要な労力も最小限化される。運営が最小限化されている証拠として、「全国のまちづくり公益信託に連絡しようとしても、連絡場所すら特定できないケースがある」という例をあげるだけで十分であろう。その最小限化された労力を核に、如何に機動的で生産的な運営体制を

つくりうるのか、本来矛盾した話である。

まず第一の問題として、運営をつかさどる「受託者にまちづくりの専門知識がない」ことがあげられる。奨学金給付等、単に助成することのみで一面的に目標が達成されるものと異なり、まちづくり公益信託の場合、どのような事業に助成すべきかを判断したり、実際の活動を専門的知識をもって支援することの必要性が大きい。しかしこのようなノウハウは受託者（信託銀行）にはなく、また運営委員会の役割だけでも不足である。運営委員は地域の有識者で構成される場合が多く、不偏で良識的な判断が期待される。しかし独自の判断で、地域のまちづくりに重要と思われるテーマを創造的に発掘したり、委託者の志を理解しその意図に沿った運営を行うには、かなりの専門知識と高い理念が必要とされるが、現状ではそこまでできる場合はほとんどないからである。運営委員会に委託者が参加し、信託の目的やまちづくりの意図を理解に努めることはありえる（実際そういう形で運営されている例はいくつかある）が、基本的に「委託者は運営に口を出さない」という公益信託の大原則がある。

そこで実際のまちづくりに関わる様々な内容や専門的な情報を的確に整理し、伝えたりする役割の「事務局」を別に設置する必要が生じる。世田谷まちづくりセンターやまちづくりハウス、函館からトラスト事務局はこれらを担うものとして期待できるが、まだ始まったばかりで、安定したかたちで定着するにはもうすこし時間がかかるであろうし、その制度上の位置や資金面を含めた、継続性確保には問題を残している。

上記のような工夫の全くない「最小限化された」運営の場合、助成活動等は無難なもの、行政の補完的活動になりがちであり、地域の状況に対応したまちづくり助成としては期待に十分答えられないものになってしまう可能性がある。

さらに長期的視点にたったとき、まちづくり公益信託自体に「自己改革の道が確立されていない」ことも問題である。時間的経過によって、地域のまちづくり課題も当然うつりかわるし、また資金の金銭価値の相対的低下もある。今のところまちづくり公益信託は歴史も浅く、このような問題はそれほど表面化していないものの、現状ではこれに対応する明確な手だては用意されていない。「事務局」の対応などによって、まちづくり公益信託自体が常にまちづくりの状況を把握し、独自の助成プログラムを策定するなど、有効に機能し続けることが求められるといえよう。

3. 社会的認知が低い

まちづくり公益信託は、もともと市民になじみのうすい公益信託という方式を利用している特殊性がある。また住民や市民のまちづくり活動も一般の日本人には、まだ十分

第9章 まちづくり公益信託への提案

浸透した考え方ではない。そういうまちづくり公益信託をとりまく社会的認知がまだ低い状況のなかで、いくつかの困難をかかえている。

ひとつは、まちづくり公益信託の件数が絶対的に少ない。様々な状況に対応したまちづくり公益信託の型があると思われるが、まだ十分そのタイプがでそろっていない。いまある個々の事例も特殊解で終わってしまっている。そのため、こういうことができるんだということを実例で示し、広く普及させていく、そういう条件が整っていない。

またその歴史が浅くノウハウの蓄積も少ないために、各事例でその展開が、いわば手探りで進められている状態にある。また各地で展開しているまちづくり公益信託では、互いに「他の事例について、なんらこれを把握していない」ということも問題であろう。

また基金の規模も特殊なケースを除いて、小さいものが多い。市民の募金によりファンドを増やしていくケースもわずかに2、3例しかない。社会のために何か役に立ちたいと思っている市民や企業から、志を引き出してファンドを拡大し、強力な市民的基盤を確保していく、そういう募金のノウハウや情宣活動も、ナショナルトラスト運動などと比べ、全く遅れている。

Ⅲまちづくり公益信託への提案

問題点と課題を受け、まちづくり公益信託が地域でアクティブに展開していく条件として5つのキーワードを掲げる。

- ・市民の活動要求
- ・委託者の志を活かした自由な信託設計
- ・創造的な運営体制と事務局
- ・寄付者の志を引き出す
- ・making a difference（結果をだす、変える）

1. 市民の活動要求

(1) 市民サイドのまちづくり要求—市民主体のやわらかい発想のまちづくりを支え育てる

まちづくり公益信託による活動が、活発に展開するための第一の要件として、「市民サイドに一定のまちづくりへの要求がある」ことがあげられる。まちづくり公益信託は本来的に市民サイドからその活動を支援するためのシステムであり、それを利用する側に一定の活動要求がもたれていることは当然に必要なものである。実際の事例をみても、佐倉

には委託者の土地区画整理組合を中心にまちづくりに対する強い理念があり、野毛には地区衰退という危機意識があり、世田谷にはこれまでの一連の参加型まちづくりへのとりくみがあり、函館には市民自前の活動の歴史があった。このような市民サイドの要求、あるいは危機意識によって、あるいは市民ならではのやわらかい自由な発想をまちづくりの場に反映していくことにより、まちづくり公益信託はより活発に活用されるであろう。そのため助成事業を通して市民主体のまちづくりを支え育てたり、まちづくりの輪をひろげ、それを実現に結びつけることを目指す。

(2) 地域のまちづくりテーマを発見する

次に、このように市民の意識を高めていくためには、「地域のまちづくりテーマが明確である」ことが重要である。市民に共有されたテーマや具体的な環境があることにより、多くの主体が参加しやすくなり、それをめぐる活動が継続的に展開、基金の活動が活性化する。そしてこれによって地域のまちづくりに一定の効果を期待できるものである。佐倉の印旛沼の再生や函館の歴史的環境の保全再生などはその事例であり、世田谷では様々なテーマがあるが、ワークショップなどの創造的な参加の手法が一連の蓄積のなかで、地域のまちづくりテーマを発見するのを助けている。

2. 委託者の志を活かした自由な信託設計

(1) 委託者の志

公益信託の設定には、まず委託者の設定意図というものが重要であり、それについて主務官庁が公益性を認められるものかを判断し許可をだす。あくまでも委託者の意図がはじめにあるのであって、公益信託は純粹に民間のものである。

(2) 自由な信託設計

対象地区のひろがりについては明確な基準はない。範囲がせまくても認められたケースもある。信託財産の額なども考えて一つ一つ検討して決めるべきである。

主務官庁による公益性の判断も、あくまでケース・バイ・ケース。担当官によって違ってくる。あまりマニュアルは意味をもたないのではないか。また公益性のために「永続性」をもとめるのは間違っている。信託財産の額に応じ、取り崩しも利用していくなど、機動性・フレキシビリティも公益信託の利点の一つである。

一方、実際の運営面に目を転じると、「基金規模の大きさ」はやはり大きな意味をもつ。基金の規模が大きければまちづくりへの影響力の強いものが展開可能となる。広く市民の支援を集める発想が必要である。

3. 創造的な運営体制と事務局

(1) 開かれた運営方法

開かれた運営方法については、世田谷の事例が特にこれを明確に示しており、公開審査、報告会など、何らかの公開と参加の手段が、活動にはずみをつけるのに必要である。またまちづくりファンド協力スタッフ等のボランティアも市民参加の運営をひろげる。世田谷までできない場合でも、運営委員は地域住民のニーズに応じた柔軟な助成を行なうため、市民からの意見を聞く機会をもうけることが必要であろう。

(2) カタリスト（触媒）としての事務局

成果のあがる活動を行うには、事務局の役割がなにより重要である。世田谷まちづくりセンターや函館からトラスト事務局のように制度的に位置づけられるのが望ましいが、それが無理な場合も、市民グループや行政などの支援で、事務局的作用が機能する必要がある。

事務局としての機能は様々な活動、人、情報のカタリスト（触媒）としての役割である。助成活動の公募・支援、運営委員会の事務、ニュースレターによる情報交流、募金活動、等々、その仕事は実に多い。財政面のみに終わらない支援の仕組みや活動アドバイスやグループ相互の情報交換や協力など、地域のまちづくりネットワークづくりも重要である。このような活発な運営は、世田谷の場合、実質的には行政である世田谷まちづくりセンターが市民サイドにまわり、まさに市民となって活動していることによるものといえる。また函館では、この役割も市民が主体となって行っている。

市民が主体となって行うとして、問題は事務局経費の捻出にある。基金規模の増大が有効だが、現実にはなかなか難しい。事務局機能を制度上でも明確に位置づけ、なんらかの優遇措置を用意する必要もあるといえる。またたとえば「まちづくり公益信託センター」というようなかたちでこれらを支援する別の財団法人を設け、そこが中心となって各地のまちづくり公益信託を支援するという仕組みも考えられよう。

(3) 機動的な運営・助成

経済状況の変化に対しても、助成額の安定をはかり、着実に地域のまちづくりを進めていくことは重要である。そうでなければ、野毛のまちづくりの象徴でもあったユニークなミニコミ誌が、助成金の減少により廃刊になるような状況が、様々な生じる可能性がある。そのためには、アメリカの財団で行われている、業績のよいときには資産として蓄積（ペイ・イン）し、基金を積み増し、逆に、業績の悪い時には、その基金を取り崩して助成費用として払い出す（ペイ・アウト）ような仕組みを機動的な公益信託の運営方法としてとり入れる必要がある。

第9章 まちづくり公益信託への提案

まちづくり公益信託の場合、長期にわたる継続事業への助成は難しい面がある。しかし、特に大きな額を必要とするハード面への助成などでは、市民の共有テーマをめぐり継続的な展開をはかるということで、基金の原資を増大させながら、有効な手だてを講じていくことも機動的な運営・助成として必要である。

(4) トータルなまちづくりの仕組みの中でいきるまちづくり公益信託

「世田谷まちづくりファンド」の第1回助成活動報告会の席上、運営委員のひとりがいみじくも、「500万円（助成総額）を使うことによって、これだけのこと（10数件への助成がそれぞれ実に多彩な活動を引き出した）できるとは想像だにできなかった」と語ったことは、的確なまちづくり活動への助成・支援が有意義な結果を導き出すことができるということを如実に示している。助成額は平均30数万円／件とけっして大きい額ではないが、財政面での助成だけでなく、まちづくりセンターによるまちづくりの技術的支援や相談、協力など活動を進める上での援助が受けられることにより、十分な効果をあげられる仕組みをつくり出している。まちづくり公益信託は、事務局や市民のまちづくりネットワークや市民支援型の行政など、助成を最大限いかすトータルなまちづくりの仕組みが地域にあって、はじめてより有効機能する。

4. 寄付者の志を引き出す

(1) まちづくり活動助成への理解をひろげる

まちづくりは行政だけがやるものではなく、市民の自主的な活動を通して行えるものであり、それを市民や企業、行政が支援していく、そういうことが本当に市民生活のなかに浸透し、理解されることが、まちづくり公益信託が広く市民権を獲得するのに重要である。

(2) 基金をふくらませる－寄付者の志を広く集める

市民や企業から、社会のために何か役に立ちたいと思っている志を引き出して基金を拡大し、強力な市民的基盤を確保していくためには、さまざまな工夫が必要である。日本のまちづくり公益信託に似た制度として、アメリカにコミュニティ財団がある。コミュニティ財団では、次のような寄付のメニューを用意し、市民がまちづくりに志をわかりやすく、支援したくなるような方式を編み出している。

－一般の場合には、

- ・自由基金（使い道を特定しない、運営側におまかせ－殆どの公益信託の場合）
- ・特定基金（財団側の決めたメニューのどれかを選べる）

－ある程度大口の寄付者には、自分の名を冠したり、

第9章 まちづくり公益信託への提案

- ・指名基金（寄付者の指名できる）
- ・関与基金（毎年寄付者と財団が相談して決められる）

などの仕組みで、寄付者も自分の出したお金がこういう助成に使われて、結果を出しているというように目に見えるかたちで運営に参加できるようなシステムがつくられている。

日本でもアジア・コミュニティ・トラスト（ACT）が、工夫された募金の方式を編み出している。

5. making a difference（結果をだす、変える）

助成活動をとおして、誰の日にもわかりやすい、まちづくりの成果をつくり出していくことは、まちづくり公益信託への理解を広げていく上で、重要なことである。野毛の大道芸を中心とするまちづくりは一地域としては、かなり規模の大きい基金を、自由に、個性的に運用助成することにより、世界的にも注目されるほどの成果をあげつつある。また函館では、カラー（文字通り色彩、歴史文化）にこだわった町並み、まちづくりに集中して助成することで、その基金（函館色彩まちづくり基金）ならではの成果をつくりあげようと意図されている。

コミュニティ財団の事例に、キャッチフレーズとしてmaking a difference（結果をだす、変える）という言葉が掲げられていた。日本では基金とか、財団はつくることで安心してしまいがちで、本当に有用な事業を行うことまで戦略化せれていることは、実際は少ない。

まちづくり公益信託が地域のまちづくりに働きかけ、実際の環境を変える成果をあげられるか、その存在意義が問われているのである。

第3部

海外における市民のまちづくり活動と信託

第10章 イギリスにおけるボランティア活動の歴史と概要

I ボランティア団体の定義と活動のひろがり

1. ボランティアという用語

ボランティアという用語は非常にあいまいである。わが国ではこれまで奉仕活動などと訳されることも多かったが、奉仕活動という語感が有する無償性以外にも自発性や利他性、継続性などもボランティアの重要な要素となっていることは疑いない。

こうした事情は他の国のボランティア活動を考える場合、よりあらわになってくる。われわれが現在の日本社会の感覚で認識しているボランティアはある意味では片寄ったボランティア観であることになる。

イギリスにおいても様々なボランティアの定義が可能であるようであるし、またそのことがボランティアに関するアンケートの考察を困難にしているが、ここではボランティア団体全国協議会（National Council for Volunteer Organization, NCVO）が編集している網羅的なボランティア団体の一覧（Voluntary Agencies Directory）における定義を引用することにしよう。1991年版の一覧によるとボランティア団体とは、「コミュニティの改善のためにボランティアで行動をおこした人々による自立的な組織」とされている。

2. ボランティアのひろがり

NCVOによる1991年版ボランティア団体一覧には、全国レベルで活動を繰り広げているボランティア団体合計約2000団体が掲載されている。その活動内容は図表10-1に示すように、動物愛護協会からユダヤ人盲人協会まで多彩である。

ボランティア団体はのちに述べるチャリティ委員会（Charity Commission）に登録されることによって税制上の優遇措置などのいわゆるチャリタブル・ステータス（チャリティ団体としての特権、charitable status）を獲得するが、1991年現在、チャリティ委員会に登録されている団体は16万8千団体にのぼっている。これに法人格を有していない小さな組織を加えるとボランティア団体の総数はおよそ50万、その予算規模は総額150億ポンドにのぼると推定されている。

次にどのくらいの数のイギリス人が実際にボランティア活動をおこなっているのかについてこれまでのアンケート結果をみると、1991年におこなわれたMORIによる調査によると、過去1年間に何らかのボランティア活動に参加した人の数は全人口の39%、過去1カ月では22%となっている。活動時間は1カ月あたり5時間未満となっているが、この値は個人差が大きいと指摘されている。

ボランティアに参加する男女の別では、やや女性が多く、女性の37%、男性の34%が何らかのボランティア活動に定期的にかかわっている。また、年齢層では、35～44才がもっとも多く、全体の42%を占めている。

地域的には南部ほどボランティア活動への参加率が高く、ボランティア全体の42%が

第10章 イギリスにおけるボランティア活動の歴史と概要

南部、34%が中部、29%が北部となっている。

ボランティア活動のうちもっともおおいはスポーツ・ホビー関係で(30%)、次いで福祉・健康関係(25%)と青少年活動(25%)が並び、宗教・教会活動(23%)、コミュニティ活動(18%)となっている。

スポーツや宗教活動をボランティアに含めるか否かはボランティアの定義にかかわる問題であるが、だいたいの傾向を把握することは可能であろう。

そのほか高所得、高学歴、有給者にボランティアが多く、黒人よりも白人のほうがボランティア活動に熱心なことはさまざまな調査に共通してあらわれている。

また、よく指摘されていることではあるが、ボランティアはプロテスタント諸国に特徴的であり、カトリック諸国ではそれほど熱心ではない。これはカトリック諸国では教会自身がボランティアの役割を果たしているからであるといわれている。

図表10-1

Additions (31)	Specific Maladies (107)
Adoption and Fostering (8)	Housing and Residential Care (46)
Advice and Information Service (7)	Human Rights (25)
Animal Welfare (26)	International Co-operation (45)
Armed Service and Ex-service (17)	Jewish Organisations (16)
Arts (21)	Law and Justice (9)
Belevolent Associations (18)	Local Government and Public Administration (12)
Blind (23)	Management (9)
Catholic Church Organisations (21)	Maritime/Seafarers (10)
Children (75)	Maternity Services (11)
Church of England Organisations (10)	Media (6)
Community Development (14)	Mental Illness (12)
Consumer Affairs (12)	Mentally Handicapped (15)
Counselling (30)	Methodist Organisations (7)
Deaf (14)	Music (12)
Drama (6)	Offenders(18)
Education and Training (64)	Peace Organisations (15)
Elderly (25)	Physically Handicapped (73)
Emergency Relief and Refugee Organisations (20)	Play (7)
Employment and Industry (33)	Recreation (43)
Environment and Industry (33)	Religious Organisations (61)
Environment and Conservation (76)	Research (14)
Equal Opportunities (14)	Rural (11)
Ethnic Minorities (57)	Self-Help (32)
Family Planning (11)	Social and Community Work (19)
Family Welfare (26)	Transport (7)
Grant-Making Trusts and Foundations (10)	Voluntary Sector Development (26)
Health and Medicine:	Volunteering (5)
General (45)	Women (79)
Alternatives (13)	Youth (54)
Community Medicine (14)	

II ボランティア団体の歴史

1. ボランティアの起源

ボランティア活動の起源は救貧活動であるといわれているが、プロテスタント国であるイギリスの場合、その主たる役割は伝統的にイギリス国教会の教区 (parish) が担っていた。すなわち教区内の貧民の保護は教区の役割であった。そのための費用は教会での寄付や貴族による個人的な慈善に依存していた。

貧民救済のための法律制度は、1531年のヘンリー8世による救貧法 (Poor Law) にはじまるが、法制度として完成したのは1601年、エリザベス救貧法によるとされている。1601年法によって浮浪や乞食が禁止されたが、それ以外に救貧の対象となる「無能貧民」を保護する義務を教区 (parish) の貧民監督官に負わせた。その経費は救貧税として徴収された。

その後1662年居住制限法 (定住法 Law of Settlement and Removal)、生活費補助を救貧税からまかなうとした1782年ギルバート法 (Gilbert's Act)、1834年新救貧法などが制定された。

こうした制度的変遷は キリスト教における重要な徳目のひとつであった慈善が次第に制度化、世俗化してゆく過程であると同時に、資本主義社会における労働力確保制度の確立の過程だといえることができる。

19世紀後半に至って、新興の中産階級は自由競争の勝利者として活発な慈善事業を開始した。その背景には自由競争の敗残者に対する罪の意識と労働力を期待した懐柔とがあった。

1869年、ロンドンに慈善組織協会 (Charity Organization Society, COS) が結成された。これは各地で活発になってきた私的な慈善活動を組織化し、活動の重複を避け、計画的に社会改良をおこなうことを目的としていた。この運動からのちのケースワーカーの活動やセツルメントのボランティア運動が発達していった。

2. 1960年代前半まで

1960年代前半までのボランティア活動にはボランティアすなわち慈善という思想があったといえる。その背後にはおそらく個人の人格は遺伝ではなく育った環境によって決定されるといういわゆる環境決定論の影響があったと考えられる。恵まれない環境の人々を支援することは恵まれた環境にいるものの義務でもあるというノブレス・オブリッジ (nobles oblige) の徳義が生まれてきたのもここに由来するといえよう。

アイルランド生まれの劇作家ジョージ・ファーカー (George Farquhar, 1678-1707) が生み出した劇中人物バウンティフル夫人 (Lady Bountiful) から「慈善深い、気前の良い」という意味の bountiful という形容詞が生まれたように、上流・中産階級のひとびとにとって慈善＝ボランティアだったといえる。

ここに福祉国家 (welfare state) を目指す英国の行動指針が隠されていたが、これは同

時に上流階級の存在を肯定するための「いいわけ」としても機能したのである。

3. 1960年代後半：時代の変化

こうした伝統的な時代背景に変化がおとずれたのは1960年代中葉であった。

はやくも1962年には若者向けボランティア運動の全国組織としては英国初のコミュニティ・サービス・ボランティア（Community Service Volunteers）が結成されている。翌1963年には小学校低学年でのボランティア活動を推奨する報告書、ニューソム報告書（Newsom Report）が刊行されている。

1968年には学校協議会（Schools Council）がコミュニティ・サービスを教育の一環として行うことを検討した報告書「コミュニティ・サービスとカリキュラム」を出しているほか、ボランティアの実際行動を推進するためのヤング・ボランティア軍財団（Young Volunteer Force Foundation）が設立されている。

こうしてイギリスの社会全体にボランティアブームとでも呼べるものが出てきたのである。その背景にはベトナム戦争やフェミニズム運動、市民権運動やブラック・パワーなど1960年代末のラディカリズムが影響を与えていたことは間違いない。こうしたなかで伝統的なボランティア観が崩壊し、既成社会に対するアンチ・ムーブメントの一環としてボランティアがとらえられていった。

4. 1960年代末～1970年代：近代的ボランティア観の成立

1960年代末のラディカリズムは最終的に伝統的ボランティア観にかえて新しい近代的なボランティアを成立させるに至った。そこにおいてボランティアは安価な労働力（cheap labour）ではなく、行政サービスに対するもうひとつのサービス（alternative service）ととらえられるようになってきたのである。それはまた行政の補完的なサービスではなく、福祉など行政がニーズに十分に答えることの難しい分野におけるもうひとつのサービスなのである。

同時にボランティア団体の圧力団体化が進み、専門技術集団化が進行していった。これはまた、赤十字など伝統的なボランティア活動の長期低迷をも意味していた。

1972年には「5千万人のボランティア」（50 Million Volunteers）と題するボランティアに関する政府報告が出され、労働党内閣によるボランティア重視政策が確立していった。

翌1973年のオイルショックに代表される経済危機は伝統的な福祉国家観に軌道修正を要求するものであった。それまでのように福祉関連施策に対して政府支出を増大させ続けることが不可能になったのである。これを機にボランティア団体はいちだんと大きな発言力を獲得していった。

5. 1980年代：セルフヘルプのなかのボランティア運動

1979年の保守党サッチャー内閣はボランティアに対する次の新しい転換点となった。サッチャー首相は一貫してセルフヘルプとしてのボランティアリズム（voluntarism）を理念として掲げ、市民による自助努力の重要性を強調し、行政サービスこそボランティアの補完たるべきであると主張した。いわゆる従来の福祉国家は依存心を助長させるもので

あるとしてこれを否定し、福祉行政を縮小していった。

同時に政府の方針と合致する活動をおこなっているボランティア団体を積極的に支援していった。たとえば保全ボランティアのための英国トラスト（British Trust for Conservation Volunteers、BTCV）は政府援助の伸びによってこの時期に急速に組織を拡大しているのである。

1973年からは若年失業者に職業訓練をおこなうためのマンパワー委員会によるコミュニティ・サービス・プログラムが開始され、これは失業率を見かけ上低下させるための巧妙な仕掛けであると批判されることもあったが、ボランティア団体は同プログラムによって貴重な労働力を自らの出資をおこなうことなく得ることができるようになったのも事実である。

6. 1990年代：変革期のボランティア

1990年代に入り、事態はおおきく変化しつつある。

伝統的な核家族の減少、人口の老齢化、経済の低迷、個人主義的ライフスタイルの普及等によってボランティア活動事態も変革を迫られつつある。特にボランティアに参画する人口がいわば飽和状態に達し、個々のボランティア団体によるボランティアの争奪が熾烈になりつつある。伝統的なスタイルのボランティア活動が飽きられ、新しい運動スタイルやスローガンを掲げた活動が人気を博するなど新しい変化がおきつつあるといえる。

Ⅲ ボランティア団体の法的位置づけ

ここまでボランティア団体を一括して扱ってきたが、ここでその法的位置づけについて論じることにする。

1. ボランティア団体の3つの形態

ボランティア団体にはおおきくわけて3つの形態がある。第一に任意団体としてのもの、第二にトラスト、そして第三に会社組織としての団体である。

任意団体（unincorporated association）は、法人格のない任意の団体で、団体として資産を保有することができないほか、金銭の借入れや契約などを団体名でおこなうことができない。

一方、目的に応じて柔軟に組織を編成でき、結成にあたって法律家に相談を持ちかけない限り経費がかからないといった利点もある。また、任意団体であってもチャリティ委員会に登録することは可能である。トラスト（trust）は通常、信託と訳されるが、委託者（trustee）、受託者（trustee）、信託財産から構成される。組織として資産を保有し、あるいは人を雇用する場合に選択される組織形態である。設立が比較的容易なうえ、設立にあたっての経費も少なくすむという利点がある。また、信託の規約（trust deed）

の記載内容によってチャリティ団体の登録が可能である。また、規約に規約改訂の条項を記載することによって容易に変更が可能となる。ただし、トラストの目的を改訂可能とするような規約を有する場合には、チャリティ団体として認定されないので注意を要する。

トラストの難点は委託者に権力が集中することで、委託者の更迭は困難であり、運営が非民主的になるおそれがあるといえる。また、トラストが資産を保有したり、他者と契約関係を締結したりする場合には、トラスト自身は法人格を有していないので、委託者にその権限を委託することになる。

組織がより民主的な形態を希求する場合には、会社組織を選択することになる。会社組織といってもいわゆる株式会社 (company limited by shares) ではなく、個人は有限責任を持つ (通常は上限5ポンド程度) 有限会社 (company limited by guarantee) である。これによって組織は委託者を指名することなく、資産を保有することが可能となる。ただし、運営が民主的で透明になる分だけ、臨機応変な自由な運営ができなくなるということもできる。また、設立にあたっての経費がかかるほか、組織運営のための経費も他の場合よりは多くなる。

イギリスのチャリティ団体の多くが団体名としてトラストを名乗っているが、そのすべてが法的なトラストではないようである。トラストを理念としては支持するものの、法的には会社組織になっているものが少なくないといわれている。篠塚昭次早稲田大学教授によると、絶対君主性のもとで臣民が自立的に活動をおこなう手段としてトラストが選択されたといわれている。

2. チャリティ団体の認定

チャリティ団体としての地位 (charitable status) を獲得するためには、チャリティ法 (Charities Act) において団体の目的は以下のいずれかでなければならないとされている。すなわち、救済、教育活動、宗教活動、そしてコミュニティに有益なその他の活動、の4つである。ここまであげてきたボランティア団体はいずれも最後の要項を満たしているとみなされているのである。

現在の基本法は1960年に制定されたチャリティ法 (Charities Act) で、チャリティ団体として登録できるのは、公益信託 (Charitable Trust)、会社法や勅許序に基づく公益法人 (Charitable Companies)、人格なき社団 (Unincorporated Association)、災害などへの救援募金などの団体である。

チャリティ団体としての地位を認定されるためには、通常チャリティ委員会 (Charity Commission) に登録しなければならない。同委員会は1853年の公益信託法によって設立され、1960年チャリティ法によってその権限が強化されたものである。チャリティ委員会は英国のすべてのチャリティ団体の名簿を作成しており、その監査をおこなっている。

3. チャリティ団体の税制上の特典

チャリティ団体としての地位を獲得すると、いくつかの税制上の特典が与えられる。その内容について中井英雄氏の論文をもとにまとめる (中井英雄「イギリスの公益活動

と財源調達の動向」、本間正明編著『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済新報社、1993年所収）。

(1) 所得税・法人税 (income tax・corporate tax)

登録されたチャリティ団体の所得は、それが公益目的に支弁される限り課税されない。収益事業を本来のチャリティとは無関係におこなうことはできないが、法人税の対象となる営利法人を設立し、その収益をチャリティ団体に寄付すれば課税されない。

たとえばナショナル・トラストはチャリティ団体であるが、おみやげ物などナショナル・トラストグッズを製造販売する営利法人としてナショナル・トラスト・エンタープライズという会社を持っており、その収益はすべてナショナル・トラストに寄付されている。

(2) 付加価値税 (value added tax, VAT)

チャリティ団体に対するVATは営利法人と同様に取り扱われるが、チャリティ団体のおこなう一定の取引にはゼロ税率が適用され、物品の購入や提供されたサービスにかかった税金は還付されることになっている。

(3) キャピタル・ゲイン税 (capital gain tax)

チャリティ団体が本来の事業に用いている資産を譲渡した場合、そのキャピタル・ゲインには課税されない。

(4) その他

印紙税 (stamp duty) が非課税となるほか、廃止されるまでの財産税 (rate) が50%免除されていた。

このほか、チャリティ団体となるとパブリックイメージがよくなるほか、他の助成組織からの補助金の公布が期待できることになる。

なお本文の一部は市民公益活動基盤整備調査研究委員会の活動成果のうち筆者担当部分と部分的に重複しています。

第11章 アメリカのコミュニティ財団とまちづくり

I コミュニティ財団の特色と歴史

わが国のまちづくり公益信託に類似した仕組みとして、アメリカのコミュニティ財団（Community Foundation）があげられる*1）。

「A SENSE OF COMMUNITY」と題するコミュニティ財団の案内パンフレットが財団協議会（Council of Foundations）によって作成され、広報されているが、それによれば、「コミュニティ財団とは、地域コミュニティの生活の質を高め、かつ維持するために、地域の人々によって拠出された個々の基金や資産の集合体である」とされている。

すなわち、機能的には特定の地域コミュニティを対象に、民間公益活動への資金援助をつうじて、地域住民の生活の質の向上に貢献する財団であるといえる。

構造的には、一般の財団が単独の寄付者による一つの基金からなるのに対し、多数の一般大衆からの寄付による多数の基金で構成されていることが特色である*2）。

また制度的には、内国歳入法典501条(c)(3)に規定された非営利公益団体で、とくに509条(a)(1)に位置づけられた教会、学校、病院等と同様のパブリック・チャリティに該当する。そのため、他のプライベート財団（独立財団、企業財団、事業財団の3種類からなる）にくらべて、税制その他、多くの点で優遇されている*3）（図表11-1）。

その歴史をひとくとくと*4）、1914年に設立をみたクリーブランド・ファウンデーションを嚆矢とする。有名なカーネギー財団とロックフェラー財団の設立が同じ1910年代、資産額50億ドル余の全米一の規模をほこるフォード財団が1930年代であるのと比べると、コミュニティ財団も古い歴史をもっていることがわかる。

発案者はクリーブランド信託銀行の頭取であったフレデリック・ゴフ氏である。発案の動機は、当時ばらばらのまま放置されていた数多くの小口の信託財産に対し、その有効な活用方法として、ひとつにまとめて資産規模を大きくして運用することにあった。コミュニティ財団の構造的な特質がすでにここにあらわれている。

1914年から1928年にかけて全米各地で設立され、急速な発展をみたが、1929年の大恐慌の経済危機以降、第2次世界大戦頃まで停滞を余儀なくされた。1944年以降再び設立が続き、とくに1969年の税制改正でプライベート財団への規制が厳しくなり、相対的にコミュニティ財団が優遇されて以来、大きな成長をとげてきた。現在アメリカでは300以上のコミュニティ財団がある。またカナダ、イギリス、オーストラリアでも設立されるなど、国際的にも広がりつつある。

図表11-1 コミュニティ財団とプライベート財団の比較
 (大阪商工会議所「コミュニティ財団調査団報告書」1990年より引用
 出典：Council on Foundations 資料)

項 目	プライベート財団	コミュニティ財団
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立所要期間 ・ 最低限の設立費用 ・ 維持費用 (専門職員なし、資産200万ドルまでの資産に対して) ・ 投資管理費用 ・ 投資所得課税 ・ 最低支出要件 ・ 個人の寄付金控除の限度枠 (現金) (評価性資産) 	1～3カ月 2500ドル 年間2000ドル～ 12000ドル 資産の1.1%ないし 2500ドル/年の どちらか多い方 年間2% 毎年資産価値の最低 限5%を公益目的に 支出 30% 20%	即座 ゼロ 資産の1%を1年 間に寄付 資産の0.4～0.6% 少額の基金について は下限なし なし なし 50% 30%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦・州への申告要件 ・ 自己取引禁止 ・ 事業株の超過保有の禁止 	あり あり あり	なし なし なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資の多様化 ・ 投機的投資の禁止規定 ・ 課税助成金の報告義務 ・ 寄付者死亡後の受託者の 責任と独立性 	規模により異なる あり あり なし	2000万ドルを超え る大規模財団では 規模の利益あり なし なし あり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人への報賞金・奨学金 ・ プライバシー・匿名性 	厳しい規制あり なし	制約無し 望むなら可能

II グレイター・ピスカタカ・コミュニティ・ファウンデーション (GPCF) とまちづくり活動

これまでわが国で紹介されたアメリカのコミュニティ財団の事例としては、ニューヨーク・コミュニティ・トラスト、クリーブランド・ファウンデーション、シカゴ・コミュニティ・トラスト、サンフランシスコ・ファウンデーションなどがある*5)*6)。いずれも資産額1億5千万ドルをこえ、これはわが国のトヨタ財団(1990年度末の資産額117億円)よりも大規模であり、第2位の規模をほこる稲森財団(同資産額169億円)に匹敵する。まちづくり公益信託では、しまね文化ファンドの22億円が最大であり、彼我の差は大きい。こういう大規模のコミュニティ財団は、まちづくり公益信託の目標モデルとしてはよいかもしいないが、比較研究の対象としては規模が違いすぎて適切ではない。

ここでは、わが国のまちづくり公益信託と資産規模の面で同程度の事例として、資産額1,310万ドル(約14億円(1993年現在))。これは公益信託横浜野毛地区まちづくりトラストに近い)のグレイター・ピスカタカ・コミュニティ・ファウンデーション(Greater Piscataqua Community Foundation。以下GPCF)をとりあげ、その概要と特色について述べる。

なお、アメリカのコミュニティ財団は、全体からみれば小さな規模のものが多数を占めており*7)、その点でこのGPCFの事例は一般性を有していると思われる。

1. GPCFの歴史と概要

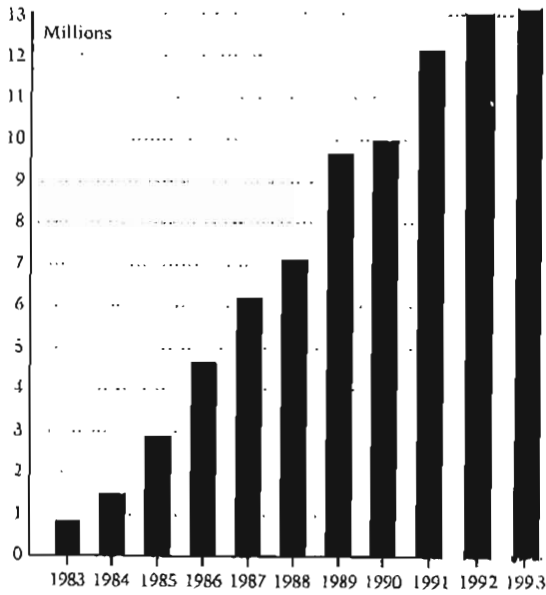
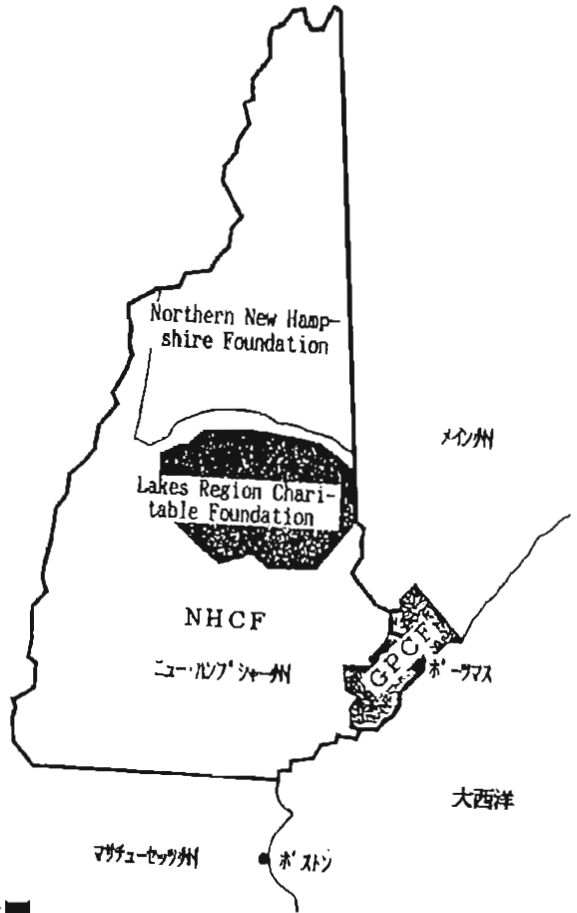
アメリカ東海岸北部のニューイングランド地方のニューハンプシャー州(人口110万人余)を対象エリアとするコミュニティ財団として、1962年、ニューハンプシャー・チャリティブル・ファウンデーション(New Hampshire Charitable Foundation。以下NHCF)が設立された。

GPCFは、このNHCFの3つの地方支部のうちの一つとして、1983年に設立されたものである。設立当初はグレイター・ポーツマス・コミュニティ・ファウンデーションと呼ばれ、人口約3万人のポーツマスを中心に、その周辺のハンプトン、グリーンランド、ニューキャッスル、ニューイントン、ライ、エリオット、さらには州境となるピスカタカ川をはさんで隣のメイン州のキタリー、ヨークを含む、大西洋沿岸9地域を対象エリアとしていた。他のコミュニティ財団では適切な運営のために必要な対象エリア内の人口は25万人以上が目安とされているが、設立当初のGPCFではその1/5の約5万人であった。1990年以降、エリアが拡張され、周辺のエクセター、パーウィックなどの12地域も含まれるようになったが(図表11-2)、総人口はおそらく10万人程度と思われる。なお、現在の名称に変更されたのは1991年からのことである。

設立当初は資産額70万ドル、年間助成額11万4千ドル、基金数21件であった。5年間で資産を7倍の500万ドルに増やすことを目標に掲げ、実際に1987年にはそれをこえる600万余ドルに達した。10年後の1993年現在、資産額は当初の約20倍の1,310万ドル、年間助

→図表11-2

GPCF、NHCFと他の2つの
地方支部財団の対象エリア
(NHCF1992 Annual Report による)



↑図表11-3 GPCFの財産額の推移 (GPCF 1991-1992 Annual Report による)

成額46万6千ドル（4倍）、基金数160件（8倍）へと成長をとげている（図表11-3）。人口10万人程度に資産額1,310万ドルということは、平均すると一人当たり約130ドルの寄付があったことになる。

コミュニティ財団の中には設立時に失敗したもの、つぶれてしまったもの、有名無実になってしまったものも少なくないが*8)、このGPCFは運営に成功している例といえるであろう。

なお、GPCFの対象エリアが含まれる、ボストン大都市圏域を対象とするコミュニティ財団として、ボストン・ファウンデーションがある。これは、1915年の設立、資産規模2億8千万ドル（コミュニティ財団としては全米第5位に相当）、スタッフ24名と、歴史も古く、規模も大きい。このボストン・ファウンデーションや本部のNHCFと対象エリアが重なりながらも、それらとは独立して、人口規模の小さい、限定された地域でGPCFのような小規模のコミュニティ財団が成立しているところに、アメリカのフィランソロピーの層の厚さをみる思いがする。

2. GPCFの運営

(1) 運営形態

主な運営組織は運営委員会(Executive Committee)とスタッフからなる。

運営委員会の役割は、運営方針の決定、助成先の決定、運営の監督などであるが、とくに重要なのは財団を発展させること(Development)である。メンバーは1993年現在15人で、寄付者、地域コミュニティのメンバー、弁護士、財政アドバイザー等で構成されている。報酬はない。

スタッフは助成事業プログラムの作成、助成申請の受付、運営委員会の仕事のコーディネート等を担う。1993年現在、事務局長(Director)1名とプログラム・アシスタント1名の計2名である。事務局長はプログラムと運営にかかわるディレクターとして、財団の実質的な舵取役として重要な役割を担っている。事務局長は常勤、有給であり、報酬は4万ドル/年である。現在はアンジェラ・マシューズ(Angela Prete Mathews)さんという女性がつとめている。また、プログラム・アシスタントはパートタイム、有給9ドル/1時間である。事務所はボーツマス市のダウンタウンにある。

なお、基金の運用についてはファンド・マネージャー(信託銀行等)がおこなっている。

(2) 基金の設立とその種類

各基金は、そのほとんどが個人の寄付によっているが、中にはロータリークラブなどの団体からの寄付や、他団体からの資産譲渡によって設立されたものもある。

基金設立にあたっては、寄付金に加え、GPCF Challenge Fund から一定の割合で金額を上乗せしておこなうものがある(matching contribution あるいは matching grant とよばれ、全体の1/3程度が多い)。こういう例は半数ほどもあり、GPCFでは一般的な方法になっているようである。

各基金の規模は大小さまざまである。1992年の実績では、全体で142件の基金のうち、1万ドル以下の比較的小口のものが12件、10万ドル以上のものが30件であった。

また基金には、必ず固有の名前がつけられている（後の図表11-6参照）。その名前は寄付者自身であったり、寄付者にゆかりのある人（家族や友人など）の死をしのいでその人の名前であったり、助成目的や助成対象をあらわすもの等、多様である。この名前を残せることと、寄付金に対して税が優遇されることは、寄付者の大きなインセンティブになっている。

基金には、助成目的等によって、以下の6種類がある。

- ①自由基金(unrestricted)：助成先の選定などに対して寄付者の制限がなく、財団の運営委員会が助成先を決定するもの。地域の最も差し迫った問題やニーズの変化に対応して助成できるというメリットがある（1992年現在29件）。特徴的な事例として、当財団運営そのものの資金を生み出す GPCF Administrative Fund がある。
- ②特定基金(field of interest)：寄付者が、財団が決めたいくつかのテーマを含む、特定の活動や地域に助成先を指定したもの（17件）。まちづくりに関連するものとして、ポーツマス市の低中所得者層のハウジングを目的とした Portsmouth Housing Trust Fund 等がある。
- ③指名基金(designated)：寄付者が、あらかじめ助成先となる組織を指名し、そこに助成しているもの（41件）。1万ドル以上の基金に適用できる。指名基金の性格を反映して、基金に助成目的や助成対象を示す名前を冠するものが多い。まちづくりに関連するものとして、ポーツマス市にはストロベリー・バンク博物館という1695年からの植民地時代の建物35軒を復元した野外博物館があるが、その運営（歴史的建築物の復元、修理等）を支援する基金が7つもあるのが特徴的である（図表11-4）。

図表11-4 ポーツマス市のストロベリー・バンク博物館
GPCFにはこの博物館の運営を支援する指名基金が7つある



- ④奨学基金(scholarship)。54件。
- ⑤学生ローン基金(student loan)。1件。
- ⑥指名基金を除くそれぞれについて、毎年、寄付者が財団と相談して助成テーマを決める「関与基金(advised funds)」がいくつかある(30件)。2万5千ドル以上の基金に適用できる。

自由基金、特定基金、指名基金、関与基金の4つは、基金設定にあたり、助成先に対して寄付者がいろいろの形で関与できるものであり、寄付者の意志がきめ細かに反映できる仕組みになっている。

(3) 助成事業

助成事業は芸術・文化、教育、環境、健康、社会・コミュニティサービス、それに奨学金の6つの分野を対象としている(図表11-5)。

受益対象者は、地域の民間非営利団体(NPO)、学校、行政、学生である。

助成応募は年2回あり、1回あたり60件の申請がよせられ、そのうち45~50件に助成している。

助成額は1件あたり最低500ドル、最高5,000ドル、平均2,500ドルを基準にしている。

審査にあたっては、運営委員会の中にサブの小委員会をつくり、そこが2度にわたり申請者に会って事前審査をおこない、運営委員会に推薦するという方法をとっている。

図表11-5 GPCFの助成実績(1992年)

助成対象分野	助成件数	助成総額
芸術・文化	21件	80,225ドル
教育	9	40,170
環境	3	1,733
健康	9	44,709
社会・コミュニティサービス	21	148,644
奨学金	50	61,000

3. GPCFとまちづくり活動

GPCFのまちづくり活動への助成は具体的にどのようになっているのか。図表11-6は1992年の助成実績の中で、活動内容がまちづくりに関連するものだけを選び出したもので、活動団体、活動の具体的な内容、助成供給源となった基金とその種類、助成額が一覧できる。そこからいくつかの特色が読み取れる。

一つは、多数の各地域の団体による幅広い内容のまちづくり活動の展開と、それを支援するGPCFの助成プログラムの多様性である。パレエ・演劇・コンサート・写真展などの文化活動、貧しい人々・高齢者・子ども・ハンディキャップ者・ホームレス者などの社会的弱者へのソフト・ハードにかかわる支援活動、壁画プロジェクト・公園のデザインコンペ・ハンディキャップ者のための公園整備などの物的環境整備に直接かかわる活

第11章 アメリカのコミュニティ財団とまちづくり

図表11-6 まちづくり活動に対するGPCFの助成実績--1992年 その1

分野	受益団体、組織 (地域)	助成を受けたまちづくり 活動の内容	助成供給源の基金 (種類)	助成額 (円)	
芸 術 ・ 文 化	American Independence Museum (Exeter)	地域教育プログラムの支援	不明	5,000	
	Ballet New England (Portsmouth)	3つの新しいバレエ作品の上演	Christos Papoutsy Art Ventures Fund (特定)	3,000	
	Children's Museum of Portsmouth (Portsmouth)	在留外国人の支援	Christos Papoutsy Charitable Fund (自由、関与)	6,000	
	Exeter Historical Society (Exeter)	ガイド協会の設立	Krasker Fund for the Arts and Humanities (特定)	500	
			Winebaum Fund for Cultural and Environmental Initiatives (特定)	1,500	
	Friends of the Music Hall (Portsmouth)	ダンス修生による地域共同制作 組織運営の支援 アーティストのフォーラムの支援	不明 Penny Pitou & Milo Pike Seacoast Fund(自由、関与) Richard A. Morton Endowment for Theatre-by-the-Sea (指名)	5,000 2,000 2,000	
	Hampton Historical Society (Hampton)	カリブ 収集のボランティアの訓練、監督	不明	900	
	NH Business Committee for the Arts (Concord)	組織運営の支援	Christos Papoutsy Charitable Fund (自由、関与)	1,000	
	NH Historical Society (Concord)	組織運営の支援 資源がけの印刷	Elizabeth B. Carter Fund (自由、関与) Elizabeth B. Carter Fund (自由、関与)	250 1,000	
	NH Symphony Orchestra (Manchester)	組織運営の支援	不明	500	
	NH Writers & Publishers Project (Portsmouth)	学問業績賞の創設	Christos Papoutsy Art Ventures Fund (特定)	750	
	Old York Historical Society (York)	ニューヨークの女性達の寄贈による写真展の開催	Lois Whitney Forbes Memorial Fund (特定) Winebaum Fund for Cultural and Environmental Initiatives (特定)	1,000 1,000	
	Portsmouth Athenaeum (Portsmouth)	小冊子の出版を通じた広報の支援 コレクション・マジック・オブ・ポートの取得	Christos Papoutsy Art Ventures Fund (特定) York Community Initiatives Fund (特定、関与) Elizabeth B. Carter Fund (自由、関与)	1,000 1,000 1,925	
	Portsmouth Historical Society (Portsmouth)	6軒の歴史的住宅を巡るガイドブックの発行 小冊子の出版	不明	1,500	
	City of Portsmouth (Portsmouth)	公園のデザイン・コン	Christos Papoutsy Art Ventures Fund (特定)	5,000	
	Prescott Park Arts Festival (Portsmouth)	世界音楽家のコンサートの後援 ルビィ・キャップ 者のアゲルへの対応	Christos Papoutsy Charitable Fund (自由、関与) 不明	5,000 500	
	Seacoast Repertory Theatre (Portsmouth)	組織運営の支援 演劇作品のアップロードの上演	Penny Pitou & Milo Pike Seacoast Fund(自由、関与) Richard A. Morton Endowment for Theatre-by-the-Sea (指名)	500 1,500	
		演劇作品のアップロードの上演 マーケティングと関係に関する部局に対して	Penny Pitou & Milo Pike Seacoast Fund(自由、関与) Christos Papoutsy Art Ventures Fund (特定) Penny Pitou & Milo Pike Seacoast Fund(自由、関与) Krasker Fund for the Arts and Humanities (特定) Winebaum Fund for Cultural and Environmental Initiatives (特定)	500 2,000 1,500 200 300	
	Seacoast Wind Ensemble (Portsmouth)	ツアーの支援	GPCF General Fund (自由)	400	
	Strawbery Banke (Portsmouth)	博物館内建物の歴史学習の指導 コレクション・マジック・オブ・ポートの取得	Christos Papoutsy Art Ventures Fund (特定) Elizabeth B. Carter Fund (自由、関与) Whaleback Fund (自由)	1,000 3,000 1,500	
	Very Special Arts New Hampshire (Concord)	公共の機関プログラムの実施	不明 Patricia Goodwin Warford Fund (特定) GPCF General Fund (自由) Elizabeth B. Carter Fund (自由、関与) Christos Papoutsy Charitable Fund (自由、関与) Penny Pitou & Milo Pike Seacoast Fund(自由、関与) Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与)	2,000 500 2,000 1,000 1,000 500 2,000	
	Wentworth Coolidge Commission (Portsmouth)	数地分析の指導と庭園計画の発展	Krasker Fund for the Arts and Humanities (特定) Elizabeth B. Carter Fund (自由、関与)	1,000 4,000	
	Wentworth Gardner & Tobias Lear Houses Association (Portsmouth)	電子ミュージアムの設置	Elizabeth B. Carter Fund (自由、関与)	5,000	
	教 育	Coastal Ridge Elementary School	1、2年生による新聞の出版	Harry Winebaum Readers Endowment Fund(特定、関与)	500
		Kittery School Department (Kittery)	住み込みの洞窟に対して Traip Academyの学習活動の支援	Keith S. Adams Memorial Educational Fund (特定) Keith S. Adams Memorial Educational Fund (特定) Harry Winebaum Readers Endowment Fund(特定、関与)	5,000 6,000 1,982
		Portsmouth School Department (Portsmouth)	ガイドとしての父兄の支援 ルビィ・キャップのある子供達に対する夏の乗馬プログラム	不明 Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与)	3,500 2,238
		Seabrook Elementary School (Seabrook)	コンピュータの応用による教室内のルビィ・キャップ・プログラムの創造	Helen Kelly Trust (特定)	4,500
Winnacunnet High School (Hampton)		技術的な教育プログラムの創造	Parkhurst-Richards Family Fund (特定)	3,000	

第11章 アメリカのコミュニティ財団とまちづくり

図表11-6 まちづくり活動に対するGPCFの助成実績---1992年 その2

分野	受益団体、組織 (地域)	助成を受けたまちづくり 活動の内容	助成供給源の基金 (種別)	助成額 (ドル)
環境	American Association of University Women (York)	高校生に対する環境教育の指導	Alex Shulman Environmental Fund (特定)	233
	Kittery Conservation Commission (Kittery)	学生による水質のモニタリング・プログラムの支援	Alex Shulman Environmental Fund (特定) Winebaum Fund for Cultural and Environmental Initiatives (特定)	567 683
	Society for the Protection of NH Forest (concord)	組織運営の支援	Elizabeth B. Carter Fund (自由、関与)	250
健康	Area Homemakers Home Health Aide Service (Portsmouth)	Rainbow Apartments の夜間スタッフの支援 組織運営の支援	Patricia Goodwin Warford Fund (特定)	3,000
	Portsmouth Regional VNA (Portsmouth)	ルディ・ヤップ 設備の貸付プログラムの創設	不明	500
	Rockingham Visiting Nurse Association (Exeter)	貧しいお年寄りの女性に対する薬物の購入	Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与)	4,087
	Seacoast Mental Health (Portsmouth)	消費者のフィードバック・セッション、ルディ・ヤップ・アクセス、経営事業について消費者の精神上の健康に関するセミナーの活動に対して	Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与) Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与)	5,072 10,000
	Visiting Nurse Service of Southern Maine (York)	職探し中の親に対する子供のケアの提供	York Community Initiatives Fund (特定、関与)	1,500
社会	A Safe Place (Portsmouth)	暴力に関する教育指導	不明	2,700
	Crossroads House (Portsmouth)	貧しい家族の支援	Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与)	5,000
	Family Service Association	貧しい人々への道徳的な援助	Howard Benevolent Fund (特定) Patricia Goodwin Warford Fund (特定) Berounsky Family Fund (自由、関与)	13,000 3,000 1,000
	MH Legal Assistance (Portsmouth)	ルディ・ヤップ・アクセスに対して	Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与)	
	North Hampton United Church of Christ (North Hampton)	教会の道徳と礼拝の増強	不明	5,200
	Town of North Hampton (North Hampton)	250周年に対して	不明	500
	Odyssey House Foundation, Inc., (Portsmouth)	ホームレスの若者に関する研究と啓発	不明	950
	Portsmouth Housing Authority (Portsmouth)	老人に対する社会的、コミュニケーション的能力の活用と維持の奨励	Richard Spence Rockhart Fund (自由、関与)	5,000
	City of Portsmouth (Portsmouth)	低当流れの恐れのある住宅所有者への緊急避難用住宅の提供 ルディ・ヤップ 老若男女しやす公園の整備	不明 Patricia Goodwin Warford Fund (特定) Portsmouth Housing Trust Fund (特定)	1,150 900 25,000
	Rockingham County Adult Tutorial Program (Exeter)	新しい青年読者層に対する出版プログラムの支援	Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与) Helen Kelly Trust (特定)	1,000 8,000
	Rockingham County Community action (Portsmouth)	ホームレスへの教育・読み書きプログラムの提供 家族に対する読み書きプログラムの提供	Harry Winebaum Readers Endowment Fund (特定、関与) Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与)	2,000 15,000
		Seacoast Networking Support Group の事務所の設置	不明	2,500
		ルディ・ヤップ のある貧しい人々に対する緊急援助	Patricia Goodwin Warford Fund Greater Portsmouth Rehabilitation Center Fund (特定、関与)	5,000 1,000 5,000
		地域支援の高橋とコミュニティ・センターの改修の初期活動	不明	3,000
		貧しい女性達の交通問題への取り組み	Berounsky Family Fund 不明	1,000 2,500

(GREATER PISCATAQUA COMMUNITY FOUNDATION, Annual Report 1992 による)

動、印刷・出版・広報活動、まちづくり団体自体の一般的な運営等々、64件の活動テーマ、45団体に助成がおこなわれている。受益団体の多くは各地域のNPOであるが、一部に教育分野における学校や、市町の行政、他の財団も含まれている。

二つは、受益団体が活発に活動できるような、フレキシブルな助成のしくみである。1つの活動テーマに対しては1つの基金から助成されるのが一般的と思われがちであるが、2つ以上の数と種類の基金から助成金が交付されているものもある。最も多い例として、芸術・文化分野の壁画プロジェクトの場合、7つの基金から、しかも自由、特定、関与の3種類の基金から各500～2,000ドル、総額9,000ドルの助成を受けている。受益団体にとっては1つの基金からの助成は少額であるが、それを寄せ集めることによって活動に見合う助成費用が提供されるので、実効性のある活動が展開できる。また、芸術・文化分野の受益団体である Seacoast Repertory Theatre において4つの活動テーマに対して8つの基金から総額6,900ドルの助成金を得ている例などのように、1つの受益団体が掲げた多数の活動テーマに対して助成されているものもあり、団体が多様な活動を展開できるようになっている。

4. 特徴的なまちづくり活動の事例

GPCFの中核をなすポーツマス市を対象に、いくつかの特徴的なまちづくり活動の事例をとりあげる。

GPCFの1992年の助成実績の中で、助成事業が実際の物的環境整備へと発展した事例として、公園のデザイン・コンペがある。これはポーツマス市行政が受益者となりGPCFから助成を受け（5,000ドル）、市はそのお金で建築家、ランドスケープ・デザイナー等の参加を得て、コンペをおこなったものである。その成果による提案が事業化され、ダウンタウン内の公園整備の実施へと展開した（図表11-7。なお、整備事業費は市が出したものと思われる）。

図表11-7 GPCFの助成によるデザイン・コンペの提案に基づいて実現した公園

(ポーツマス市)



また、ポーツマス市は1623年に開拓されたかつての州都であり、1905年には日露戦争後の講和条約が調印された地として有名な歴史都市である。そのため歴史遺産の保全、再生に関する活動が活発におこなわれている。先述のストロベリー・バンク博物館と、1766年創建のジョージアン様式の歴史的建築物であるウエントワース・ガードナー・ハウスの保存団体は、GPCFからそれぞれの保存活動に対して4,500ドル、5,000ドルの助成を受けている。

ポーツマス市に隣接するニューキャッスルには、日露講和条約の全権大使・小村寿太郎らが宿泊したウエントワース・バイ・ザ・シー・ホテル (Wentworth By The Sea Hotel) がある。Friends of the Wentworth は、この日本にも馴染み深い歴史的建築物の保存運動を展開している団体で、NPOではなく、いわゆる任意団体である。1991年末に所有者による取り壊しの話が持ち上がったのを契機に、翌1992年の春から、ホテルとして保存・再生することを目標に掲げ、荒れた建物外観の修復のための募金、財産管理者との話し合い、再生案の提示等の活動をおこなってきた。今後の活動展開として、国際会議の開催や日米露3国によるポーツマス条約に関する共同研究などが計画されている。

5. GPCFの活動のキーワード—making a difference

GPCFの活動の最も重要な哲学、理念としてあげられているのが「making a difference」である。これは、現事務局長のアンジェラ・マッシューズさんに対するアンケートの回答や、直接のヒアリングの中でもしばしばでてきた言葉であり、また、GPCFの1989年の年報において、その表紙や各章の扉を飾るキャッチフレーズにもなっている。

1989年報の中で、当時の事務局長、テラ・ベイヤーさんは「MAKING A DIFFERENCE。この言葉が、コミュニティ財団とは何かについて、すべてを物語っています。」と巻頭言を記している。Making a difference は、GPCFのみならず、コミュニティ財団全体のキーワードになっているのである。

文字どおり訳せば、違いを生じる、差異を生じるということである。つまり、助成活動によって、地域における生活の質が向上したという結果、効果を生み出すことができるし、また実際に生み出すのだ、という意味と意志が込められているものと思われる。

Ⅲ コミュニティ財団と日本のまちづくり公益信託

GPCFにみられるとおり、アメリカのコミュニティ財団は、地域コミュニティを対象に、多数の寄付者の社会のために何か役に立ちたいという志と、社会ニーズに対応した住民のさまざまな活動要求を受け止める受け皿としての役割と、両者を取り結ぶ、つなぎとしての役割を果たしている。さらに、財団自らが地域の社会ニーズを把握し、助成プログラムを示すことによって、地域コミュニティの生活の質の向上につながるよう、住民の活動要求を発展させる、カタリスト*9) (触媒) としての役割をも果たしている。

寄付者の志、住民の活動要求、財団のカタリストとしての役割、そして助成結果とし

での making a difference、この4つの関係が螺旋を描くように展開することによって、このシステムは有効に機能するといえる。わが国のまちづくり公益信託が成長、成熟するためには、同様のことが必要になるであろう。

コミュニティ財団でそれを可能にしている一つの要素は、小口のものを含む多数の、多様な基金の集合という構造的な特質にある。わが国でこれをそのまま適用したのは大阪コミュニティ財団（1991年設立、1992年現在資産額2億円余）であるが、公益信託方式でこれと類似した構造をもつのが公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）である。ここは、1979年に基本財産1,500万円でスタートしたのであるが、1991年現在、コミュニティ財団の自由基金、特定基金に相当する一般基金、特別基金の2種類、10件の基金をもち、資産額も約2億円に成長している。また3名の専従スタッフが毎年適切な助成プログラムを作成し、アクティブな活動が展開されている。

こういうタイプは現在のまちづくり公益信託にはみられないが、今後、とくに公益信託函館色彩まちづくり基金などの小規模の基金では、多数の小口の基金をたばねることによって、共通の事務局の経費のねん出をはかり、継続的な活動基盤をつくり、実効性のある活動展開の可能性を高めることが考えられてよい。その具体的な手法としては、ACTのように公益信託方式のまま多数の基金を集合化すると、新たにコミュニティ財団を設立し既存の基金を財団の一つの基金として組み入れてしまう、2つの道が考えられる。

[注記]

- 1) 雨宮孝子「アメリカのコミュニティ・トラストとまちづくり—税制とシビック・トラストの視野から」（AMR編、(財)せたがやトラスト協会監修「まちづくりとシビック・トラスト」ぎょうせい、1991年7月 所収）
- 2) 出口正之「フィランソロピー—企業と人の社会貢献」丸善、1993年8月
- 3) 大阪商工会議所編「コミュニティ財団調査団報告書」1990年11月
- 4) この歴史に関しては、3)の大阪商工会議所編「コミュニティ財団調査団 報告書」1990年11月 によっている。
- 5) 3)に同じ。
- 6) 1)に同じ。
- 7) 1)に同じ。
- 8) 1)に同じ。
- 9) ボストン・ファウンデーションでは自らのことを「CATALYST FOR COMMUNITY」とよび、あらゆる印刷物（職員の名刺にまで）に明記している。

資料編

[資料 1]

○信託法

(大正十一年四月二十一日)
法律第六十二号

最近改正 平成三年五月二日法律第七九号

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル信託法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

信託法

第一条 本法ニ於テ信託ト稱スルハ財産權ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ

第二条 信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得

第三条 登記又ハ登録スヘキ財産權ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

②有価証券ニ付テハ信託ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ証券ニ信託財産ナルコトヲ表示シ株券及社債券ニ付テハ尚株主名簿又ハ社債名簿ニ信託財産タル旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四条 受託者ハ信託行為ノ定ムル所ニ從ヒ信託財産ノ管理又ハ処分ヲ為スコトヲ要ス

第五条 未成年者、禁治産者、準禁治産者及破産者ハ受託者ト為ルコトヲ得ス

(附二法二二三・一改正)

第六条 信託ノ引受ハ營業トシテ之ヲ為ストキハ之ヲ商行為トス

第七条 信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ当然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第八条 不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者アル場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託管理人ヲ選任スルコトヲ得但シ信託行為ヲ以テ信託管理人ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

②信託管理人ハ前項ノ受益者ノ為自己ノ名ヲ以テ信託ニ関スル裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス權限ヲ有ス

③裁判所ハ事情ニ依リ信託財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ信託管理人ニ与フルコトヲ得

第九条 受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十条 法令ニ依リ或財産權ヲ享有スルコトヲ得サル者ハ受益者トシテ其ノ權利ヲ有スルト同一ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十一条 信託ハ訴訟行為ヲ為サシムルコトヲ主タル目的トシテ之ヲ為スコトヲ得ス

第十二条 債務者カ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知りテ信託ヲ為シタル場合ニ於テハ債權者ハ受託者カ善意ナルトキト雖民法第四百二十四条第一項ニ規定スル取消權ヲ行フコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リテ為シタル取消ハ受益者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ホサス但シ受益者ノ債權カ弁済期ニ到ラサルトキ又ハ受益者カ其ノ利益ヲ受ケタル当時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知りタル

トキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリントキハ此ノ限ニ在ラス

第十三条 受託者ハ信託財産ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承継ス

②前項ノ規定ハ金銭其ノ他ノ物又ハ有価証券ノ給付ヲ目的トスル有価証券ニ付之ヲ準用ス

第十四条 信託財産ノ管理、処分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ属ス

第十五条 信託財産ハ受託者ノ相続財産ニ属セス

第十六条 信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ對シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス

②前項ノ規定ニ反シテ為シタル強制執行、仮差押、仮処分又ハ競売ニ對シテハ委託者、其ノ相続人、受益者及受託者ハ異議ヲ主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十八条及民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十五条ノ規定ヲ準用ス

（昭五四年五・平元法九一・一部改正）

第十七条 信託財産ニ属スル債權ト信託財産ニ属セサル債權トハ相殺ヲ為スコトヲ得ス

第十八条 信託財産カ所有權以外ノ權利ナル場合ニ於テハ受託者カ其ノ目的タル財産ヲ取得スルモ其ノ權利ハ混同ニ因リテ消滅スル

コトナシ

第十九条 受託者カ信託行為ニ因リ受益者ニ對シテ負担スル債務ニ付テハ信託財産ノ限度ニ於テノミ其ノ履行ノ責ニ任ス

第二十条 受託者ハ信託ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スルコトヲ要ス

第二十一条 信託財産ニ属スル金銭ノ管理方法ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 受託者ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託財産ヲ固有財産ト為シ又ハ之ニ付權利ヲ取得スルコトヲ得ス但シ己ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケ信託財産ヲ固有財産ト為スハ此ノ限ニ在ラス

②前項ノ規定ハ受託者カ相続其ノ他包括名義ニ因リ信託財産ニ付權利ヲ承継スルコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ第十八条ノ規定ヲ準用ス

第二十三条 信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ニ因リ信託財産ノ管理方法カ受益者ノ利益ニ適セサルニ至リタルトキハ委託者、其ノ相続人、受益者又ハ受託者ハ其ノ變更ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ裁判所ノ定メタル管理方法ニ付之ヲ準用ス

第二十四条 受託者數人アルトキハ信託財産ハ其ノ合有トス

②前項ノ場合ニ於テ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外信託事務ノ処理ハ受託者共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス但シ其ノ一人ニ對シテ為シタル意思表示ハ他ノ受託者ニ對シテモ其ノ効力ヲ生ス

- 第二十五条 受託者数人アルトキハ信託行為ニ因リ受益者ニ対シテ負担スル債務ハ之ヲ連帶トシ信託事務ノ処理ニ付負担スル債務亦同シ
- 第二十六条 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り他人ヲシテ自己ニ代リテ信託事務ヲ処理セシムルコトヲ得
- ②前項ノ場合ニ於テハ受託者ハ選任及監督ニ付テノミ其ノ實ニ任ス信託行為ニ依リ他人ヲシテ信託事務ヲ処理セシメタルトキ亦同シ
- ③受託者ニ代リテ信託事務ヲ処理スル者ハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ
- 第二十七条 受託者カ管理ノ失当ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ又ハ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ委託者、其ノ相続人、受益者及他ノ受託者ハ其ノ受託者ニ対シ損失ノ填補又ハ信託財産ノ復旧ヲ請求スルコトヲ得
- 第二十八条 信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金銭ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル
- 第二十九条 第二十七条ノ規定ハ受託者カ前条ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ管理シタル場合ニ之ヲ準用ス
- ②前項ノ場合ニ於テ信託財産ニ損失ヲ生シタルトキハ受託者ハ分別シテ管理ヲ為シタル場合ニ於テモ損失ヲ生スヘカリシコトヲ証明スルニ非サレハ不可抗力ヲ理由トシテ其實ヲ免ルルコトヲ得ス
- 第三十条 信託財産ニ付附合、混和又ハ加工アリタル場合ニ於テハ

- 各信託財産及固有財産ハ各別ノ所有者ニ属スルモノト看做シ民法第二百四十二条乃至第二百四十八条ノ規定ヲ適用ス
- 第三十一条 受託者カ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ転傳者ニ対シ其ノ処分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ又ハ登記若ハ登録スヘカラサル信託財産ニ付テハ相手方及轉傳者ニ於テ其ノ処分カ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知りタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限ル
- 第三十二条 受益者数人アル場合ニ於テ其ノ一人カ前条ノ規定ニ依リテ為シタル取消ハ他ノ受益者ノ為ニ其ノ効力ヲ生ス
- 第三十三条 第三十一条ニ規定スル取消權ハ受益者又ハ信託管理人カ取消ノ原因アルコトヲ知りタル時ヨリ一月内ニ之ヲ行ハサルトキハ消滅ス処分ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキ亦同シ
- 第三十四条 受託者タル法人カ其ノ任務ニ背キタルトキハ之ニ干渉シタル理事又ハ之ニ準スヘキ者亦連帶シテ其ノ實ニ任ス
- 第三十五条 受託者ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外特約アルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス
- 第三十六条 受託者ハ信託財産ニ関シテ負担シタル租税、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ処理スル為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ充却シ他ノ權利者ニ先チテ其ノ權利ヲ行フコトヲ得
- ②受託者ハ受益者ニ対シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相當ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ不特定ナルト

キ及未タ存在セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
 ③前項ノ規定ハ受益者カ其ノ權利ヲ拋棄シタル場合ニハ之ヲ適用セ
 ス

第三十七條 前条ノ規定ハ受託者カ信託財産ヨリ報酬ヲ受クヘキ場
 合ニ其ノ報酬ニ付之ヲ準用ス受託者カ受益者ヨリ報酬ヲ受クヘキ
 場合亦同シ

第三十八條 第三十六條又ハ前条ノ規定スル受託者ノ權利ハ受託者
 カ第二十七條又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル損失ノ填補及信託財産
 復旧ノ義務ヲ履行シタル後ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三十九條 受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付其ノ事務ノ処理及計算
 ヲ明ニスルコトヲ要ス
 ②受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付財
 産目録ヲ作ルコトヲ要ス

第四十條 利害關係人ハ何時ニテモ前条ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコ
 トヲ得

②委託者、其ノ相續人及受益者ハ信託事務ノ処理ニ関スル書類ノ閱
 覧ヲ請求シ且信託事務ノ処理ニ付説明ヲ求ムルコトヲ得
 第四十一條 信託事務ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ
 外裁判所ノ監督ニ屬ス

②裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託事務ノ処理
 ニ付検査ヲ為シ且検査役ヲ選任シ其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコ
 トヲ得

第四十二條 受託者カ死亡シタルトキ又ハ破産、禁治産若ハ準禁治

産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス受託者タ
 ル法人カ解散シタルトキ亦同シ

②前項ノ場合ニ於テハ受託者ノ相續人、其ノ法定代理人、破産管財
 人、後见人、保佐人又ハ清算人ハ新受託者カ信託事務ヲ処理スル
 コトヲ得ルニ至ル迄信託財産ヲ保管シ且信託事務ノ引継ニ必要ナ
 ル行為ヲ為スコトヲ要ス法人合併ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ設立
 シタル法人又ハ合併後存続スル法人亦同シ

第四十三條 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外受益
 者及委託者ノ承諾アルニ非サレハ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得ス

第四十四條 信託行為ニ依リ特定ノ資格ニ基キ受託者ト為リタル者
 其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス

第四十五條 第四十三條又ハ前条ノ規定ニ依リ任務終了シタル者ハ
 新受託者カ信託事務ヲ処理スルコトヲ得ルニ至ル迄仍受託者ノ權
 利義務ヲ有ス

第四十六條 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ受託者ハ裁判所ノ許
 可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

第四十七條 受託者カ其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由
 アルトキハ裁判所ハ委託者、其ノ相續人又ハ受益者ノ請求ニ因リ
 受託者ヲ解任スルコトヲ得

第四十八條 第四十六條又ハ前条ノ規定ニ依リ受託者其ノ任務ヲ辞
 シ又ハ解任セラレタルトキハ裁判所ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ
 其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

第四十九條 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託

者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ遺言ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者カ信託ノ引受ヲ為サス又ハ之ヲ為スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

③前二項ノ規定ハ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス

④第八條第三項ノ規定ハ受託者ニ付之ヲ準用ス

第五十條 受託者ノ更迭アリタルトキハ信託財産ハ前受託者ノ任務終了ノ時ニ於テ新受託者ニ讓渡サレタルモノト看做ス

②受託者数人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ任務終了シタルトキハ信託財産ハ当然他ノ受託者ニ帰ス

第五十一條 第二十七條又ハ第二十九條ニ規定スル權利ハ新受託者亦之ヲ行フコトヲ得

第五十二條 受託者ノ更迭アリタルトキハ新受託者ハ前受託者カ信託行為ニ因リ受益者ニ對シテ負担シタル債務ヲ承継ス

②前項ノ規定ハ第五十條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③信託事務ノ処理ニ付生シタル債權ハ信託財産ノ限度ニ於テ新受託者ニ對シテモ亦之ヲ行フコトヲ得

第五十三條 信託財産ニ對スル強制執行、仮差押若ハ仮処分ノ執行又ハ競売手續ハ新受託者ニ對シテ之ヲ続行スルコトヲ得

(昭五四四五・一部改正)

第五十四條 前受託者ハ第三十六條第一項ニ規定スル費用若ハ損害ノ補償ヲ受クル權利又ハ第三十七條ニ規定スル報酬ヲ受クル權利ニ基キ新受託者ニ對シ信託財産ニ付強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得

②前受託者ハ前項ノ權利ヲ行フ為信託財産ヲ留置スルコトヲ得

(昭五四四五・一部改正)

第五十五條 受託者更迭ノ場合ニ於テハ信託事務ノ計算ヲ為シ受益者又ハ信託管理人ノ立会ヲ以テ事務ノ引継ヲ為スコトヲ要ス

②受益者又ハ信託管理人カ前項ノ計算ヲ承認シタルトキハ前受託者ノ其ノ受益者ニ對スル引継ニ関スル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス但シ不正ノ行為アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十六條 信託行為ヲ以テ定メタル事由差生シタルトキ又ハ信託ノ目的ヲ達シ若ハ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ信託ハ之ニ因リテ終了ス

第五十七條 委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相續人ハ何時ニテモ信託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第六百五十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 前條ノ場合ヲ除クノ外受益者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テ信託財産ヲ以テスルニ非サレハ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキ其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ裁判

所ハ受益者又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ信託ノ解除ヲ命スルコトヲ得

第五十九條 第五十七條及前條ノ規定ニ拘ラス信託ノ解除ニ因シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第六十條 信託ノ解除ハ將來ニ向テノ其ノ効力ヲ生ス

第六十一條 第五十七條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ信託カ解除セラレタルトキハ信託財産ハ受益者ニ帰属ス

第六十二条 信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰屬權利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相続人ニ帰屬ス

第六十三条 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産カ其ノ帰屬權利者ニ移転スル迄ハ仍信託ハ存続スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ帰屬權利者ヲ受益者ト看做ス

第六十四条 第五十三条及第五十四条ノ規定ハ信託ノ終了ニ因リ信託財産カ受益者其ノ他ノ者ニ帰屬シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五条 信託終了ノ場合ニ於テハ委託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ為シ受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第五十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

第六十六条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後六条ノ規定ヲ適用ス

第六十七条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第六十八条 公益信託ノ引受ニ付テハ委託者ハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第六十九条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

②委託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス

第七十条 公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得ザリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り

信託ノ事項ノ変更ヲ為スコトヲ得

第七十一条 公益信託ノ委託者ハ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

第七十二条 公益信託ニ付テハ第八條第一項第三項、第二十二條第一項但書及第四十七條乃至第四十九條ニ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ属ス但シ第四十七條及第四十九條ニ規定スル権限ニ付テハ職權ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

第七十三条 公益信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ帰屬權利者ナキトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ從ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得

第七十四条 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ行政庁ニ委任スルコトヲ得

(第三七九・追加)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正二年勅令第五二号で大正二年一月一日から施行)

附則 (昭和三年二月三日法律第三三三号) 抄

第二十九条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十条 昭和二十二年法律第七十四号（日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律）施行前に妻が夫の許可を受けな

いでした信託の引受はこれを取り消すことができない。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

資料編

(施行期日)

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則（平成元年二月三日法律第九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二年政令第二八三号で平成三年一月一日から施行）

附則（平成三年五月二日法律第七九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成四年政令第一六〇号で平成四年五月二〇日から施行）

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定、以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

[資料2]

△参考▽

○建設大臣の主管に属する公益信託
の引受けの許可及び監督に関する
事務処理要領
(昭和五十二年五月十一日
建設省文第五十八号)

信託法(大正十一年法律第六十二号、以下「法」という。)第六十六
条から第七十三条までの規定を実施するため、建設大臣の主管に
属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務処理要領を次
のように定める。

(この要領の適用)

第一条 建設大臣の主管に属する公益信託で、その信託事務に基づ
く受益の範囲が二以上の都道府県にわたるもの(以下「公益信
託」という。)の引受けの許可及び監督に関する手続については、
この事務処理要領の定めるところによる。

(引受けの許可申請)

第二条 法第六十八条の規定に基づき、公益信託の引受けについて

建設大臣の許可を受けようとする者は、許可申請書に次の各号に
掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

一 公益信託設定趣意書。

二 公益信託の引受けに係る信託行為を示す書類(以下「公益信
託行為」という。)

三 信託されるべき財産の種類及びその価額を記載した書類

四 信託事務計画及び予算の概要

五 委託者となるべき者の住所、氏名、職業及び略歴を記載した
書類(以下「履歴書」という。)

六 受託者となるべき者の履歴書

七 その他建設大臣が特に必要と認める書類

2 前項第五号及び第六号の規定において委託者、受託者となるべ
き者が法人である場合にあつては、法人の名称、代表者の氏名、
主たる事務所及び当該法人の主たる業務を記載した書類を添える
ものとする。

(許可、不許可の決定の通知)

第三条 建設大臣は、第二条の申請書を受理した日の翌日から起算
して三十日以内に、引受けの許可又は不許可の決定をし、文書で
その旨申請者に通知するものとする。

(公益信託行為等の完了報告)

第四條 公益信託の受託者は、当該公益信託の引受許可後一月以内に次の各号に掲げる書類を建設大臣に報告しなければならない。

一 公益信託行為の簿本

二 公益信託財産の種類及び価額並びにこれを証する書類

(信託事務計画等の報告)

第五條 受託者は、毎年、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る期間(以下「年度」という。)開始前に、当該年度に係る信託事務計画書及び予算書を建設大臣に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の信託事務計画書及び予算書を変更したときは、すみやかに、これを建設大臣に提出しなければならない。

(信託事務状況等の報告及び公告)

第六條 受託者は、毎年、年度終了後三月以内に、当該年度に係る信託事務状況報告書、決算書及び当該年度末における財産目録を建設大臣に提出するとともに、法第六十九条第二項に規定する公告を行わなければならない。

(信託条項の変更の申請手続)

第七條 受託者は、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託条項の変更をしようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

一 信託条項の変更案を記載した書類

二 変更の理由を記載した書類

2 前項の信託条項の変更が信託事務の内容の変更に係るものであるときは、前項の書類のほか、その変更に係る信託事務計画書及び予算書を添えなければならない。

(受託者の辞任)

第八條 受託者は、法第七十一条の規定により、辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて、許可申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務及び信託財産の現況を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第九條 委託者、その相続人又は受益者は、任務違反その他重要な理由により、受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

一 解任の理由を記載した書類

二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(利害関係人による新受託者の選任の請求)

第十條 利害関係人は、受託者が任務終了等の理由により欠けるこ

となる場合において、新受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者が欠けることとなる理由を記載した書類
- 二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第十一条 公益信託の利害関係人は、信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

- 一 信託管理人の選任を請求しようとする理由を記載した書類
- 二 信託管理人となるべき者の履歴書及び就任承諾書

(業務の監督)

第十二条 建設大臣は、法第六十七条及び第六十九条第一項の規定により、受託者に対し、公益信託事務及び財産の状況に関する報告又は資料を提出させ若しくは、必要と認めるときは、その職員をして公益信託事務の処理について検査させることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により、検査する場合においては、その職員に別記様式の証票を携帯させなければならない。

(信託財産を固有財産とする場合の手続)

第十三条 受託者は、やむを得ない理由により信託財産をその者の

固有財産としようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

- 一 固有財産としようとする理由を記載した書類
- 二 固有財産として取得しようとする財産の価額の計算に関する明細を記載した書類

(公益信託の終了)


第十四条 受託者は、法第五十六条に定める理由が発生したことから、信託が終了しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を添えて、建設大臣に報告しなければならない。

- 一 信託終了の理由を記載した書類
- 二 信託終了時における財産の種類、価額及び帰属に関する書類

別記様式

(規格は、B列8番とする。)

表

第	号		
		官職	氏名
建設大臣の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する事務 処理要領第12条第2項の規定による証票			
昭和 年 月 日交付			
			建設大臣 

裏

信託法抜すい
第67条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
第69条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得
建設大臣の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督 に関する事務処理要領抜すい
第12条 建設大臣は、法第67条及び第69条第1項の規定により、受託者 に対し、公益信託事務及び財産の状況に関する報告又は資料を提出さ せ若しくは、必要と認めるときは、その職員をして公益信託事務の処 理について検査させることができる。
2 建設大臣は、前項の規定により、検査する場合においては、その職 員に別記様式の証票を携帯させなければならない。

○自治大臣の所管に属する公益
信託の引受けの許可及び監督
に関する規則 (昭和六十年一月三十日
自治省令第三号)

最近改正 平成四年五月一九日自治省令第一五号

信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条から第七十三条までの規定を実施するため、自治大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を次のように定める。

自治大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

(趣旨)

第一条 この省令は、自治大臣の所管に属する公益信託(公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令(平成四年政令第百六十二号)第一条第一項に基づき都道府県知事に委任されたものを除く。)の引受けの許可及び監督について必要な事項を定めるものとする。

(令四自省令一五・一部改正)

(引受けの許可の申請)

第二条 信託法(以下「法」という。)第六十八条の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えた申請書を自治大臣に提出しなければならない。

- 一 設定趣意書
- 二 信託行為の内容を示す書類
- 三 信託財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- 四 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴(委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあつては、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び定款又は寄附行為)を記載した書類
- 五 信託管理人を指定する場合にあつては、信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴(信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び定款又は寄附行為)を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類
- 六 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあつては、当該運営委員会等の名称及び構成員の数並びに構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類
- 七 引受け当初の事業年度及び翌事業年度(事業年度の定めがない信託にあつては、引受け後二年間)の事業計画書及び収支予

算書

八 その他自治大臣が必要と認める書類

(財産の移転の報告)

第三条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第三号の財産の移転を受け、その移転を終了した後一月以内に、これを証する書類を添えて、その旨を自治大臣に報告しなければならない。

(事業計画書及び収支予算書の提出)

第四条 受託者は、毎事業年度（事業年度の定めのない信託にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を自治大臣に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、速やかにこれを自治大臣に届け出なければならない。

(事業状況報告書の提出)

第五条 受託者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を自治大臣に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業状況報告書
- 二 当該事業年度の収支決算書
- 三 当該事業年度末の財産目録

(公告)

第六条 受託者は、前条の書類を提出した後遅滞なく前事業年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託条項の変更の認可の申請)

第七条 受託者は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情が生じたときと認める場合において信託条項の変更について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を自治大臣に提出しなければならない。

一 信託条項の変更案及び新旧対照表

二 信託条項の変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項の信託条項の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(受託者の辞任の許可の申請)

第八条 受託者は、法第七十一条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を自治大臣に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務及び財産の現況を記載した書類

三 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第九条 委託者若しくはその相続人又は信託管理人は、法第四十七条及び第七十二条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を自治大臣に提出しなければならない。

一 解任を請求する理由を記載した書類

二 新受託者の選任に關する意見を記載した書類
(新受託者の選任の請求)

第十条 利害關係人は、法第四十九条第一項及び第七十二条の規定により新受託者の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を自治大臣に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事実又は理由を記載した書類
- 二 新受託者となるべき者に係る第二条第四号に掲げる書類及びその就任の承諾を証する書類

(信託管理人の選任の請求)

第十一条 利害關係人は、法第八条第一項及び第七十二条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を自治大臣に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類
- 二 信託管理人となるべき者に係る第二条第五号に掲げる書類
(受託者の信託財産の取得の許可の申請)

第十二条 受託者は、法第二十二條第一項ただし書及び第七十二条の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を自治大臣に提出しなければならない。

- 一 信託財産を固有財産としようとする理由を記載した書類
- 二 固有財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類
- 三 固有財産となるべきものの価格を証する書類

(諸届出)

第十三条 受託者は、この省令で定めるもののほか、次に掲げる事

項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を自治大臣に届け出なければならない。

- 一 受託者の氏名、住所又は職業(法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務)

二 信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業(信託管理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務)

2 前項第二号の規定による届出が、新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、第二条第五号又は第六号の書類を添えなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第十四条 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- 一 信託行為及びこれに附屬する書類
- 二 委託者又はその相統人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴(これらの者が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為)を記載した書類
- 三 許可、届出等に関する書類
- 四 収入及び支出に關する帳簿及び証拠書類
- 五 資産及び負債の状況を示す書類
- 六 運営委員会等の議事に関する書類

(業務の監督)

第十五条 自治大臣は、法第六十七条及び第六十九条第一項の規定

資料編

により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(公益信託終了の報告)

第十六条 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を自治大臣に提出しなければならない。

- 一 信託終了の事由を記載した書類
- 二 信託終了の日の属する事業年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 三 信託終了時における財産目録
- 四 残余財産の処分に関する書類

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年五月一九日自治省令第一五号)

この省令は、平成四年五月二十日から施行する。

○文部大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督 に関する規程

(昭和五十二年六月一日)
文部省令第二十七号

最近改正 平成四年五月一九日文部省令第二十四号

信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条から第七十三条までの規定を実施するため、文部大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規程を次のように定める。

文部大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規程（平四文令二四・改修）

（趣旨）

第一条 文部大臣の所管に属する信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条に規定する公益信託（公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令（平成四年政令第百六十二号）第一条の規定により文部大臣の同条第一項に規定する権限が都道府県の知事又は都道府県の教育委員会に委任されたものを除く、以下「公益信託」という。）に係る引受けの許可及び監督に関する手続については、この規程の定めるところによる。

（平四文令二四・一部改正）

（引受けの許可の申請手続）

第二条 公益信託の引受けをしようとする者は、許可申請書に次の

各号に掲げる書類を添付して、文部大臣に申請しなければならない。

- 一 設定趣意書
- 二 信託行為
- 三 委託者となるべき者の履歴書
- 四 受託者となるべき者の履歴書及び印鑑証明書
- 五 信託管理人を置く場合にあつては、信託管理人に就任を予定されている者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
- 六 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあつては、その名称及び構成員の数並びにその構成員に就任を予定されている者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書
- 七 財産目録
- 八 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- 九 引受け後二年の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- 十 その他文部大臣が特に必要と認める書類
- 2 前項第三号及び第四号の規定において委託者又は受託者となるべき者が法人である場合にあつては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。

（平六〇文令三〇・一部改正）

（財産の移転の報告）

第三条 引受けを許可された受託者は、速やかに前条第一項第七号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終わった後一月

以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添付して、その旨を文部大臣に報告しなければならない。

(事業計画等の届出)

第四条 受託者は、年度(信託行為に別段の定めがないときは、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。以下同じ。)開始前に、翌年度の事業計画及びこれに伴う収支予算を文部大臣に届け出なければならない。

2 受託者は、前項の事業計画及びこれに伴う収支予算を変更したときは、速やかにこれを文部大臣に届け出なければならない。

(事業報告)

第五条 受託者は、年度終了後三月以内に、その年度末現在の財産目録を添付して、その年度における次の各号に掲げる事項を文部大臣に報告しなければならない。

- 一 事業の状況
- 二 処務の概要
- 三 収支決算
- 四 財産増減の事由

(公告)

第六条 受託者は、前条の報告をした後遅滞なく前年度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託条項の変更の認可の申請手続)

第七条 受託者は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託条項の変更について、信託行為の定めると

ころにより文部大臣の認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、文部大臣に申請しなければならない。

- 一 信託条項の変更案及び変更の事由を記載した書類
- 二 信託行為の新旧の比較対照表

2 前項の信託条項の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、前項各号の書類のほか、その変更に係る第二条第一項第七号から第九号までの書類を添付しなければならない。この場合において、同項第九号中「引受け後」とあるのは、「信託条項変更後」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請手続)

第八条 受託者は、やむを得ない事由により辞任しようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、文部大臣に申請しなければならない。

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 二 財産及び収支の現況を記載した書類
- 三 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請手続)

第九条 委託者、その相続人又は信託管理人は、受託者の任務違反その他重要な事由により、文部大臣に対し受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、文部大臣に申請しなければならない。

- 一 解任を請求する事由を記載した書類

二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新受託者の選任の申請手続)

第十条 委託者、その相続人、信託管理人又は運営委員会等の構成員（以下「利害関係人」という。）は、受託者が欠けることとなる場合において、文部大臣に対し新受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に第二條第一項第四号に掲げる書類のほか財産及び収支の現況を記載した書類を添付して、文部大臣に申請しなければならない。

(信託管理人の選任の申請手続)

第十一条 利害関係人は、文部大臣に対し信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、文部大臣に申請しなければならない。

一 選任を請求する事由を記載した書類

二 信託管理人となるべき者の就任承諾書、履歴書及び印鑑証明書

書

(昭六〇文令三〇・一部改正)

(諸届出)

第十二条 受託者は、第三條、第四條及び第五條に定めるものほか、次の各号の一に該当するときは、速やかに書面をもつて文部大臣に届け出なければならない。

一 委託者が死亡したとき（法人にあつては、解散したとき）。

二 委託者又は受託者の職業又は住所に変更があつたとき（法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地

又は主たる業務に変更があつたとき）。

三 信託管理人の職業又は住所に変更があつたとき。

四 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があつたとき。

2 前項第四号による届出の場合、第二條第一項第五号又は第六号の書類を添付しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け等)

第十三条 受託者は、その事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

一 信託行為

二 利害関係人の名簿及び履歴書

三 処分日誌

四 運営委員会等の議事に関する書類

五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

六 資産台帳及び負債台帳

七 官公署往復書類

八 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第三号及び第七号の書類及び帳簿は一年以上、第四号の書類は永年、第五号の書類及び帳簿は十年以上保存しなければならない。

(業務の監督)

第十四条 文部大臣は、信託法第六十七條及び第六十九條第一項の規定により、受託者に対し、報告を求め、又は資料を提出させる

ことができ、また、その職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 文部大臣は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、信託法第六十九条第一項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 文部大臣は、信託法第六十七条の規定により、必要があると認めるときは、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。

4 第一項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(昭六〇文令三〇・一部改正)

(受託者の信託財産の取得の許可の申請手続)

第十五条 受託者は、やむを得ない事由により信託財産をその者の固有財産としようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、文部大臣に申請しなければならない。

- 一 固有財産としようとする事由を記載した書類
- 二 固有財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類
- 三 固有財産となるべきものの価格を証する書類

(残余財産処分の許可の申請手続等)

第十六条 受託者は、信託の終了に伴う残余財産の処分について、信託行為の定めるところにより文部大臣の許可を受けようとする

ときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、文部大臣に申請しなければならない。

- 一 信託終了の事由を記載した書類
- 二 財産目録
- 三 残余財産の処分方法に関する書類

2 受託者は、信託が終了したときには、直ちに前項各号の書類を添付して、その旨を文部大臣に報告しなければならない。ただし、前項の規定により許可を申請した場合には、この限りでない。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年一月三〇日文部省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年五月一九日文部省令第二四号) 抄

この省令は、平成四年五月二十日から施行する。

資料編

[資料3] 公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する政令

(都道府県知事等への委任)

第 1 条 信託法第66条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）であってその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるもの（次項に掲げるもの及び別表第1主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益信託であってそれぞれその目的が同表事項欄に定める事項に該当するものを除く。）に対する同法第67条から第73条までに規定する主務官庁の権限は、当該都道府県の知事に委任する。

② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務に関連する事項を目的とする公益信託であってその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるものに対する文部大臣の前項に規定する権限は、当該都道府県の教育委員会に委任する。

(地方支分部局の長への委任)

第 2 条 別表第2主務官庁欄に掲げる主務官庁の前条第1項に規定する権限で、同表事項欄に定める事項を目的とし、かつ、その受益の範囲が同表区域欄に定める区域内に限られる公益信託に対するものは、それぞれ同表機関欄に定める機関に委任する。

附 則

この政令は、平成4年5月20日から施行する。

別表第1（第1条関係）

主務官庁	事 項
法 務 省	法務省の所掌事務に関連する事項
外 務 省	外務省の所掌事務に関連する事項で特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とするもの
大 蔵 省	大蔵省の所掌事務に関連する事項（当該所掌事務に係る大蔵大臣の権限が他の法令の規定により都道府県知事に委任されているものを除く。）
文 部 省	1 大学若しくは高等専門学校を設置の準備若しくは維持経営の後援又はこれらの学校の職員及び学生に対する研修の機会の提供 2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条の規定により文部大臣が認定する通信教育 3 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第5条第2項の規定により文部大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携
運 輸 省	運輸省の所掌事務に関連する事項
郵 政 省	郵政省の所掌事務に関連する事項
労 働 省	都道府県労働基準局の所掌事務に関連する事項

別表第2（第2条関係）

主務官庁	事 項	区 域	機 関
大 蔵 省	財務局の所掌事務に関連する事項	一の財務局（九州財務局にあっては、福岡財務支局の管轄区域を除く。）の管轄区域	財 務 局 長
		福岡財務支局の管轄区域	福岡財務支局長
	税関の所掌事務に関連する事項	一の税関の管轄区域	税 関 長
	国税局の所掌事務に関連する事項	一の国税局の管轄区域	国 税 局 長
労 働 省	都道府県労働基準局の所掌事務に関連する事項	一の都道府県労働基準局の管轄区域	都道府県労働基準局長

[資料4]

1.3 特定公益信託

特定公益信託とは、信託法第66条に規定する公益信託であって、信託終了時の信託財産が委託者に帰属しないこと及び信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることにつき、政令の規定により証明されたものをいう。

「政令で定める要件」とは、次の事項である。

- ①次に掲げる事項（信託行為要件）が信託行為において明らかであること
- 1 信託終了時の残余財産の国若しくは地方公共団体への帰属又は類似目的のための公益信託として継続
 - 2 信託の解除の不能、かつ、信託条項の変更の場合における主務大臣の認可の取得
 - 3 信託財産として受け入れる資産は金銭に限定
 - 4 信託財産の運用は、次に掲げる方法に限定
 - イ 預金又は貯金
 - ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益証券の取得
 - ハ イ又はロに準ずるものとして大蔵省令で定める方法（現行では指定金銭信託受益権（合同運用一般口））
 - 5 信託管理人の指定
 - 6 受託者が信託財産の処分を行う場合において、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見の聴取を要すること
 - 7 信託管理人及び前号の学識経験を有する者に対して信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないこと
 - 8 受託者が信託財産から受ける報酬の額は、信託事務の処理に要する経費として通常必要な費用の額を超えないこと
- ②受託者が信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）であること

「政令の規定により証明されたもの」とは、次の事項である。

- ①特定公益信託である旨の主務大臣の証明を受けたものであること
- ②主務大臣が証明しようとするときは、大蔵大臣との協議を要すること

(所得税法78条3項 同施行令217条の2 同施行規則40条の8 2項
 法人税法37条5項 同施行令77条の2 同施行規則23条の3 2項
 租税特別措置法70条3項及び4項 同施行令40条の4 同施行規則23条の5 2項)

資料編

エ. 認定特定公益信託

認定特定公益信託とは、前項の特定公益信託のうち、その目的が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに該当していることにつき、政令の規定により認定されたものをいう。

「政令で定めるもの」とは、次の事項である。

- | |
|--|
| <p>①次に掲げるもの（目的事業要件）をその目的とすること</p> <ol style="list-style-type: none">1 科学技術（自然科学）に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給2 学校教育に対する助成3 奨学金の支給又は貸与4 芸術の普及向上に関する助成金の支給5 文化財の保存及び活用に関する助成金の支給6 開発途上国に対する経済協力（技術協力を含む）のための資金の贈与7 野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人に対する助成金の支給 <p>〔法人：国若しくは地方公共団体の委託を受けているもの又はこれに準じるものとして大蔵省令で定めるもの（その構成員に国、地方公共団体又は特定の法人が含まれるか、国又は地方公共団体が出資しているか、又は環境庁長官がとくに認めたもの）〕</p> <ol style="list-style-type: none">8 自然環境の保全及び活用に関する助成金の支給9 国土緑化事業の推進に関する助成金の支給10 社会福祉事業に対する助成 <p>②当該目的に関し相当と認められる業績が持続できること</p> |
|--|

「政令の規定により認定されたもの」とは、次の事項である。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①前記①及び②について主務大臣の認定を受けたものであること②①の認定日の翌日から5年を経過していないものであること③主務大臣が認定しようとするときは、大蔵大臣との協議を要すること |
|---|

(所得税法78条3項 同施行令217条の2 同施行規則40条の8 3項
法人税法37条5項 同施行令77条の2 同施行規則23条の3 3項
租税特別措置法70条3項及び4項 同施行令40条の4 同施行規則23条の5 3項)

3 各公益信託に係る税制上の措置

(イ) 委託者（又は支出者）が支出した信託財産について

①委託者（又は支出者）が法人の場合

認定特定公益信託	特定公益信託	一般公益信託
「みなし特定寄付金」（資産から分離）として、一般寄付金損金算入限度額とは別枠で、かつそれと同額までを限度とする優遇枠内での損金支出を認定 〔法人税法37条 5項 同施行令77条の2 1項～ 4項〕	「みなし寄付金」（資産から分離）として、一般寄付金損金算入限度額の枠内での損金支出を認定 〔法人税法37条 5項 同施行令77条の2 1項、 2項 及び 4項〕	委託者（又は支出者）が信託財産を所有するものとみなされ、その資産に計上 〔法人税法12条〕

※一般寄付金損金算入限度額＝（資本金額×2.5/1000+所得金額×2.5/100）×1/2

②委託者（又は支出者）が個人の場合

	認定特定公益信託	特定公益信託	一般公益信託
生前支出（設定）	「みなし特定寄付金」（資産から分離）として、寄付金控除が適用 寄付金控除額 ＝寄付金額（所得の 25%限度） － 1万円 〔所得税法78条 3項 同施行令217条の2 1項～ 4項〕	「みなし寄付金」（資産から分離）とされるが、左記優遇措置は適用されず	委託者（又は支出者）が信託財産を所有するものとみなされ、その資産に計上 〔所得税法13条〕
相続財産等よりの支出（設定）	相続税課税価格計算基礎不算入 条件： ①金銭による支出 ②申告書提出期限までに支出 ③相続税負担が不当に減少する場合不可 ④受入公益信託が受入日から 2年以内に認定特定公益信託に該当しなくなった場合は、改めて相続税を課税 〔租税特別措置法70条 3項 4項 同施行令40条の 4 1項～ 4項〕	左記優遇措置は適用されず	左記優遇措置は適用されず
既設定公益信託の委託者につき相続の開始があった場合	委託者の相続人が相続により取得した財産として取り扱うが、その信託に関する権利の価額は零とする。 〔相続税法基本通達 4-1〕		個別認定（特定公益信託の要件を満たす場合）

資料編

(D) 信託財産の管理運用について

①委託者（又は支出者）が法人の場合

	認定特定公益信託	特定公益信託	一般公益信託
資産との関係	資産から分離		資産として計上
収入及び支出	当該公益信託に帰属		委託者（又は支出者）に帰属） 収支の明確化要 収入→所得 支出→寄付金
信託財産につき生じる所得（運用収益）	法人税法に規定はないが、所得税法の規定を事実上準用して非課税とされている。		

②委託者（又は支出者）が個人の場合

	認定特定公益信託	特定公益信託	一般公益信託
資産との関係	資産から分離		通常、資産から分離と認定※
収入及び支出	当該公益信託に帰属		通常、当該公益信託に帰属するものと認定 収支明確化不要※
信託財産につき生じる所得（運用収益）	非課税 [所得税法11条 3項]		

※公益信託への個人の寄付金については、次の理由から、例えその公益信託が一般公益信託であっても、原則として、寄付金とみなされる。ただし、寄付金控除の適用はない。

- ①当該公益信託の受益が社会公益（不特定多数の利益）に及ぶこと
- ②信託終了時の残余財産が個人に帰属しないこと
- ③個人を対象とする所得税法第11条第3項（信託財産につき生じる所得の非課税）の規定は、信託財産が委託者個人に帰属するものではないことを裏付けていること

従って、当該一般公益信託の委託者（又は支出者）は、個人から受け入れた寄付金の部分については、資産からの分離及び収支の明確化の処理は不要である。

資料編

(II) 助成金の受給者について

①受給者が個人の場合

委託者	認定特定公益信託	特定公益信託	一般公益信託
法人	所得税： 一時所得として課税 ただし、奨学のための金品については非課税 [所得税法34条 同 9条 1項14号]		
個人	贈与税： 課税（60万円までは非課税） [相続税法第 1条の 2 第21条の 2] ----- ただし、下記については非課税 ①学術への貢献の表彰又は学術研究の奨励を行うものとして大蔵大臣の指定の指定を受けた特定公益信託からの助成金等で、大蔵大臣が指定するもの ②奨学のための金品 [相続税法21条の 3 1項 4号]		左記ただし書の適用なし

②受給者が法人の場合

受給者	認定特定公益信託	特定公益信託	一般公益信託
公益法人又は一般の人格のない社団等	法人税：収益事業に対する支給以外は非課税 [法人税法 7条]		
普通法人又は収益事業を営む人格のない社団等	法人税：課税 [法人税法 4条 5条]		

[資料5]

公益信託要項 (案) 平成〇年〇月〇日 作成者：〇〇信託銀行 〇〇

1. 名 称 公益信託〇〇市〇〇区〇〇まちづくり基金
2. 主務官庁 〇〇〇知事局 (土木部 都市開発局 都市整備課)
信託法第68条に基づく引受け許可取得
3. 委託者 〇〇市〇〇区〇〇まちづくり基金設立協議会 (委員長 〇〇 〇〇氏)
所在地：〇〇市〇〇区〇〇区役所内
〇〇市〇〇区〇〇地区のまちづくり及び地区会館建設・運営に関する事業や活動を推進するために設立された任意団体。〇〇市から資金の交付を受け、「まちづくり公益信託」制度を活用して、事業や活動の実施又は助成を行う公益信託を設定する。
4. 受託者 下記受託者の共同受託方式とする。
〇〇信託銀行株式会社 [代表受託] 信託事務担当—〇〇支店
株式会社〇〇銀行
〇〇信託銀行株式会社
〇〇信託銀行株式会社

[契約構成]

- ①公益信託契約書 (委託者：共同受託者)
 - ②附属書類 (事業実施・助成規程及び助成対象例示・覧表)
 - ③共同受託に関する協定書 (共同受託者相互間)
5. 設定主旨
及び
信託目的 〇〇市が同市〇〇区〇〇町財産区の財産処分金を原資とする資金を委託者に交付し、委託者が同町を中心とする〇〇市〇〇区の都市環境整備の実施又は助成並びにまちづくり活動の助成を行う公益信託を設定するもので、これにより地域住民の手による快適で文化的な都市環境の創造を図り、もって定住魅力あふれた地域社会の発展と振興に寄与することを目的とする。
 6. 事業内容 (1) 〇〇町地区 (以下「地区」という) を中心とした〇〇市〇〇区内における次に掲げる事業若しくは活動の実施又はこれらに対する資金の助成。
 - イ. 公共の空間 (公園・道路・河川等) の環境美化・保全
 - ロ. 公共の施設の整備充実
 - ハ. 住民が自主的に参加するまちづくり活動ニ. 地区会館の管理運営
 - (2) 地区会館の建設に係る資金の助成
 - (3) その他の信託目的を達成するために必要な事業
—以上 別途「事業実施・助成規程」を制定—

7. 当初信託財産 金銭〇〇億円（元本）
 [内訳] ①第1種基金（まちづくり事業基金） 〇億円（収益活用型）
 主として事業内容（1）の事業費に充当
 事業費は、原則として、信託財産の運用収益（非課税）の範囲内でまかなう。ただし、事業の運営上必要なときは、運営委員会及び信託管理人の承認と〇〇〇知事の許可を条件を条件に、信託財産元本の取崩しも可とする。
- ②第2種基金（地区会館建設基金） 〇億円（元本取崩型）
 主として事業内容（2）の事業費に充当
 事業費は、原則として、信託財産元本をその都度必要額取崩し、当該資金の範囲内でまかなう。運用収益（非課税）は元本に組み入れる。
- (1) 基金は、貸付信託又は金銭信託により運用し、有利で安定した収益の確保を図る。
 (2) 発足後、両基金とも委託者による財産の追加信託可 篤志の第三者による本信託への直接寄付も受人可
 (3) 年間の事業計画・収支予算は、代表受託者が共同受託者及び信託関係者と協議して作成し、運営委員会に諮問して決定する。
 [共同受託者間の信託財産管理]

受託銀行	第1種基金	第2種基金
〇〇信託銀行（代表受託）	〇分の〇	〇分の〇
〇〇銀行	〇分の〇	—
〇〇信託銀行	〇分の〇	—
〇〇信託銀行	〇分の〇	—

8. 信託管理人 1名（無報酬）
 職務—信託運営上の重要事項について受託者に同意・承認を与え報告を受ける。
 候補者：〇〇〇〇氏（職業勤務先）
9. 運営委員会 若干名（無報酬）任期2年 再任可
 職務—実施・助成等の対案の審査選考を行うほか、受託者の諮問に応じ、事業の執行運営について助言・勧告を行う。
 候補者：〇〇〇〇氏（職業勤務先）
 ……………
 ……………
10. 事業の執行運営及び事務の処理（共同受託者の職務） 代表受託者（〇〇信託銀行）の〇〇支店を信託運営上の事務局とし、共同受託者が分担協力して次の職務を行う。（*印は代表受託者担当職務）

資料編

- (1) 信託事務運営
 - ①事業計画・報告、収支予算・決算等の立案作成及び助成対象候補案件の収集（＊）
 - ②共同受託者会における協議
 - ③運営委員会における審議のための書類整備及び開催準備（＊）
 - ④当日運営及び議事録作成など
 - (2) 信託財産管理
 - ①基金管理運用
 - ②共同受託者間の資金調整（＊）
 - ③助成金交付事務（＊）
 - ④事務報告書の作成及び事業概況の公告（＊）など
 - (3) その他必要な事務
11. 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで（ただし、初年度は信託事業締結日から）
12. 信託の終了等 本信託は、途中で解約できない。次の場合には信託は終了し、残余財産があるときは、地方公共団体（〇〇市）又は類似の目的をもつ他の公益信託に寄附する。
- (1) 信託目的が達成されたとき又はその達成が不能となったとき
 - (2) 信託財産が消滅したとき
13. 信託報酬 各共同受託者ごとに、受託中の信託財産元本残高の総額に対し、信託報酬率年〇分の〇以内の割合で計算した金額を各基金の元本残高で按分し、当該基金の運用収益から差し引き収受する。ただし、共同受託者が信託財産を自社の貸付信託等に運用している部分に対する信託報酬率は、年〇分の〇とする。
- [代表受託者（幹事）報酬]
- 代表受託者は、幹事報酬として、他の共同受託者が収受すべき信託報酬の中から、次の金額の付替を受ける。
- ①共同受託者が信託財産を自社の貸付信託等に運用している場合、当該信託報酬額の〇%相当額
 - ②①以外の場合、当該信託報酬額の〇%相当額
14. 費用 会議費、公告費、通信費、搬送費、印刷費、旅費交通費その他の事務費及び信託管理人の承認を得た費用は、別途信託財産中より支弁する。
15. 発足予定時期 平成〇年〇月予定

[資料6]

公益信託引受け許可申請書（表紙）
（以下添付書類）

資料編

1. 設定趣意書
2. 信託契約書（案）
3. 委託者となるべき団体（法人）の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類並びにその団体（法人）の規約（定款）、（登記簿謄本）及び代表者の印鑑証明書
4. 受託者となるべき法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類並びにその法人の定款、登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書
5. 信託財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類
6. 信託財産となるべきものの権利及び価格を証する書類
7. 初年度及び次年度の事務計画書及び収支予算書
8. 信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任承諾書及び印鑑証明書
9. 運営委員会の名称、構成員の数並びにその構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任承諾書及び印鑑証明書
10. 助成規程（案）
11. その他（特定又は認定特定公益信託とする場合は、これに係る申請書の案）

[資料7]

第1章	総 則	（設定趣旨）（名称）（委託者）（受託者）
第2章	目的及び事業	（目的）（事業）
第3章	信託財産及び信託期間	（信託財産）（事業資金）（信託期間）
第4章	信託管理人	（信託管理人）（信託管理人の任務）
第5章	運営委員会	（運営委員会及び運営委員）（運営委員会の任務） （運営委員の任期）（運営委員の解任）（運営委員会の招集） （運営委員会の定足数等）（議事録）
第6章	事業の執行	（事業年度）（事業計画及び収支予算）（事業執行の方法） （事業報告及び収支決算）（公告）
第7章	信託財産の管理及び運用	（信託財産の運用）（借入金）（信託財産の 固有財産化）（費用）（信託報酬）（信託の決算）
第8章	信託の終了等	（信託の終了等）（残余財産の帰属）（最終計算及び信託 財産の交付）（受託者の辞任）（新受託者の選任）
第9章	雑 則	（信託の解除）（信託条項の変更）（書類及び帳簿備付け 等）（関連諸規程の制定及び改廃）（善管注意義務） （契約書の保有）
附 則		（当初の事業年度）（当初の信託管理人）（当初の運営委員）

執筆者

まちづくり公益信託研究 1994年 各章執筆者プロフィール

序・第1章 まちづくりにおける国家型と信託・財団

篠塚 昭次（しのづか・しょうじ）

1928年生まれ。早稲田大学法学部卒業。元ゲッチンゲン大学客員教授。現在、早稲田大学法学部教授。法学博士。

「まちづくり公益信託研究会」の代表をつとめる。

主な著書－『借地借家法の基本問題』（日本評論社）、『都市の再生』（日本放送出版協会・NHKブックス）他。

第2章 市民によるまちづくり活動と組織・団体

鎌野 邦樹（かまの・くにき）

1953年東京都生まれ。早稲田大学大学院法学科後期課程中退。法学修士。千葉大学教養部助教授を経て、1994年より千葉大学法経学部助教授。

専門は民法、および土地・環境法。

主な著書－『民商法概説』（共著、成文堂）、『要論民法総則』（共著、青林書院）他。

第3章 都市計画制度とまちづくりへの住民参加・住民自治

鈴木 庸夫（すずき・つねお）

千葉大学法経学部助教授、行政法専攻。

税務大学校講師、市町村アカデミー講師、千葉県同和問題協議会会長、神奈川県逗子市都市憲章研究会委員などをつとめる。

主な著書－『開発規制と条例・要綱』（自治総研ブックレット）ほか多数の論文、判例研究がある。最近は行政手続法と要綱行政について研究を進めている。

第4章 企業のまちづくりへの係わり方

山岡 義典（やまおか・よしのり）

1941年中国東北部生まれ。東京大学建築学科卒業、大学院で都市計画を専攻。(株)都市計画設計研究所を経て、1977年から15年間、(財)トヨタ財団で助成活動に従事。この間、日本の民間非営利活動の振興について関心を深める。現在、プランニング・コンサルタント、長谷工コーポレーション総合研究所顧問。

主な著書－『日本の財団』（共著、中公新書）、『フィランソロピーと社会－その日本的課題』（共編著）他。

第5章 まちづくり公益信託の方法

岩田 恒男（いわた・つねお）

1933年神奈川県小田原市生まれ。東京大学経済学部経済学科卒業。1956年住友信託銀行入社、営業店並びに本部の業務部門、福祉信託室長を経て、1993年同行理事・主管営業

推進役を最後に退職。公益信託実務16年間で、公益信託の企画設計・主務官庁許可取得・受託100件以上にかかわる。現在公益信託コンサルタント、(財)公益法人協会専門委員。主な著書『公益信託の理論と実務』(共著、有斐閣)。論文に「特集公益信託・設定段階における実務上ならびに法律上の諸問題」(「信託」126号所収、(社)信託協会)。

第6章 まちづくり公益信託の分類と評価

佐谷 和江(さたに・かずえ)

千葉大学工学部建築学科卒業。同大学院修士課程修了。1986年(株)計画技術研究所に入所、現在、同所取締役。

まちづくり公益信託に関するプロジェクトとして、「世田谷まちづくりファンド設立に向けての調査」(世田谷区 1987~92年度)、「全国のまちづくり公益信託の実態調査—パートナーシップ型まちづくりシステムの研究の一環として」(建設省 1992~93年度)を手がける。

主な著書『21世紀の都市づくり—地区の都市計画—』(共著、第一法規出版)。

第7章 まちづくり公益信託の誕生と展開

第9章 まちづくり公益信託への提案

第11章 アメリカのコミュニティ財団とまちづくり

森下 満(もりした・みつる)

1952年北海道芽室町生まれ。北海道大学工学部建築学科卒業。現在、同大学助手。専門は歴史的環境の保全再生計画、住環境計画など。小樽や函館などの歴史的景観の保存、再生をめざす市民主体のまちづくり活動にかかわる。

主な著書『町並み色彩学Ⅰ—港町・函館における色彩文化の研究』(共著、元町倶楽部・函館の色彩文化を考える会)、『北海道の住宅と住様式』(共著、北海道大学図書刊行会)ほか。

第7章 まちづくり公益信託の誕生と展開

第9章 まちづくり公益信託への提案

第11章 アメリカのコミュニティ財団とまちづくり

柳田 良造(やなぎだ・りょうぞう)

1950年徳島生まれ。1975年北海道大学建築工学科卒業、1981年早稲田大学大学院博士課程終了。1983年柳田石塚建築計画事務所設立。CGを活用した横浜、川越、函館、京都などの都市デザインや、米国ボストン周辺の歴史的都市における町並みの研究を行っている。昨年誕生した公益信託函館色彩まちづくり基金では事務局を担っている。

主な著書『町並み色彩学Ⅰ—港町・函館における色彩文化の研究』(編著・発行)、『トランプシティとニューヨーク情報』(編著・発行)ほか。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み

卯月 盛夫(うづき・もりお)

執筆者

1953年東京生まれ。早稲田大学理工学部建築学科大学院修士課程修了。西ドイツ・シュツットガルト大学留学。その間ハノーバー市、シュツットガルト市都市計画局に勤務。1982年から世田谷区都市デザイン室を経て、1992年より世田谷まちづくりセンター所長。1989年から早稲田大学非常勤講師。

主な著書－『景観行政のすすめ』（共著、日本都市センター）、『ノイエフェルト建築設計大事典』（共訳、彰国社）ほか。

第8章 公益信託「世田谷まちづくりファンド」をベースにしたまちづくりの仕組み 浅海義治（あさのうみ・よしはる）

福岡県生まれ。北海道大学農学部農学科卒業。カリフォルニア大学バークレー校大学院、都市計画学科およびランドスケープ・アーキテクチャー学科、修士課程修了。カリフォルニア大学卒業後は住民参加のコンサルタント「MIG」に勤務。帰国後、柳田石塚建築計画事務所を経て、現在、世田谷まちづくりセンター勤務。世田谷区内を舞台として、様々な住民参加型、住民主体型のまちづくりに取り組んでいる。

主な著書－『参加型のデザイン道具箱』『アメリカの都市における市民主体のまちづくり』（共著、ともに世田谷まちづくりセンター）

第9章 まちづくり公益信託への提案

稲垣幸直（いながき・ゆきなお）

1969年大阪府生まれ。北海道大学工学部建築工学科卒業。同大学院修士課程修了。住居地計画学講座・足達研究室において都市景観・都市計画を専攻。修士論文『公益信託による市民のまちづくり活動の展開に関する研究－佐倉市をはじめとする典型事例の分析をとおして－』で佐倉、横浜野毛、世田谷、函館でのまちづくり活動について調査研究を行い、住民主体のまちづくりの新しい方向性を探る。1994年より札幌市役所勤務。

第10章 イギリスにおけるボランティア活動の歴史と概要

西村 幸夫（にしむら・ゆきお）

1952年福岡市生まれ。東京大学都市工学科卒、同大学院修了、工学博士。明治大学助手、東京大学都市工学科助教授を経て、1991年より東京大学先端科学技術研究センター助教授。この間アジア工科大学（バンコク）助教授、マサチューセッツ工科大学客員研究員。専門は都市の保全再生計画、都市景観計画、第三世界の都市計画など。日本国内およびアジア各地の都市調査をおこなっている。

日本都市計画学会学術委員会委員、ICOMOS（国際遺跡記念物会議）日本委員会理事、自治省、建設省の研究会委員などを歴任。

主な著書－『歴史を生かしたまちづくり』（古今書院）、『まちづくりとシビック・トラスト』（ぎょうせい）ほか。

1994年7月